

共通仕様書

土木工事編 III

(参考資料)

平成20年7月1日

本編（参考資料）は、各種様式、要綱、要領等を参考までに掲載したものであり、各種要綱等の改正は共通仕様書の改正に優先する。

共通仕様書 [土木工事編Ⅲ] 目次

(参 考 資 料)

1. 福島県工事請負契約約款.....	3
2. 様 式	84
3. レディーミクストコンクリート標準使用基準 現場コンクリートの配合 (参考)	245
4. 保安施設設備基準 (道路)	249
5. 建設工事公衆災害防止対策要綱	285
6. 建設副産物適正処理推進要綱	315
7. 建設リサイクルガイドライン	339
8. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	361
9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	373
10. 土木工事安全施工技術指針	387
11. 建設機械施工安全技術指針	555
12. 工程計画管理基準 (案)	579
13. コンクリート工事工程における品質検査と責任区分 (参考) ...	589
14. NATM計測要領 (参考)	593
15. アルカリ骨材反応抑制対策実施要領 (参考)	623
16. コンクリート中の塩化物総量規制実施要領 (参考)	635
17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)	641
18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における 施工体制点検マニュアルについて	653
19. 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度について	687

1. 福島県工事請負契約約款

福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号〕 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出入納局</p>
<p>(総 則) 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)はこの約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。 2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により</p>	<p>第1条関係 (1) 第3項において、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとする。 (2) 第5項において、本</p>	<p>(総 則) 第1条 ア 本条は、この約款の総則規定として、発注者と請負者の間の請負契約が、約款と図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)の定めるところにより履行されるべきことを規定し、また、約款と設計図書に契約上の拘束力があることを明確にしている。 イ 第2項は、発注者と請負者の基本義務を明記したものであり、請負者は、契約書記載の工期内に工事を完了させ、その後、工事目的物を発注者に引き渡し、発注者は、工事の完成のために必要な請負代金を支払わなくてはならないとしている。 ウ 施工方法等については、原則として、請負者がその責任において定めることを明らかにし、請負者の自主性を明文で保証したものであり、設計図書で施工方法を指定する場合は、その必要性を十分検討し、必要最小限のもの</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>行われなければならない。</p> <p>6 この契約の履行に関し て甲乙間で用いる言語は、 日本語とする。</p> <p>7 この約款に定める金銭 の支払に用いる通貨は、 日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関し て甲乙間で用いる計量単 位は、設計図書に特別の 定めがある場合を除き、 計量法（平成4年法律第 51号）に定めるものとす る。</p> <p>9 この約款及び設計図書 における期間の定めにつ いては、民法（明治29年 法律第89号）及び商法 （明治32年法律第48号） の定めるところによるも のとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の 法令に準拠するものとす る。</p> <p>11 この契約に係る訴訟に ついては、日本国の裁判 所をもって合意による専 属的管轄裁判所とする。</p> <p>12 乙が共同企業体を結成 している場合においては、 甲は、この契約に基づく すべての行為を共同企業 体の代表者に対して行う ものとし、甲が当該代表 者に対して行ったこの契 約に基づくすべての行為 は、当該企業体のすべて の構成員に対し行ったも のとみなし、また、乙は、</p>	<p>及び解除といった行為 については、その明確 化を図るため、書面で 必ず行うこととされた ので、適切に措置する こと。</p> <p>(3) 第12条においては、 請負者が共同企業体を 結成している場合には、 発注者と請負者との間 では全ての行為は共同 企業体の代表者を通じ て行うことを明記した ものであること。</p>	<p>とすること。</p> <p>なお、施工方法等と は、「仮設、施工方法 その他工事目的物を完 成させるために必要な 一切の手段」のことで あるが、これには、建 設機械の選択等も含ま れる。</p> <p>エ 請負者に契約の履行 に関して知り得た秘密 を漏らしてはならない ということ守秘義務を 課するものであり、そ の設計・施工の情報が 外部に漏れることによ って、安全上、警備上、 防衛上等に問題が生じ ることを防ぐために定 めたものである。</p> <p>オ 本約款においては、 請求、通知、報告、申 出、承諾及び解除とい った発注者と請負者の 間の行為が定められて いるが、これらについ ては、紛争防止を図る うえでも書面によって 行われなければならない ことを定めたものでは ない。</p> <p>カ 発注者と請負者の間 では、契約の履行に関 して日本語を用いなく なければならないこと を規定している。</p> <p>「契約の履行に関し て」とは、契約に定め られた文書のやり取り において日本語を用い</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。</p> <p>13 乙が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。</p>		<p>なければならないことを意味するのみならず、監督員から現場代理人等への普段の指示、監督員と現場代理人等との会議など契約の履行に関して行われすべての情報の交換に日本語を用いなければならないことを意味している。</p> <p>キ 本約款に定める金銭の支払いには、請負代金（前金払、部分払を含む）。遅延利息、損害金、違約金、負担金、賠償金、余剰返還金があるが、この支払には日本円を用いなければならないことを規定している。</p> <p>ク 設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者と請負者の間のやりとりに用いる計量単位は、メートル、グラム等の計量法（平成4年法律第51号）に規定されたものでなければならない。また、第6項と同様に、監督員と現場代理人等との普段の会議など契約の履行に関して行われる全ての情報の交換において計量法規定単位を用いなければならないことを意味している。</p> <p>ケ 本約款には、「日以内」といった期間を</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号〕 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
		<p>規定した条項が多くあるため、期間の算定方法については、民法と商法の規定に従うことを規定している。</p> <p>コ 契約にあたっては、なるべく具体的に契約関係を規定しておくことが望ましいが、すべて規定することは不可能である。このため、契約の解釈、契約に記載されていない事項については、民法をはじめ日本国の法令に準拠して行うことを規定している。</p> <p>サ この契約について生じた紛争については、第49条の規定により紛争審査会又は調停人のあつせん、調停に持ち込まれることになるが、それでも、解決がつかない場合には、仲裁合意が行われていれば、仲裁手続きによって、そうでない場合には、訴訟によって解決が図られることになる。このように訴訟によって解決を図ろうとする場合には、日本国の裁判所を専属的な合意管轄とすることを規定している。</p> <p>シ 共同企業体とは、一つの建設工事を共同で受注し、施工すること</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>(関連工事の調整) 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工</p>	<p>第2条関係 関連工事における工程等の調整は、本条において発注者が行う。また、第9条第2項の規定に基づき、設計図書に定める</p>	<p>を目的として数人で形成する事業組織体のことである。 監督員の指示、下請負人についての報告請求、現場代理人についての措置請求、遅延利息の支払請求、解除の意思表示など契約に基づいて発注者が行うすべての行為について、共同企業体の代表者に行ったことはすべての構成員に行ったこととみなすこととして、発注者の債権を強化している。また、共同企業体としての一体性、統一性を保つとともに、発注者が対応する相手を代表者に限定して発注者の事務負担を軽減するとの観点から、契約に基づくすべての行為を対象として、代表者を通じてのみ発注者に行為を行えることを規定したものである。 ス 代表者変更届の様式については、「第3節、第7名義変更の届出」の項を参照のこと。 (関連工事の調整) 第2条 関連工事について、発注者が工事全体の円滑な施工のため必要と判断した場合には、工程表、施工方法等について調整を行うこととしたもので</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。 (請負代金内訳書及び工程表) 第3条 乙は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。 2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。</p>	<p>ところにより、監督員がその調整を行う権限を有する。</p> <p>第3条関係 (1) 請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)については、発注者及び請負者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計図書の内訳により行うこと。 (2) 第1項に「契約締結後14日以内に」と規定されているが、工期、工事の態様等により、14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を別途特約とすること。 (3) 内訳書は従来のとおり、特約条項により提出を免除することができるが、本約款第1条第3項の規定により、</p>	<p>ある。</p> <p>(請負代金内訳書及び工程表) 第3条 請負代金内訳書とは請負契約の内容について、具体の工種毎に、教材費、労務費、諸掛かり等を数量、単価、金額等の内訳で示したものの、あるいは具体の工種毎に工事量当たりの単価、金額等を示したものであり、工程表は、工事の進行予定を示すものであって、工種ごとに着手と完成の時期を示すものである。内訳書及び工程表は、それ自体が契約の内容を規律するものではなく、部分払の場合の出来高の算定、設計変更等の場合の変更額の算定、天災その他の不可抗力による損害の算定等の参考として、また、工事の進行状態の把握等の目安として扱うことが妥当であり、発注者及び請負者を拘束するものではないと規定している。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号〕 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(契約の保証) 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行</p>	<p>請負者に大幅な自主施工を認めた場合においては、施工計画等を承知しておく意味から内訳書の提出を求めることができる。</p> <p>第4条関係 (1) 請負代金額が500万円未満の工事請負契約については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条の規定により契約の保証を免除することができる。 (2) 役務的保証を必要とする場合には、契約の保証として、公共工事履行保証証券による保証のみを求めること。この場合には、あらかじめ部長の承認を得ること。</p>	<p>(契約の保証) 第4条 契約の保証は、金銭的保証を原則とし、発注者が特に必要とする場合には、役務的保証を選択できることとしている。</p> <p>ア 「金銭的保証」とは、請負者の債務不履行により生じる損害金の支払を保証するものである。金銭的保証としては、第1項第1号から第5号までに列挙されている方法があるが、どの方法を選択するかは請負者の自由である。</p> <p>ア) 契約保証金の納付 落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の契約保証金を現金等で納付する。</p> <p>なお、契約保証金から生じた利子は、県に帰属する。</p> <p>(イ) 有価証券の提供 「契約保証金に代わる担保となる有価証券」は、福島県債券証券及び国債証券（当該有価証券の担保金額の算定については、規則第169条</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 〔福島県出納局〕</p>
<p>保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保証金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>5 契約保証金から生じた利子は、甲に帰属するものとする。</p>		<p>第1項に規定するところによる。）とする。</p> <p>(ウ) 金融機関等の保証 通常、金銭保証人と呼ばれているものであり、金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関である（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）。</p> <p>(エ) 公共工事履行保証証券による保証 保証金額を限度として公共工事の請負契約上の債務の履行を保証人が保証するものであり、請負者に債務不履行が生じた場合には、保証人は、代替業者を選定して工事を完成させるか、約定された保証金を支払うかのいずれかの方法により保証債務を履行する義務を負うものである。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号〕 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
		<p>(オ) 履行保証保険 請負者（保険契約者）が建設工事の請負契約に基づく債務を履行しないことにより発注者（被保険者）が損害を被った場合に、保険証券記載の保険金額を限度として保険金を支払うものである。この場合、請負者の債務不履行により、発注者が契約を解除した場合において、損害賠償の予定額を支払う定額てん補方式が採用される。</p> <p>イ 保証の額は、請負代金の額の10分の1以上としなければならないと定めている。なお、「10分の1」とせず「10分の1以上」としたのは、有価証券等の提供にあっては、きっちり「10分の1」とならない場合からである。</p> <p>ウ 契約書には契約保証金が記入されているため、契約保証金納付義務が生じているが、第1項では金銭的保証として契約保証金以外の保証を付することを認めていることから、契約保証金以外の保証を付した場合には、契約保証金を納付する必要</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(一括委任又は一括下請負の禁止)</p> <p>第6条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。</p>		<p>するものである。また、工事材料については、第13条第2項の規程による監督員の検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものに限り処分が禁止される。</p> <p>(一括委任又は一括下請負の禁止)</p> <p>第6条 建設工事の発注者が請負者を選定するにあたっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して請負者に寄せた信頼を裏切ることになる。</p> <p>また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。このため、事前に発注者の書面による承諾を得た場合を除き、いかなる方法</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(下請負) 第7条 乙は、工事の一部を第三者に請け負わせるときは、福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守するとともに当該第三者に対して同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。 (特許権等の使用) 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。</p>		<p>をもってするを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることを禁止することを規定した建設業法第22条の趣旨を確認的に規定したものである。</p> <p>(特許権等の使用) 第8条 特許権、実用新案権、意匠権、商標権は、無体財産であり工業所有権の一種である。また、その他の第三者の権利には、著作権等があげられる。これらの権利は、独占的性質を有し、第三者が使用するときは、相当の代価を支払わなければならないので、乙が工事の施行にあたりこれらの権利等を使用するときは、乙はその特許権等の使用につき一切の責任を負わなければならないが、しかし、甲がその施行方法を指定し、かつ、仕様書に特許権その他第三者の権利の対象であることを明示しなかったときは、甲は、その費用を、乙に対して支払わなければな</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号〕 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(監 督 員)</p> <p>第9条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。</p> <p>(1) 契約の履行について乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾</p> <p>(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)</p> <p>3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任</p>	<p>第9条関係</p> <p>(1) 請負者に対する監督員氏名の通知は、金抜設計書に明示することによって行うこと。</p> <p>(2) 第3項にいう「2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について、2名以上の監督員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務権限の内容を金抜設計書に明示すること。</p> <p>(3) 第4項は第1条第5項の特則を規定したのではなく、約款でなく設計図書において権限が創設される監督員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものであること。</p>	<p>らないことを規定したものである。</p> <p>(監 督 員)</p> <p>第9条</p> <p>ア 請負者に対する監督員の通知は、金抜設計書に明示することによって行うものとしている。</p> <p>イ 監督員が権限を行使する場合、その行使方法等詳細にわたる事項については、設計図書に定めることが必要であり、また、会計法令上も同様の職務を行うことが規定されており、監督員の典型的かつ定型的な権限を規定している。</p> <p>ウ 「2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について2名以上の監督員を任命して分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務権限の内容を金抜設計書に明示する。</p> <p>エ 第4項は、第1条第5項の特則を規定したのではなく、約款でなく設計図書において権限が創設される監督員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものである。</p> <p>報告、申出、承諾及</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>したときあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。</p> <p>5 この約款に定める甲に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人 (2) 建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者(同法第26条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者(監理技術者)。ただし、当該工事が同法第26条第4項の工事にも該当する</p>		<p>び解除について、これらの書面を直接発注者に提供して行うのではなく、監督員に提出して、監督員を経由して発注者に送達することとしている。</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 ア 現場代理人等の届出の様式は適宜でよいが、主任技術者等の届出には経歴書を添付させることが必要である。</p> <p>なお、主任技術者等は、次のいずれかに該当する資格要件を有する者であることを要する。</p> <p>(ア) 建設工事に关し学校教育法による高等学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者。） (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。</p> <p>3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。</p> <p>4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>		<p>中に建設省令で定める学科を修めた者 (イ) 建設工事に關し10年以上の実務を有する者 (ウ) 建設大臣が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者 (エ) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が2,000万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者 (オ) 建設大臣が(イ)に掲げるものと同等以上の能力を有する者と認定した者</p> <p>イ 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐して、その職務を行うこととなるが、ここでいう常駐とは、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものである。</p> <p>ウ 請負者が、あらかじめ書面をもって発注者に通知した場合には、現場代理人の権限を制限し請負者が自らこれを行行使することができる</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(履行報告) 第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求) 第12条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 甲又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施</p>	<p>第11条関係 契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。</p>	<p>るとしている。 工 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねても工事の施行上支障はないので、これらの兼任が可能であることを確認的に規定している。</p> <p>(履行報告) 第11条 契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求) 第12条 ア 現場代理人の職務の執行が著しく不相当と認められる場合は、発注者は、請負者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができるとしている。 「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならず、単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象とならない。 イ 主任技術者に対する請求は、発注者又は監督員のいずれが行ってもよく、その効果は同様である。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。</p> <p>4 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。</p> <p>(工事材料の品質及び検査等)</p> <p>第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質(営繕工事にあつては、均衡を得た品質)を有するものとする。</p>		<p>ウ 請負者の措置請求への対応結果としては、措置請求の内容について具体的にどのように対応したのか記すこととなるが、措置請求の内容が不適切であるとして拒否することも可能であるとしている。</p> <p>エ 発注者が監督員についての措置請求を受けた場合、対応結果について請負者に通知しなければならないが、措置請求の内容が不適切であるとして措置請求に応じないことを通知することができる。</p> <p>(工事材料の品質及び検査等)</p> <p>第13条 ア 工事に使用する材料については、原則として設計図書に定めるところによるが、設計図書に明示されていない場合には、中等の品質のものでよいこととする規定である。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>2 乙は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。</p> <p>3 監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。</p> <p>4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。</p> <p>5 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。</p>	<p>第13条関係</p> <p>(1) 第3項に「検査を請求されたときは請求を受けた日から7日以内に 応じなければならない」と規定されているが検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p> <p>(2) 第5項に「検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない」と規定されているが、工事材料の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p>	<p>イ 第2項は、使用材料の事前検査の規定である。仮設設備等は、検査対象外のものであるが、その材料の良否が工事に影響するようなもの場合は、検査をすることもさしつかえないとされている。監督員が検査を遅延し完成が遅れるときは、請負者は、工事延長の請求権を持つことにもなるので注意する。なお、工事材料の検査に直接必要な費用は請負者の負担とされている。</p> <p>ウ 監督員は、検査の請求を受けた日から7日以内に 応じなければならないが、検査の態様、施工条件等により7日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約することとなる。</p> <p>エ 工事材料は、部分払の対象としているため、工事現場をみだりに他の建設工事の材料置場等とすることを防止するためなど、工事現場の管理上の必要性により、監督員の承認を受けないで工事現場外に搬出してはならないとされている。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。</p> <p>3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の</p>		<p>オ 請負者は、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない」と規定されているが、工事材料の態様、施行条件等により7日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約することとなる。</p> <p>(監督員の立会い及び工事記録の整備等) 第14条 ア 工事材料の調合には、コンクリート、アスファルト、ペイントの混合等があげられるが、調合の良否によって工事目的物の良否が左右されるため、立会い等の監督行為が必要となるものである。</p> <p>イ 設計図書では、立ち会うべき工事を指定するほか、立会いを求めべき具体的な方法(例えば、「何メートルおきに」ということ)等についても指定することができるとしている。</p> <p>ウ 立会い又は見本検査を受ける場合のほか、発注者が設計図書に指</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の</p>	<p>第14条関係</p> <p>(1) 第4項に「立会い又は見本検査請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない」と規定されているが、立会い又は見本検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p> <p>(2) 第5項前段に「監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため」と規定されているが、立会い又は見本検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p>	<p>定した場合には、請負者は見本又は工事写真等の記録を整備しなければならない。監督員から請求された場合には、これらを7日以内に提出しなければならないとしている。</p> <p>エ 監督員は、調査への立会い、施行への立会い又は見本検査を請求された場合は、7日以内に応じなければならない。</p> <p>オ 監督員が、立会いや見本検査に応じない場合にも、請負者は見本又は工事写真等の記録を整備して工事を進めなければならないとするものではない。工事材料の種類や施行段階によっては、監督員の立会いや見本検査を待っていたのでは、準備した工事材料が使えなくなったり、工程を止めておくために大きな費用がかかるなど、請負者に不利益が生じる可能性があるため、見本等を整備して工事を進めることができることとしている。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>負担とする。 (支給材料及び貸与品) 第15条 甲が乙に支給する 工事材料(以下「支給材 料」という。)及び貸与 する建設機械器具(以下 「貸与品」という。)の品 名、数量、品質、規格又 は性能、引渡場所及び引 渡時期は、設計図書に定 めるところによる。 2 監督員は、支給材料又 は貸与品の引渡しに当た っては、乙の立会いの上、 甲の負担において、当該 支給材料又は貸与品を検 査しなければならない。 この場合において、当該 検査の結果、その品名、 数量、品質又は規格若し くは性能が設計図書の定 めと異なり、又は使用に 適当でないとき認めたと きは、乙は、その旨を直 ちに甲に通知しなければ ならない。 3 乙は、支給材料又は貸 与品の引渡しを受けたと きは、引渡しの日から7 日以内に、甲に受領書又 は借用書を提出しなけれ ばならない。 4 乙は、支給材料又は貸 与品の引渡しを受けた後、 当該支給材料又は貸与品 に第2項の検査により発 見することが困難であっ た隠れたかきがあり使用 に適当でないとき認めたと</p>	<p>第15条関係 第1項の貸与品の「性 能」については、使用時 間又は使用日数及び最終 定期調整後の使用時間又 は使用日数を設計図書に 明示すること。</p>	<p>(支給材料及び貸与品) 第15条 ア 支給材料は、その品 質の適格性を保持する ため等の理由により発 注者自ら購入し請負者 に支給するものである が、法律上は寄託と解 されているので、支給 材料の所有権は甲にあ り、担保等に供するこ とは禁止されている。 イ 貸与品は、請負工事 について、機械施設を 全部請負人持参とする と工事費が割高となり、 あるいは、契約が特定 業者のみとなりがちに なるので、これを是正 するための県有機械の 効率的使用を考えて貸 与されるものである。 ウ 貸与品の「性能」に ついては、使用時間 (又は使用日数)及び 最終定期整備後の使用 時間(又は使用日数) を明示する。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>きは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。</p> <p>5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。</p> <p>6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。</p> <p>7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>9 乙は、設計図書に定めるところにより工事の完</p>		

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。</p> <p>10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。</p> <p>11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。 (工事用地の確保等)</p> <p>第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。</p> <p>2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有又は管理す</p>	<p>第16条関係</p> <p>(1) 第1項は発注者の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「乙が工事の施工上必要とする日」とは請負者の工事の進捗状況を考慮して現実に請負者が工事を施工するため用地を必要とする日という。</p> <p>(2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれること。</p>	<p>(工事用地の確保)</p> <p>第16条</p> <p>ア 「工事の施行上必要とする日」とは、工事の進捗状況を勘案して、現実に請負者が工事を施行するため用地を必要とする日という。</p> <p>イ 工事用地等を「確保する」とは、必ずしも土地の所有権を取得することだけに限らず、請負者の工事の施行を妨げる所有権以外の権利、例えば、地上権、地役権等の用地物権のほか、抵当権等の担保物権、用役賃借権、漁業権、鉱業権等を消滅させることも含むもの</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>る工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならぬ。</p> <p>4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。 （設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等） 第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求した</p>	<p>(3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。</p>	<p>である。また、このように権利を取得し又はこれを消滅させることのほか、物理的に支障物件を除去することも含まれ、さらに、発注者が工事的物の設置に関し河川、道路等の工作物の占用許可を得ることも含むものと解される。</p> <p>ウ 「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれ、「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。</p> <p>（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等） 第17条 ア 請負者が契約の履行に関し、この約款に基づき設計図書に従って</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>ときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>2 監督員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。</p> <p>3 前項の規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。</p>		<p>工事を施行するのは当然であり、第1項は、監督員が設計図書に適合しないとしてその改造を請求したときは、これに従わなければならないことを確認的に規定したものである。</p> <p>イ 第2項は、工事施行の過程において発注者又は監督員が破壊検査を行うことができる場合について定めたものであり、次に掲げる限定されるものである。</p> <p>(ア) 請負者が、第13条第2項の規定に違反して、監督員の検査を受けて使用するべきものと設計図書で指定された工事材料につき、その検査を受けないで使用した場合</p> <p>(イ) 請負者が、第14条第1項から第3項までの規定に違反して、監督員の立会い等を受けて調査し又は施行すべきものと設計図書で指定された工事材料の調査又は工事の施行につき、その立会い等を受けないで行った場合、あるいは見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと設計図書で指定された工事</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>(条件変更等) 第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）</p> <p>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実</p>		<p>材料の調合又は工事の施行につき、その記録を整備しなかった場合</p> <p>ウ 第3項は、イに掲げる場合のほか、請負者の行った工事の施行が設計図書に適合しないと認められる場合である。</p> <p>エ 本条の破壊検査は、いわゆるコアの抜き取り、透水試験等通常の監督行為又は検査行為に基づく軽微なものは含まれない。</p> <p>(条件変更等) 第18条 ア 本条は、設計図書と工事現場と状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計書に示された施行条件と実際と一致しない場合、工事の施行条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、請負者はその旨を発注者に通知しなければならない。通知を受けた発注者は、調査を行い、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものであるが、この措置については、請負工事の危険性</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p>		<p>をできる限り減少させることを目的としているものであるから、速やかに行うよう、その処理について特に注意することを要する。</p> <p>イ 条件変更により工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合について、必要があると認められるときは、第5項の規定により甲乙協議して工期若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。</p> <p>なお、工期又は請負代金の変更は、いずれも変更契約書を取りかわして行う。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。</p> <p>(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事物目的物の変更を伴うもの 甲が行う。</p> <p>(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事物目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う。</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (設計図書の変更) 第19条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、</p>		<p>(設計図書の変更) 第19条 ア 発注者は、その都合によって設計図書を変</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(工事の中止) 第20条 工事用地等の確保できない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象</p>	<p>第20条関係 (1) 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場</p>	<p>更できること。そして、その場合には、工期又は請負代金額の変更等を行わなければならないことを規定している。もちろん、契約はその性質上みだりに変更すべきでないことは当然であり、特に当初契約額よりも数倍になるような設計変更増等を行うことは、入札条件違反であり、むしろ新たな競争入札に付することが妥当であるので注意すべきである。</p> <p>イ 工事の変更をする場合、工期若しくは請負代金額を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して、変更契約書を取りかわして行うことになるが、この請負代金額の算定にあたっては、一般には、設計書に基づいて請負比率により、 原請負費 / 原設計費 × 新設計費 - 原請負費 = 増減額 として行うことを例とする。</p> <p>(工事の中止) 第20条 ア 工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施行を中止させなければならない場合とは、現実に請</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 〔福島県出納局〕</p>
<p>(以下「天災等」という。)であって乙の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>合とは、現実には請負者が工事を施工できないと認められるときをいう。</p> <p>(2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し、又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。</p>	<p>負者が工事を施行できないと認められるときをいう。</p> <p>イ 第3項にいう「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し、又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。</p> <p>ウ 工事を中止する場合は、工程表、明細書により中止時の出来高を確認しておく必要がある。これは後日、紛争を生じた場合の反証資料であり損害賠償等の算定基準ともなるからである。</p> <p>エ 中止の解除は、解除通知書によるものとし、速やかに工事に着手させるものとし工事遅延等のないよう連絡することが必要である。</p> <p>オ 工事中止期間は契約履行期日より除かれ、その中止期間分が延長されるのが通常のようなものであるが、乙と協議のうえ決定し工期の延長を行う場合は、契約の</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>(乙の請求による工期の延長) 第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。</p>		<p>変更手続を行わねばならない。工期延長後の期日が年度内の場合は問題はないが、年度を過ぎるときは繰越の手続を要するのは当然である。 (乙の請求による工期の延長) 第21条 ア 本条は、いわゆる工期の無償延長に関する規定であり、請負者は、請負者の責に帰すことができない事由によって工期内に工事を完成することができない場合には、工期の延長を請求できることとしている。 イ 「天候の不良」とは、例年の気象状態では該当せず、異常のときに限られるものである。 なお、異常を確認する際は、 (ア) 風速、降雨量、水位、流速等発生原因となった気象状況 (イ) 工事目的物に対する乙の管理状況 (ウ) 災害時における甲の指示内容等及びこれに対する乙の措置状況 (エ) 工事の進捗状況又は同一地区内における他の工事の災害状況等を総合的に判断</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(甲の請求による工期の短縮等) 第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。 2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>		<p>する必要がある。 ウ 本条に該当するような場合において、乙がその時点において工期の変更を認めないで、工期末に至り申し出たような場合の取扱いは、必ずしも本条の規定が適用されるものではなく、場合によっては、第42条（履行遅滞の場合における損害金等）を適用して扱うこととすべき場合もあるものである。 工期を延長する場合は、変更契約書を取りかわして行う。 (甲の請求による工期の短縮等) 第22条 ア 第1項は、工期の短縮についての規定であり、発注者は、行政運営上から工事目的物の完成繰り上げを要するような場合、請負者に対して工期短縮を求めることができる。この場合に、工期の短縮日数は、第23条の規定に従って定められる。 イ 第2項は、本約款の各条項において工期を延長する必要がある場合に、事業の執行面からの要請で通常必要とされる工期に満たない工期に短縮できること</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>(工期の変更方法) 第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合に</p>	<p>第23条関係 (1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第2項並びに第40条第2項の規定に基づくものをいう。 (2) 第1項に「協議開始の日から14日以内に」と規定されているが、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で</p>	<p>を規定したものであり、「この約款の他の条項」としては、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条がある。 ウ 工期短縮等の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならないが、請負代金額の変更は労働者の超過勤務による賃金の増高、労働者又は建設機械器具の増加による各種経費の増加等、逆に工期短縮による経費の軽減等を考慮して判断される。 (工期の変更方法) 第23条 ア 「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第2項並びに第40条第2項の規定に基づくものをいう。 イ 第1項の「協議を開始の日から14日以内に」とは、工期、工事の態様等により14日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。</p> <p>(請負代金額の変更方法等) 第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に</p>	<p>伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p> <p>(3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第40条第2項においては、請負者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。</p> <p>第24条関係</p> <p>(1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。</p> <p>(2) 第1項に「協議開始の日から14日以内に」と規定されているが、</p>	<p>すること。</p> <p>ウ 第2項の「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施行の一時中止を通知した日、第40条第2項においては、請負者が工事の施行の一時中止を通知した日とする。</p> <p>(請負代金額の変更方法等) 第24条</p> <p>ア 「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。</p> <p>イ 第1項の「協議を開始の日から14日以内に」とは、工期、工事の態</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。</p> <p>3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。</p>	<p>工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p> <p>(3) 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の見直し又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第3項においては、発注者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第40条第2項においては、請負者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。</p> <p>(4) 第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を及ぼした場合」とは、第15条第7</p>	<p>様等により14日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p> <p>ウ 第2項の「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第3項においては、発注者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第40条第2項においては、請負者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。</p> <p>エ 第3項の「乙が増加費用を必要とした場合は又は損害を受けた場合」とは、第15条第7</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。</p> <p>3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。た</p>	<p>項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。</p> <p>第25条関係</p> <p>(1) 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができること。</p> <p>(2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で発注者が請負者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において請負者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めること。</p> <p>(3) 第3項に「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」と規定されているが、工期、工事の態様等によ</p>	<p>項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第22条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第25条</p> <p>ア 双務契約による契約の内容が経済状態の変動により一方が特に公平を害される場合の事情変更の原則に関する規定である。 第6項の予期することのできない事由とは、海外における戦争、動乱等の影響による国際価格の高騰等といった予期不可能な特別の事情によることである。</p> <p>イ 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができること。</p> <p>ウ 第2項の「変動前工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来高部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で発注者が請負者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において請負者の責により遅延していると認められる工事量は、当該</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>だし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。</p> <p>7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議</p>	<p>り14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p> <p>(4) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)から(3)までを準用すること。</p> <p>(5) 発注者は、現場説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。</p> <p>(6) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の物価を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。</p> <p>(7) 第7項に「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」と規定されているが、工期、工事の態様等によ</p>	<p>請求時の出来高部分に含めること。</p> <p>エ 第3項及び第7項の「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」と規定されているが、工期、工事の態様等により14日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p> <p>オ 第4項に規定する再スライドを行う場合は、アからウまでを準用する。</p> <p>カ 発注者は、現場説明書によりア及びイの事項を了知させること。</p> <p>キ 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。</p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。</p> <p>3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p>4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を</p>	<p>り14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p>	<p>(臨機の措置)</p> <p>第26条 本条は、請負者に対し、災害の防止等のための緊急措置をとるべきことを義務づけるとともに、その場合の負担等について規定したものである。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号〕 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>とった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。</p> <p>(一般的損害)</p> <p>第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。</p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の責に</p>		<p>(一般的損害)</p> <p>第27条 目的物引渡前の損害は、請負形式をとっている限り、原則として請負者の負担となる。ただし、次のような事由の場合には、請負者の責とはしない。</p> <p>ア 契約後、用地補償問題等が未解決のため着工できない箇所があり、他の箇所は竣工したが他の部分が未完成のため引渡しできないうちに完成部分に損害が発生したようなとき。</p> <p>イ 竣工検査後、物件引渡しを発注者が拒否したとき等において目的物である家屋が焼失したようなとき。</p> <p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第28条 発注者が第三者に及ぼした損害については民法第716条と同一内容を第2項で規定するとともに、工事の施工に伴い通常避けることができない理由により第三者に及ぼした損害について、第1項で発注者の責任分野を明確にしたものである。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。</p> <p>3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。</p> <p>(不可抗力による損害) 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければな</p>		<p>(不可抗力による損害) 第29条 天災その他不可抗力による損害額については第4項に定めるほか次によるが、このうち(ア)、(イ)の事項については、発注者は現場説明書により請負人に于きさせておかなければならない。</p> <p>(ア) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。</p> <p>(イ) 1回の損害額が当初の請負代金額の1,000分</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>らない。</p> <p>2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。</p> <p>3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。</p> <p>4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害代金額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担し</p>	<p>第29条関係</p> <p>(1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいう。</p> <p>(2) 1回の被害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取り扱うこと。</p> <p>(3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいう。</p> <p>(4) 発注者は、現場説明書により(1)及び(2)の事</p>	<p>の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取り扱うこと。</p> <p>(ウ) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいう。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>なければならない。</p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p> <p>(1) 工事的目的物に関する損害 損害を受けた工事的目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事的目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額により少額であるものについては、そ</p>	<p>項を了知させること。</p>	

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>の修繕費の額とする。</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p> <p>(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第30条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p>	<p>第30条関係</p> <p>第1項に「協議開始の日から14日以内に」と規定されているが、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p>	<p>(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)</p> <p>第30条</p> <p>ア 本条は、請負代金額の増額に代えて工事内容の変更を行うことができることを規定したものであり、次に掲げの場合に適用される。</p> <p>(ア) 第8条の規定により、請負者が特許権等の使用に要した費用を発注者が負担しなければならない場合</p> <p>(イ) 第15条、第17条から第20条までの規定により請負代金を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。</p> <p>(検査及び引渡し) 第31条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合におい</p>		<p>しなければならない場合 (7) 第22条、第25条の規定により請負代金額を変更しなければならない場合 (8) 第26条、第27条、第29条、第33条の規定により必要な費用合を発注者が負担する場合 イ 第1項の「協議を開始の日から14日以内に」とは、工期、工事の態様等により14日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。 (検査及び引渡し) 第31条 ア 工事が完成した場合の第1項の通知は、完成届(通達第20号様式)により行わせる。なお、この通知は相手方からの契約履行の通知であり、工期内になされなければならない。 イ 第2項及び第6項の検査期間は、通知が執務時間内に到着したときは、通知を受けた日からである。 ウ 検査の結果、契約が完全に履行されているときは引渡しを受け</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>て、甲又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。</p> <p>4 甲は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。</p> <p>5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p> <p>6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。</p> <p>(中間検査)</p> <p>第31条の2 甲又は検査員は、工事の品質を確保するため必要があると認めるときは、中間検査を行</p>		<p>ば、所有権も当然に移転する。</p> <p>なお、目的物引渡しの後の受領書の交付は、その後管理及び損害等に対する発注者と請負者の責任を明確にするための行為である。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>うことができる。</p> <p>2 甲又は検査員は、前項の検査にあたり必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する経費は、乙の負担とする。</p> <p>(請負代金の支払) 第32条 乙は、第31条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。</p> <p>3 甲がその責に帰すべき事由により第31条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>		<p>(請負代金の支払) 第32条</p> <p>ア 本条は、請負代金の請求及びその支払に関し規定したものである。請負代金の請求書について、完成届と同時に提出する者がみられるが、請求書は、検査に合格した後に提出すべきものである。</p> <p>イ 発注者が、支払の請求(適法な支払請求書による請求であること)があったときに、第2項に定める期間内に支払をしないときは、請負者は、第42条第3項の規定により、遅延利息の支払を請求できる。</p> <p>ウ 「請求を受けた日」は、文字通り、請求が到達した日を意味する。「40日以内」としたのは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律が工事代金の支払時期</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(部分使用) 第33条 甲は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことよって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(前払金) 第34条 乙は、請負代金額が100万円以上の場合に限り、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以</p>		<p>は、「相手方から適法な支払請求書を受理した日から40日以内の日としなければならない」(第6条第1項)と規定しているもので、これに合わせたものである。</p> <p>(部分使用) 第33条 契約の目的物は、引渡し又は部分引渡しを受けて使用するものが建前である。しかし、場合によっては施工中のものを使用しなければならない場合、たとえば、道路工事、路盤工事、舗装工事等の片面使用等は、工事の完了を待つことなく使用しなければならない場合が多い。このため、本条は、発注者が工事目的物を引渡し前に使用するとき、請負者の同意を得るべきことを規定するとともに、発注者の工事目的物の使用上の善管注意義務及びその使用により生じた損害の賠償義務をあわせて規定したものである。</p> <p>(前払金) 第34条 ア 請負者は、保証事業会社と保証契約を締結して発注者に請負代金額の前金払を請求することができ、発注者は請求を受けた日から14日以内に支払わなければ</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託してその保証証書記載の保証金額の範囲内において請負代金額の10分の4以内の額(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の前払金の支払を請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 乙は、請負金額が1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上の場合に限り、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。</p> <p>4 前2項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>5 乙は、第3項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ甲又は甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙</p>		<p>ばならない。</p> <p>イ 前金払を行った当該工事について、請負代金額の変更契約に伴う前金払の増額又は返還については、第3項以下において規定されているが、要約すれば次のとおりである。</p> <p>(ア) 請負代金額を増額した場合 (変更後の請負代金額 × 4 / 10) - (受領済みの前払金額) = 追加前払額 〔1万円未満の端数切捨て〕 追加前払金を請求するときは、請負者は、あらかじめ前払金の保証契約の保証金額を増加し、変更後の保証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>前払金の支払は、追加前払金請求を受けた日から14日以内に行わなければならない。</p> <p>(イ) 請負代金額を減額した場合 受領済みの前払金額 - (減額後の請負代金額 × 5 / 10) = 超過額 (返還させるべき額) 〔1万円未満の端数切捨て〕</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。</p> <p>6 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>7 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6。1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第32条、第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中か</p>		<p>前払金超過額を返還したときは、請負者は、減額後の前払金額を下らない範囲で保証契約の保証金額を変更できるが、その時期は超過額を返還した後でなければならない。また、保証契約を変更したときは、請負者は、変更後の証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。</p> <p>返還期限は、請負代金額の減額の日から30日以内となる。ただし、この期間内に請負代金の支払、部分払又は部分引渡しによる請負代金の支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することができる。</p> <p>上記期間内に返還しないときは、未返還額につき年8.25%の割合で計算した額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を遅延利息として徴収する。</p> <p>(7) 超過額の返還期間内において、その超過額返還前に更に請負代金額を増額した場合</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>らその超過額を控除することができる。</p> <p>8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額（1万円未満の端数があるとき、その端数は切り捨てる。）を差し引いた額を返還しなければならない。</p> <p>9 甲は、乙が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.77パーセントの割合で計算した額の遅延利息（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。</p>		<p>増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、請負者は、その超過額を返還しないものとする。</p> <p>増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、請負者は次の算式により算出した額を返還しなければならない。</p> <p>受領済みの前払金 - (増額後の請負代金額 × 5 / 10) = 返還額</p> <p>〔1万円未満の端数切り捨て〕</p> <p>この場合も、減額による超過額の返還期間内に返還しなければならない。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(保証契約の変更) 第35条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。</p> <p>2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに寄託しなければならない。ただし、前払金超過額を返還する場合における保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないものとする。</p> <p>3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p>		<p>(保証契約の変更) 第35条 ア 保証契約を変更したときは、請負者は、変更後の証書を甲に寄託しなければならない。なお、保証契約の変更は次の場合に限られる。 ア) 前払金の追加 イ) 前払金の返還 ウ) 請負者の組織変更 イ 工期が変更されたときは、請負者は、発注者に代わり建設業保証会社に通知することにより保証期間が自動的に変更されるものであり、変更後の証書は作成されない。したがって、変更に係る支出負担行為調書には、建設業保証会社から送付された保証期間変更通知書を添付しておくものとする。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>(前払金の使用等) 第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p> <p>(部分払) 第37条 乙は、請負代金額が100万円以上である場合に限り、かつ、工事の出来型部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するもの）にあつては当該検査に合格したものの、監督員の検査を要しない</p>		<p>(前払金の使用等) 第36条 本条は、前払金は工事促進のために支払をするものであるので、受注工事の前払金をみだりに他へ流用消費することは、本来の目的違反となるばかりか、ひいては履行不能となるおそれがあるので、目的外の使用を禁止したものである。</p> <p>東日本建設業保証株式会社前払金保証約款第15条でも、目的外の使用を禁止し（同条第2項）、保証会社が委託契約を締結している金融機関に別口普通預金口座を設けて預金すべきこととし（同条第3項）、預金の払戻しについても用途に関する資料を提出し、その確認を受けなければ、預金の払戻しを受けることができない（同条第4項）としている。</p> <p>(部分払) 第37条 ア 第34条の前払金を使用しない特約をするときは、本条においても、部分払の請求は、工事の既済部分に対する代価が請負代金額の3/10を超えた場合に請求することができる旨の特約としなければならない。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>																		
<p>ものによっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り、に相応する請負代金相当額（以下この条において「出来高金額」という。）が請負代金額の10分の5を超えた場合において、工事の完成前に、当該請負代金相当額の10分の9以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）について、次項から第10項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。</p>		<p>イ 約款は、部分払金額既済部分の9/10としているが、その性質が可分の場合、たとえば1件の契約で数棟の家屋を立てるような場合には、棟ごとに完済部分の金額とする特約等を設けることはさしつかえない。</p> <p>ウ 第1項の部分払回数中、2,000万円以上の場合の回数は、工事の種類、請負金額の多少、工事期限の長短、指名業者の内容、発注の時期、経費、前払金の有無等を考慮して決定し、契約書上に特約条項として明示するものとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">請負代金額</th> <th rowspan="2">前金払をしない場合</th> <th colspan="2">前金払をする場合</th> </tr> <tr> <th>中間前金払をしない場合</th> <th>中間前金払をする場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>2回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上 2,000万円未満</td> <td>3回</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上</td> <td colspan="3">甲、乙協議して別に契約で定める回数</td> </tr> </tbody> </table>	請負代金額	前金払をしない場合	前金払をする場合		中間前金払をしない場合	中間前金払をする場合	1,000万円未満	2回	1回	1回	1,000万円以上 2,000万円未満	3回	2回	1回	2,000万円以上	甲、乙協議して別に契約で定める回数				<p>エ 第1項の部分払の請求は、部分払申請書（通達第19号様式）による。</p> <p>部分払の請求があったときは、発注者は第3項により遅滞なく検査を行わなければならない。なお、検査期間は、当該請求を受けた日から14日以内に行わなければならないとしている。</p> <p>オ 部分払をする計算の場合は、支払計算書（通達第18号様式）により行う。</p>
請負代金額			前金払をしない場合	前金払をする場合																
	中間前金払をしない場合	中間前金払をする場合																		
1,000万円未満	2回	1回	1回																	
1,000万円以上 2,000万円未満	3回	2回	1回																	
2,000万円以上	甲、乙協議して別に契約で定める回数																			
<p>2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あら</p>																				

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>はじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。</p> <p>3 甲又は検査員は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。</p> <p>5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>6 第1項の場合において、乙が既に前金払により請負代金の一部の前払を受けているときは、同項の</p>		<p>既済部分の計算方法は、設計額を基準として出来高歩合によって計算するが、設計書等に数量の明示がなく一式となっている附随工、雑費等は、本工事の出来高に比例して計算することになる。</p> <p>なお、前払金は、出来高に比例して償却するよう算定するものであり、最後の竣工払において全額償還という形となっている。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>規定により請求をすることができる額は、次の算式により算定して得た額以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) 部分払がまだ一度もなされていない場合 〔出来高金額 × 9 / 10〕 - 〔前払金額 × 9 / 10 × $\frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金額}}$〕</p> <p>(2) 部分払が既になされている場合 〔出来高金額 × 9 / 10〕 - 〔前払金額 × 9 / 10 × $\frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金額}}$ + 既に部分払されている額〕</p> <p>7 第35条第2項ただし書の規定により乙が保証契約を変更しないため保証期間が満了した場合において、当該保証期間満了後に部分払として請求することができる額は、前項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額以内の額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>(1) 部分払がまだ一度もなされていない場合 〔出来高金額 × 9 / 10〕</p>		

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>- 前払金額 (2) 部分払が既になされている場合 (出来高金額 × 9 / 10) - (前払金額 + 既に部分払されている額)</p> <p>8 第1項及び前2項の場合において、出来高金額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>9 請負代金額が著しく増額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払の金額が当該増額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られる部分払の金額に満たないときは、乙は、その差額に相当する額について甲に対し支払の請求をすることができる。第5項の規定は、この場合における当該差額に相当する額の支払について準用する。</p> <p>10 請負代金額が著しく減</p>	<p>第37条関係 第8項に「請求を受けた日から10日以内に」と規定されているが、工期、工事の態様等により、10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p>	

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>額された場合において、部分払の金額及び請負代金額の別による部分払の請求をすることができる回数は、当該減額後の請負代金額について第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られたところによる。この場合において、既に支払われている部分払の金額が当該減額後の請負代金額について、第1項、第6項及び第7項の規定を適用して得られる部分払の金額を超えるときは、乙は、その超える額に相当する額を第34条第4項の規定の例による期限までに甲に返還しなければならぬものとし、また、当該返還金を当該期限までに返還しなかったときは、乙は、甲に対して同条第6項の規定の例により遅延利息を支払わなければならない。</p> <p>(部分引渡し)</p> <p>第38条 第31条及び第32条の規定は、工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについて準用する。この場合において、第31</p>		<p>(部分引渡し)</p> <p>第38条 本条は、工事目的物のうち、部分的な工事の完了を終えた部分の引渡しについて規定したものである。</p> <p>部分引渡しをする際には、指定部分に係る工事の完了が工事の完成とみなされて、第31条の検査及び引渡しの規定並びに第32条の請負代金の</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定して得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</p> <p>部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 -</p> $\left[\frac{\text{指定部分に相応する請負代金の額}}{\text{請負代金の額}} \times \text{前払金額} \right]$ <p>（第三者による代理受領） 第39条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。</p>	<p>第38条関係</p> <p>第2項に「請求を受けた日から14日以内に」と規定されているが、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を考慮し、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を別途特約すること。</p>	<p>支払の規定が準用される。この結果、当該指定部分の検査は工事が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に、請負代金の支払は請求を受けた日から40日以内にそれぞれ行わなければならないこととなる。</p> <p>（第三者による代理受領） 第39条 ア 代理受領においては、債権者はあくまでも委任者たる請負者であり、受任者たる第三者は、</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。</p> <p>（前払金等の不払に対する工事中止） 第40条 乙は、甲が第34条、第37条又は第38条において準用する第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金</p>		<p>請負代金の受領を請負者に代わって行うことができるだけであり、債権そのものを譲受し債権者となるものではない。</p> <p>イ 代理受領は、完成払（部分引渡しに関する請負代金の支払いを含む。）又は、部分払についてのみ行われるものであり、工事に着手するための準備資金（労務費、資材費）としての前金払（第34条）については、代理受領に関する本条の適用はない。</p> <p>（前払金等の不払に対する工事中止） 第40条 本条は、発注者が前払金又は部分払金等を支払わない場合における請負者の工事中止権について規定したものである。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>(かし担保)</p> <p>第41条 甲は、工事的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。</p> <p>2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確</p>		<p>(かし担保)</p> <p>第41条</p> <p>ア 第1項は、工事の目的物にかしがあるときの発注者のかし修補請求権並びに損害賠償請求権について規定したものであり、また、第5項はかしの原因が発注者にある場合の規定で、いずれも民法第636条の規定に準じて定められた注意的規定である。</p> <p>イ 民法は第638条で土地の工作物のかし担保責任の存続期間を定めているが、本約款は第2項で、木造の建物等の建設工事又は設備工事等の場合には1年に、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には2年に、かし担保責任の存続期間を短縮したものである。ただし、請負者の故意又は重大</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第87条第1項に規定する 構造耐力上主要な部分若 しくは雨水の浸入を防止 する部分について生じた 場合(構造耐力又は雨水 の浸入に影響のないもの を除く。)には、当該請 求をすることができる期 間は、10年とする。</p> <p>(1) 石造、土造、煉瓦造、 金属造、コンクリート 造及びこれらに類する ものによる建物その他 土地の工作物又は地盤 のかし 2年</p> <p>(2) 設備工事及び前号に 掲げるかし以外のかし 1年</p> <p>3 甲は、工事目的物の引 渡しの際にかしがあるこ とを知ったときは、第1 項の規定にかかわらず、 その旨を直ちに乙に通知 しなければ、当該かしの 修補又は損害賠償の請求 をすることができない。 ただし、乙がそのかしが あることを知っていたと きは、この限りでない。</p> <p>4 甲は、工事目的物が第 1項のかしにより滅失又 はき損したときは、第2 項に定める期間内で、か つ、その滅失又はき損の 日から6月以内に第1項 の権利を行使しなければ ならない。</p>		<p>な過失により生じたか しについては、民法第 640条の規定の趣旨並 びに民法第717条の土 地の工作物の占有者及 び所有者の責任の規定 との関係上、これに関 する担保責任期間を短 縮することには問題が あるので、これは10年 としたものである。</p> <p>ウ かしの意義について は、「第2節、第9、 2暇疵担保責任P()」 の項を参照のこと。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>5 第1項の規定は、工 目的物のかしが支給材料 の性質又は甲若しくは監 督員の指図により生じた ものであるときは適用し ない。ただし、乙がその 材料又は指図が不適當で あることを知りながらこ れを通知しなかったとき は、この限りでない。 (履行遅滞の場合における 損害金等) 第42条 乙の責に帰すべき 事由により工期内に工事 を完成することができな い場合においては、甲は、 損害金の支払を乙に請求 することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、 請負代金額から部分引渡 しを受けた部分に相応す る請負代金額を控除した 額につき、遅延日数に応 じ、年3.7パーセントの割 合で計算した額(1,000円 未満の端数があるときは、 その端数は切り捨てる。) とする。</p> <p>3 甲の責に帰すべき事由 により、第32条第2項 (第38条において準用す る場合を含む。)の規定 による請負代金の支払が 遅れた場合においては、 乙は、未受領金額につ き、遅延日数に応じ、年3.7 パーセントの割合で計算 した額(100円未満の端 数があるときは、その端 数は</p>	<p>第42条関係</p> <p>(1) 検査期間は、遅延日 数に参入しないこと。 (2) 工期内の工事が完成 し、検査の結果不合格 の場合には、完成した 日から契約書記載の工 事完了の日までの日数 は、修補日数から差し 引いて遅延日数を算定 すること。</p>	<p>(履行遅滞の場合における 損害金等) 第42条 ア 請負者の責に帰すべ き理由により、工期が 遅延する事例としては、 おおむね次のようなも のが考えられる。 (ア) 工事の着手時期の 遅延 (イ) 当該工事に要する 機械器具の準備、機 械器具の調達に齟齬 があって、工程表に よる工事が進められ ないこと。 (ウ) 工事手段の不良 (エ) 労務管理の不良 (オ) 現場代理人、主任 技術者の工事監督管 理が当を得ないこと (カ) 請負人の経営の不 振及び悪化 (キ) 天候、気象の見透 しが悪く施行期を誤っ たこと イ 検査の結果不合格で 是正改善を求めた場合、 修補後に改めて検査を</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>切り捨てる。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>(甲の解除権) 第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工</p>		<p>行うことになるが、当該検査期間は遅延日数に算入しない、また、工期内に工事が完成している場合には、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定する。</p> <p>ウ 発注者の帰すべき理由により約定の検査期間内に検査を終わらないときは、その遅延日数は支払約定期間から差し引かれる。</p> <p>なお、詳細については、「第2節、第8遅延利息」の項を参照のこと。</p> <p>エ 第3項は、発注者が引渡時又は部分引渡時に請負代金の支払を遅滞した場合のみ適用され、前払金又は部分払には適用されない。</p> <p>(甲の解除権) 第43条 ア 第1号は、工事の未着手の場合で正当な事由がない場合において工事に着手しないときは、解除権を行使することができることの約定であるが、本号に基づく解除の場合は、催告をする必要がある。</p> <p>第2号は、客観的に約定した期限までに工</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。</p> <p>(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第45条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。</p>		<p>事が完成しない場合又は完成する見込みがないことが明らかに認められる場合で、本号は、履行遅滞の基づく解除であることから相当の期間を定めて催告を行う必要がある。</p> <p>第3号は、請負者が、任技術者又は監理技術者を設置しなかった場合を解除要件としている。</p> <p>第4号は、発注者が本契約書上で負っている義務に違反した場合であるが、その違反によって契約の目的が達せられない場合に限って契約解除の要件としている。</p> <p>第5号は、第45条第1項(乙の解除権)に該当する事由以外の請負者の事由によって請負者から解除を申し込まれたときである。これは、請負者が当該工事に集中すれば当然完成できる能力を持っているが、他に多数の工事を請負っているため工事の完成ができない場合等に自ら申し出た場合であり、一般に合意解除又は解除契約といわれている。</p> <p>イ 第2項は、請負者の違約金支払義務を規定したものである。法定解除又は約定解除の場合には、民法第545条第</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(談合その他不正行為による解除) 第43条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項の規定又は同法第52条第5項により確定したとき。 (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。</p>		<p>3項(解除の効果)において損害賠償の請求も行えることを規定しており、本項は、これを踏まえて、請負代金額の10分の1の違約金の支払を特約している。 ウ 第3項は、契約保証金及びこれに代わる担保と違約金との調整規定である。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。</p> <p>(4) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対し刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。 （協議解除）</p> <p>第44条 甲は、工事が完成するまでの間は、第43条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。</p> <p>2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償</p>		<p>第44条 本条は、発注者の任意解除権についての規定である。なお、民法第641条（注文者の契約解除権）は、「損害ヲ賠償シテ契約ノ解除ヲ」と規定しているが、契約を解除する条件として、損害賠償を提供しなければ、解除の意思表示をなしえ</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>しなければならない。</p> <p>(乙の解除権) 第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。</p>		<p>ないとの趣旨ではないとされている。ただし、任意解除は、請負者に不利益を与えないことが条件であり、損害を賠償されなければならないことは、民法第641条に規定されているとおりである。</p> <p>(乙の解除権) 第45条 本条は、請負者の解除権について規定したものである。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(解除に伴う措置) 第46条 甲は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第46条の2第1項の規定により乙が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるとき</p>		<p>(解除に伴う措置) 第46条 契約が解除された場合の解除に伴う、工事の出来形部分の処理貸与品の返還 支給材料の返還 請負者の所有に属する物件の撤去等の取扱いについて規定したものである。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>は、乙は、解除が第43条又は第43条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセントの割合で計算した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の利息を付した額を、解除が第44条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の</p>		

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携 福島県出納局〕</p>
<p>故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。</p> <p>7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>8 第4項前段及び第5項</p>	<p>第46条関係</p> <p>(1) 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれること。</p> <p>(2) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。</p>	

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第43条又は第43条の2の規定によるときは甲が定め、第44条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(賠償の予約)</p> <p>第46条の2 乙は第43条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第43条の2第1項第1号から第4号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定にに基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合</p>		

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(2) 第43条の2第1項第5号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <p>3 甲は、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。 (火災保険等)</p> <p>第47条 乙は、工事的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。</p> <p>2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提出しなければならない。</p>	<p>第47条関係 第2項の場合において、火災保険以外の保険に係る証券又はこれに代わるものについては、確認後請負者に返還すること。</p>	<p>(火災保険等) 第47条 火災、爆発、損壊等の事故に伴う損害は、発注者と請負者の問題として処理するよりも、保険によっててん補することが合理的である場合が多いため、工事の内容に応じて必要な保険に付することとされたものである。この場合においては、保険に付する内容、時期、期間及び金額等を設計書に定める。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>3 乙は、工事目的物及び 工事材料等を第1項の規 定による保険以外の保険 に付したときは、直ちに その旨を甲に通知しなけ ればならない。 (賠償金等の徴収) 第48条 乙がこの契約に基 づく賠償金、損害金又は 違約金を甲の指定する期 間内に支払わないときは、 甲は、その支払わない額 に甲の指定する期間を経 過した日から請負代金額 支払の日まで年3.7パーセ ントの割合で計算した利 息(1,000円未満の端数が あるときは、その端数は 切り捨てる。)を付した 額と、甲の支払うべき請 負代金額とを相殺し、な お不足があるときは追徴 する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合 には、甲は、乙から遅延 日数につき年3.7パーセ ントの割合で計算した額の 延滞金を徴収する。 (あっせん又は調停) 第49条 この約款の各条項 において甲乙協議して定 めるものにつき協議が整 わなかったときに甲が定 めたものに乙が不服があ る場合その他この契約に 関して甲乙間に紛争を生 じた場合には、甲及び乙 は、建設業法による福島 県建設工事紛争審査会</p>		<p>(賠償金等の徴収) 第48条 本条は、請負者が この契約に基づく賠償金、 損害金又は違約金の支払 を遅延した場合の違約金 について特約したもので ある。この違約金は、損 害賠償額の予定であり、 発注者は損害額の証明を しなくても請負者に請求 できる。また、請負者は 不可抗力を理由としてこ の違約金の支払を免れる ことができない。</p> <p>(あっせん又は調停) 第49条 契約に関して発注 者と請負者の間の紛争解 決のための規定である。 工期延長の場合の発注者、 請負者の責任、これに伴 う遅延利息の有無、工事 中止による損害、物価変 動に伴う契約代金の変更、 天災その他不可抗力の場 合の危険負担等に対する</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正〕</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。</p> <p>(仲 裁) 第50条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。</p> <p>(補 則) 第51条 この約款に定め</p>		<p>発注者、請負者の協議が不成立の場合等が考えられる。これらの紛争が生じたときは、建設業法による福島県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停により紛争の解決を図ることとしたものである。</p> <p>なお、あっせんは、あっせん委員が当事者間をあっせんし、双方の主張を確かめ、解決になる。</p> <p>調停は、調停委員が両当事者の出席を求め、その意見をきいて調停案を作成して、当事者に受諾を勧告する。</p> <p>(仲 裁) 第50条 仲裁は、本来裁判所により裁判されるべき私法上の争いを、当事者の合意に基づき、裁判所に代わって建設工事紛争審査会の仲裁委員（仲裁委員は、当事者の合意で委員又は特別委員のうちから選定できる。）の仲裁判断により裁定してもらう手続きである。</p> <p>(補 則) 第51条 本条は、補充的な</p>

1. 福島県工事請負契約約款

<p>福島県工事請負契約約款 〔平成8年3月29日8財第175号〕 福島県総務部長依命通達 平成8年4月1日適用 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>参考 工事請負契約約款運用 基準 〔平成8年3月29日8財第176号〕 福島県総務部長通知 平成20年3月28日最終改正</p>	<p>福島県工事請負契約約款の説明 〔平成8年度版会計事務必携〕 福島県出納局</p>
<p>ない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。</p>		<p>規定であり、複雑な問題処理について、本約款の規定で処理できないものについての取扱いについては発注者、請負者が協議して定めることを規定したものである。</p>

1. 福島県工事請負契約約款

[仲裁合意について]

仲裁合意とは、紛争の解決を審査会の仲裁に委ね、裁判所への訴訟提起はしないことを約する当事者間の契約です。

従って、審査会に仲裁を申請するには、当事者間に仲裁合意があることが必要ですので、それを証するため、次のいずれかの書類を提出してください。

請負契約締結の際に仲裁合意書又は工事請負契約約款により仲裁合意をした場合.....当該仲裁合意書又は工事請負契約約款

仲裁法の施行（平成16年3月1日）後に消費者と事業者の間で締結されたものについては、消費者に解除権が認められており（仲裁法附則第3条）、仲裁合意が解除された場合には、仲裁判断が行われなまま手続が終了します。

紛争が生じた後に当事者双方が仲裁を申請することに合意した場合
.....次の記載例のような仲裁合意書

[記載例]

仲 裁 合 意 書	
工 事 名	工事
工 事 場 所	県 市 町 丁目 番地 号
	住所
注 文 書	住所
請 負 人	建設株式会社 代表取締役
上記工事の請負契約に関する紛争を、建設業法による 建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服します。	
平成 年 月 日	
	注文者 ㊟
	請負者 建設株式会社 代表取締役 ㊟

建設工事紛争審査会について

1 審査会の目的

建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決には、建設工事に関する技術、行政、商慣行などの専門的知識が必要になることが少なくありません。

建設工事紛争審査会は、こうした建設工事の請負契約をめぐる紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されております。

審査会は、原則として当事者双方の主張や証拠にのみ基づき、民事紛争の解決を行う準司法機関であって、建設業者を監督する機関や技術的鑑定を行う機関ではありません。

2 審査会の委員

審査会の委員は、弁護士を中心とした法律委員と、建築・土木・電気・設備等の各技術分野の学識経験者や建設行政の経験者等の専門委員から構成されており、専門的、かつ、公正、中立の立場で紛争の解決にあたります。

3 審査会の取扱う事件

審査会は、当事者の一方又は双方が建設業者である場合の紛争のうち工事の瑕疵、請負代金の未払などのような「工事請負契約」の解釈又は実施をめぐる紛争の処理を行います。

従って、不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係にない元請・孫請間の紛争等は取り扱うことができません。

4 紛争処理の方法

審査会は、「あっせん」、「調停」又は「仲裁」を行いますので、当事者は、事件の性質、解決の難易、緊急性等により、そのいずれかを選択して申請することとなります。

また、審査会の行う紛争処理の手続は、原則として非公開です。

5 審査会の管轄

紛争審査会の管轄は、紛争当事者の類型により次のとおりとなっています。

(1) 中央審査会

当事者の一方又は双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者である場合

1. 福島県工事請負契約約款

当事者の双方が建設業者で、許可をした都道府県知事が異なる場合

(2) 都道府県審査会

当事者の一方のみが建設業者で、当該都道府県の知事の許可を受けたものである場合

当事者の双方が当該都道府県知事の許可を受けた建設業者である場合

以上のほか、当事者の双方が許可を受けた建設業者でなく、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にある場合

(3) 管轄合意

上記(1)(2)にかかわらず、当事者双方の合意により、いずれの審査会にも紛争処理を申請することができます。

福島県工事請負契約約款の解説

第1条関係

工法及び仮設等は目的工事を達成するうえでの手段を構成するものであるから目的物そのものとは異なり、請負工事では本来、その施工者である請負者の任意によるものを建前とすべきものである。しかしながら県が発注する工事については諸般の事情を考慮して制約する必要がある、従って県の発注する工事は次の3通りで行われる。

留 保

設計図書に明示するもので示された通りの施工を必要とする。

(例) 仮橋、支保工等を設計図で示す。

〔解説〕

工法及び仮設等のうち設計図書で発注者が留保するものは次のようなものである。

1. 工事計画上、位置、範囲、構造、能力等を明示する必要がある仮設等
 - 「本工事的なもの」
工事用地、土取場、土捨場、根固工に化体する仮締切（構造）等
 - 「仮設的なもの」
工事用道路、電気設備等の設置又は維持（範囲）、2カ年以上にまたがる仮締切、プラント設備（配置、能力）等
2. 工事上の管理瑕疵、その他第3者に対する損害の発生を防止するため必要がある仮設等
 - 「本工事的なもの」
仮締切堤、一般交通の用に供する仮道路、仮橋等
 - 「仮設的なもの」
河川を横過する仮締切、仮水制、転流工、一時的な用水取水施設及び運転等
3. 発注者が権限により管理を行っている構造物に損傷を与える恐れのある仮設等
 - 「仮設的なもの」
仮締切、仮水制、支保工、足場等
4. 設計条件に不確定要素が多く、又、施工時点で大幅な構造上の変更をひ

き起す恐れのある仮設等

「仮設的なもの」

仮締切，築島，土留工

5. 重要もしくは複雑，特殊なもの，又は2以上の工法があり，設計変更の際，疑義の生ずる恐れのある工法仮設等

「工法的なもの」

特殊機械（水中ブルドーザー，マーシドラグライン等，又は大型機械）を使用する場合。

特殊な橋梁工事，防波堤，トンネル等の施工法。

「仮設的なもの」

トンネルの支保工，複雑で特殊な橋梁の支保工型枠等，又は仮設に要する費用が大きいもの

6. その他監督員が特に必要と認め指定したものの

規 制

原則的には自主施工を認めるが一部の条件を特記仕様書等で示し規制するもの

(例) 仮橋——特記仕様書（ただし図面は明示しない）

95 + 10m地点には下記の条件に基づく仮橋を設けるものとする。

最小スパン長	30m
最低桁下高	TP 25.10m
車道幅員	4 m
荷 重	TL - 14t

全面的に自主施工を認める。

(例) 仮橋の図面は積算上の参考図であり明示せず，その他の条件もつけずに請負人に一切の自主施工を委任する。

2. 様式

提出書類の様式については、この様式集によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。

2. 様 式

本工事費内訳書.....	92
工 程 表.....	93
（債権譲渡）承認申請書.....	94
債権譲渡承諾依頼書.....	95
承 認 書.....	97
下 請 通 知 書.....	102
監督員通知書.....	109
確 認 書.....	110
工事打合せ簿.....	112
現場代理人及び主任技術者等通知書.....	113
工事材料確認申請書.....	114
支給品受領書.....	115
支給品精算書.....	116
貸与品借用書.....	117
貸与品返納書.....	118
土木工事一時（一部）中止.....	119
変更の申し出.....	121
請負工事被害報告書.....	122
請負工事被害確認書.....	123
損害負担申請書.....	124
工事完成届書.....	125
土木（建築）工事検査の結果.....	126
工事完成引き渡し書.....	127
部分払申請書.....	130
工事出来高報告書.....	131
着 工 届.....	132
現場発生品調書.....	133
資 材 受 払 簿.....	134
工 事 日 誌.....	136
トンネル掘削日報（案）.....	137

レディーミクストコンクリート配合報告書.....	138
粗骨材の比重, 吸水単位容積重量試験.....	139
細骨材の比重, 吸水単位容積重量試験.....	140
骨材のふるい分け試験.....	141
細骨材の表面水量試験 (其の1)	142
細骨材の表面水量試験 (其の2)	143
スランプ・空気量試験.....	144
コンクリート圧縮強度試験.....	145
テストハンマーによる強度試験.....	146
コンクリート曲げ強度試験.....	147
骨材洗い試験.....	148
粗骨材のスリヘリ試験.....	149
粗骨材の軟石量試験.....	150
骨材単位容積重量試験.....	151
骨材の安定性試験.....	152
骨材試験成績一覧表.....	153
セメントコンクリート配合設計計算書.....	154
セメントコンクリート試験 (現場) 配合計算書.....	155
出来形管理図表 (表紙)	156
出来形管理図表 (図表)	157
出来形記入例 (1).....	158
出来形記入例 (2).....	159
出来形記入例 (3).....	160
品質管理図 (表紙)	161
ヒストグラム.....	162
品質管理・公式・係数・記号表.....	163
度 数 表.....	164
X - R管理データシート(1)	165
X - R管理データシート(1)の2	166
X - R 管理 図.....	167
X 管 理 図.....	168
X - Rs - Rm管理データシート	169
X - Rs - Rm管理データシート(1)の2	170

2. 様 式

x - Rs - Rm管理図	171
鋼材の引張試験	172
土の液性限界, 土の塑性限界試験	173
土の含水比試験	175
土の突固め試験	176
現場密度測定試験	178
現場における土の単位体積重量試験	179
C B R 試 験	180
乱した材料の修正CBR試験	184
道路の平板載荷試験	185
骨材・アスファルト・合材検温 (混合物の種類工種)	186
舗装時検温 (混合物の種類工種)	187
アスファルト抽出試験	188
アスファルト混合物の密度試験	189
コア採取試験結果表	190
予 定 粒 度	191
使用予定骨材の配合百分率決定図	192
使用予定骨材の合成粒度	193
マーシャル試験結果表	194
混合物の理論最大密度	195
設計アスファルト量の決定	196
ホットピン内のフルイ分け試験	197
土質調査報告書	198
調査箇所位置図 (1 / 50,000)	199
経過写真 (室内・外)	200
土 質 柱 状 図	201
土の粒度試験	202
土質調査総括表	204
ボーリング工事日報	206
ボーリング柱状図 (岩盤調査)	207
ボーリング柱状図 (土質調査)	208
杭施工記録表 その1	209
杭施工記録表 その2	210

2. 様 式

杭施工記録表 その3	211
杭施工記録表 その4	212
杭施工記録表 その5	213
杭施工記録表 その6	214
杭施工記録表 その7	215
工事写真 その1	218
工事写真 その2	219
工事写真 その3	220
工事写真 その4	221
塗膜厚測定結果記録表.....	222
道路舗装カード.....	223
薬液注入日報.....	228
水質監視記録簿.....	229
水質監視日報.....	230
社内検査記録.....	231
工事現場(土木)点検表(参考)	233
アンカー工・施工管理チェックリスト(参考)	234
工事現場等における事故発生報告書.....	235
主任技術者等の専任を要しない期間に係る承諾書.....	239
質 問 書.....	241

提出書類一覧表

1. 契約書に基づく書類一覧表

様式番号	約款条項	書式（事項）名	備 考
1	3 条	本 工 事 費 内 訳 書	(工事請負契約書特約条項第1条に提出無し)
2	"	工 程 表	(財務規則施工通達様式集16号様式)
3	5 条	(権利義務の譲渡) 承 認 申 請 書	
3 - 1	"	債権譲渡承諾依頼書	(事業協同組合に譲渡する場合)
4	5条6条	承 認 書	
	7 条	下請工事契約時チェックリスト	福島県元請・下請関係適正化指導要綱様式第1号
	"	元請・下請関係者一覧表	" 様式第2号
	"	下請工事完了後チェックリスト	" 様式第3号
	"	下 請 通 知 書	" 様式第4号
	"	下 請 負 報 告 書	" 様式第5号
	"	施 工 体 制 台 帳	" 参考様式1の1 " 1の2
	"	工 事 担 当 技 術 者	" 参考様式2
	"	施 工 体 系 図	" 参考様式3
	"	福島県発注工事下請110番通報票	" 参考様式
7	9条1項 3項	監 督 員 の 通 知 書	
8	9条2項	確 認 書	
8 - 3	11 条	工 事 履 工 報 告 書	
10	9 条	工 事 打 合 せ 等	
11	10条1項 3項	現 場 代 理 人 及 び 主 任 技 術 者 等	(約款第11条第3項の分担があれば区分明記)
	12 条	措 置 請 求	(公文書形式で処理する。)
12	13 条	工 事 材 料 検 査 申 請 書	
13	15 条	支 給 品 受 領 書	
15	"	支 給 品 精 算 書	
17	"	貸 与 品 借 用 書	

2. 様 式

様式番号	約款条項	書式（事項）名	備 考
18	15 条	貸 与 品 返 納 書	
	20条2項	一 時 中 止 の 通 知	(任意の様式)
19 - 1	20 条	中 止 命 令	
19 - 2	"	中 止 解 除	
	21条22条	工 事 延 長 短 縮 の 申 出	(任意の様式)
20	25 条	変 更 の 申 し 出	
	26 条	措 置 内 容	(任意の様式)
21	29条1項	被 害 報 告 書	
22	29条2項	被 害 確 認 書	
23	29条3項	損 害 額 負 担 申 請	
24	31条1項 38条1項	完 成 届	(財務規則施行通達様式集20号)
25	31条2項 5項	土 木 (建 築) 工 事 検 査 の 結 果	
26 - 1	31条4項	引 き 渡 し の 申 し 出	
	32 条	請 負 代 金 の 支 払	(任意の様式)
26 - 2	33 条	部 分 使 用 同 意 書	
26 - 3	"	部 分 使 用 検 査 結 果	
	34 条	前 金 払	(任意の様式)
	34条6項	遅 延 利 息 の 支 払 請 求	(納入通知書)
	37 条	部 分 払	(請求書)
27 - 1	37条5項	部 分 払 申 請 書	(財務規則施行通達様式19号様式)
	40 条	前 払 金 等 不 払 に 対 す る 乙 の 工 事 中 止	(請求書)
	41 条	か し 担 保	(任意の様式)
	43 条	甲 の 解 除 権	(任意の様式)
	45 条	乙 の 解 除 権	(")
	46 条	解 除 に 伴 う 措 置	(")
	47 条	火 災 保 険 証 等 受 領 書	(任意様式)

2. その他書類一覧表

様 式	名 称	様 式	名 称
27 - 2	工事出来高報告書	52	出来形管理図表 (図表)
28	着 工 届		出来形記入例 (1)
29	現場発生品調書		" (2)
30	資材受払簿		" (3)
32	工 事 日 誌	53	品質管理図 (表紙)
32 - 1	トンネル掘削日報 (案)	54	ヒストグラム
33	レデーミクストコンクリート配合報告書	55	品質管理・公式・係数・記号表
34	粗骨材の比重 吸水単位容積重量試験	56	度 数 表
35	細骨材の比重 吸水単位容積重量試験	57	\bar{X} - R管理データシート(1)
36	骨材のフルイ分け試験	58	\bar{X} - R管理データシート(1)の2
37	細骨材の表面水量試験 (其の1)	59	\bar{X} - R管理図
38	" (其の2)	60	X管理図
39	スランプ空気量試験	61	X - Rs - Rm管理データシート
40	コンクリート圧縮強度試験	62	X - Rs - Rm管理データシート の2
41	テストハンマーによる強度試験	63	X - Rs - Rm管理図
42	コンクリート曲げ強度試験	64	鋼材の引張試験
43	骨材洗い試験	65 - 1	土の液性限界 土の塑性限界試験 (測定)
44	粗骨材のスリヘリ試験	65 - 2	土の液性限界 土の塑性限界 (試験結果)
45	粗骨材中の軟石量試験	66	土の含水比試験
46	骨材単位容積重量試験	66 - 1	土の突固め試験 (測定)
47	骨材の安定性試験	66 - 2	" (締固め特性)
48	骨材試験成績一覧表	67	現場密度測定試験 (置換法)
49	セメントコンクリート 配合設計計算書	68	現場における土の単位体積重量試験
50	セメントコンクリート試験 (現場) 配合計算書	69 - 1	CBR試験 (初期状態吸水膨張試験)
51	出来形管理図表 (表紙)	69 - 2	CBR試験 (貫入試験)

2. 様 式

様 式	名 称	様 式	名 称
69 - 3	CBR試験 (室内試験結果)	92	ボーリング柱状図 (土質調査)
69 - 4	現場CBR試験	93	杭施工記録表 その1
70	乱した材料の修正CBR試験	93	" その2
71	道路の平板載荷試験	93	" その3
72	骨 材 アスファルト検温 (混合物の種類工種) 合 材	93	" その4
73	舗設時検温 (混合物の種類工種)	93	" その5
74	アスファルト抽出試験	93	" その6
75	アスファルト混合物の密度試験	93	" その7
76	コア採取試験結果表	94	工 事 写 真 その1
77	予 定 粒 度	94	" その2
78	使用予定骨材の配合 百分率決定図	94	" その3
79	使用予定骨材の合成粒度	94	" その4
80	マーシャル試験結果	95	塗膜厚測定結果記録表
81	混合物の理論最大密度	96	道路舗装カード
82	設計アスファルト量の決定	97	薬液注入日報
83	ホットビン内のフルイ分け試験	98	水質監視記録簿
84	土質調査報告書	99	水質監視日報
85	調査個所位置図 (1 / 50,000)	100	社内検査記録
86	経過写真 (室内・外)	101	工事現場 (土木) 点検表 (参考)
87	土質柱状図		アンカー工・施工管理チェックリスト (参考)
88	粒 度 試 験	102 - 1 102 - 2	工事現場等における事故発生報告書
89	土質調査総括表	103	主任技術者等の専任を要しない期間に係る承諾書
90	ボーリング工事日報	104	質 問 書
91	ボーリング柱状図 (岩盤調査)		

<第3号様式・約款第5条 義務>

(債権譲渡) 承認申請書

- 1. 工事の目的
- 2. 工事の場所
- 3. 工 期
- 4. 工事請負金

(うち請負金受領済額 円)
 (前 払 金 円)
 (部分払金 円)

平成 年 月 日付貴殿との間に締結した工事請負契約により、
 請負者何某が貴殿に対して有する—————については、請負人何
 某の(理由)により、やむを得ず下記に対して(債権譲渡、貸与等)いたしたい
 ので承認されるよう、福島県工事請負契約約款第5条第 項の定めるところによ
 り申請します。

記

(債権譲渡・貸与の相手先)

住所
氏名

平成 年 月 日

請 負 者 住所 氏名 (印)

連帯保証人 住所 氏名 (印)

契約権者 殿

(記載要領)

- 1. —————の部分は
 「平成 年 月 日請求の竣工金 円の債権」
 「検査済の材料のうち、別紙調書記載の物件」
 等のように記載し、材料、品名、数量については、調書を添付する。
- 2. 必要に応じ「債権譲渡証」等の提出を求める。

<第3 - 1号様式・約款第5条 義務>

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

福島県 (契約権者)

譲渡人 住所
(請負者) 氏名

実印

譲受人 住所
(事業協同組合) 氏名

実印

請負者(以下「甲」という。)が「貴県と甲の間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書」に基づき、貴県に対して有する下記の工事請負代金債権を、 (以下「乙」という。)に譲渡することにつき、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう御依頼申し上げます。

乙においては、「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領について(平成12年1月27日付け12財第18号総務部長依命通達)」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請負人に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、約款第41条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第34条に規定する前金払及び約款第37条に規定する部分払を請求いたしません。

記

1. 工事番号・名称

2. 工 事 場 所

3. 契 約 日 年 月 日

4. 工 期 年 月 日 ~ 年 月 日

5. (1) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

- (2) 既受領額 金 円

(3) 債権譲渡額 金 円

(年 月 日現在見込額、ただし契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

上記につき、未完成工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書きの規定により承諾する。

なお、本承諾によって約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第34条に規定する前金払及び約款第37条に規定する部分払を請求できないものとする。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合には、約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(3)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書を添えて提出すること。

3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

5 請負者の倒産時等の下請保護に関しては、請負者及び組合が責任を持って行うこととし、契約者は関与しないものとする。

福島県（契約権者）

印

確定日付印欄	承認番号

<第4号様式・約款5条6条関係>

第 号
平成 年 月 日

請負者 様

契約権者 ㊟

の承認について (通 知)

平成 年 月 日付貴殿との間に締結した下記工事請負契約に関し、平成 年 月 日付承認申請があった については異議ありませんので福島県工事請負契約約款第 条第 項の規定により承認します。

記

1. 工 事 の 目 的
2. 工 事 の 場 所
3. 工 期
4. 工 事 請 負 金

(注) 1. 必要に応じ、「債権譲渡等の証書㊟の提出を求める。」

(本文追加)「なお、本件にかかる譲渡証書㊟を提出してください。」

<福島県元請・下請関係適正化指導要綱>

様式第1号

下請工事契約時チェックリスト

年 月 日

(当該下請工事における元請人)

商号・名称
代 表 者

契約相手方（下請）の商号・名称			
項	目	はい	いいえ
1	一括下請発注は行っていない。		
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）を超える金額の下請発注は行っていない。		
3	下請金額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以下の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。		
4	建設業法による営業停止処分を受けている者又は福島県から入札参加制限措置を受けている者への下請は行っていない。		
5	下請契約の締結以前に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。		
6	上記5の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りにするために必要な下記の期間を設けている。 見積りに必要な期間 ・下請予定価格が500万円未満の工事...1日以上 ・下請予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事...10日以上（やむを得ない事情がある場合は5日以上） ・下請予定価格が5,000万円以上の工事...15日以上（やむを得ない事情がある場合は10日以上）		
7	自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額をその工事の施工に通常必要な原価に満たない金額とした事実はない。		
8	下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。		
9	下請契約書には下記の事項を記載している。		
	工事内容		
	請負代金の額		
	工事着手の時期及び工事完成の時期		
	請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払いの時期及び方法		
	当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		

2. 様 式

様式第1号 (つづき)

	項 目	は い	いいえ
	天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
	価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
	工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
	注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
	注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		
	工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		
	工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをすときは、その内容		
	各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
	契約に関する紛争の解決方法		
	「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項		
10	その他、法令や福島県元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はない。		

[記入上の注意]

- 1 県発注工事に係る全ての下請契約締結時（ 1, 2 ）に、各々の元請（ 3 ）が自ら下請発注した工事について上記の項目を確認すること。
- 2 県から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（ 1 ）に係る契約書の写し及び本チェックリストを取りまとめの上、下請通知書（施行体制台帳）提出時（変更時も含む）に県に提出すること。
- 3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

- 1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。
- 2 「下請契約締結時」には変更契約締結時も含む。
- 3 「各々の元請」には県から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）

＜福島県元請・下請関係適正化指導要綱＞

様式第2号

元請・下請関係者一覧表

元 請 業 者	番 号 1	商号又は名称		
		代 表 者		
		現 場 代 理 人		
		主 任 技 術 者		
下 請 業 者	番 号 2	商号又は名称		直上の元請 の 番 号 1
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		工 事 場 所 , 内 容		
		現 場 代 理 人		
		主 任 技 術 者		
	番 号 3	商号又は名称		直上の元請 の 番 号
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		工 事 場 所 , 内 容		
		現 場 代 理 人		
主 任 技 術 者				
番 号	商号又は名称		直上の元請 の 番 号	
	代 表 者			
	所 在 地			
	予 定 工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	工 事 場 所 , 内 容			
	現 場 代 理 人			
	主 任 技 術 者			

＜福島県元請・下請関係適正化指導要綱＞

様式第3号

下請工事完了後チェックリスト

年 月 日

(当該下請工事における元請人)

商号・名称
代 表 者

契約相手方（下請）の商号・名称			
項	目	は	いいえ
1	下請への支払いは契約書に従い適切に行った。		
2	完成検査は、下請からの完成通知後20日以内に実施した。		
3	完成検査終了後、直ちに下請から工事目的物の引渡しを受けた。		
4	下請への代金支払いは、注文者から請負代金の部分払又は工事完了後における支払いを受けたときから1か月以内に行った。ただし、自身が特定建設業者であり、下請が一般建設業者かつ資本金4,000万円未満である場合は、上記にかかわらず、下請から引渡しの申し出を受けた日から50日以内に代金の支払いを行った。		
5	下請への代金支払いに手形払を併用する場合、手形期間は90日以内（事情がある場合でも120日以内）とした。	90日以内 120日以内	
6	その他、法令や福島県元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はなかった。		

〔記入上の注意〕

- 1 県発注工事に係る全ての下請契約（1）について、各々の元請（2）が自ら下請発注した工事の完了後に、上記の項目を確認すること。
- 2 県から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（1）に係る本チェックリストを取りまとめの上、下請負報告書提出時に県に提出すること。
- 3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

- 1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。
- 2 「各々の元請」には県から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）

<福島県元請・下請関係適正化指導要綱>

様式第4号 下 請 通 知 書

年 月 日

(契約権者あて)

(請負人)
名 称
代表者

印

年 月 日契約の

工事について下記のとおり通知します。

元 請 業 者	番 号 1	商号又は名称					
		代 表 者					
		請 負 金 額					
		現 場 代 理 人					
		主 任 技 術 者					
下 請 業 者	番 号 2	商号又は名称			直上の元請 の 番 号 1		
		代 表 者					
		所 在 地					
		予 定 工 事 期 間	年 月 日	から		年 月 日	まで
		工 事 場 所 , 内 容		下請契約金額			
		現 場 代 理 人					
		主 任 技 術 者					
請 業 者	番 号 3	商号又は名称			直上の元請 の 番 号		
		代 表 者					
		所 在 地					
		予 定 工 事 期 間	年 月 日	から		年 月 日	まで
		工 事 場 所 , 内 容		下請契約金額			
		現 場 代 理 人					
		主 任 技 術 者					
者	番 号	商号又は名称			直上の元請 の 番 号		
		代 表 者					
		所 在 地					
		予 定 工 事 期 間	年 月 日	から		年 月 日	まで
		工 事 場 所 , 内 容		下請契約金額			
		現 場 代 理 人					
		主 任 技 術 者					

〔記入上の注意〕

- 1 全ての下請（2次下請以降も含む）について記載するとともに、全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリスト（様式第1号）の写しを添付すること。
- 2 「下請契約金額」の欄は、2次以下の下請契約についても契約金額を記載すること。
- 3 「直上の元請の番号」の欄は、その工事を発注した業者の番号を記載すること。例えば番号2の業者が番号3の業者と下請契約を締結した場合、番号3の業者の「直上の元請の番号」は2となる。
- 4 記載欄が不足する場合は複数枚があってもかまわない。

<福島県元請・下請関係適正化指導要綱>

様式第5号 下 請 負 報 告 書

(契約権者あて)

(請負者) 所在地
名称
代表者

年 月 日

印

1. 県工事請負契約の状況

工 事 番 号		工 期		請 負 金 受 領 状 況			
工 事 名 又 は 業 名		工 事 種 別		月 日	金 額	月 日	金 額
路 地 河 川 区 名		工 事 箇 所			千 円		千 円
契 約 額				発 注 公 所 名			

2. 下請発注の状況

元 請 商 号 名 称		代 表 者		所 在 地				
下 請	"	"		"				
契 月 約 日		契 約 書 有 下 請 基 本 契 約 書 注 文 書 無	代 金 支 払 状 況					
工 期			月 日	金 額	現 金 手 形 の 別	月 日	金 額	現 金 手 形 の 別
金 額	千 円			千 円			千 円	
工 種			無					
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日			

元 請 商 号 名 称		代 表 者		所 在 地				
下 請	"	"		"				
契 月 約 日		契 約 書 有 下 請 基 本 契 約 書 注 文 書 無	代 金 支 払 状 況					
工 期			月 日	金 額	現 金 手 形 の 別	月 日	金 額	現 金 手 形 の 別
金 額	千 円			千 円			千 円	
工 種			無					
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日			

元 請 商 号 名 称		代 表 者		所 在 地				
下 請	"	"		"				
契 月 約 日		契 約 書 有 下 請 基 本 契 約 書 注 文 書 無	代 金 支 払 状 況					
工 期			月 日	金 額	現 金 手 形 の 別	月 日	金 額	現 金 手 形 の 別
金 額	千 円			千 円			千 円	
工 種			無					
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日			

〔記入上の注意〕

全ての下請（2次下請以降も含む。）について記載するとともに、下請工事完了後チェックリスト（様式第3号）を添付すること。

＜福島県元請・下請関係適正化指導要綱＞

参考様式第1号の1(施工体制台帳)

年 月 日

施 工 体 制 台 帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号			許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容					
発注者名 及び住所	〒				
工 期	自 至	年	月	日	契約日
		年	月	日	

契約営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 意見申出方法	
現場代理人名		権限及び 意見申出方法	
監理技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門 技術者名		専門 技術者名	
	資格内容		資格内容
	担当工事 内容		担当工事 内容

(記入要領)

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに 印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

〔注意事項〕

- 1 全ての下請(2次下請以降も含む。)について記載するとともに、全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリスト(様式第1号)の写し並びに工事担当者台帳(参考様式第2号)を添付すること。
- 2 施工体制台帳は、建設業法施行規則第14条の2に規定する記載事項を満たすものであれば、様式は問わない。
- 3 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
資格を証するものの写し 自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)

2. 様 式

〈福島県元請・下請関係適正化指導要綱〉

参考様式第1号の2(施工体制台帳)

《下請負人に関する事項》

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号	〒	(TEL - -)	
工 事 名 称 及 工 事 内 容		下請契約金額	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

現 場 代 理 人 名	
権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容	

〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕

- 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに 印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - 経験年数による場合
 - 1) 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - 資格等による場合
 - 1) 建設業法〔技術検定〕
 - 2) 建築士法〔建築士試験〕
 - 3) 技術士法〔技術士試験〕
 - 4) 電気工事士法〔電気工事士試験〕
 - 5) 電気事業法〔電気主任技術者国家試験等〕
 - 6) 消防法〔消防設備士試験〕
 - 7) 職業能力開発促進法〔技能検定〕

参考様式第2号(工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

〈高野元謙・下副関係適正化推進協議会〉

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

【注意事項】

貼付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。

番号は、施工体系図の番号とする。

本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしく
はデジタルカメラ写真を印刷
したものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真貼付欄】	

参考様式第3号 (施工体系図)

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元 請 名	
監 督 員 名	
監 理 技 術 者	
専 門 技 術 者	
担 当 工 事 内 容	
専 門 技 術 者 名	
担 当 工 事 内 容	

元方安全衛生管理者

統括安全衛生責任者
長

備 記

副 会 長

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

会 社 名	
工 事 内 容	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

<福島県元請・下請関係適正化指導要綱>
(参考様式)

福島県発注工事 下請110番通報票

1 通 報 者

ア 商 号 _____ イ 代表者 _____

ウ 住 所 _____

エ 担当者

職・氏名 _____ 電 話 _____

2 対象工事

(1) 工事名 _____

(2) 工事番号 _____ (3) 工事場所 _____

3 通報内容 (誰から、いつ、どんな方法で、何をされたかなどについて、詳しく具体的に記載してください。)

欄が足りない場合は別紙へ記載してください。
参考となる書類等があれば添付してください。

送 付 先

福島県総務部入札監理課
メール zaimu-nyusatsu@pref.fukushima.jp
F A X 024 (521) 9727

なお、各工事の発注機関
でも受付いたします。

<第7号様式・約款9条1項, 3項関係>

第 号
平成 年 月 日

請 負 者 様

契約権者 ㊞

監 督 員 通 知 書

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、
福島県工事請負契約約款第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督員を通知します。

工 事 名
工 事 場 所

記

監 督 員 (職氏名)

<第8号様式・約款9条, 14条関係>

確 認 書

部長・次長	課 長	主任主査	監 督 員

確 認 ・ 立 会 願

平成 年 月 日

下記について確認・立会を願いたい。

請負業者名
現場代理人名

工 事 名	第 号	工 事
工 事 場 所		
事 項	位 置	等

確 認 ・ 立 会 結 果 書

上記について、確認・立会を実施し確認した。

立会者名

印

確認・立会年月日	平成 年 月 日
方 法	現 地 ・ 書 類 (机上)
結 果 判 定	
指 示 事 項 (記 事)	

指示事項等処理完了確認 平成 年 月 日 監督員

印

2 . 様 式

< 第10号様式・約款9条関係 >

工 事 打 合 せ 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成 年 月 日
発議者名			
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事番号 工事名	第 号	工事	
工事場所			
(内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
処 理	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 します。 指示事項・協議結果等	
	監督員	事務所	平成 年 月 日
回 答	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 します。 提出・報告内容等	
	現場代理人	会社	平成 年 月 日

部長 次長	課長	主任 主 査	監督員

現 場 代理人	主任 (監 理) 技術者

現場代理人及び主任技術者等通知書

年 月 日契約を締結した、 工事（工期 年 月 日～年 月 日）について、福島県工事請負契約約款第10条の規定に基づき、本件工事の現場代理人及び主任技術者等(主任技術者又は監理技術者)を下記のとおり定めたので、別添経歴書を添えて通知します。

(契約権者)

様
年 月 日
請負人 住 所
氏 名
記

1 現場代理人（通知日現在、下記工事を除き、他の工事において現場代理人・主任技術者等でないことを報告します。）

氏 名	権 限				
(年 月 日生)	1 約款第10条第2項に規定する権限のすべて 2 上記のうち を除く。				
年 月 日現在、今回契約を締結した工事の工期において、現場代理人・主任技術者等になっている他の工事(福島県発注以外の公共工事、民間工事を含む)は次のとおりです。					
発注者	工事番号	工期	請負額	現場代理人等	常駐義務緩和

- (注) 1 該当する事項の番号を で囲むこと。
 2 氏名は現場代理人となる者が自署すること。
 3 建設業法上の営業所の専任技術者である者は現場代理人にはなれない。
 4 現場代理人の常駐義務の緩和を承認された場合を除き、現場代理人は工事現場に常駐する必要がある。
 (他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の現場代理人になれない場合がある。)
 5 上記に記載した「他の工事」が福島県発注工事の場合は、この通知書の写しを監督員へ提出すること。

2 主任技術者又は監理技術者

施 工 形 態	1 すべて自社施工する。 -						
	2 一部下請施工する。 下請総額3,000万円未満	下請総額3,000万円以上					
技 術 者	主 任 技 術 者			監 理 技 術 者			
	氏 名	役 職	資格の名称	氏 名	役 職	資格の名称	資格者証番号
	(年 月 日生)			(年 月 日生)			

- (注) 1 「施工形態」の欄は、該当する事項の番号を で囲むこと。
 2 下請総額3,000万円は、建築一式工事の場合は、4,500万円となる。
 3 監理技術者資格者証の交付を受けている技術者は、その写し(表、裏とも)を添付すること。
 4 記載事項に変更が生じた場合には、速やかに再提出すること。(上欄の変更を で囲むこと。)
 5 建設業法上の営業所の専任技術者である者は専任の主任技術者等にはなれない。
 6 請負金額が2,500万円(建築一式工事にあっては5,000万円)以上の工事における主任技術者等は、工事現場ごとに専任の者であること。(この場合、他の工事において現場代理人である者、主任技術者等である者は、当該工事の主任技術者等にはなれない。)

《監督員確認欄》

職 氏名	職 氏名
現場代理人常駐義務発生日(現場着手日) 年 月 日	主任技術者等の専任義務発生日(工事着手日) 年 月 日

以下は請負金額が500万円以上の場合は、施工体制点検によるため記入不要。

職 氏名	職 氏名	職 氏名	職 氏名
確認月日	確 認 結 果	確認月日	確 認 結 果
	現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある		現場確認の結果、上記記載事項に相違 1 ない 2 ある

<第12号様式・約款13条関係>

工 事 材 料 確 認 申 請 書

工事番号		号	工事		線	郡	町	大字	字	地内	
材 料 名	品 質 規 格	単 位	契 数	約 量	確 認 量	合 格 数	格 量	合 格 数 量 累 計	残 数 量	備 考	

上記工事材料の検査を申請します

平成 年 月 日

住所
請負者 氏名

㊞

監督員 様

上記のとおり合格したものと認める

平成 年 月 日

監督員氏名

㊞

<第13号様式・約款15条関係>

支 給 品 受 領 書

平成 年 月 日

契約権者 様

住所
請負者
氏名

㊞

工事契約に基づく下記記載物品を受領しました。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考

<第15号様式・約款15条関係>

支 給 品 精 算 書							
契約権者			様		平成 年 月 日		
				住所 請負者 氏名		Ⓜ	
下記のとおり支給品を精算します。							
工 事 名					契約年月日		年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考 (返 納 場 所 等)	
			支 給 数	給 量	使 用 数		残 数 量
監 督 員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明します。					物 品 監 理 簿 登 記	
	年 月 日			職 氏名		Ⓜ 年 月 日	

<第17号様式・約款15条関係>

貸 与 品 借 用 書

平成 年 月 日

契 約 権 者 様

住所
請負者
氏名



平成 年 月 日工事契約に基づく下記物品を受領したので提出します。

記

品 目	規 格	単 位	数 量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件

注：1. 貸与条件の欄は物品管理者が貸与する場合に付した条件を記入する。

<第18号様式・約款15条関係>

貸 与 品 返 納 書

平成 年 月 日

契約権者 様

請負者 ⑩

平成 年 月 日 工事契約に基づく貸
与品について下記のとおり返納します。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	返 納 場 所	備 考

注：1. 備考欄には、監督員の受領印を押印する。

<第19号様式その1・約款20条関係>

請 負 者 様 契約権者 土木工事一時（一部）中止について 下記工事を平成 年 月 日から一時（一部）中止をして下さい。 記	第 号 平成 年 月 日				
契 約 番 号	第 号				
工 事 名	工 事				
路 河 川 名					
工 事 場 所	線 郡 町 大字 字 地内 筋 市 村				
工 期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">着手</td> <td style="width: 40%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">完成</td> <td style="width: 40%;">年 月 日</td> </tr> </table>	着手	年 月 日	完成	年 月 日
着手	年 月 日	完成	年 月 日		
請 負 額					
請 負 人					
一時（一部）中止する理由					
そ の 他	中止解除予定 年 月 日				

<第19号様式その2・約款20条関係>

号 外
年 月 日

請負者 様

契約権者

土木工事一時(一部)中止の解除について

年 月 日から一時(一部)中止した下記工事については中止を解除しますからすみやかに工事を始めて下さい。

記

契 約 番 号	(箇所番号)			
工 事 名				
路 河 川 名				
工 事 場 所	(自)			
	(至)			
工 期	着 手	年 月 日	完 成	年 月 日
請 負 額				
請 負 人				
解 除 理 由				
そ の 他				

2. 様 式

<第20号様式・約款25条関係>

平成 年 月 日

契約権者 様

住所
請負者 氏名

㊞

福島県工事請負契約約款第25条第6項に
基づく協議について

平成 年 月 日付け契約の下記工事について、建設資材価格等
の高騰により、次のとおり増額されるよう協議します。

記

1. 工 事 名

2. 協 議 額

3. そ の 他 参 考 資 料

<第23号様式・約款29条3項関係>

損害負担申請書

平成 年 月 日

契約権者

様

住所
請負者
氏名

㊞

平成 年 月 日に確認を受けた下記工事について損害額の負担を申請します。

記

1. 工 事 番 号 第 号

2. 工 事 名 工事

3. 工 事 場 所

4. 契 約 年 月 日

5. 工 期 着手 年 月 日

完成 年 月 日

6. 請 負 額

7. 損害負担申請額

<第24号様式・約款31条38条関係>

工 事 完 成 届 書

平成 年 月 日	
契約権者	様
	住所
	工事請負者 氏名 (印)
	住所
	保 証 人 氏名 (印)
下記のとおり工事が完成しました。	
工 事 番 号	
工 事 名 称	
工 事 数 量	
工 事 場 所	
契 約 工 期	着手年月日 平成 年 月 日
	完成年月日 平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
請 負 金 額	¥
受 領 済 額	前 払 金 ¥
	部分払 (1回) ¥
	部分払 (1回) ¥
	部分払 (1回) ¥
	計 ¥


<様式25号・約款31条2項・5項関係>

第 号 平成 年 月 日	
(請負人) 様	
発注者	
土木(建築)工事検査の結果について	
平成 年 月 日で完成届(部分払申請)のあった下記工事 の検査の結果を通知します。	
記	
工 事 番 号	第 号
工 事 等 の 名 称	
工 事 等 の 場 所	
請 負 金 額	
検 査 年 月 日	
立 会 者 職 氏 名	発注者側
	請負人側
工 事 施 工 の 巧 拙	
手直しを要する事項 ^{注)}	
手直し完了期間 ^{注)}	

注) 工事が約款第31条第2項の検査に合格しないときのみ記入する。

<様式26 - 1号・約款31条4項関係>

工事完成引き渡し書

平成 年 月 日	
発注者 職 氏 名 様	
請負人 住 所 氏 名	
	
下記のとおり工事が完成しましたので引き渡します。	
工 事 番 号	
工 事 名 称	
工 事 数 量	
工 事 場 所	
契 約 工 期	着 手 年 月 日
	完 成 年 月 日
完 成 年 月 日	
請 負 金 額	
検 査 年 月 日	

2. 様 式

<様式26 - 3号・約款33条関係>

平成 年 月 日

請負人 殿

確認検査員職・氏名 印

部分使用に係る確認検査結果書

工 事 番 号	第 号		
工 事 名			
工 事 場 所			
検 査 年 月 日	平成	年	月 日
確 認 内 容	検 査 結 果		
検 査 判 定 (指示内容)			

<様式26 - 2号・約款33条関係>

施設の部分使用同意について

工事番号 工事名	第 _____ 号 _____ 工事
工事場所	
同意事項	<p>平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日契約の 工事について、福島県工事請負契約約款33条に基づく部分使用、 並びに確認検査の実施。 (部分使用する理由)</p> <p>(使用したい施設) 工種 _____</p> <p>延長 _____</p> <p>面積 _____ (確認検査実施時期) 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p>
<p>上記について同意願います。</p> <p>平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>請負人 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">契約権者 (監督員) _____ 印</p>	
<p>上記について同意します。</p> <p>平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p style="text-align: right;">請負人 _____ 印</p>	

<第27 - 1号様式・約款37条5項関係>

部 分 払 申 請 書

契約権者	様	平成 年 月 日
	工事請負者	住所 氏名
	保証人	住所 氏名
下記により部分払をして下さい。		
工 事 番 号		
工 事 名 称		
工 事 数 量		
工 事 場 所		
工 期	着 手 年 月 日	平成 年 月 日
	完 成 年 月 日	平成 年 月 日
契 約 年 月 日	平成 年 月 日	
部 分 払 の 約 定	契約約款第37条第1項	
請 負 金 額	¥	
受 領 済 額	前 払 金	¥
	部分払 (1回)	¥
	部分払 (2回)	¥
	計	¥
部 分 払 申 請 額	¥	

添 付 書 類

出来高金額を記載した工事費内訳明細書 (任意の様式)

<第27 - 2号様式>

工 事 出 来 高 報 告 書

		平成 年 月 日
契約権者		様
		住所
工事請負者		氏名 ㊞
平成 年 月 日契約の下記工事の出来高報告書を提出します。		
工 事 番 号	第 号	
工 事 名 称		
工 事 場 所		
工 期	着手年月日	平成 年 月 日
	完成年月日	平成 年 月 日
請 負 金 額	¥	
工 事 出 来 高 金 額	¥	

2. 様 式

<第28号様式>

平成 年 月 日

契約権者
職 氏 名 様

住所
請負人 氏名 

着 工 届

平成 年 月 日契約の下記工事は平成 年 月 日に着工した
ので届けます。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

4. 請 負 金 額

<第29号様式>

平成 年 月 日

契約権者
職 氏 名 様

住所
請負者
氏名

㊟

現 場 発 生 品 調 書

平成 年 月 日契約の 工事において下記調書の
現場発生品が生じたので納入します。

記

品 名	規 格	単 位	数 量	摘 要

<第30号様式・その1>

資 材 受 払 簿

(品名)

現場代理人氏名

印

月 日	受			入			払 出		差 引 残数量 ()	摘 要	
	当日受入数 ()	購入数 (納品所有無)	先 運搬業者名 (送り状有無)	保 管 場 所 及 び 数 量	受入数累計 ()	当 日 払 出 数 ()	日 払 出 数 ()	払 出 数 計 ()			

<第30号様式・その2>

月 日	受			入			払 出			差 引 残数量 ()	摘 要	
	当 日 受 入 数 ()	購 入 先 (納品所有無)	運 搬 業 者 名 (送り状有無)	保 管 場 所 及 び 数 量	受 入 数 累 計 ()	当 日 払 出 ()	日 出 数 ()	払 出 累 計 ()	出 数 計 ()			

<第32号様式>

工 事 日 誌

請 負 者
(現場代理人)

㊟

平成 年 月 日		天 候	気 温	その他		
	施 行 箇 所	作 業 内 容	稼 動 機 械		摘 要	
施 工 概 要						
労 務 資 材 概 要	種 別	労 務 者	資 材			
			資材名	受 数	払 数	残 数
そ の 他	項 目	記 事			摘 要	
指 示 事 項				巡 察 者 氏 名		

<第32 - 1号様式>

トンネル掘削日報(案)

平成 年 月 日

記入者名

㊟

測 点	支 保 工			
	地山区分 (種) 支保工ピッチ (m) 一日当サイクル数 (回)			
	一日当火薬量 (kg) 穿孔数 (孔)			
	m ³ 当火薬量 (kg / m ³) 穿孔数 (孔 / m ³)			
	検 査 項 目	間 隔 cm	開 口 性	傾 斜 角
地 質 状 況	節理, 亀裂について			
	岩 種			
	切羽湧水状況			
	坑口湧水状況			ℓ / 分
	削孔速度状況 cm / 分			
	発破後のずりの状況			
支 保 工	高温ガス蒸気の状態			
	部材の損傷, 変形, 腐食, 変位, 脱落等			
	部材の緊圧, 接続部			
備 考	支保工脚部の沈下等			
切羽断面図				
平面図				

2. 様 式

<第33号様式>

レディーミクストコンクリート配合報告書										
_____ 殿					平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
					製造会社名・工場名 _____					
					配合計画者名 _____					
工 事 名 称										
所 在 地										
納 入 予 定 時 期										
本 配 合 の 適 用 期 間										
コンクリートの打込み箇所										
配 合 の 設 計 条 件										
呼 び 方	コンクリートの種類による記号		呼 び 強 度	ス ラ ン プ	粗骨材の最大寸法による記号		セメントの種類による記号			
指 定 事 項 ¹⁾	軽量コンクリートの単位容積質量		kg / m ³		空 気 量		%			
	コンクリートの温度		最高・最低		混 和 材 料 の 種 類					
	呼び強度を保证する材齢		日		アルカリ骨材反応抑制対策の方法 ²⁾					
	水セメント比の上限値		%		単位セメント量の下限值又は上限値		kg / m ³			
	単位水量の上限値		kg / m ³		塩 化 物 含 有 量		kg / m ³ 以下			
	流動化後のスランプ増大量		cm							
使 用 材 料 ³⁾										
セメント	生産者名		密度 (g / cm ³)		Na ⁺ Oeq (%) ⁴⁾					
混和材	製 品 名		種 類		密度 (g / cm ³)					
骨材	種 類	産地又は品名	ASR ⁵⁾ による区分	粒の大きさの範囲 ⁶⁾	粗粒率又は実績率 ⁷⁾	密度 (g / cm ³)		吸水率 (%)		
						絶 乾	表 乾			
細骨材										
粗骨材										
混和剤	製 品 名		種 類		細骨材の塩化物量		%			
混和剤	製 品 名		種 類		水 の 区 分					
配 合 表 (kg / m ³) ⁸⁾										
セメント	混和材	水	細骨材	細骨材	細骨材	粗骨材	粗骨材	粗骨材	混和剤	混和剤
水セメント比		%		水 結 合 材 比 ⁹⁾		%		細 骨 材 率		%
備 考										

注 1) 呼び方欄以外に特に指定された場所に記入する。
 2) 附属書6表1に示す記号で記入する。ただし、附属書1の区分Aの骨材を用いる場合は、記号Aを同欄に記入する。
 3) 配合設計に用いた材料について記入する。
 4) ガルトランドセメントを使用した場合にだけ記入する。
 5) アルカリシリカ反応 (ASR) 性による区分及び判定に用いた試験方法を記入する。
 6) 細骨材に対しては、砕砂又はスラグ骨材では粒の大きさの範囲を、砂又は人工軽量骨材では最大寸法を記入する。粗骨材に対しては、砕石又はスラグ骨材では粒の大きさの範囲を、砂利では粗骨材の大きさを、人工軽量骨材では骨材の寸法を記入する。
 7) 細骨材に対しては、粗粒率の値を、粗骨材に対しては実績率の値を記入する。
 8) 人工軽量骨材の場合は絶対乾燥状態の質量で、その他の骨材の場合は表面感湿飽水状態の質量で表す。
 9) 高炉スラグ微粉未などを結合材として使用した場合にだけ記入する。

<第34号様式>

粗骨材の比重, 吸水単位容積重量試験

工事番号・工事名	粒度区分	mm
箇所名	材種区分	
試験採取地	請負会社名	
試験日 平成 年 月 日	測定者	印

1. 粗骨材の比重及び吸水率試験 (JIS A 1110)

測 年 月 定 日	天 候	(A) kg	(B) kg	(C) kg	(D) kg	比重 = $\frac{(A)}{(A) - (D)}$	(E) kg	(F) kg	吸水量 = $\frac{(F)}{(E)} \times 100$
									%
									%
									%

A = 表面乾燥飽水状態の試料重量 B = 容器と試料の水中重量 C = 容器の水中重量
D = 試料の水中重量 E = 乾燥後の試料重量 F = 水の量 (A - E)

2. BSGバランスによる比重試験 (JIS外)

測 年 月 定 日	天 候	測 定 用 仮 定 比 重	表面水尺の読み %			測 定 比 重 値			決 定 比 重 (測定値の平均)
			1 回	2 回	3 回	1 回	2 回	3 回	

3. 粗骨材の単位容積重量試験 (JIS外)

試 料 の 詰 め 方		
測 定 番 号	1	2
容 器 の 容 積 (m ³)		
試 料 と 容 器 の 重 量 (kg)		
容 器 重 量		
試 料 重 量 - (kg)		
$\frac{\text{容器中の試料の重量}}{\text{容 器 の 容 積}} (\text{kg} / \text{m}^3)$		
含 水 量 測 定 の た め の 試 料 の 乾 燥 前 の 重 量		
含 水 量 測 定 の た め の 試 料 の 乾 燥 後 の 重 量 (g)		
また は 単 位 容 積 重 量 × (kg / m ³)		
誤 差		
許 容 差		
平 均 値		

4. 備 考

- (イ) 試料は10mmフルイにとどまる粗骨材とする。
- (ロ) 試料の重量は
25mm以下のとき約 2 kg
25mm以上のとき約 5 kg
とする。
- (ハ) 試験は2回行いその差が比重試験では0.02以下吸水試験では0.5%以下でなければならない。

<第35号様式>

細骨材の比重, 吸水単位容積重量試験

工事番号・工事名	粒度区分	~
箇所名	材種区分	
試験採取地	請負会社名	
試験日 平成 年 月 日	測定者	㊟

1. 細骨材の比重及び吸水率試験 (JIS A 1109)

測定	フラスコ重量	A (500)kg	B cc	C cc	D cc	比重 = $\frac{A}{D}$	E g	F g	吸水率 = $\frac{F}{E} \times 100$
									%
									%
									%

A = 表面乾燥飽水状態の試料重量 (500) g B = 容器 + 栓 + 試料重量 g C = 容器 + 栓 + 試料 + 水の全重量 g
 D = 500 - (フラスコに加えた水の全重量 g) = 500 - (C - B) E = 乾燥後の試料重量 F = 水の量 (A - E)

2. BSGバランスによる比重試験 (JIS外)

測定年月日	天候	測定用仮定比重	表面水尺の読み %			測定比重値			決定比重 (測定値の平均)
			1 回	2 回	3 回	1 回	2 回	3 回	

3. 細骨材の単位容積重量試験 (JIS A 1104)

試料の詰め方		
測定番号	1	2
容器の容積 (m ³)		
試料と容器の重量 (kg)		
容器重量 (kg)		
試料重量 (kg)		
容器中の試料の重量 / 容積 (kg / m ³)		
含水量測定のための試料の乾燥前の重量		
含水量測定のための試料の乾燥後の重量 (g)		
または 単位容積重量 × (kg / m ³)		
誤差		
許容差		
平均値		

4. 備 考

比重測定を容積法で行う場合は

A = 表面乾燥飽水状態の試料 (500) g

B = 比重ピンの最初の水のよみ cc

C = 試料を加えた比重ピンの水のよみ cc

D = 比重ピンのよみの差 (C - B) cc

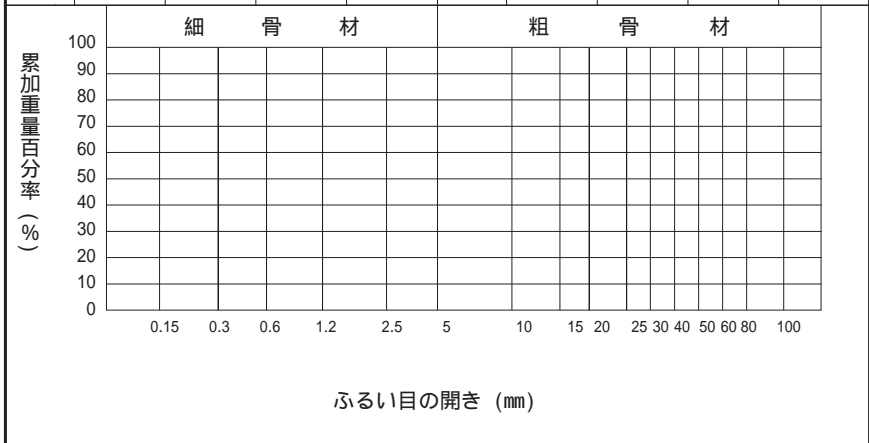
<第36号様式>

骨材のふるい分け試験

工事番号・工事名 _____
 箇所名 _____
 試験日 平成 年 月 日 _____

試料採取地 _____
 請負会社名 _____
 測定者 _____ (印)

フルイの 開き (mm)	フルイの 目重 (g)	残留量 百分率 (%)	累加重量 百分率 (%)	通過重量 百分率 (%)	フルイの 開き (mm)	フルイの 目重 (g)	残留量 百分率 (%)	累加重量 百分率 (%)	通過重量 百分率 (%)
100									
80									
60									
50									
40					5.0				
30					2.5				
25					1.2				
20					0.6				
15					0.3				
10					0.15				
以下					0.15 以下				
合計					合計				

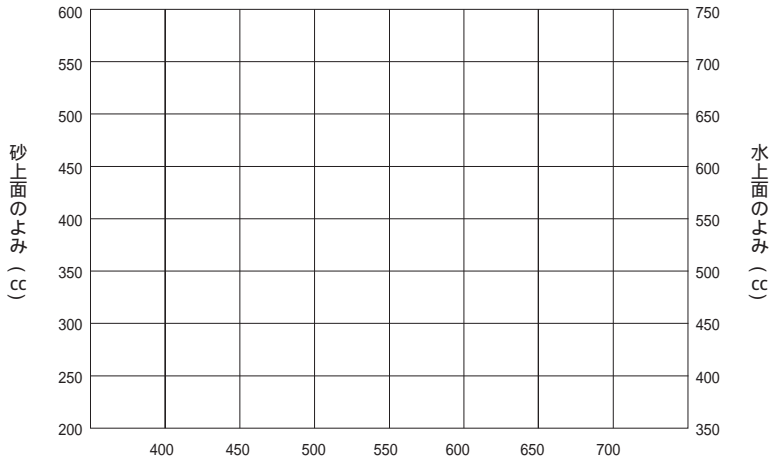


<第38号様式>

細骨材の表面水量試験（其の2）

工事番号・工事名	表 乾 比 重
箇 所 名	請 負 会 社 名
試験採取地	測 定 者 ㊟

年 月 日	天 候	砂上面の よみ (cc)	水上面の よみ (cc)	の容積表粒砂に対 する水上面のよみ	表面水 - (cc)	表面水の割合 /



表面乾燥飽和状態の砂の重量

<第44号様式>

粗骨材のスリヘリ試験

工事番号・工事名

試料(採取)生産地

請負会社名

試験室場所

測定者

㊦

試験日	平成 年 月 日 曜 天候						
試験日の状態	室温 ()	湿度 (%)	水温 ()	乾燥温度 ()			
試料							
とどまるフルイ (mm)	通るフルイ (mm)	各群の重量 (g)	各群の重量百分率 (%)	粒度区分	球の数	回転数	試験前の試料の重量 (g)
	2.5						
2.5	5						
5	10						
10	15						
15	20						
20	25						
25	40						
40	50						
50	60						
60	80						
合 計			100.0				
試験後1.7mmフルイに残った試料の重量 (g)							
スリヘリ損失重量		-	(g)				
スリヘリ減量		— × 100 (%)					
(参考) 骨材すりへり減量の限度 (ロスアンゼルス試験機による)							
用 途	工 法 種 別			減量限度 %			
コンクリート	ダムコンクリート・舗装コンクリート			40 % 以下			
アスファルト舗装	表 層 ・ 基 層			30 % 以下			
"	上 層 路 盤			50 % 以下			
(備考)							

<第46号様式>

骨材単位容積重量試験

工事番号・工事名 _____
 試験室場所 _____
 試料(採取)生産地 _____

試験年月日 年 月 日
 請負会社名 _____
 測定者 _____ (印)

試料区分	最大寸法	試料の状態		測定比重																
砂, 砂利, 砂石	mm	表乾, 絶乾, 気乾																		
方法 試験値	JIS A 1104の方法		軽盛の方法																	
(1) 容器の容積		ℓ		ℓ																
(2) 容器と試料の重量		kg		kg																
(3) 容器の重量		kg		kg																
(4) 試料重量	(2) - (3)	kg	(2) - (3)	kg																
(5) 単位容積重量	$\frac{(4)}{(1)}$	kg / m^3	$\frac{(4)}{(1)}$	kg / m^3																
(6) 固体単位重量	比重 × 1000		比重 × 1000																	
(7) 絶対容積	$\frac{(5)}{(6)}$	m^3	$\frac{(5)}{(6)}$	m^3																
(8) 空隙率	$\frac{(6) - (5)}{(6)} \times 100$	%	$\frac{(6) - (5)}{(6)} \times 100$	%																
(参考)																				
骨材単位容積重量測定容器																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>骨材の最大寸法(mm)</th> <th>内径 (cm)</th> <th>内高 (cm)</th> <th>およその容積 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10をこえ40以下</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>40をこえ100以下</td> <td>35</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>					骨材の最大寸法(mm)	内径 (cm)	内高 (cm)	およその容積 (ℓ)	10以下	14	13	2	10をこえ40以下	24	22	10	40をこえ100以下	35	31	30
骨材の最大寸法(mm)	内径 (cm)	内高 (cm)	およその容積 (ℓ)																	
10以下	14	13	2																	
10をこえ40以下	24	22	10																	
40をこえ100以下	35	31	30																	
棒突き試験 骨材最大寸法40mm以下のとき ジッキング試験 骨材の最大寸法40mmをこえて100mm以下のとき 試験した骨材の粗粒率 FM = ()																				

<第47号様式>

骨 材 の 安 定 性 試 験

工事番号・工事名	試験年月日	年	月	日
試験室場所	請負会社名			
試料(採取)生産地	測定者			㊞

試験日		平成 年 月 日 曜				天候	
試験日の 状態	室温 ()		湿度 (%)		水温 ()		乾燥温度 ()
			%				
試料		細骨材		粗骨材		岩石	
溶液の種類							
とどまる フルイ(mm)	通るフルイ (mm)	各群の重量 (g)	各群の重量 百分率 (%)	試験前の各 群の重量(g)	試験後の各 群の重量(g)	各群の損失重量 百分率 (1) (%)	骨材の損失重量 百分率 $\frac{x}{100}$ (%)
細 骨 材 の 安 定 性 試 験							
—	0.15			—	—	—	—
0.15	0.3			—	—	—	—
0.3	0.6						
0.6	1.2						
1.2	2.5						
2.5	5						
5	10						
合 計			100.0				
備 考		粗 骨 材 の 安 定 性 試 験					
5	10						
10	15						
15	20						
20	25						
25	40						
40	60						
60	80						
合 計			100.0				
観 察 (20mm 以上の 粒)	試験前個数	破壊状況	崩壊 割レ	ハゲオチ ヒビワレ	その他		
	試験前個数 異状を認めた個数						
備 考		岩 石 の 安 定 性 試 験					
試験前の試料の重量				3片以上にくだけた粒の数			
試験後3片以上にくだけた粒の重量		観 察		破壊 状況	崩壊 割レ	ハゲオチ ヒビワレ	その他
損失重量百分率(1 -) \times 100 (%)							
備 考							

<第48号様式>

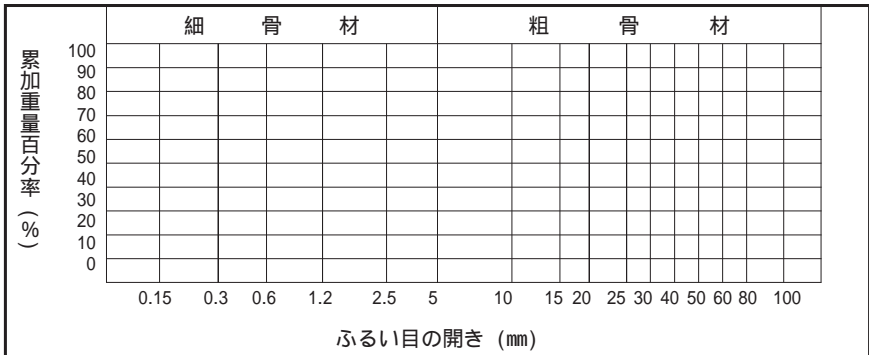
骨材試験成績一覽表

工事番号・工事名 _____
 試料(採取)生産地 _____
 材 料 名 _____

試験年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 請負会社名 _____
 測 定 者 _____ (印)

番号	試験項目	単 位	試験結果
1	比 重 (表乾)	-	
2	吸 水 率	%	
3	スリヘリ減量	%	
4	標 準 単 重	kg / m ³	
5	空 隙 率	%	
6	軽 単 重	kg / m ³	
7	空 隙 率	%	
8	粗 粒 率	-	
9	有 機 不 純 物	-	合 不
10	洗 い 試 験	%	
11	軟 石 量	%	
12	安 定 性	%	
13	最 適 含 水 比	%	
14	最 大 乾 燥 密 度	g / cm ³	
15	修 正 C B R	%	
16	Cu	-	
17	Cc	-	
18	LL	%	
19	PL	%	
20	PI	-	
21	見カケ比重(絶乾)		

フルイの 開き (mm)	フルイ 残留重量 (kg)	重 量 百 分 率 (%)	累 加 重 量 百 分 率 (%)	通 過 重 量 百 分 率 (%)
100				
80				
60				
50				
40				
30				
25				
20				
15				
10				
5				
2.5				
1.2				
0.6				
0.3				
0.15				
以下				
合 計				



<第49号様式>

セメントコンクリート配合設計計算書

工事番号・工事名

請負会社名

配合設計者



1. 設計条件

	材 料 産 地	種 別	最大寸法	比 重	吸水率	表面水量	F.M	単位容積量	空げき率
粗骨材(A)					%	%		kg / m ³	%
粗骨材(B)					%	%		kg / m ³	%
細骨材			~		%	%		kg / m ³	%

配合強度	スランブ 範 囲	限 定 水 セメント比	限定水量	細骨材率の 変 化	限 定 量 セメント	セメント 種 類	使用目的構造物
28kg / m ³	+ - cm	%	kg / m ³	% を とす	kg / m ³		

2. 水セメント比 W/C

強度からW/Cを求める式

W/C - 28線から % 耐久性から % 水密性から % 決定水セメント比 %

3. 単位水量 W (kg / m³)

表よりW = kg / m³ スランブ補正 (cm) () × $\frac{(\quad) - (5)}{1}$ × 0.012 = kg / m³

骨材種別による増 (砕石のため) kg / m³ 決定単位水量 kg / m³

4. 単位セメント量 C (kg / m³)

C = W / 水セメント比 = kg / m³ または限定セメント量 kg / m³ 単位セメント量 kg / m³

5. 細骨材率 S/a (%)

表より S/a = % 砂のF.Mに対する補正 $\frac{(\quad) - 2.75}{0.1}$ × 0.5 = %

水セメント比に対する補正 $\frac{(\quad) - 55}{5}$ × 1 = %

粗骨材種別による増 (砕石のため) % %

決定細骨材率 %

6. 骨材の絶対容積 a (ℓ / m³)

a = 1000 - $\left(\frac{\quad}{3.15} + W + A\right)$ = ℓ / m³

7. 単位骨材量 (kg / m³)

S = × × = kg / m³ G = × (1 -) × = kg / m³

8. 混和材料 (ボゾリス5L)の所要量 C重量() × 0.0025 × = ボゾリス溶液量 ℓ ()

示方配合 (コンクリート1m³当り)

骨材最大寸法 mm	スランブ (空気量)	単位水量 W kg / m ³	単位セメント量 C kg / m ³	水セメント 比 W/C	細骨材率 S/a %	単位細骨材 S kg / m ³	単位粗骨材 G kg / m ³	混和材 混和材	混和材 ボゾリス
	+ - cm 空気量 (%)								

<第50号様式>

セメントコンクリート試験(現場)配合計算書

試験年月日 年 月 日 天候 温度	工事番号・工事名
試験目的	請負会社名
	測定員 ㊟

(示方配合)

表示 示配区分	骨材最大 寸法	スランブ 範 囲	空気量 %	W / C	S / a	単 位 材 料 kg / m^3				
						W	C	S	G	混和剤
設計示配										
補正示配										
補正示配										

(砂の表面水測定)

$$Vd = \frac{Ws}{\text{比重}} = \frac{Vs}{\text{比重}} - \frac{Vs}{\text{比重}} \times \frac{P}{100}$$

$Vd = (\quad)$ $P = \text{表面水}$
 $Ws = \text{試料の重さ} 200g \text{ 又は } 500g$
 $Vs = \text{水柱の読みの差} (\quad)$
 $P = \frac{Vs (\quad) - Vd (\quad)}{Vs (\quad) - Vs (\quad)} \times 100 = (\quad) \%$

(砂の表面水補正)

示配S () × 表面水率 (1.) = 現配S量 ()

現配S () - 示配S () = 表面水量 ()

示配W () - 表面水量 () - 混和剤量 () = 現配W量 ()

(砂の吸水補正)

示配S () × 吸水率 (0.) = 吸水量 ()

現配S () - 吸水量 () = 現配S量 ()

示配W () - 吸水量 () - 混和剤量 () = 現配W量 ()

試験(現場)配合及びその結果

測定結果		区分	試験(現場)配合表				
			練量	W	C	S	G
実測スランブ	cm	練量					
		実測空気量					
実測V.D ワーカビリティー	Sec	1 m ³ 当り					
		試験バッチ ()					
使用セメント ()	Sec	1 m ³ 当り					
		試験バッチ ()					
モールド							

〈第52号様式〉(図表)

工 管 理 図 表

現場代理人



測定者



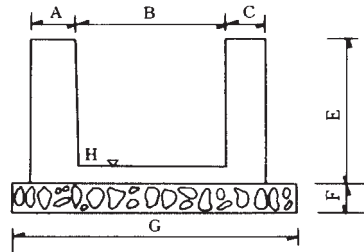
番 号	
年 日	
(単 位)	
記 事	

- 注1. 工種名は道路土工、路盤工、側溝工、削土工、ノリ覆工、ノリ留工等と記入する。
 2. 標頭は、厚管理図表、基準高管理図表、3 m平方たん性管理図表等と記入する。
 3. 番号はあらかじめ測点を定め、起点から終点に向かって順序に記入しておく。
 4. 月日は、該当測点番号を測定した月日を記入する。
 5. 設計値と実測値の単位を定め、目盛に数値を記入する。
 6. 図表には許容範囲の線を朱書で記入する。

2. 様 式

工種別結果表 (側溝工)

出来形結果表記入例 (1)



() 規格値

測 点	H (±20)			A (±15)			B (±15)			C (±15)			E (±20)			F (-30)			G (-50)		
	設計 値	実測 値	差	設計 値	実測 値	差	設計 値	実測 値	差	設計 値	実測 値	差	設計 値	実測 値	差	設計 値	実測 値	差	設計 値	実測 値	差
7	23,000	23,001	+1	150	152	+2	500	506	+6	200	201	+1	600	602	+2	150	170	+20	1,050	1,000	+50
8	23,500	23,511	+11	"	158	+8	"	507	+7	"	204	+4	"	608	+8	"	165	+15	"	1,070	+20
9	24,000	23,995	-5	"	154	+4	"	505	+5	"	207	+7	"	611	+11	"	150	0	"	1,050	0
10	24,500	24,884	-16	"	153	+3	"	504	+4	"	207	+7	"	609	+9	"	170	+20	"	1,050	0
11	25,000	25,012	+12	"	153	+3	"	500	0	"	209	+9	"	600	0	"	145	-5	"	1,045	-5
12	25,000	25,004	+4	"	151	+1	"	501	+1	"	209	+9	"	612	+12	"	150	0	"	1,040	-10
20	29,500	29,502	+2	120	119	-1	200	205	+5	150	153	+3	400	411	+11	150	155	+5	670	660	-10
21	30,000	30,007	+7	"	120	0	"	201	+1	"	155	+5	"	406	+6	"	160	+10	"	650	-20
22	30,500	30,510	+10	"	120	0	"	199	-1	"	151	+1	"	408	+8	"	160	+10	"	675	+5
23	31,000	31,005	+5	"	121	+1	"	193	-7	"	150	0	"	405	+5	"	150	0	"	600	+10
24	31,500	31,493	-7	"	123	+3	"	198	-2	"	150	0	"	399	-1	"	140	-10	"	685	+15
25	32,000	31,990	-10	"	121	+1	"	206	+6	"	152	+2	"	399	-1	"	145	-5	"	690	+20
26	32,500	32,505	+5	"	122	+2	"	209	+9	"	151	+1	"	387	-13	"	150	0	"	690	+20
27	33,000	33,012	+12	"	109	-11	"	210	+10	"	151	+1	"	389	-11	"	155	+5	"	650	-20

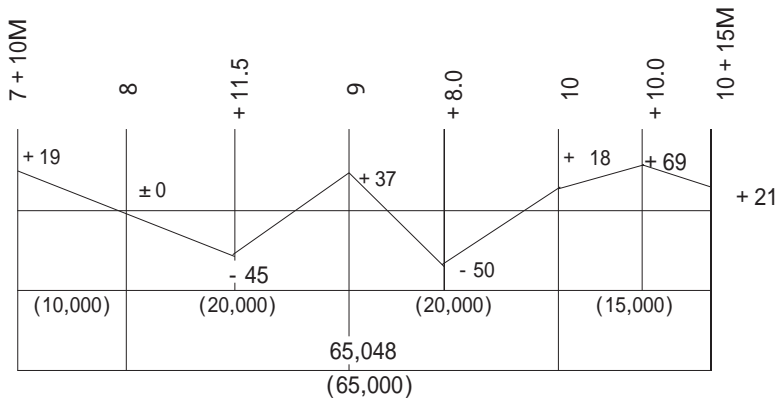
出来形記入例 (2) 鋼矢板出来形偏心図

注：鋼矢板の偏心は法線に対する鋼矢板のジョイントの中心との差で表示する。

測定箇所は測点ごととするが、測点間で大きな変化がある場合はプラス杭を設け測定する。

(規格値 100mm)

縮 尺 縦 1 / 100
横 1 / 300



出来形記入例 (3) 路盤工 (厚さ) 出来形

(- 35 \bar{X}_{10} = - 10) (- 25 \bar{X}_{10} = - 10) 単位mm

測点	下層路盤工 (切込碎石)			上層路盤工 (粒粒碎石)		
	設 計	実 測	差	設 計	実 測	差
1	200	205	+ 5	200	210	+ 10
2	"	200	0	"	215	+ 15
3	"	200	0	"	195	- 5
4	"	210	+ 10	"	200	0
5	"	205	+ 5	"	205	+ 5
6	"	215	+ 15	"	200	0

注：厚さ，幅，基準高については，各測定工種ごとにまとめた表にするのが望ましい。

出来形 (品質) 記入例 (3)

基層コアー結果表 (粗粒度アスコン)

測点	左	厚 - 9 (X ₁₀ = - 4)		密 (96%以上)		度		アスファルト量 ($\frac{\bar{X}_{10}}{X_1} = \pm 0.55\%$ X ₆ = $\pm 0.5\%$)		粒度 2.5mm ($\frac{\bar{X}_6}{X_2} = \pm 8\%$ X ₆ = $\pm 7.5\%$)		粒度 0.074mm ($\frac{\bar{X}_{0.074}}{X_3} = \pm 3.5\%$ X ₃ = $\pm 3.0\%$)		
		設計 値	実測 値	設計 値	実測 値	設計 値	実測 値	設計 値	実測 値	設計 値	実測 値	設計 値	実測 値	
2	左	6	6.2	2,350	2,290	97	5.5	5.82	+0.32	27.5	32.8	4.5	7.4	+2.9
5	右	6	6.4	2,350	2,343	99	5.5	5.31	-0.19	27.5	30.4	4.5	5.8	+1.3
8	右	6	5.8	2,350	2,322	98	5.5	5.73	+0.23	27.5	23.7	4.5	3.0	-1.5
10	左	6	6.1	2,350	2,366	99	5.5	5.41	-0.09	27.5	20.7	4.5	3.7	-0.8
13	右	6	5.9	2,350	2,399	98	5.5	6.01	+0.51	27.5	28.7	4.5	6.6	+2.1
平均			+0.8		98.2			+0.16			-0.2			+0.8
			合		合			合			合			合

〈第53号様式〉(表紙)

工事番号	工事名
工事場所	
品質管理図	
種目	

2. 様 式

- 注1. 品質管理図表は、本表紙様式により、工種、種目別に纏るものとする。ただし、小規模な工事にあつては、監督員の承認を得て、全工種を一括して纏ることができるものとする。
2. 工種は、コンクリート工、盛土、路盤工、アスファルト舗装工等とし、種目は、スランプ、空気量、圧縮強度、曲げ強度、含水量、支持力、締固め密度等と記入する。

<第54号様式>

ヒ ス ト グ ラ ム

製 品 名 称		規 格 値	
品 質 特 性			
測 定 単 位		期 間	

試 験 結 果

デ - タ -		不 良 率 P	
平 均 値 X		試 料 数 N	
標 準 偏 差		そ の 他	

$$K = \frac{X_{max} - X_{min}}{l} = \text{-----} =$$

巾 =

	級の巾(K)	度 数(f)	相対度数 f/N %
K 1			
K 2			
K 3			
K 4			
K 5			
K 6			
K 7			
K 8			
K 9			
K10			

相
対
度
数

f
-
N

(%)

事 項	
--------	--

<第55号様式>

品質管理・公式・係数・記号表

公 式	$\bar{\bar{X}} - R$ 管 理 図		$\bar{\bar{X}} - R_s - R_m$ 管 理 図				
	$\bar{\bar{X}}$ 管理図	R管理図	管理図	Rs管理図	Rm管理図		
	C.L.	$\bar{\bar{X}}$	\bar{R}	C.L.	$\bar{\bar{X}}$	\bar{R}_s	\bar{R}_m
	U.C.L.	$\bar{\bar{X}} + A_2\bar{R}$	$D_4\bar{R}$	U.C.L.	$\bar{\bar{X}} + E_2\bar{R}_s$	$D_4\bar{R}_s$	$D_4\bar{R}_m$
L.C.L.	$\bar{\bar{X}} - A_2\bar{R}$	$D_3\bar{R}$	L.C.L.	$\bar{\bar{X}} - E_2\bar{R}_s$	-	$D_3\bar{R}_m$	
$\bar{\bar{X}} - R$ 管理及び $\bar{\bar{X}} - R_s - R_m$ 管理の管理限界は3 σ を原則とする。							
係 数	n	A_2	D_4	d_2	E_2		
	2	1.88	3.27	1.13	2.66		
	3	1.02	2.57	1.69	1.77		
	4	0.73	2.28	2.06	1.46		
	5	0.58	2.11	2.33	1.29		
記 号	\bar{x} : 測定値			\bar{R} : $R / K = (R\text{の和}) / (\text{組の数})$			
	a, b : 測定値をきめるための箇々の測定値			\bar{R}_s : $R_s / (K - 1) = (R_s\text{の和}) / \{ (\text{の組数})K - 1 \}$			
	$\bar{\bar{X}}$: $\bar{\bar{X}} / n = (\text{1組の測定値の和}) / (\text{試料の大きさ})$			R_s : 移動範囲 (互いに相隣れる二つの測定値の差の絶対値)			
	$\bar{\bar{X}}$: $\bar{\bar{X}} / k = (\bar{\bar{X}}\text{の和}) / (\text{組の数})$			\bar{R}_m : 測定誤差に関する範囲			
	R : 範囲 = (\bar{x} の最大値) - (\bar{x} の最小値)			R_m : $R_m / K = (R_m\text{の和}) / (\text{組の数})$			
				$C.L.$: 管理中心線			
				$U.C.L.$: 上方管理限界線			
				$L.C.L.$: 下方管理限界線			

2. 様 式

<第57号様式>

— R管理データシート(1)

名 称						工 事 名						期 間	自	平成	年	月	日	
品質・特性						箇 所 名						至	平成	年	月	日		
測定単位						日 標 準 量						請 負 者						
規 格 界 限	上 限 値						試 大 き さ						現 場 代 理 人					
	下 限 値						料 間 隔						測 定 者					
設計基準値						作 業 機 械 名						測 定 者						
月 日	組の 番号	測 定 値					計	平均値	範囲R									
		1	2	3	4	5												
														平 均	=		\bar{R}	
														累 計				
	小計													小 計				
														平 均	=		\bar{R}	
														累 計				
	小計													小 計				
記 事													n	d ₂	A ₂	D ₄		
													2	1.13	1.88	3.72		
													3	1.69	1.02	2.57		
													4	2.06	0.73	2.28		
													5	2.33	0.58	2.11		

- (注) 1. 品質特性，測定単位は，様式(74) - 2により記入する。
 2. 規格限界，設計基準値は設計図書，仕様書に定められた値を記入する。

＜第 60号様式＞ 管 理 図

設計基準値	工事標準	工事名	箇所	名	平成	年	月	日
名称	日標	量	期	自	平成	年	月	日
特性	規格限界	上限値	請	至				
測定単位	試料	下限値	現場代理人	人				(印)
測定方法		大きさ	測定者	名				(印)
作業機械名		間隔						(印)
月	日							
番	号							
記	事							
及	び							
監	督							
員	印							
備	考							

(注) 1. 管理図は、仕様書による規格限界線を朱書で記入する。
 2. 記事欄には、異常原因、その他必要事項を記入する。

2. 様 式

<第61号様式>

- Rs - Rm管理データシート

名 称		工 事 名				期 間	自	平成 年 月 日			
品質・特性		箇 所 名					至	平成 年 月 日			
測定単位		日 標 準 量				請 負 者					
規 格 界 限	上限値	試 大 き さ				現 場 代 理 人					
	下限値	料 間 隔									
設計基準値		作 業 機 械 名				測 定 者					
月 日	組の番号	測 定 値				計	代表値	移動範囲 Rs	測定値内の 範囲 Rm		
		a	b	c	d						
	1										
	2										
	3								Rs	Rm	
	4						平均	$\bar{x} =$	$\bar{R}s =$	$\bar{R}m =$	
	5						累計				
	小計						小計				
	6										
	7						平均	$\bar{x} =$	$\bar{R}s =$	$\bar{R}m =$	
	8						累計				
	小計						小計				
	9										
	10										
	11										
	12						平均	$\bar{x} =$	$\bar{R}s =$	$\bar{R}m =$	
	13						累計				
	小計						小計				
	14										
	15										
	16										
	17										
	18										
	19						平均	$\bar{x} =$	$\bar{R}s =$	$\bar{R}m =$	
	20						累計				
	小計						小計				
記 事							n	d ₂	D ₂	E ₂	
							2	1.13	3.27	2.66	
							3	1.69	2.57	1.77	
							4	2.06	2.28	1.46	
							5	2.33	2.11	1.29	

- (注) 1. 品質特性, 測定単位は様式(59)により記入する。
 2. 規格限界, 設計基準値は設計図書に定められた値を記入する。
 3. 管理限界線の引値しは 5 - 3 - 5 - 7 - 10 - 10 - 10方式による。

- (備考) - 管理限界計算のための呼びデータの区間を示す。
 ... 上記の管理限界を適用する区間を示す。
 4. 以下最近の20個(平均値を1個とする)のデータを用い次の10個に対する管理限界とする。

<第64号様式>

鋼 材 の 引 張 試 験

工事番号・工事名

請負会社名

測定者

㊞

試 験 日	平成 年 月 日 天 候									
試 験 日 の 態 状	気 温 ()					室 温 ()				
試 料										
試 料 番 号										
呼 び 径 (mm)										
実 測 径 (mm)	最 大 径									
	最 小 径									
	平 均									
断 面 積 (mm ²)										
種 別	第	種	第	種	第	種	第	種	第	種
記 号	SR	SD	SR	SD	SR	SD	SR	SD	SR	SD
標 点 距 離 (mm)										
降 伏 点 荷 重 (kg)										
降 伏 点 (kg/mm ²)										
引 張 荷 重 (kg)										
引 張 強 さ (kg/mm ²)										
伸 び	(mm)									
	(%)									
切 断 位 置 に よ る 記 号	A. B. C			A. B. C			A. B. C			
試 験 片	号			号			号			
判 定										
備 考									
									
									
									
									
									

<第65の1号様式>

土の液性限界, 土の塑性限界試験(測定)

工事番号・工事名

工 区 名

試 験 年 月 日

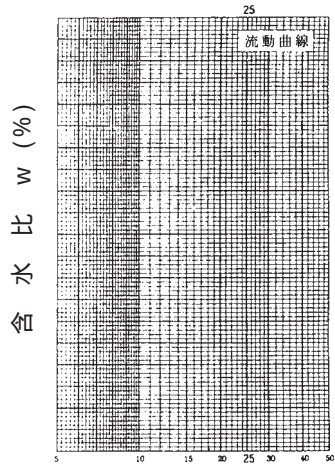
請負会社名

測 定 者

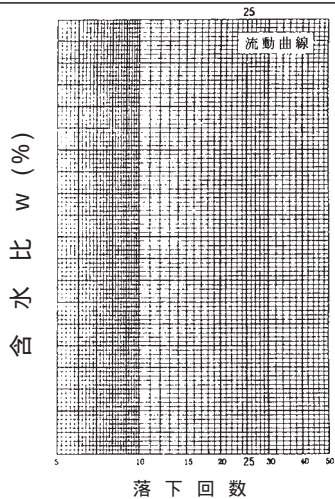


試料番号

試料番号(深さ)			
液 性 限 界 試 験			
落下回数			
含 水 比	容器		
	m_a g		
	m_b g		
	m_c g		
	w %		
落下回数			
含 水 比	容器		
	m_a g		
	m_b g		
	m_c g		
	w %		
塑 性 限 界 試 験			
含 水 比	容器		
	m_a g		
	m_b g		
	m_c g		
	w %		
液性限界 w_L %	塑性限界 w_p %	塑性指数 I_p %	



試料番号(深さ)			
液 性 限 界 試 験			
落下回数			
含 水 比	容器		
	m_a g		
	m_b g		
	m_c g		
	w %		
落下回数			
含 水 比	容器		
	m_a g		
	m_b g		
	m_c g		
	w %		
塑 性 限 界 試 験			
含 水 比	容器		
	m_a g		
	m_b g		
	m_c g		
	w %		
液性限界 w_L %	塑性限界 w_p %	塑性指数 I_p %	



特記事項

<第65の2号様式>

土の液性限界, 土の塑性限界試験 (試験結果)

工事番号・工事名	工 区 名
試 験 年 月 日	請負会社名
	測 定 者



試料番号

試料番号 (深 さ)			<p style="text-align: center;">落 下 回 数</p>
液性限界試験	塑性限界試験	液性限界 W_L %	
落下回数	含水比 W %	含水比 W %	
		塑性限界 W_p %	
		塑性限界 I_p %	
試料番号 (深 さ)			<p style="text-align: center;">落 下 回 数</p>
液性限界試験	塑性限界試験	液性限界 W_L %	
落下回数	含水比 W %	含水比 W %	
		塑性限界 W_p %	
		塑性限界 I_p %	
試料番号 (深 さ)			<p style="text-align: center;">落 下 回 数</p>
液性限界試験	塑性限界試験	液性限界 W_L %	
落下回数	含水比 W %	含水比 W %	
		塑性限界 W_p %	
		塑性限界 I_p %	
試料番号 (深 さ)			<p style="text-align: center;">落 下 回 数</p>
液性限界試験	塑性限界試験	液性限界 W_L %	
落下回数	含水比 W %	含水比 W %	
		塑性限界 W_p %	
		塑性限界 I_p %	
特記事項			

<第66号様式>

土 の 含 水 比 試 験

試料採取月日	平成	年	月	日
試験月日	平成	年	月	日
測定者	⑩			

試料番号(深さ)				
容 器				
m_a g				
m_b g				
m_c g				
w %				
平均値 w%				
特 記 事 項				
試料番号(深さ)				
容 器				
m_a g				
m_b g				
m_c g				
w %				
平均値 w%				
特 記 事 項				
試料番号(深さ)				
容 器				
m_a g				
m_b g				
m_c g				
w %				
平均値 w%				
特 記 事 項				
試料番号(深さ)				
容 器				
m_a g				
m_b g				
m_c g				
w %				
平均値 w%				
特 記 事 項				
$w = \frac{m_a - m_b}{m_b - m_c} \times 100$				
m_a : (試料 + 容器) 質量 m_b : (炉乾燥試料 + 容器) 質量 m_c : 容器質量				

2. 様 式

<第66の1号様式>

土の突固め試験（測定）

工 事 名 _____ 工 区 名 _____
 試料採取地名 _____ 試験月日 _____
 資 料 番 号 _____

測定者 _____ (印)

試 験 方 法		土 質 名 称		モールド			
試験の準備方法		乾燥法, 湿潤法	ランマー質量 kg	内 径 cm	高 さ ¹⁾ cm		
試験の使用方法		繰返し法, 非繰返し法	落下高さ cm			容 量 V cm ³	質 量 m ²⁾ g
含水比	試料分取後 w ₀ %	突固め回数 回/層					
	乾燥処理後 w ₁ %	突固め層数 層					
測 定		1	2	3	4		
(試料+モールド)質量 m _t ²⁾ g							
湿潤密度 ρ g / cm ³							
平均含水比 w %							
乾燥密度 ρ _d g / cm ³							
含 水 比	容 器						
	m _a g						
	m _b g						
	m _c g						
容 器	w %						
	容 器						
	m _a g						
	m _b g						
容 器	m _c g						
	w %						
	測 定		5	6	7	8	
	(試料+モールド)質量 m _t ²⁾ g						
湿潤密度 ρ g / cm ³							
平均含水比 w %							
乾燥密度 ρ _d g / cm ³							
含 水 比	容 器						
	m _a g						
	m _b g						
	m _c g						
容 器	w %						
	容 器						
	m _a g						
	m _b g						
容 器	m _c g						
	w %						
	特記事項		1) 内径15cmのモールドの場合はスパーサーディスクの高さを差引く。 2) モールドの質量は底板を含む。 $\rho_d = \frac{\rho}{1 + w / 100}$				

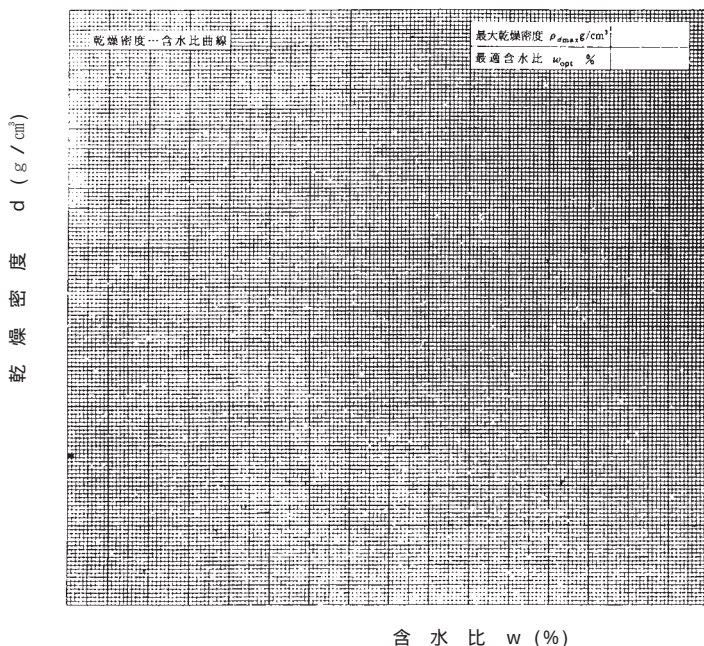
<第66の2号様式>

土の突固め試験（締固め特性）

工 事 名	工 区 名
試料採取地名	試 験 日
資 料 番 号	

測 定 者 (印)

試 験 方 法			土 質 名 称					
試験の準備方法	乾燥法, 湿潤法		ランマー質量 kg		土粒子の密度 ρ_s g/cm ³			
試料の使用方法	繰返し法, 非繰返し法		落下高さ cm		試料調整前の最大粒径mm			
含水比	試料分取後 w_0 %		突固め回数 回/層		モールド	内径 cm		
	乾燥処理後 w_1 %		突固め層数 層			高さ ¹⁾ cm		
測 定	1	2	3	4	5	6	7	8
平均含水比 w %								
乾燥密度 ρ_d g/cm ³								



特記事項

1) 内径15cmのモールドの場合はスペーサーディスクの高さを差引く。
ゼロ空気間隙曲線の計算式

$$e_{max} = \frac{w}{\rho_s} + w / 100$$

<第7号様式>

現場密度測定試験(置換法)

工事番号・工事名	請 負 者	㊦
工 区 名	測 定 者	㊦

$$\begin{aligned} \text{含水比}\% &= \frac{W_a (\text{湿潤土} + \text{容器の重量}) - W_b (\text{乾燥土} + \text{容器の重量})}{W_b (\text{乾燥土} + \text{容器の重量}) - W_c (\text{容器の重量})} \times 100 \\ &= \frac{W_w (\text{試料中の水の重量})}{W_s (\text{乾燥土の重量})} \times 100 \end{aligned}$$

$$r_t (\text{湿潤密度}) \text{ g / cm}^3 = \frac{W_{wa} (\text{湿潤土の重量})}{V (\text{谷の容積})} \quad r_d (\text{乾燥密度}) \text{ g / cm}^3 = \frac{r_t (\text{湿潤密度})}{100 + \text{含水比}} \times 100$$

WW測定日時 試験名及び 試料番号	含 水 比 の 測 定	含 水 比 %	密 度 の 測 定	密 度 g / cm ³	備 考
試料 月 日 時	容器番号 <u>Wa</u>		湿潤土重量Wwa	rt	
	<u>Wb</u> <u>Wc</u>		穴の容積V	rd	
	<u>Ww</u> <u>Ws</u>				
試料 月 日 時	容器番号 <u>Wa</u>		湿潤土重量Wwa	rt	
	<u>Wb</u> <u>Wc</u>		穴の容積V	rd	
	<u>Ww</u> <u>Ws</u>				
試料 月 日 時	容器番号 <u>Wa</u>		湿潤土重量Wwa	rt	
	<u>Wb</u> <u>Wc</u>		穴の容積V	rd	
	<u>Ww</u> <u>Ws</u>				
平 均					
試料 月 日 時	容器番号 <u>Wa</u>		湿潤土重量Wwa	rt	
	<u>Wb</u> <u>Wc</u>		穴の容積V	rd	
	<u>Ww</u> <u>Ws</u>				
試料 月 日 時	容器番号 <u>Wa</u>		湿潤土重量Wwa	rt	
	<u>Wb</u> <u>Wc</u>		穴の容積V	rd	
	<u>Ww</u> <u>Ws</u>				
試料 月 日 時	容器番号 <u>Wa</u>		湿潤土重量Wwa	rt	
	<u>Wb</u> <u>Wc</u>		穴の容積V	rd	
	<u>Ww</u> <u>Ws</u>				
平 均					

<第68号様式>

現場における土の単位体積重量試験	
工事番号・工事名 _____	試料採集年月日 平成 年 月 日
工 区 名 _____	試験年月日 平成 年 月 日
	測定器番号 _____
土の最大粒径 _____	測定器の重量 _____
測定器の体積 _____	請 負 者 _____ (印)
	測 定 者 _____ (印)

(a) 測定器の体積測定							
番号	内 訳	記 号	計 算	1	2	3	平均値
1	測定器の重量	Wj					g
2	水が満たされた測定器の重量	Wfw					/
3	測定器内の水温	T					/
4	補正係数	K					/
5	Tの水の単重	rwt					/
6	測定器内の水の重量	Wfw - Wj	-				g
7	補正した水の単重	K - rwt	×				/
8	測定器の体積	Vj	/				cm ³
(b) 試験用砂の単位体積重量及びト内の砂の重量測定							
番号	内 訳	記 号	計 算	1	2	3	平均値
9	砂を満した測定器の重量	Wjs					g
10	測定器内の砂の重量	Wjs - Wj	-				/
11	砂の単位重量	rts	/				g
12	ロート内に砂を満した後の測定器と砂	Wjz					/
13	ロート内の砂の重量	Wjf	-				g
(c) 試験孔の体積測定							
番号	内 訳	記 号	計 算				
14	測定前の砂を満した測定器の重量	Wj2					
15	測定後の測定器と砂の重量	Wj3					
16	試験孔とロートに入った砂の重量	W4	-				
17	試験孔を満した砂の重量	W5	-				
18	試験孔の容積	V	/				
(d) 試験孔からとり出した土の単位体積重量測定							
番号	内 訳	記 号	計 算				
19	試験孔から掘り出した湿った土の重量	Wwa					g
20	容器 + 湿った土の重量	Wa					g
21	容器 + 乾燥した土の重量	Wb					g
22	容器の重量	Wc					g
23	含 水 比	w	$\frac{-(21) - (22)}{(21) - (22)} \times 100$				%
24	掘り出した土の乾燥重量	Wo	$\frac{100 \times (23)}{(23) + 100}$				g
25	試験孔の湿潤土単位体積重量	rt	/				g
26	試験孔の乾燥土単位体積重量	rd	(24) /				g

<第69の1号様式>

CBR試験（初期状態、吸水膨脹試験）

路線名	試験採取月日	平成	年	月	日
箇所名	試験月日	平成	年	月	日
測 点	測 定 者	㊦			

試験方法	突固めた土、乱さない土	ランマー質量	kg		土質名称	
突固め方法		落下高さ	cm		自然含水比 w_n %	
試料準備方法	非乾燥法、空気乾燥法	突固め回数	回/層		最適含水比 w_{opt} %	
	空気乾燥前含水比 %	突固め層数	層		最大乾燥密度 ρ_{max} g/cm ³	
試料準備	試料調整後含水比 w_s %	モールド	内径	cm	荷重板質量	kg
			高さ ¹⁾	cm	モーメント容量 v	cm ³
供 試 体						
含 水 比	容 器					
	m_a	g				
	m_b	g				
	m_c	g				
	w_1	%				
	平均値 w_1	%				
密 度	(試料+モールド)質量 $m_1^{2)}$	g				
	モールド質量 $m_2^{2)}$	g				
	湿潤密度 ρ	g/cm ³				
	乾燥密度 ρ_d	g/cm ³				
吸 水 膨 脹 試 験	水浸時間 h	時 刻	変位計の読み	膨脹量mm	変位計の読み	膨脹量mm
	0					
	1					
	2					
	4					
	8					
	24					
	48					
	72					
	96					
	(試料+モールド)質量 $m_3^{2)}$	g				
	膨 脹 比 r_e	%				
	湿潤密度 ρ	g/cm ³				
	乾燥密度 ρ_d	g/cm ³				
	平均含水比 w	%				
特記事項				<p>1) スペーサーディスクの高さを差引く。 2) モールドの質量は有孔底板を含む。</p> $r_e = \frac{\text{供試体の膨脹量 (mm)}}{\text{供試体の最初の高さ (125mm)}} \times 100$ $t = \frac{m_3 - m_1}{v(1 + r_e/100)}$ $d = \frac{d}{1 + r_e/100}$ $w = \left(\frac{t}{d} - 1 \right) \times 100$		

<第69の2号様式>

C B R 試 験 (貫 入 試 験)

路線名 _____	試料採取月日 平成 年 月 日
箇所名 _____	試験月日 平成 年 月 日
測 点 _____	測 定 者 _____ (印)

試 験 条 件		水浸,非水浸		貫入速さmm/min				荷重板質量 kg			
養 生 条 件		日空气中		荷 重 計				kg f / cm ² 目			
		日水浸		容 量 kgf				較正係数		cm ² f / 目盛	
供 試 体				供 試 体				供 試 体			
貫 入 量 mm		荷重強さ,荷重		貫 入 量 mm		荷重強さ,荷重		貫 入 量 mm		荷重強さ,荷重	
読 み		平均		読 み		平均		読 み		平均	
1	2	kg f / cm ² / 荷重計の読み		1	2	kg f / cm ² / 荷重計の読み		1	2	kg f / cm ² / 荷重計の読み	
0				0				0			
0.5				0.5				0.5			
1.0				1.0				1.0			
1.5				1.5				1.5			
2.0				2.0				2.0			
2.5				2.5				2.5			
3.0				3.0				3.0			
4.0				4.0				4.0			
5.0				5.0				5.0			
7.5				7.5				7.5			
10.0				10.0				10.0			
12.5				12.5				12.5			
貫入試験後の含水比	容器			貫入試験後の含水比	容器			貫入試験後の含水比	容器		
	m _a g				m _a g				m _a g		
	m _b g				m _b g				m _b g		
	m _c g				m _c g				m _c g		
	w ₂ %				w ₂ %				w ₂ %		
	平均値 w ₂ %				平均値 w ₂ %				平均値 w ₂ %		

<第69の3号様式>

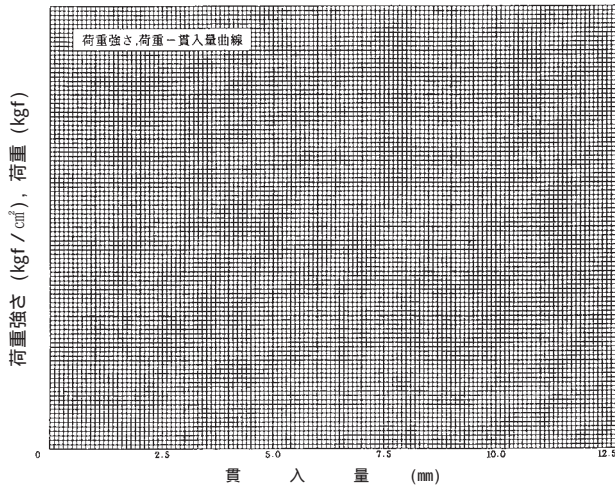
C B R 試験 (室内試験結果)

路線名	試験採取月日	平成	年	月	日
箇所名	試験月日	平成	年	月	日
測点	測定者	㊦			

試験方法	締められた土、乱さない土	ランマー質量	kg	土質名称	
突固め方法		落下高さ	cm	空気乾燥前含水比	%
試料の準備方法	非乾燥法、空気乾燥法	突固め回数	回/層	自然含水比 w_n	%
試験条件	水浸、非水浸	突固め層数	層	最適含水比 w_{opt}	%
養生条件	日空气中	モールド	内径	最大乾燥密度 ρ_{max}	g / cm ³
	日水浸		高さ		
供 試 体					
吸水膨張試験	前	含水比 w_1	%		
		乾燥密度 ρ_d	g / cm ³		
	後	膨張比 r_s	%		
		平均含水比 w	%		
貫入試験	試験後の含水比 w_2	%			
	貫入量 2.5 mm における CBR	%			
	貫入量 5.0 mm における CBR	%			
	C B R	%			

平均 C B R %

特記事項
1) スペーサーディスクの高さを差引く。



貫入量mm	2.5	5.0
荷重	供試体	
荷重	供試体	
強さ	供試体	
標準荷重強さ	70	105
標準荷重	1370	2030

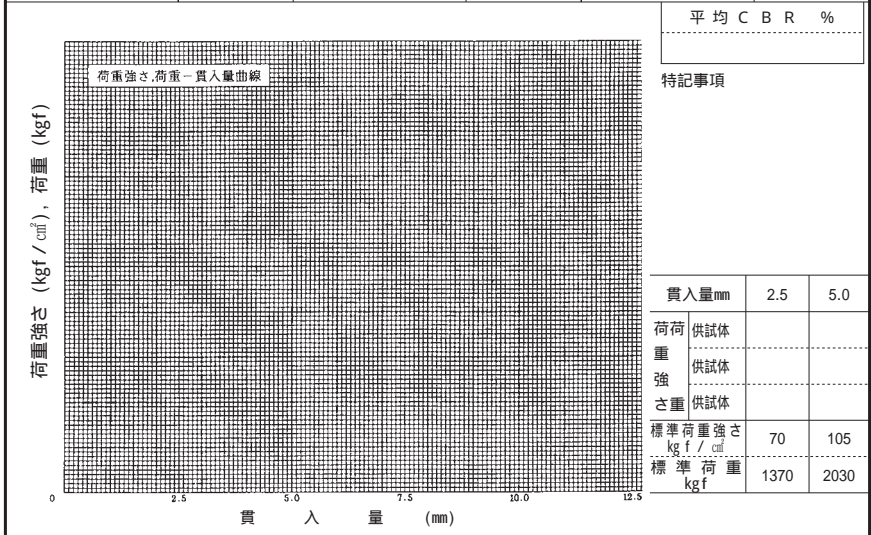
2. 様 式

<第69 - 4号様式>

現 場 C B R 試 験

調査名・調査地点	試験年月日		年	月	日
測点番号・深さ	m	試験条件・天候			
載荷方法	荷重板	kg	現場代理人		印
検力計	検力許容量	kg	測定者		印
ジャッキ名称・容量					

載荷方法	反力の取り方		貫入速度 mm/min				荷重板質量 kg	
	種類	容量kgf	荷重計		容量 kg f		較正係数 kgf / cm ² 目盛	
測 点			測 点				測 点	
貫入量 mm			荷重強さ, 荷重		貫入量 mm		荷重強さ, 荷重	
読 み		平均	荷重計の読み kgf/cm ²		読 み		荷重計の読み kgf/cm ²	
1	2		1	2	1	2	1	2
0					0			
0.5					0.5			
1.0					1.0			
1.5					1.5			
2.0					2.0			
2.5					2.5			
3.0					3.0			
4.0					4.0			
5.0					5.0			
7.5					7.5			
10.0					10.0			
12.5					12.5			
貫入量2.5mmにおけるCBR%			貫入量2.5mmにおけるCBR%				貫入量2.5mmにおけるCBR%	
貫入量5.0mmにおけるCBR%			貫入量5.0mmにおけるCBR%				貫入量5.0mmにおけるCBR%	
C B R %			C B R %				C B R %	
試験箇所のお含水比 w %			試験箇所のお含水比 w %				試験箇所のお含水比 w %	



<第70号様式>

乱した材料の修正 C B R 試験

路 線 名 _____ 線 _____ 試験年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 箇 所 名 _____ 郡 _____ 町 _____ 大字 _____ 測定者 _____ (印)

1. 最大乾燥密度・最適含水比

モールド番	含水比	突 固 回 数	め 数 (湿潤材+モールド)重量 g	モールド重量 g	湿潤試料重量 g	モールド体積 g	湿潤密度 g / cm ³	乾燥密度 g / cm ³	最大乾燥密度 _____ 最適含水比 _____
		92							
		92							
		92							
		92							
		92							

2. 供試体の作製

モールド番	突 固 回 数	め 数	含水比	(湿潤材+モールド)重量 g	モールド重量 g	湿潤試料重量 g	モールド体積 g	湿潤密度 g / cm ³	乾燥密度 g / cm ³	貫入後の含水比%	摘 要

3. 貫入試験 (平均値)

突固め回数	2.5mm CBR	5.0mm CBR	摘 要
17回			
42回			
92回			

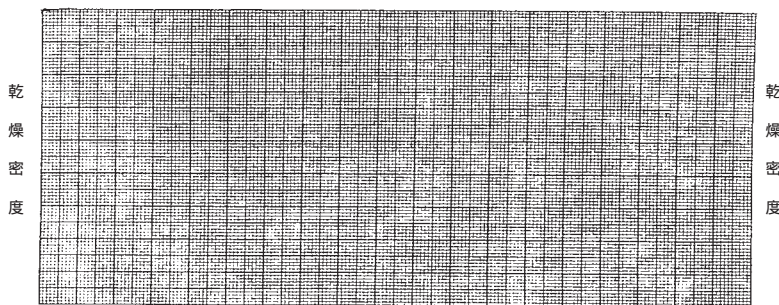
4. 貫入試験後の含水比 (平均値)

17 回	42 回	92 回
W = _____ %	W = _____ %	W = _____ %

5. 含水比 - 乾燥密度曲線・乾燥密度 - CBR曲線

含水比 - 乾燥密度曲線

乾燥密度 - CBR曲線 (含水比%)



6. 最適含水比・最大乾燥密度・修正CBR

最適含水比 _____

最大乾燥密度 _____

修正CBR _____

<第72号様式>

骨材 温度範囲
 アスファルト材 検温(混合物の種類 工種) 温度範囲
 合 士

月 日								
時 間	時	時	時	時	時	時	時	時
温 度								
月 日								
時 間	時	時	時	時	時	時	時	時
温 度								
月 日								
時 間	時	時	時	時	時	時	時	時
温 度								
月 日								
時 間	時	時	時	時	時	時	時	時
温 度								
月 日								
時 間	時	時	時	時	時	時	時	時
温 度								
月 日								
時 間	時	時	時	時	時	時	時	時
温 度								
月 日								
時 間	時	時	時	時	時	時	時	時
温 度								

<第73号様式>

舗装時検温（混合物の種類 工種） 温度範囲
±

月 日								
測 点								
温 度								
月 日								
測 点								
温 度								
月 日								
測 点								
温 度								
月 日								
測 点								
温 度								
月 日								
測 点								
温 度								
月 日								
測 点								
温 度								
月 日								
測 点								
温 度								

<第74号様式>

アスファルト抽出試験

路線名		試料採取年月日	平成	年	月	日
箇所名	郡市	町大字	試験年月日	平成	年	月日
測点			測定者	㊦		

密度測定結果

供試 番号	A S 混合率 %	厚 さ cm					重 量						水の 密度 rw	実 際 密 度		
							乾 燥	表 乾	水 中	被覆空中	被覆水中	(57F) 比 重		密 非 吸 水	滑 吸 水	粗 ・ 間 隙
X	Y	Z					A	B	C	D	E	F	G	G	G	
		1	2	3	4	平均							$\frac{A}{A \cdot C \cdot rw}$	$\frac{A}{B \cdot C \cdot rw}$	$\frac{A}{D \cdot E \cdot F \cdot rw}$	
	1															

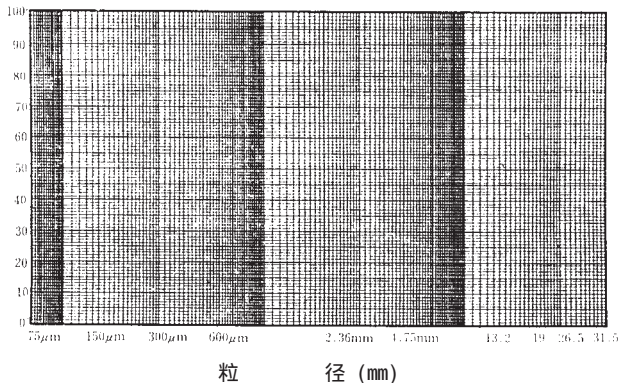
アスファルト抽出試験結果

試料番号			
円筒口紙の乾燥重量 (g)	1		
(円筒口紙 + 試料)の乾燥重量 (g)	2		
試料の乾燥重量 (g)	3	2 - 1	
抽出後の<円筒口紙 + 骨材>の乾燥重量 (g)	4		
抽出後の骨材乾燥重量 (g)	5	4 - 1	
アスファルト量 (g)	6	3 - 5	
アスファルト混合率 %	7	$\frac{6}{3} \times 100$	

抽出残留物のふるい分け結果

ふるい目の開き (mm)	各ふるい残留百分率 (%)	累加残留百分率 (%)	通過重量百分率 (%)
31.5			
26.5			
19			
13.2			
4.75			
2.36			
600 μm			
300 μm			
150 μm			
75 μm			
75 μm以下			

アスファルト抽出残留物 (骨材) の粒度分布



<第77号様式>

プラント名 測定者 ㊞							
<u>予定粒度</u>							
	通過フルイ 所要骨材粒度範囲 予定粒度						
骨 材 過 粒 重 量 度 百 分 率 イ %	26.5 mm						
	19.0 "						
	13.2 "						
	4.75 "						
	2.36 "						
	600 μm						
	300 "						
	150 "						
75 "							
<u>使用予定骨材の粒度</u>							
	通過フルイ	骨材 1	骨材 2	骨材 3	骨材 4	骨材 5	ファイラー 6
骨 材 過 粒 重 量 度 百 分 率 イ %	26.5 mm						
	19.0 "						
	13.2 "						
	4.75 "						
	2.36 "						
	600 μm						
	300 "						
	150 "						
75 "							
骨材 1 産 " 2 " " 3 " " 4 " " 5 " ファイラー 6 製							
<u>骨材比重による使用予定骨材配合率補正表</u>							
使用予定骨材	骨材 1	骨材 2	骨材 3	骨材 4	骨材 5	ファイラー 6	計
骨材配合率 (a)							
比 重 (b)							
(a) × (b)							
比重補正配合率							
比重補正配合率 = $\frac{a \times b}{\text{計}} \times 100$							

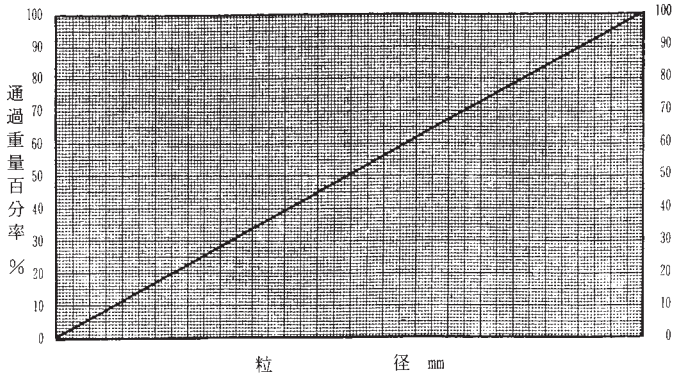
<第78号様式>

プラント名

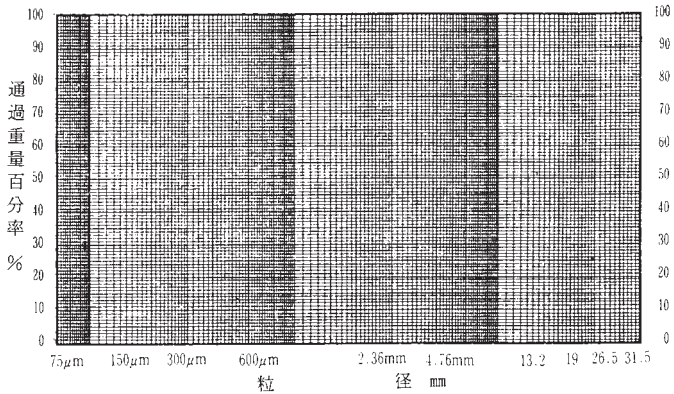
測 定 者



使用予定骨材の配合百分率決定図



予定及び合成粒度曲線



<第79号様式>

使用予定骨材の合成粒度

プラント名
測定者



骨材番号	1	2	3	4	5	6	各フルイ目の大きさ別配合率				合成 粒度	予定 粒度	
配 合 率 (比重補正)													
補正配合率 %													
26.5 mm													
19.0													
13.2													
4.75													
2.36													
0.6													
0.3													
0.15													
0.075													

配 合 率

アスファルト配合率 %	内 訳	骨 材					フイラー	合 材 重 量 内 訳			摘 要	
		1	2	3	4	5	6	骨材重量 g	アスファルト重量 g	合材重量 g		
		%	%	%	%	%	%					
	単重量											
	累加重量											
	単重量											
	累加重量											
	単重量											
	累加重量											
	単重量											
	累加重量											
	単重量											
	累加重量											

<第81号様式>

混合物の理論最大密度

プリント名
測定者

(印)

骨材の種類	骨材の配合率	各骨材の比重		計算に用いる比重
		乾	見掛	
骨材 1				
骨材 2				
骨材 3				
骨材 4				
骨材 5				
ファイラー 6				
				合計

アスファルト量(%)	アスファルトの比重	—	(100 -)	+	理論最大密度 $\frac{100}{—}$
備考					

<第82号様式>

プラント名 _____

測定者 _____

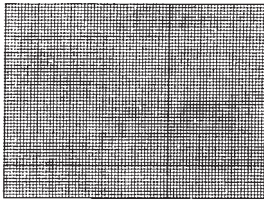


設計アスファルト量の決定

安定度 kg

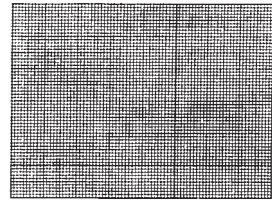
空ゲキ率 %

安定度
kg



アスファルト量 (%)

空ゲキ率
%



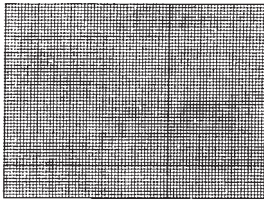
アスファルト量 (%)

密度 g / cm^3

飽和度 %

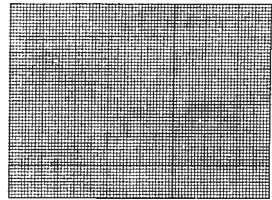
密度

g / cm^3



アスファルト量 (%)

飽和度
%



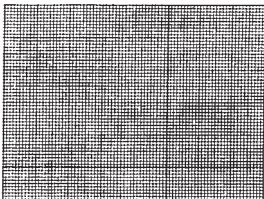
アスファルト量 (%)

フロー値 $1 / 100cm$

設計アスファルト量の決定

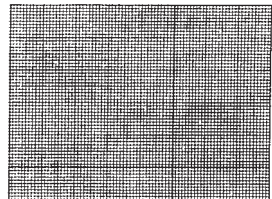
フロー値

($1 / 100cm$)



アスファルト量 (%)

安定度
フロー値
空ゲキ率
飽和度
アスファルト量
の
範囲



アスファルト量 (%)

共通範囲 _____ %

設計アスファルト量 _____ %

<第83号様式>

ホットビン内のフルイ分け試験

工 事 名 _____

工 区 名 _____

工 種 名 _____

現場代理人 _____

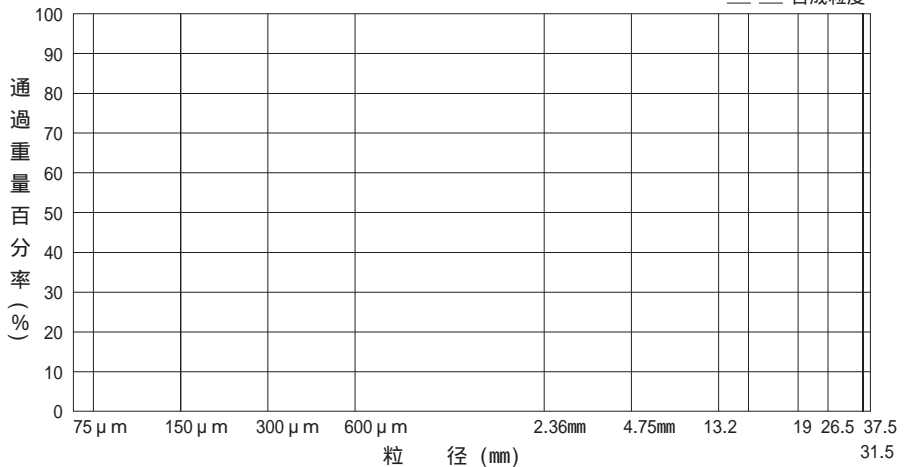
試験年月日 _____

測 定 者 _____

フルイの 目の大きさ (mm)	種別	第1ピン		第2ピン		第3ピン		第4ピン		第5ピン		石 粉		合成粒度	
		残留%	計 量 比率%	残留%	計 量 比率%	残留%	計 量 比率%	残留%	計 量 比率%	残留%	計 量 比率%	残留%	計 量 比率%	残留%	計 量 比率%
37.5 ~ 31.5															
31.5 ~ 26.5															
26.5 ~ 19															
19 ~ 13.2															
13.2 ~ 4.75															
4.75 ~ 2.36															
2.36 ~ 600 μm															
600 ~ 300															
300 ~ 150															
150 ~ 75															
75以下															
計															

アスファルト混合物(骨材)合成粒度曲線

- 粒度範囲
- 指定粒度
- 合成粒度



<第84号様式>

土 質 調 査 報 告 書

路 線 名

個 所 市 町 大字 字 地内
郡 村

調 査 期 間

平成 年 月 日

請 負 人

㊞

<第85号様式>

調査箇所位置図 (1 / 50,000)

<第86号様式>

経 過 写 真 (室内・外)

<第87号様式>

土 質 柱 状 図

事務所名 _____ 事務所 _____
 路線名 _____ 線 _____ 工 種 _____
 調査箇所 郡 市 町 村 大字 _____ 調査月日 平成 年 月 日

測 点 内訳 深さ	柱 状 図	土 の 分 類	CBR値	P 1	柱 状 図	土 の 分 類	CBR値	P 1
10cm								
20cm								
30cm								
40cm								
50cm								
60cm								
70cm								
80cm								
90cm								
横断図 S = 1/200								
凍上判定	砂利層							
	中間層							
	路 床							
摘 要								

2. 様 式

<第88号様式>

土の粒度試験 (粒径加積曲線)

工 事 名 _____

試料採取地名 _____

試験月日 _____

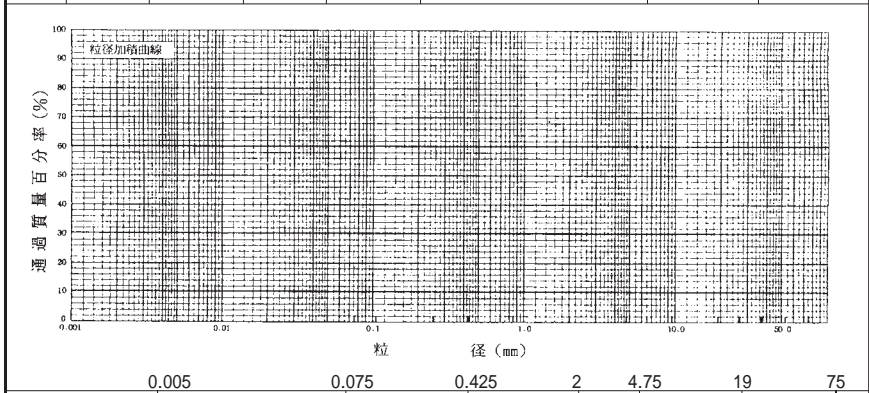
現場代理人 _____

(印)

測 定 者 _____

(印)

試料番号 (深さ)					試料番号 (深さ)		
	粒径mm	通過質量百分率%	粒径mm	通過質量百分率%	粗 礫 分 %	中 礫 分 %	
ふるい	75		75		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	53		53		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	37.5		37.5		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	26.5		26.5		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	19		19		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	9.5		9.5		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	4.75		4.75		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	2		2		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	0.85		0.85		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
	0.425		0.425		粗 砂 分 %	細 砂 分 %	
分析	0.250		0.250		最大粒径 mm		
	0.106		0.106		60% 粒径 D ₆₀ mm		
	0.075		0.075		50% 粒径 D ₅₀ mm		
					30% 粒径 D ₃₀ mm		
					10% 粒径 D ₁₀ mm		
					均等係数 U _c		
					曲率係数 U _c		
					土粒子の密度 s g / cm ³		
					使用した分散剤		
					溶液濃度, 溶液添加量		
沈降分析							



0.005	0.075	0.425	2	4.75	19	75
粘 土	シ ル ト	細 砂	粗 砂	細 礫	中 礫	粗 礫
特記事項						

2. 様 式

<第89号様式>

土 質 調 査

路線名	箇所	測点	層内記	厚さ	4,750 μ 通過量	2,000 μ 通過量	425 μ 通過量	75 μ 通過量	土の 分類	CBR	LL	P.L.
			砂利層									
			中間層									
			路床									
			砂利層									
			中間層									
			路床									
			砂利層									
			中間層									
			路床									
			砂利層									
			中間層									
			路床									
			砂利層									
			中間層									
			路床									
			砂利層									
			中間層									
			路床									
			砂利層									
			中間層									
			路床									
			砂利層									
			中間層									
			路床									

総 括 表

P.I.	凍上判定	自然含水比	室内突固め4日水浸CBR値				現場採取4日水浸CBR値			試験したCBRの範囲
			1	2	3	平均	表	裏	平均	
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							
		(%)	2.5 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			5.0 $\frac{m}{m}$ 貫入							
			4日水浸含水比							

<第90号様式>

ボーリング工事日報

受託者

⑩

平成	年	月	日 (曜日)	天候	気温	度	降雨量	mm
							降雪量	cm
第 号 孔				予 定 深 度		m		
				孔 径		mm		
				サク孔深度		m		
				サク孔留計深度		m		
				ガ ソ リ ン		ℓ		
使用機械名				軽 油		ℓ		
作 業 時 間				h		エ ン ジ ン 油		ℓ
運 転 時 間				h		グ リ ー ス		kg
掘 進 作 時 間				h		ボ 口		kg
掘 進 速 度				m/h		メタルクラウン		個
休 止 時 間				h		諸 消 耗 部 品		
整 備 時 間				h		作 業 人 員 (技 工)		人
使用クラウン				h		" (土 工) 人		
摘								
要								
監						所		
督						長		
記						⑩		
事						監		
						督		
						員		
						⑩		

(注) 摘要欄には岩(土)質の変化, 孔壁の状況(内部崩壊等)その他必要事項を記入する。

<第93号様式その1>

杭施工(打込工法)記録表

工事番号・工事名

請負会社名

測定者

印

測 定 し 番 号	施 工 月 日	くい打 止り先 端深さ (m)	くい打止り10回打撃時			くい打止 り時のバ ウンド量 (cm)	くいの 偏 位	くいの 破 状 損 況	打込み 公式に よる 支持力	施工時間		備 考
			ハン 重 W (t)	マ 量 の 落 下 高 h (m)	マ 平 均 高 S (cm)					平 均 貫 入 量 S (cm)	継 手 要 接	

<第93号様式その2>

杭施工(中掘工法)記録表

工事番号・工事名

請負会社名

測定者



(最終打込方式)

施 工 月 日	く い 番 号	く い 径 (mm)	く い 長 (m)	施 工 時 間 (min)										才掘 削 深 度 (m)	く い 深 度 (m)	支 持 力 (t)		
				開 始	終 了	下 ぐ い ト	セ ツ ぐ い 設	下 沈 ぐ い 設	上 セ ぐ い ト	溶 接	上 沈 ぐ い 設	ヤ セ ツ ト コ ト	ヤ セ ツ ト コ ト				打 撃	打 撃

<第93号様式その4>

杭施工(中掘工法)記録表

工事番号・工事名

請負会社名

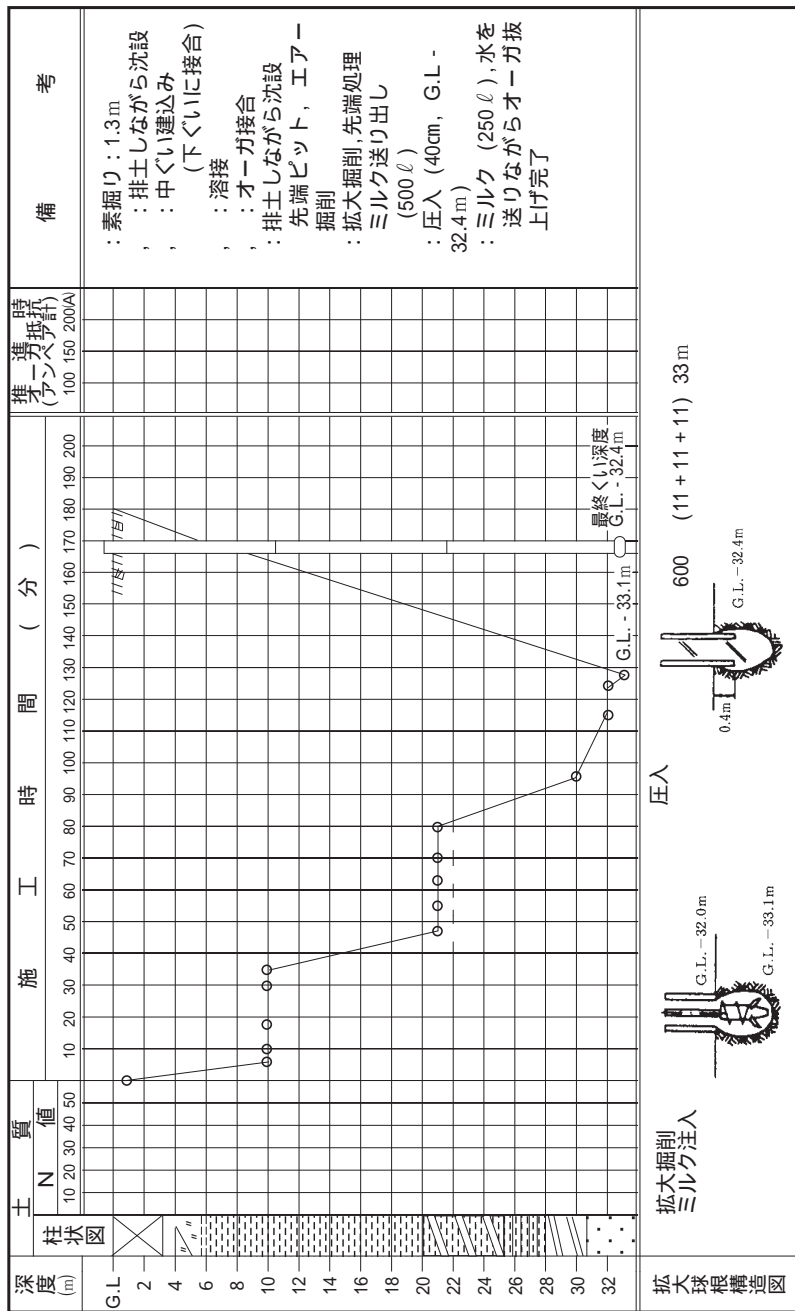
測定者



(セメントミルク噴出攪拌機)

施 工 月 日	く い 番 号	く い 径 (mm)	く い 長 (m)	施 工 時 間 (min)										才掘 削 深 度 (m)	く い 圧 入 深 度 (m)	く い 深 度 (m)		
				開 始	終 了	下 ぐ い ト	セ ツ グ い 設	下 沈 ぐ い 設	上 セ グ い ト	溶 接	上 沈 ぐ い 設	セ ツ ト コ ト	ヤ ツ ト コ ト				沈 ト コ 設	セ ル ク 注 入

中掘り式セメントミルク噴出攪拌工法，施工内容図例



<第93号様式その6>

杭施工(中掘工法)記録表

工事番号・工事名

請負会社名

測定者



(セメント打設方式)

施 工 月 日	く い 番 号	く い 径 (mm)	く い 長 (m)	施 工 時 間 (min)										検 尺 深 度 (m)	く い 深 度 (m)	備 考		
				開 始	終 了	下 ぐ い ト	セ ツ ぐ い 設	下 沈 ぐ い 設	上 セ ぐ い ト	溶 接	上 沈 ぐ い 設	ヤ セ ツ ト コ ト	ヤ セ ツ ト コ 設				沈 ト コ 設	ス ラ イ ム 理

<第93号様式その7>

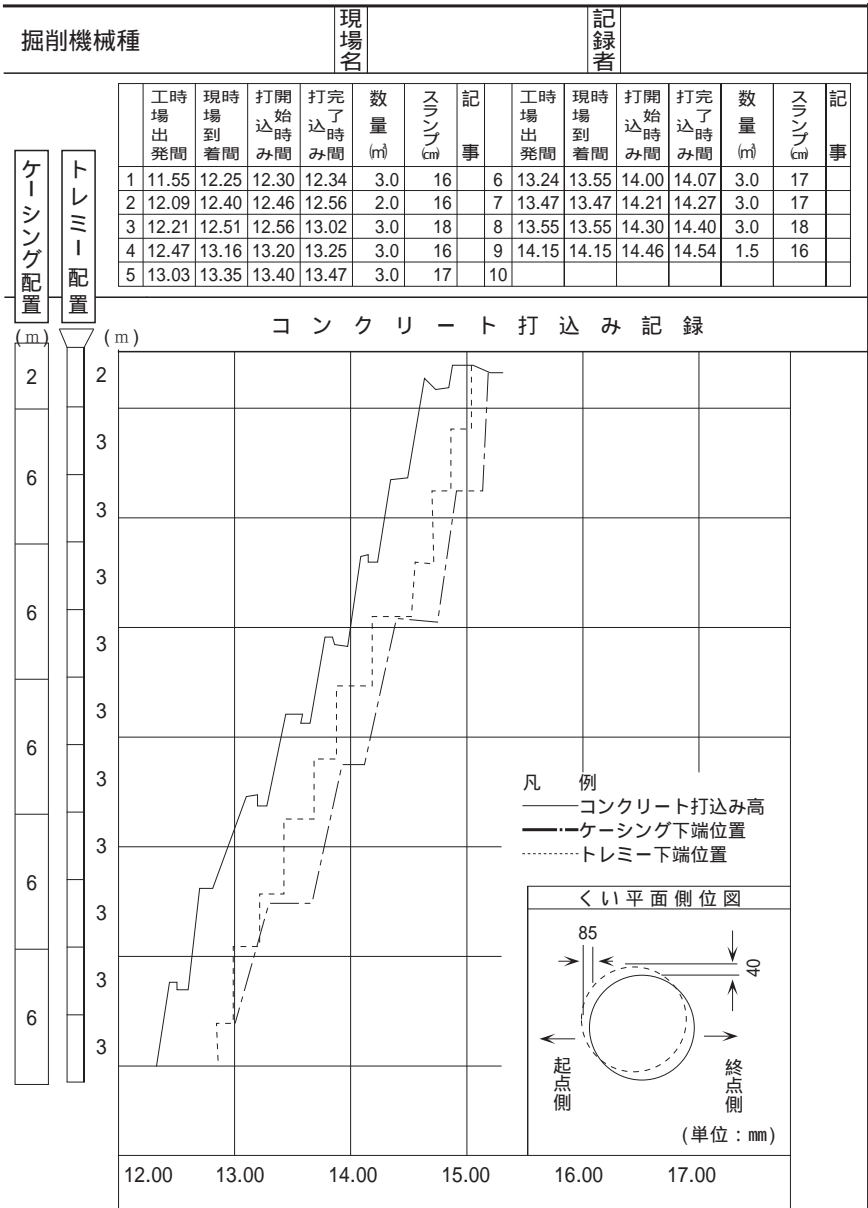
場 所 打 杭 施 工 内 容 図 例

<第93号様式その7>

場 所 打 杭 施 工

平成 年 月 日	天候 気温	はれ 21	基礎種別	P ₁	くい番号	P ₁ - 3	くい寸法 径100×30m
機械掘付け高A.P. + 1.20m			支持層土質名	砂利混じり砂			
鉄筋天端高設計A.P. + 1.12m			コンクリート	設計A.P. + 0m			
天端高			施工A.P. + 1.13m	施工A.P. + 1.0m			
施工特記事項	掘	削	ボイリング発生防止のため 孔内水位の変動に注意した				
	鉄筋 建込み		鉄筋かごの共あがりが見られ たのでかこの位置を修正した				
	沈殿物 処理		孔底に水中ポンプを設置 し清水置換を実施した				
(m)	ボーリング 柱状図	掘 削 記 録					
A.P. ±0	粘 土	A.P. + 1.50m					
-5							
-10							
-15		細砂混じり粘土					
-20		細砂					
-25							
-30	砂利混じり砂				A.P. - 30.00m		
時 間		6.00	7.00	8.00	9.00	10.00	11.00
						凡 例	掘削深さ

内 容 図 例



<第94号様式その1>

平成

年度

工 事 写 真

撮影者名

工事番号	
工事名	工 事
施工箇所	線 郡 町 川 市 村 大字 字
施工者	
請負額	

<第94号様式その2>

工 事 施 工 前

[Large empty dashed box for drawing or notes]

平成 年 月 日	測点
工事概要	

[Large empty dashed box for drawing or notes]

平成 年 月 日	測点
工事概要	

<第94号様式その3>

竣 功 写 真

平成 年 月 日		測点
工事概要		

平成 年 月 日		測点
工事概要		

<第94号様式その4>

工 事 経 過

[Empty rectangular box for the first section of the work progress report.]

[Horizontal dashed lines for the first section of the work progress report.]

[Empty rectangular box for the second section of the work progress report.]

[Horizontal dashed lines for the second section of the work progress report.]

[Empty rectangular box for the third section of the work progress report.]

[Horizontal dashed lines for the third section of the work progress report.]

<第95号様式>

塗膜厚測定結果記録表

整理番号								目標膜厚合計		μ	
測定時点								測定者			
測定年月											
測定位置		測定値						平均 \bar{X}_i	$\bar{X} - X_i$	$(\bar{X} - X_i)^2$	
		1	2	3	4	5	計				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
合 計		/	/	/	/	/	/	/	/	/	

平均値 $\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i = \mu$ 標準偏差 $S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} = \mu$

道 路 舗 装 力 一 点		整理番号	建設事務所 土木事務所	作成年月	平成 年 月
工事名	予算費目	1. 単車 2. 補助			
工事地先名	工事種別	1. 改善系 2. 補修系 3. 災害 4. 占用 9. その他			
施工業者名	請負額	円			
施工完成年月	平成 年 月				
道路種別	1. 一般国道 2. 主要地方道 3. 一般県道				
路線番号	現道、新道区分	1. 現道 2. 旧道 3. 新道			
路線名称	1. 上り方向 2. 下り方向 3. 上下両方向	距離標	自	至	
施工延長	m	施工幅員	m	施工面積	m ²
総交通量	台/日・断面	大型車交通量	台/日・断面		
交通量区分	1. N(旧L交通) 2. Nα(旧L交通) 3. Nα(旧L交通) 4. Nα(旧L交通) 5. Nα(旧L交通) 6. Nα(旧L交通)				
施工方法	10: 新設 21: 打換え 22: 局部打換え 23: 路上路盤再生 24: 表層・基層打換え (切削オーバーレイ)	30: オーバーレイ 31: 路上表層再生 32: 薄層オーバーレイ 33: わたち部オーバーレイ	40: シール材注入十切削 41: 切削 42: シール材注入 43: 表面処理	99: その他(特殊工法等)	
設計ICBR	TA	凍結深	cm	切削深	cm
舗装構成	材料種類	材料名	最大粒径	特殊工法・新材料・再生材等を記入	
	底層		厚さ	cm	
	表層		cm		
	中間層		cm		
	基層		cm		
	上層路盤		cm		
下層路盤		cm			
路床(遮断層)		cm			
路床(凍上抑制層)		cm			
路床		cm			

距離標は、未記入でも可
裏面に施工箇所図を添付(路面性状評価図を原則とする)
施工箇所図の参考図面として、工事発注時の資料(道路台帳附図)がある場合はその図面を添付
施工業者→建設(土木)事務所→道路管理課

材料種類コード	10 粗粒径7.5mmの混合体 11 密粒径7.5mmの混合体 12 細粒径7.5mmの混合体 13 密粒径7.5mmの混合体 14 細粒径7.5mmの混合体 15 細粒径7.5mmの混合体 16 5-7.5mmの混合体 17 5-11.25mmの混合体 18 大粒径7.5mmの混合体 19 非水溶性7.5mm 20 5-7.5mmの混合体(排水性) 21 7.5mmの混合体 22 表面処理用7.5mm 23 7.5mm防水 24 塗工防水 25 遮音材防水 26 7.5mmの混合体(SMA) 27 砕石7.5mm(SMA) 28 排水性7.5mm 29 シール材 30 シールドコート 31 表面塗布材
最大粒径(mm)コード	01 2.5 02 5 03 8 04 10 05 13 06 20 07 2.5F 08 5F 09 8F 10 10F 11 13F 12 20F 13 30 14 40 99 その他 ** 不明

材料種類コード	01 7.5mm 11 改質7.5mm型 12 改質7.5mm型 13 改質7.5mm型 14 その他の改質7.5mm 15 5-7.5mm型 16 硬質7.5mm型 17 7.5mm乳剤 20 樹脂系結合材 21 5-7.5mm型 22 加熱式注入目地・シール材 23 常温式注入目地・シール材 30 塗加剤 40 乳剤・セメント 41 セメント 42 石灰 99 その他 ** 不明
---------	--

2. 様 式

〈第96号様式〉

施工箇所図添付	起点: 終点:
---------	------------

* 路面性状評価図を添付

道路舗装力ード

工事名	舗装補修工事	いわき建設事務所 土木事務所	整理番号	平成18年12月
工事地先名	いわき市平上高久字塚田		作成年月	平成18年12月
施工業者名	〇〇道路工業(株)		1:改築系 ②補修系 3:災害 4:占用 9:その他	
施工完成年月	平成18年12月		請負額	24,150,000円

道路種別	1:一般国道 2:主要地方道 ③一般県道
道路番号	241
路線名称	下高久谷川線(△△バイパス)
施工方向	1:上り方向 2:下り方向 ③上下両方向
施工延長	230m
施工幅員	11,200台/日・断面
総交通量	7.5m
交通量区分	1:N(旧L交通) 2:N(旧L交通) 3:N(旧L交通) 4:N(旧A交通) 5:N(旧B交通) 6:N(旧C交通)
施工方法	10:新設 ②打換え 21:局部打換え 22:線状打換え 23:路上路盤再生 24:表層・基層打換え (切削オーバーレイ)
設計CBR	3 TA 35.2cm 凍結深 54cm 切削深 83cm

材料種類	材料名	最大粒径	厚さ	特殊工法・新材料・再生材等を記入
塵粒層			cm	
表層	11 01	05	5cm	
中間層			cm	
基層	10 01	06	5cm	
上層路盤	40		8cm	
下層路盤	50		25cm	
	60		40cm	
路床(遮断層)			cm	
路床(連上抑制層)			cm	
路床			cm	

距離は、未記入でも可
裏面に施工箇所図を添付(路面性状評価図を原則とする)
施工箇所(の参考)図面として、工事発注時の資料(道路台帳附図)がある場合はその図面を添付
施工業者→建設(土木)事務所→道路管理課

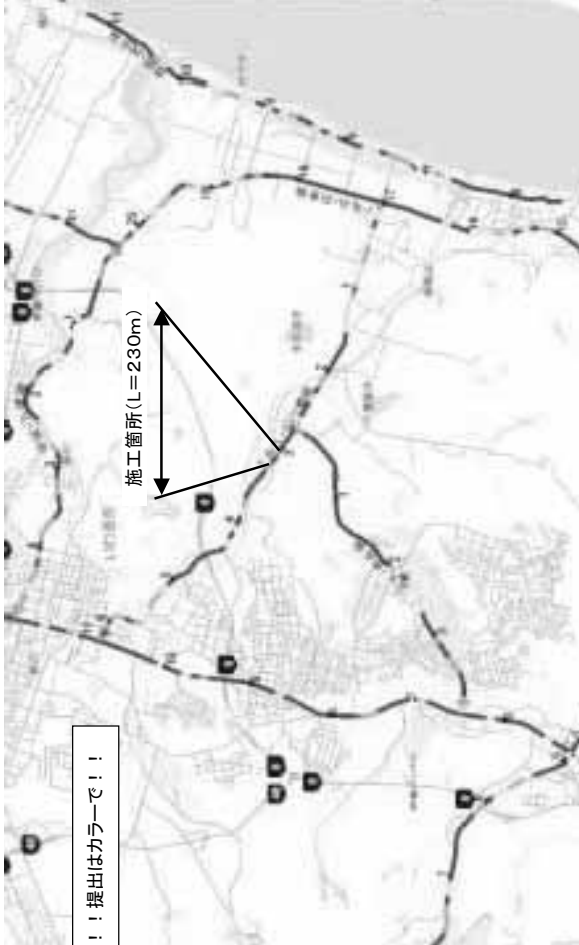
材料種類コード	10 密度度73776林混合物 11 密度度73776林混合物 12 細粒度73776林混合物 13 細粒度73776林混合物 14 細粒度73776林混合物 15 細粒度73776林混合物 16 7-0773776林混合物 17 7-0773776林混合物 18 大粒径73776林混合物 19 半たわみ性73776林混合物 20 73776林混合物(排水性) 21 73776林混合物 22 表層用73776林混合物 23 73776林混合物 24 塗り防水 25 塗り防水 26 73776林混合物 27 砕石73776林混合物 28 保水性73776林混合物 29 シール材 30 73776林混合物 31 表面塗布材	32 表面充填材 33 多北質単性塗布材 40 塗布安定処理 41 73776林混合物 42 73776林混合物 43 石灰安定処理 50 粒調調整砕石 51 粒調調整砕石 52 水硬性粒調調整砕石 60 73776林混合物 62 砂利 63 73776林混合物 64 55砂 65 砂 70 70以上 71 塵土 72 置換 73 乗込材73776林混合物 74 シール材 99 その他 ** 不明
---------	--	--

材料名コード	01 317A 11 改質731型 12 改質731型 13 改質731型 14 その他の改質731 15 73776林混合物 16 73776林混合物 17 73776林混合物 20 樹脂系結合材 21 73776林混合物 22 加熱式注入目地・シール材 23 常温式注入目地・シール材 30 添加剤 40 乳剤・セメント 41 73776林混合物 99 その他 ** 不明	最大粒径(mm)コード 01 2.5 02 5 03 8 04 10 05 13 06 20 07 2.5F 08 5F 09 8F 10 10F 11 13F 12 20F 13 30 14 40 99 その他 ** 不明
--------	--	--

〈第96号様式〉

【記入例】

施工箇所図添付

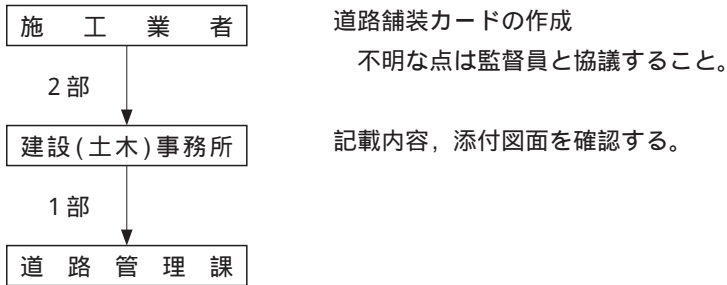


起点: ○○交差点から250m地点
終点: △△橋から手前80m地点

* 路面性状評価図を添付

道路舗装カード作成要領

1. 提出フロー



2. 記入方法

- ・ 舗装カードは工区毎に作成すること
- ・ 整理番号は，左側は記入不要，右側に工区数により通し番号を記入すること。
- ・ 「予算費目」，「工事種別」，「総交通量」，「大型車交通量」，「交通量区分」については監督員の指示を受けること。
- ・ 「距離標」は未記入でも可。
- ・ 「施工幅員」は代表値を記入すること。
- ・ 「総交通量」，「大型車交通量」は，道路交通センサスから参照すること。
- ・ 「舗装構成」の「材料種別」，「材料名」，「最大粒径」は，様式の右側にあるコード表より2桁の数字で入力すること。
- ・ 裏面の施工箇所図は，監督員から受領し，施工箇所及び延長を示すこと。
(カラーで提出)
- ・ 施工箇所図は，路面性状評価図を原則とする。路面性状調査を行っていない路線については管内図とする。
- ・ 裏面の起終点は，施工箇所が特定できる表現とし，住所（番地まで）又は目印となる構造物からの距離などとする。
- ・ 施工箇所の参考図面として，工事発注時の資料（道路台帳附図）がある場合はその図面を添付すること。

<第97号様式>

薬液注入日報

監督員
請負人

工事名

平成 年 月 日 昼・夜 天候： 気温：

施工箇所	注入孔 列孔	削孔		注		入		備考	次入量 設置数(体)	日計	累計	備考
		ステップ	深度(m)	時間	施工区間	圧力kg/cm ²	注入量(l)					
									注入完了	日計	累計	
									孔数(体)	日計	累計	
									注入完了	日計	累計	
									孔深(m)	日計	累計	
									削孔機械			
									注入機械			
									液温			

薬剤	薬剤の管理状況			作業状況
	入荷量	使用量	返却量	
				残材料

〈第99号様式〉

水質監視日報

監督員

工事名

平成

年 月 日

請負人

観測井戸	注入孔からの距離	採水時の種別 (工事前・中・後)	水質測定者	水質	備考

2. 様 式

<第101号様式>

工事現場（土木）点検表（参考）

工事名： 路線・河川名： 工事場所： 点検月日：平成 年 月 日（ ）
 工事番号： 施工者名： 点検者： （安全衛生責任者）

項 目	内 容	適 正	不 適	改善を要する事項
1. 掘 削 (機械掘削で人力を伴う場合も含む)	地質に応じた危険度を考慮した掘削勾配（人力）			
	a. 地盤または堅い粘度（5m未満は90度以下：5m以上は75度以下）			
	b. その他（2m未満90度：2～5m70度：5m以上60度）			
	c. 砂（掘削面の勾配35度以下または高さ5m未満）			
	d. 発破等で崩壊しやすい状態の地山（45度以下または2m未満）			
	土砂地山掘下げ深さ2m以上：土止め支保工の有無			
	すかし掘り禁止の遵守状況			
	掘削状況に関して			
	a. 浮石の除去状態			
	b. 法肩への土砂、重量物の有無			
c. 湧水による崩壊の危険性有無				
d. 地下埋設物（ガス、水道管、電線等）防護処置状況				
e. 近接構造物への防護処置状況				
掘削2m以上：地山掘削作業主任者の指揮のもとでの作業状況				
2. 高所作業	安全帯の使用の状況			
	安全ネット設置の有無			
3. 建設機械による施工等	車両系建設機械等、移動式クレーン、玉掛け作業等を行う免許・技能講習・特別教育の有資格の有無			
	他の労働者との接触防止の設置（立入禁止の柵等、誘導者、合図等）の有無			
	用途外使用の有無			
	転倒、転落防止の処置状況（路肩、不同沈下、幅員の確保）			
高所における作業指揮者の配置状況				
4. 足 場	必要設置個所の有無（2m以上の作業場所は必要）			
	設置状況の適否（吊り足場を除き、幅40cm以上、すきま3cm以下、高さ75cm以上の手すり、敷板、ベース金具、壁つなぎの設置）			
	作業床の端部及び開口部には開い、手すり、覆いの設置の有無			
	足場組立作業主任者の指揮のもとでの作業の有無			
5. 土止め支保工	必要箇所への設置の有無			
	組立図（部材の配置、寸法、材質、時期、順序）の有無			
	安全検討（強度計算）の有無			
	矢板と地山の密着等の適否			
6. 型枠支保工	組立図（支柱、梁、つなぎ、筋かい、部材の配置）の有無			
	安全検討（強度計算）の有無			
	沈下、滑動、変形の有無			
	型枠支保工組立等作業主任者の指揮のもとでの作業の有無			
7. 第三者に対する措置	標識等の設置の適否（工事標示板、工事予告標示板、保安灯、警戒標識、規制標識等）			
	第三者が工事区域以内に立ち入らないための柵等処置の有無			
	工事車両が一般道路等第三者に接する工事出入口に誘導員の配置状況、運行経路等の状況			
8. 安全教育訓練等	安全教育の実施状況（現場監督者、技術主任者、特殊技能者に対し）			
	安全に関するミーティング、スライド、映画等の実施状況			
	安全パトロールの実施状況（回/月）と記録書の作成の有無			
	安全工程打合せの実施状況と記録書の作成の有無			
安全衛生管理組織者の選任とその活動状況				
9. 発破作業	作業基準（火薬、火気管理、装填、込め数）の状況			
	避難関係（距離、場所、方法）把握			
	作業指揮者の有無			
10. そ の 他				

<運用にあたって>

1. 点検の周期は、月1回以上とする。
2. 点検者は、原則として請負業者の自主施工管理を基本としていることから、各業者の安全衛生管理者がチェックする。

＜福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱＞

様式第2 - 1号 (第7条第2項関係)

速 報

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

入札 監理 課長

(工事等執行権者)

事務担当者

(内線)

_____発注工事において工事関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事故発生日時	年 月 日 () 時 分 頃				
発生場所					
発注者					
工事名					
請負人	住所				
	氏名				
下請人	住所				
	氏名				
被災内容	氏名	年齢	性別	被災の程度	負傷程度
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
			男・女	死亡・負傷	全治 入院
事故内容等					

- (注) 1 この報告書は、県及び県以外の一般の発注工事に係る事故について提出すること。
 2 この報告書は、事故発生後3日以内に提出すること。
 3 この報告書には、図面・写真等の参考書類を添付すること。

＜福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱＞

様式第2 - 2号 (第7条第2項関係)

詳 報

工事現場等における事故発生報告書

文書記号及び番号

年 月 日

入札監理課長

(工事等執行権者)

事務担当者

(内線)

_____発注工事において工事関係者事故(公衆損害事故)が発生したので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1	事故発生日	年 月 日 ()	時 分 頃
2	発生場所		
3	発注者		
4	工事の概要	(1) 工事名	
		(2) 工種	
		(3) 工期	着工 _____ 竣工 _____
		(4) 契約金額	_____ 円
5	請負人	(1) 商号・名称	
		(2) 住所	〒 _____
		(3) 代表者	
		(4) 取得している建設業許可業種(一般・特定)	
		(5) 認定を受けている入札参加資格業種	
		(6) 現場代理人	氏名 _____ 事故発生時、現場に(いた。いない。) いない場合はその理由 _____
		(7) 主任技術者(監理技術者)	氏名 _____ 事故発生時、現場に(いた。いない。) いない場合はその理由 _____
		(8) 下請施工の有無	有(県発注工事の場合、下請通知書の提出~有無) 無
6	下請負人	(1) 商号・名称	
		(2) 住所	〒 _____
		(3) 代表者	
		(4) 下請工事の内容	
		(5) 下請金額	_____ 円
		(6) 取得している建設業許可業種(一般・特定)	
		(7) 認定を受けている入札参加資格業種	
		(8) 主任技術者	氏名 _____ 事故発生時、現場に(いた。いない。) いない場合はその理由 _____

様式2裏面

7 被災者 死亡人 負傷人 物損円	(1) 氏名 (年 月 日生 歳 男・女)
	(2) 住所
	(3) 勤務先
	(4) 被災の程度 死亡 負傷 (全治 入院)
	(5) 物損 内容 約 円
	(1) 氏名 (年 月 日生 歳 男・女)
	(2) 住所
	(3) 勤務先
	(4) 被災の程度 死亡 負傷 (全治 入院)
	(5) 物損 内容 約 円
8 事故発生の経過	
9 事故発生の原因 (1) 安全衛生管理の措置が適切であったか (2) 労働安全衛生法及び同規則違反の疑いがあるか	
10 その他参考となる事項	
11 安全管理の程度 A 著しく安全管理義務を怠っていたと認められる。 B 安全管理上の問題が認められ、請負者が通常講ずべき安全管理の措置が不適切であったと認められる。 C 請負人の安全管理責任と作業員個人の過失を比較考慮した場合、後者によるところが大きいと認められる。	
12 公所長としての意見	

- (注) 1 この報告書は、県及び県以外の一般の発注工事に係る事故について提出すること。
この場合、工事関係者事故は、死亡した、又は医師が全治1か月以上もしくは入院2週間以上と診断した人身事故について、公衆損害事故は公衆に対する前記人身事故又は物的損害額が50万円以上の事故について、報告すること。(人身事故には、「全治までの期間」及び「入院する期間」(入院しない場合は、「入院なし」と記載)を確認できる医師の診断書を添付する。)
- 2 この報告書は、事故発生後10日以内に提出すること。
- 3 この報告書には、労働者死傷病報告書(労働安全衛生規則第97条関係様式の)写しの他に、図面・写真等の参考書類を添付すること。
- 4 下請負人・被災者等で欄に不足が生じる場合は、様式を適宜作成すること。

<福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱>

様式第2 - 3号 (第7条第2項関係)

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

(工事等執行権者) 様

請負者 住 所
氏 名

印

_____ 発注工事において工事関係者事故 (公衆損害事故) が発生したので、報告します。

記

事 故 発 生 日 時		年 月 日 ()		時 分 頃	
発 生 場 所					
工 事 名					
被災(労働)者	住 所				
	氏 名			勤 務 先	
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳	性 別
被 災 の 程 度					
事故発生状況及び原因 どのような場所で どのような作業をしている時に どのような物又は環境で どのような不安全な又は有害な状況にあって どのようにして事故が発生したか 等を詳細に記入し被災状況を図示する					
安全管理対策	定例的な安全管理対策				
	事故発生当日の安全管理対策				

(注) この報告書は、県発注工事に係る事故について提出すること。

魔 止

麤 止

<福島県条件付一般競争入札実施要領>
様式第2号(第8条関係)

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

(入札執行権者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号

(作成担当者

)

工 事 番 号	第 号
工 事 名	質 問 事 項

3. レディーミクストコンクリート標準使用 基準現場コンクリートの配合(参考)

レディーミクストコンクリート標準使用基準

(H19.7.1以降)

鉄筋及び 鉄筋別	区分 番号	コンクリート種別	構造物の種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	最大骨材 寸法 (mm)	最小セメント 量 (kg/m ³)	最大水セメン ト比 (%)	備考
無		普通 18 - 8 - 40 BB	擁壁、基礎コンクリート、石積(塙)ブロック積(塙)の隅込、 隅込、側溝、水路、集水溝、管架、根巻コンクリート、小 口止、コンクリート、海岸堤防(天端、裏込)、根巻工、均 し・捨コンクリート	18	8	40	-	-	
筋		規格外 18 - 3 - 25(20) - C265 BB	法枠、コンクリート張工	設計基準強度 18	3	25(20)	265	60	
コ		普通 18 - 5 - 40 - 60% BB	砂防ダム(堤体、側壁、水叩等)	設計基準強度 18	5	40	-	60	
ン		普通 18 - 8 - 40 - C230 BB	トンネル覆工(インパート部)	18	8	40	230	60	
ク	-1	普通 18 - 8 - 40 - 60% BB	橋梁下部工	18	8	40	-	60	
リ	-1	普通 18 - 8 - 40 - 60% BB	河川護岸、根固ブロック、落差工・帯工、三面張水路工	18	8	40	-	60	
ト		普通 18 - 15 - 40 - C270 BB	トンネル覆工(アーチ部、側壁部)	18	15	40	270	60	
	-1	普通 18 - 8 - 40 - 55% BB	海岸構造物(海岸堤防の天端・裏込材を除く)、海岸消波・ 根固ブロック	18	8	40	-	55	
		普通 30 - 15 - 40 - 50% C370 BB	水中コンクリート	30	15	40	370	50	
		舗装 曲げ4.5 - 2.5 - 40 BB	舗装コンクリート	曲げ 4.5	2.5	40	-	60	
		舗装 曲げ4.5 - 6.5 - 40 BB	舗装コンクリート	曲げ 4.5	6.5	40	-	60	
鉄		普通 21 - 8 - 25(20) BB	函渠、樋門(管)、擁壁、側溝蓋、消函、井筒、堰、水門	21	8	25(20)	-	55	
筋		普通 24 - 8 - 25(20) N	ラーメン構造物、RCスラブ、PC(軽荷重用プレテン桁) 中詰	24	8	25(20)	-	55	
コ	-1	普通 24 - 8 - 25(20) BB	橋梁下部工、橋梁地覆工、剛性防護柵工	24	8	25(20)	-	55	
ン		普通 24 - 8 - 40 BB	深礎工	24	8	40	-	55	
ク		普通 24 - 8 - 25(20) - C300 N	非合成床版、H形鋼橋床版(非合成)	24	8	25(20)	300	55	
リ		普通 27 - 8 - 25(20) - 50% BB	函渠、樋門(管)、擁壁、側溝蓋、消函、井筒、堰、水門 (直接海水の影響を受ける構造物)	27	8	25(20)	-	50	
ト		普通 27 - 8 - 25(20) N	H形鋼橋床版(合成)	27	8	25(20)	-	55	
		普通 30 - 8 - 25(20) N	合成床版、PC橋(横桁、床版)、PC(プレテン桁)中詰	30	8	25(20)	-	55	
	㊦	普通 40 - 8 - 25(20) H	PC(ボステン)主桁	40	8	25(20)	-	55	

備考) 1. 空気量は4.5%、AEコンクリートとする。
 2. 重セメント(B種)を使用するコンクリートについては、寒中コンクリート施工となることが予想される11月1日から翌年3月31日までは、協議のうえ普通ポルト
 ンドセメントの使用を承諾することができる。
 3. 区分番号 PC(軽荷重用プレテン桁)中詰は、ストレスを導入しないIRC構造物等の軽荷重用桁の中詰の場合とする。

現場コンクリートの配合 (参考)

1. コンクリートの配合は、所要の強度、耐久性、水密性および作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量をできるだけ少なくするものとする。
2. 水セメント比の決定は次式によるものとする。(大規模砂防ダム、舗装コンクリートを除く)

$$\text{ポゾリス使用の場合 砂 利}_{28} = -127 + 190c/w$$

(福島県建設技術研究所式)

$$\text{砕 石}_{28} = -176 + 228c/w$$

(")

但し、コンクリート配合強度は指定強度に20%割増を行い定めるものとする。

3. セメント混和材料はAE剤 (AE減水剤を含む) を使用しなければならない。
4. 最小セメント量は次表によるものとし、その他配合の設計条件はレディーミクストコンクリート標準使用基準、および生コンクリート使用基準の選定方法 (土木設計積算マニュアル) による。

無筋及び鉄筋別	構 造 物 名	最小セメント量 (kg / m ³)
無筋コンクリート	均し, 捨コンクリート	220
	擁壁, 石積 (張) 工及びブロック積 (張) 工の胴込・裏込, コンクリート側溝, 水路, 集水桝, 管渠工, 根巻コンクリート, 砂防堰堤	235
	法枠, コンクリート張等のコンクリート	265
	大規模砂防ダム	210
鉄筋コンクリート	函渠, 樋門 (管), 擁壁, 集水桝, 側溝蓋	310

4. 保安施設設備基準(道路)

(1) 福島県土木部保安施設設置基準(道路)	249
(2) 道路工事現場における標示施設等の設置基準	273
参考(1) 車線の一部が工事中の場合の標示例	277
参考(2) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)	278
参考(3) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)	279
参考(4) 設置方法の一例	279
(3) 交通誘導用手動式信号機	280
(4) 防 止 柵	281

(1) 福島県土木部保安施設設置基準 (道路)

(目 的)

第1 この保安施設設置基準(以下単に「基準」という。)は福島県土木部において道路で行う場合の保安施設を設置する基準を定め、もって円滑な道路交通と、現場作業員の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2 保安施設の設置にあたっては、他の通達等に定めるもののほか、次に掲げる1号および2号の工事の場合は、この基準により、3号に掲げる工事の場合には、現場条件等を勘案し、原則としてこの基準によるものとする。




- (1) 一般の交通の用に供している道路で行う道路の維持修繕工事および舗装工事。
- (2) 一般の交通の用に供している道路で行う道路法第22条に基づく原因者に対する工事施行命令による工事および同法第24条に基づく道路管理者以外のものが行う工事並びに同法第32条または第35条に基づく道路占用にともなう工事。
- (3) 一般の交通の用に供している道路で行う前1～2項を除いた工事。

(保安施設の種類及び設置目的)

第3 保安施設の種類及び設置目的は次のとおりとする。

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示	交通の指	通導	その他	摘要
照明灯	⌈⌋							300～500W
保安灯(又はずらん灯・チューブライト式)	●							保安灯は標準図に示す位置に設置する。
歩道柵	—							
バリケード	>—<							砂袋等にて半固定されたバリケード
セフティーコーン								
警戒標識(213)								
工事箇所予告標示板								

4. 保安施設設置基準 (道路)

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示	交指	通導	その他	摘要
警戒標識 (211) 又は (212)								
" (212 - 2)								
規制標識 (311 - E)								
" (329)								
工事名標示板								
お願い標示板								
黄色回転灯								
保安要員								
交通整理員								
標識搭載車								
誘導標示板								
まわり道案内標示板								
まわり道標示板 (120 - A)								
簡易信号機								
<p>1 すずらん灯は40Wを3m間隔に設置する。 チューブライトは出入口部は40W、中央部は30Wを設置する。</p>								

4. 保安施設設置基準 (道路)

(設 置)

第4 保安施設は、別添 - 1「保安施設標識様式図」にもとづき、別添 - 2「保安施設設置標準図一覧表」により工事形態に即した保安施設を設置することを原則とする。ただし、工事形態によりこれによれない場合は本基準を参考として保安施設を設置するものとする。

又設置にあたっては次の各号について特に注意して実施しなければならない。

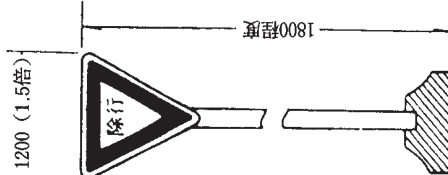
- (1) 工事箇所の手前100m, 200m, 300mの地点にそれぞれ工事箇所予告標識板を設置すること。
- (2) 夜間工事中の箇所又は工事終了後夜間放置する箇所には、必ず保安灯を設置すること。
- (3) 工事終了後路面を仮復旧して、一般の交通の用に供する場合で、工事箇所として示す必要がある箇所については、注意標識、保安灯等を設置すること。
- (4) 道路上に止むを得ず機械、材料等をおく場合は、この基準により設置すること。
- (5) 標識類は原則として全面反射とすること。
- (6) 警戒標識は1.6倍、規制標識は1.5倍を原則とする。ただし、道路の状況等により前者を1.3倍、後者を1.0倍とすることができる。
- (7) 路面清掃又は目地補修等で、作業箇所が移動する場合は、作業中標識、セフティコーンを主体に設置し、必要に応じ工事箇所予告標識を設置すること。
- (8) 作業員は保安帽を着用するものとし、必要により安全衣をあわせて着用する。又、交通整理員は、保安帽及び安全衣を必ず着用すること。

第5 この基準は昭和61年4月1日から適用する。

4. 保安施設設置標準 (道路)

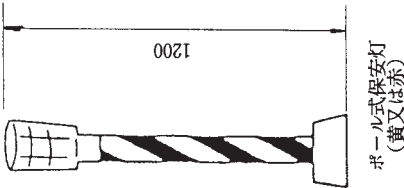
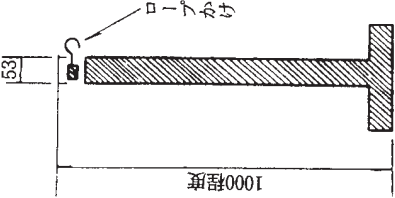
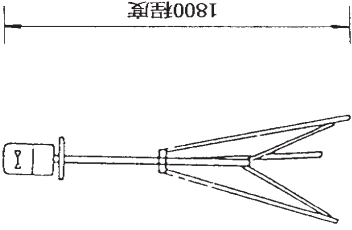
保安施設設置標準様式図					
記号	警戒標識 (213)	工事箇所予告標示板	警戒標識 (211) 又は (212)	警戒標識 (212 - 2)	規制標識 (311 - E)
様式および標準寸法 (単位mm)					
	拡大率1.6倍を標準とする。(全面反射)	工事箇所予告標示は、地を青色、文字および図、縁を白色、反射シート、貼りつけとする。	拡大率1.6倍を標準とする。(全面反射)	拡大率1.6倍を標準とする。(全面反射)	拡大率1.5倍を標準とする。(全面反射)
注					

保安施設標準式図

記号	規則標識(329)		注
名称	工事名標示板		<p>様式および標準寸法(単位mm)</p> <p>拡大率1.5倍を標準とする。(全面反射)</p>
注		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1 色彩は、「道路工事中」は赤色, その他の文字及びび線を青色, 地を白地とする。</p> <p>2 縁の余白は2cm, 縁線の大さは1cmとする。</p> <p>3 必要に応じ、「道路工事中」の文字に反射装置を施すものとする。</p> <p>4 工事期間については, 交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。</p> <p>5 工事名は, 工事内容がわかる具体的なものとす。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>6 区間・工期等に変化があった場合は, 直ちに修正するものとする。</p> <p>7 河川・その他工事の場合もこれに準じる。</p> <p>8 休日・夜間・連絡先には, 当該工事の現場責任者に限らず, 施工会社として必ず終日連絡の取れる連絡先を記入すること。</p> <p>9 発注者の欄には, 契約上の発注者名ではなく, 当該工事の監督業務を担当している事務所の名称を記入すること。</p> <p>10 工事名欄の記載内容については, 監督員の承諾を得るものとする。</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>例 施設名 + 内容 工事</p> <p>橋梁 新設 工事</p> <p>河川 拡幅 工事</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>工事名 県道 線</p> <p>具体的な工事名 【契約上の工事名】</p> <p>区間 起点: 市××町 丁目^{5cm} 丁目^{5cm} L=400m</p> <p>終点: 市××町</p> <p>工期 平成 年 5月24日 ~ 平成 1月31日</p> <p>現場責任者 建設株式会社</p> <p>工事(電話) ××××××××</p> <p>(休日・夜間連絡先) ××××××××</p> <p>事業概要</p> <p>ここには, 工事の具体的な説明文をいれる。 (工事の目的・事業効果・工事内容・方法等)</p> <p>スペースがあれば工事概要の図面も入れる。 (注: イメージアップ的な写真は入れない)</p> <p>発注者 福島県 建設事務所 工事 連絡先 ×××××課 (電話) ××××××××</p> </div>	<p>140cm</p> <p>110cm</p> <p>25cm</p>

保安施設標準様式図										
記号										
名称	夜間作業又は昼夜兼行作業の掲示板									
様式および標準寸法 (単位mm)										
注	<p>(1) 工事名標示板の真上に標示するものとする。</p> <p>(2) 色彩は、縁及びA型の地、B型の「昼」及び「間」の文字並にB型の中央部の地を白色とし、縁線及びA型の文字、B型の左右の地及び「夜」の文字を青色とする。</p> <p>(3) 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1.5cmとする。</p>									
お願い	お願い 標示板									
	白地に黒文字とする。									
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">工事請負者名</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: right;">KK</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td style="text-align: center;">TEL</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>現場責任者名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工事請負者名		KK	電話番号	TEL	-	現場責任者名		
工事請負者名		KK								
電話番号	TEL	-								
現場責任者名										

4. 保安施設設置基準 (道路)

保安施設設置標準様式図				
記号	保安灯	歩道柵	回転灯	
様式および標準寸法 (単位mm)	 <p>ポール式保安灯 (黄文は赤)</p>			
注	<p>(1) 確認距離150 m以上の効果をもつものであること。 (2) 保安灯の設置間隔は3 mを標準とする。</p>	<p>(1) 柱およびロープは、黒背の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約3 mを標準とする。</p>	<p>確認距離200 m以上の効果をもつ黄色回転灯とする。</p>	

保 安 施 設 標 準 様 式 図			
記 号	誘 導 標 示 板	ま わ り 道 案 内 標 示 板	ま わ り 道 標 識 (120 - A)
<p>様式および標準寸法 (単位:mm)</p>			
注	<p>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地色を白色とする。 (2) 縁の余白は2cm、緑線の太さは1cmとする。 (3) 「まわり道450M」又は⇨の文字もしくは記号に反射装置を施すものとする。</p>		<p>字体、文字、地色は に同じ</p>

保安施設設置標準様式図		保安施設標準様式図 (必要ある場合設置する)	
記号	セファイコーン	バリケード	標示板
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	<p>1. 反射式又は内部照明式とする。</p> <p>2. 材質、ラバー製・樹脂製とする。</p>	<p>1. バリケード鋼製。</p> <p>2. 板は反射式とする。</p>	<p>地を白色とし、縁及び文字を青色、反射式とする。</p>
			<p>その他の危険 (警戒標識215)</p> <p>拡大率1.6倍を標準とする。 (全面反射)</p>

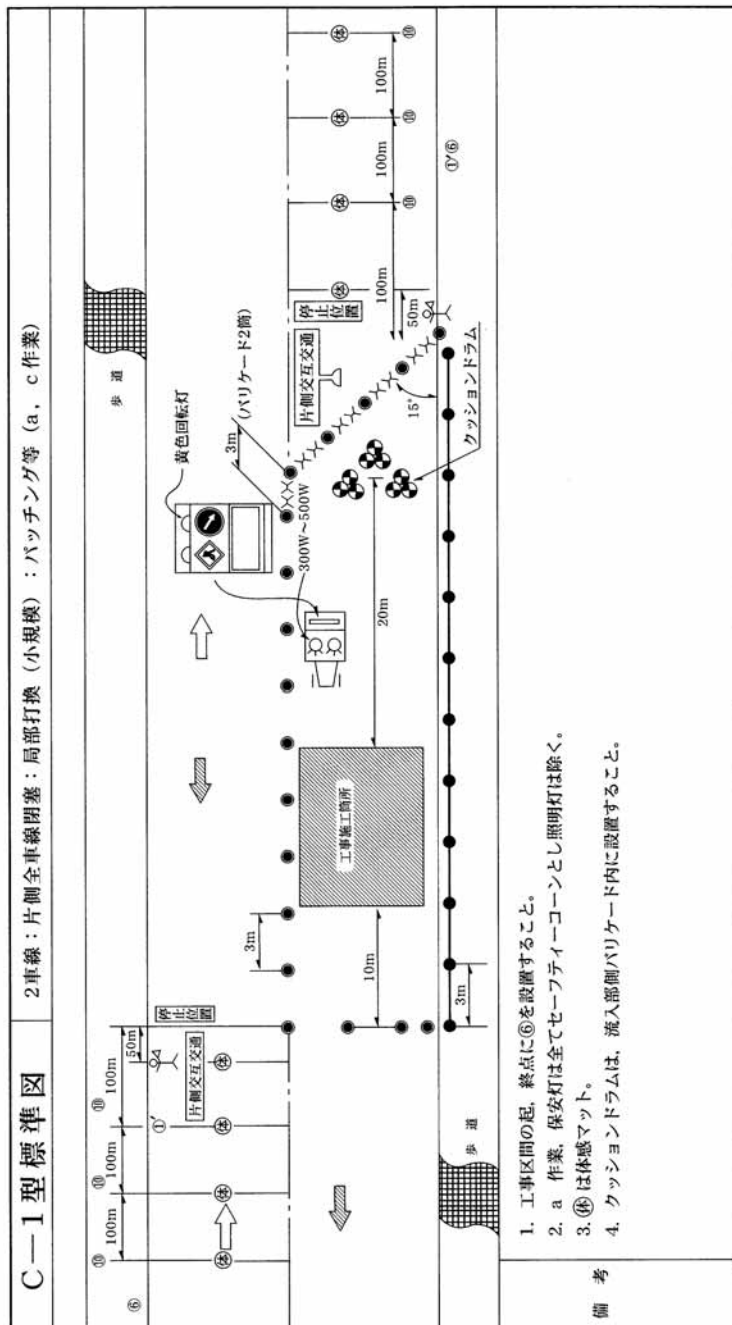
4. 保安施設設置基準 (道路)

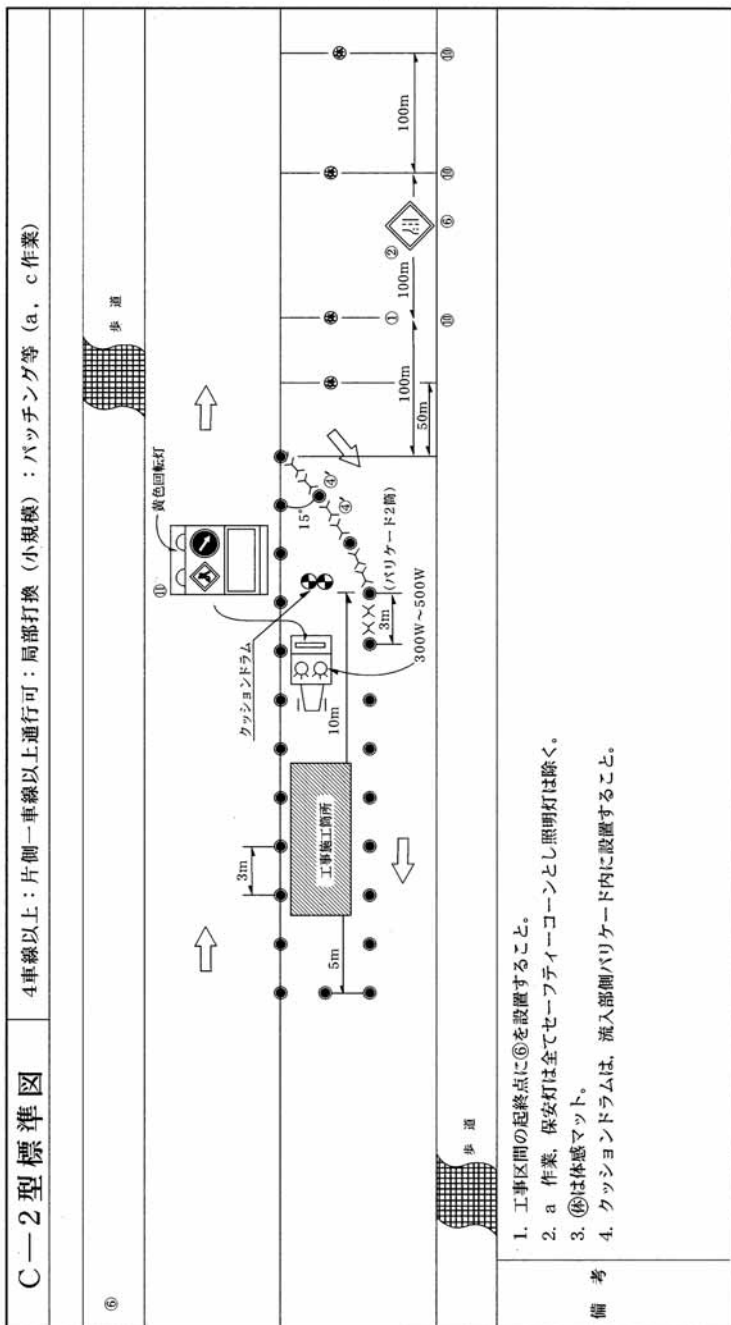
保安施設標準様式図 (必要ある場合設置する)			
記号	名称	片側通行標示板	片側通行予告標示板
	車線数減少予告標示板		
	様式および標準寸法 (単位mm)		
	大型カラーコーン (内部照明付)		
	注	地を白地、文字及び縁を赤色反射装置を施すものとする。	地を白地、文字及び縁を赤色反射装置を施すものとする。

保安施設標準様式図 (必要ある場合設置する)			
記号	停止板	ガソリン税協力依頼標示板	簡易信号機
<p>様式および標準寸法 (単位mm)</p>			
注	<p>全面反射シート貼付式とする。</p> <p>ゴム製 停止ライン</p>	<p>1. 白地に青文字とする。</p> <p>2. 「ガソリン税・自動車重量税など」は赤文字とする。</p>	<p>1. 二灯式 (赤青) を標準とする。</p> <p>2. レンズ径は200 以上とする。</p>

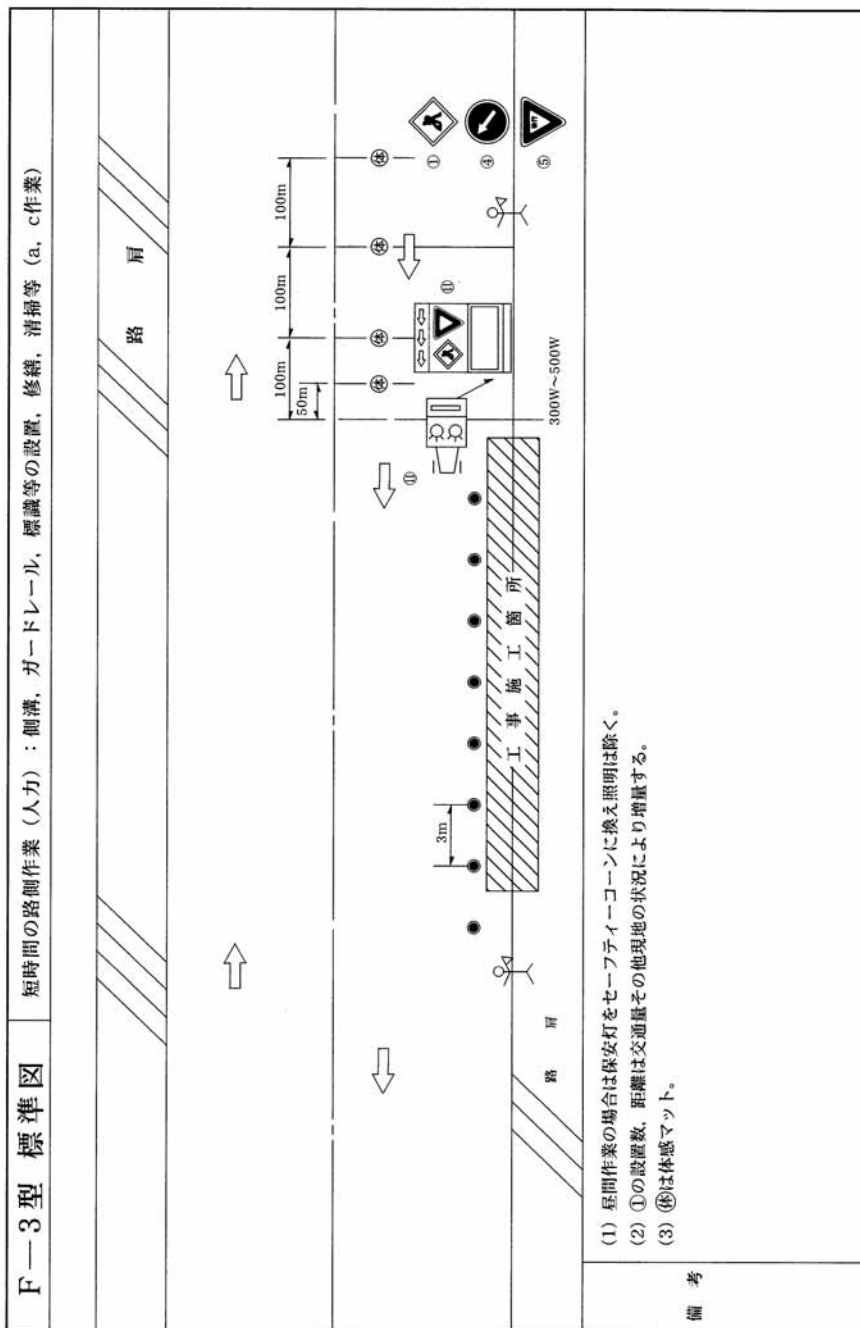
保安施設設置標準図一覽表

呼称	車線数	作業箇所	(例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)	
			昼・夜間作業別条件	摘 要
A - 1	4	片側全車線	a 昼間作業 (夜間は施設を撤去)	車道縮装 (打替, オーバーレー等を含む。)
			b " (夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
A - 2	2	"	a 昼間作業 (夜間は施設を撤去)	"
			b " (夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
A - 3	4以上	片側一部車線	a 昼間作業 (夜間は施設を撤去)	"
			c 夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
			b 昼間作業 (夜間も施設を存置)	
A - 4	2, 4	側路	現道拡幅工事	
A - 5	2	片側	a 昼間作業 (夜間は施設を撤去)	トンネル内 (打替, オーバーレー等を含む。)
			b " (夜間も施設を存置)	
C - 1	2	片側全車線	a 昼間作業 (夜間は施設を撤去)	局部打換 (小規模) パッチング等
			c 夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
			a 昼間作業 (夜間は施設を撤去)	
C - 2	4以上	片側一部車線	a 昼間作業 (夜間は施設を撤去)	"
			c 夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
E - 1	-	-	昼間作業 (施工後施設を撤去)	レーンマーク作業
E - 2	-	-	" (施工後施設を撤去)	路面表示作業
F - 3	-	側路	a 昼間作業 (夜間は施設を撤去)	短時間の路側作業 (人力)
			c 夜間作業 (昼間は施設を撤去)	
H - 1	-	歩道・路側	b 昼間作業 (夜間も施設を存置)	路側工事
H - 2	-	側路	b " (夜間も施設を存置)	"

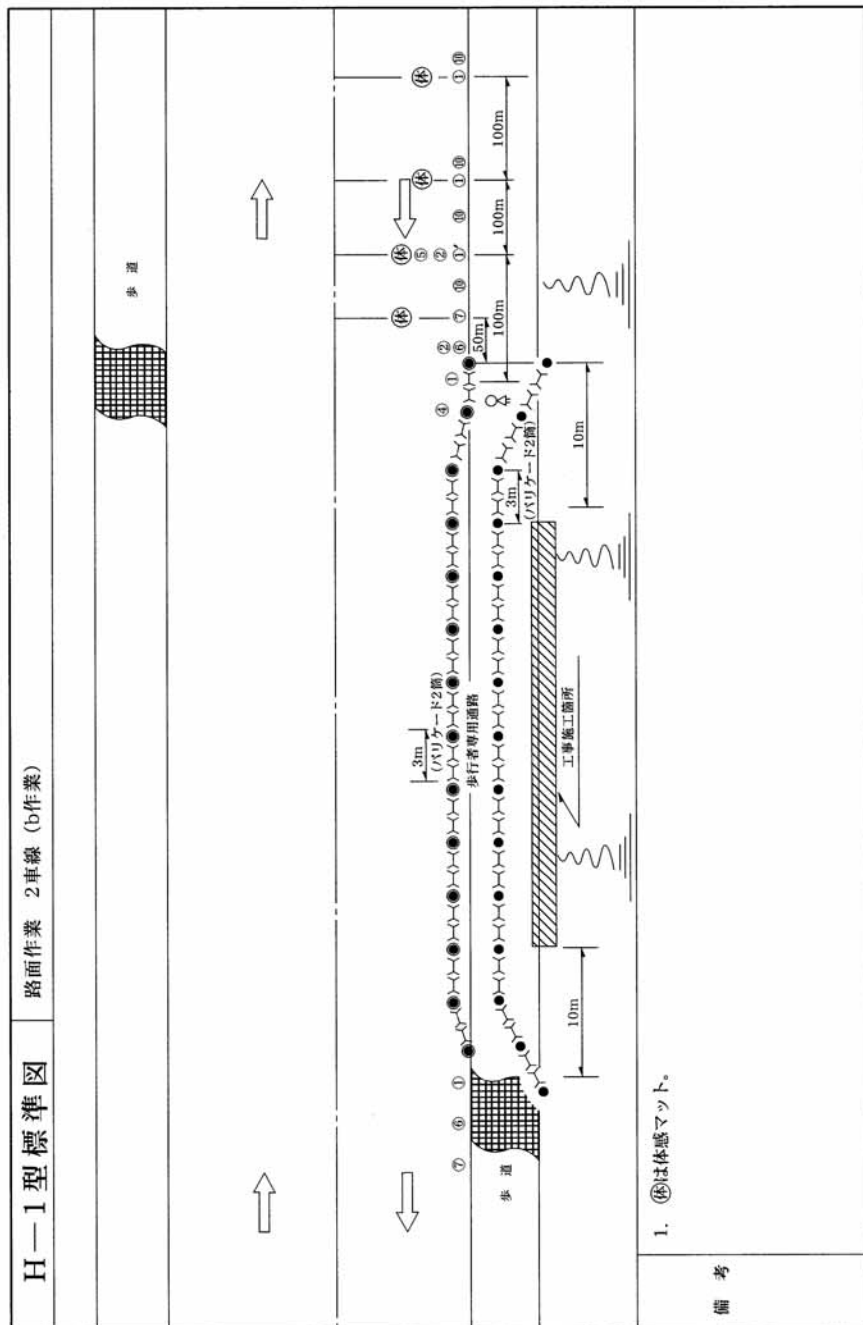


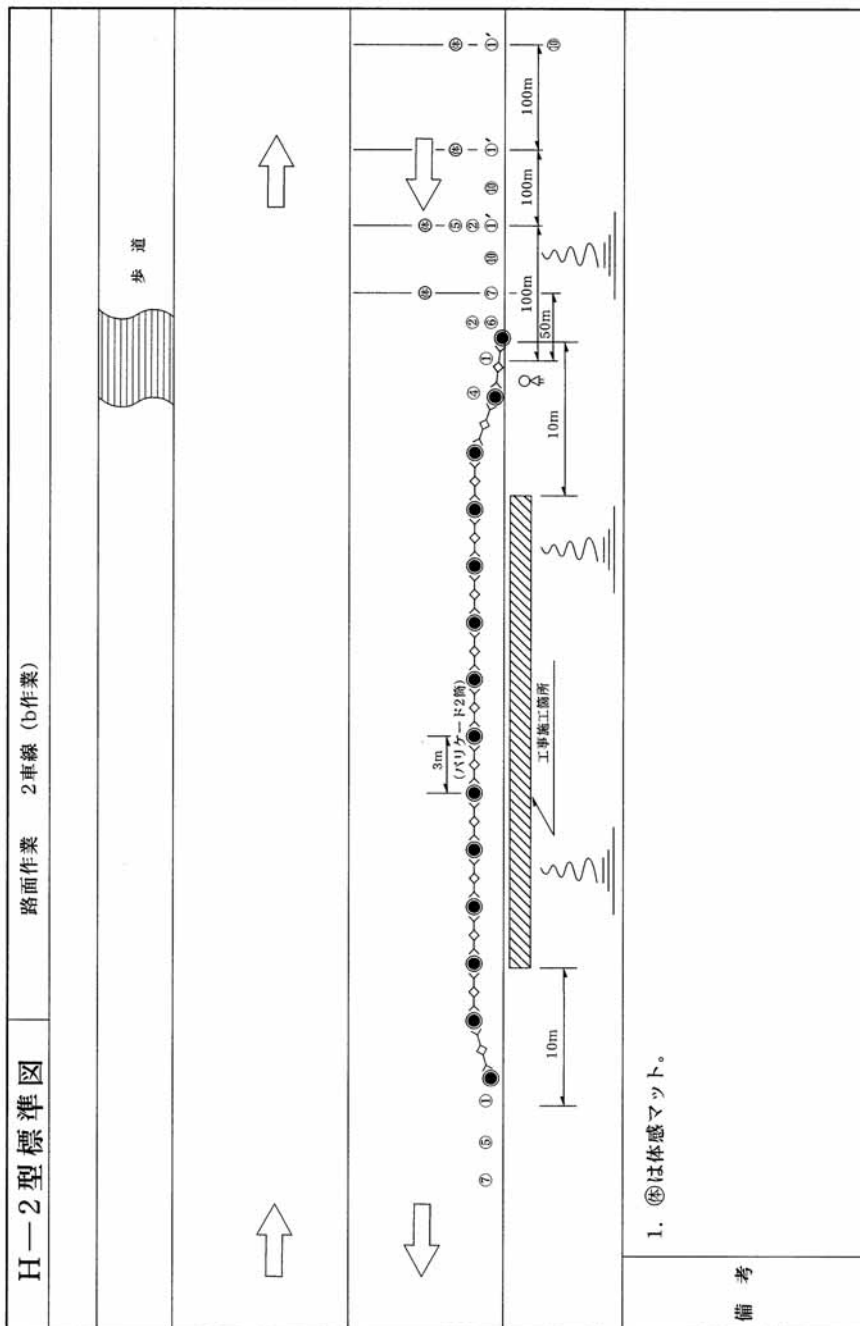


E-1型 標準図	レーンマーク作業：昼間作業
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業実施には防塵用に作業車を配置する。 2. 必要に応じ保安要員、交通誘導員を配置すること。 3. 標識搭載車に車両距離標示板を取り付ける。 4. 標識搭載車に警報装置を取り付ける。



4. 保安施設設置基準 (道路)





(参考) やむを得ず現場内を通行させる場合の保安施設設置について

舗装道路上の工事で、一般車両をやむを得ない理由で施工箇所内を通行させる場合は、以下の保安施設設置図を参考に道路交通の安全を確保する。

保安施設設置図

2車線全線b作業 (昼間作業...夜間も施設を設置)

・ 周囲の路面と段差が生じないようにしなければならない。やむを得ない理由で段差が生じる場合は、5パーセント以内の勾配ですりつけるものとする。

・ 段差ありの予告、段差注意、徐行等の標示板等で車輛に対して十分な注意喚起をすること。施工箇所内においても、路面凹凸あり、徐行等の標識で注意を促すこと。

・ 夜間においても通行させる場合は保安灯、照明灯を設置し、十分に視認性を確保すること。

・ 記号は次の標示板等を示す。(福島県土木部保安施設設置基準に施設設置基準に示す記号に準じる。)

警戒標識 (工事中)	その他の危険 (路面凹凸あり)
工事箇所予告標示板	段差予告 (50mと150m手前に設置する)
規制標識 (徐行)	段差注意 (段差箇所を設置)
工事名標示板	体 体感マット
お願い標示板	照明灯
回転灯	保安灯

備考

<p>段差予告</p> <p>(1) 50mと150m手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>段差注意</p> <p>(1) 段差箇所を設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>
--	--

(2) 道路工事現場における標示施設等の設置基準

(道路工事の標示)

1. 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。

なお、福島県土木部の発注する工事では、「1. 工事名標示板」に示す工事名標示板を設置するものとする。

(防護施設の設置)

2. 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて、赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

3. 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」(120 - A, 120 - B)を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、「2. 迂回路の標示」を参照するものとする。

(色 彩)

4. 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

(管 理)

5. 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

4. 保安施設設置基準 (道路)

1. 工事名標示板

(1) 工事名標示板 (記載例)

The diagram shows a rectangular sign with a width of 110cm and a height of 140cm. At the top, a horizontal bar contains the text "工 事 中" (Under Construction). Below this, the sign is divided into several sections:

- Top Section:** "工事名 県道 線" (Project Name: Prefectural Road Line). To the right, a dashed box contains "具体的な工事名 【契約上の工事名】" (Specific Project Name [Contractual Project Name]).
- Second Section:** "区 間" (Section). "起点: 市××町 丁目" (Starting Point: City××Town, Block) and "終点: 市××町 丁目" (Ending Point: City××Town, Block). To the right, "L = 400m" is indicated.
- Third Section:** "期 間" (Period). "平成 年 5月24日 ~ 平成 1月31日" (Heisei Year, May 24, 2011 ~ Heisei Year, January 31, 2012).
- Fourth Section:** "施 工" (Construction). "建設株式会社" (Construction Co., Ltd.), "現場責任者" (Site Supervisor), "(電話) ××××××" (Phone: ××××××), "(休日・夜間連絡先) ××××××" (Weekend/night contact: ××××××).
- Fifth Section:** "事業概要" (Project Summary). A dashed box contains: "ここには、工事の具体的な説明文をいれる。(工事の目的・事業効果・工事内容・方法等) スペースがあれば工事概要の図面も入れる。(注: イメージアップ的な写真は入れない)" (Here, put a specific description of the work. (Purpose of work, project effect, work content, methods, etc.) If space allows, also put in the project summary diagram. (Note: Do not put image-up photos).)
- Sixth Section:** "発注者 福島県 建設事務所" (Client: Fukushima Prefecture Construction Office). "連絡先 ××××課 (電話) ××××××" (Contact: ×××× Dept. (Phone) ××××××).

Dimensions are indicated: 110cm width, 140cm height, 10cm top bar height, 8cm section heights, 5cm character height, and 25cm bottom bar height.

- 注) 1 色彩は、「道路工事中」は赤色，その他の文字及び線を青色，地を白地とする。
 2 縁の余白は2cm，縁線の太さは1cmとする。
 3 必要に応じ「道路工事中」の文字に反射装置を施すものとする。
 4 工事期間については，交通上支障を与える実際の期間を記入するものとする。
 5 工事名は，工事内容がわかる具体的なものとする。

施設名 + 内容 工事

例 橋梁 新設 工事

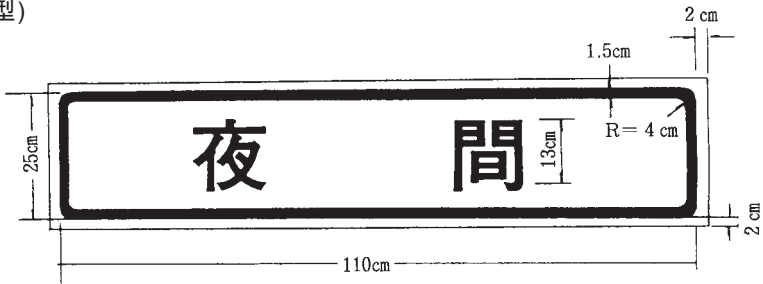
河川 拡幅 工事

- 6 区間，工期等に変化があった場合は，直ちに修正するものとする。
 7 河川，その他工事の場合もこれに準じる。
 8 休日・夜間連絡先には，当該工事の現場責任者に限らず，施工会社として必ず終日連絡の取れる連絡先を記入すること。
 9 発注者の欄には，契約上の発注者名ではなく，当該工事の監督業務を担当している事務所・課名を記入すること。
 10 工事名標示板の記載内容については，監督員の承諾を得るものとする。

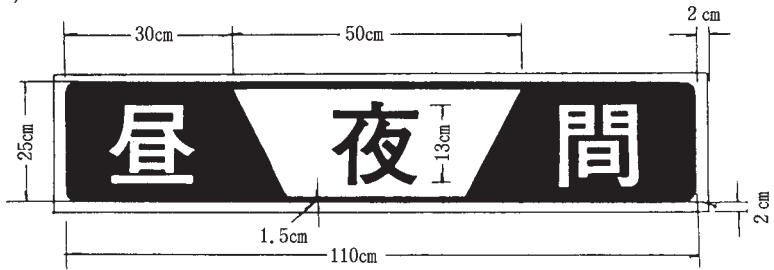
4. 保安施設設置基準 (道路)

(2) 夜間作業又は昼夜兼行作業の掲示板

(A型)



(B型)

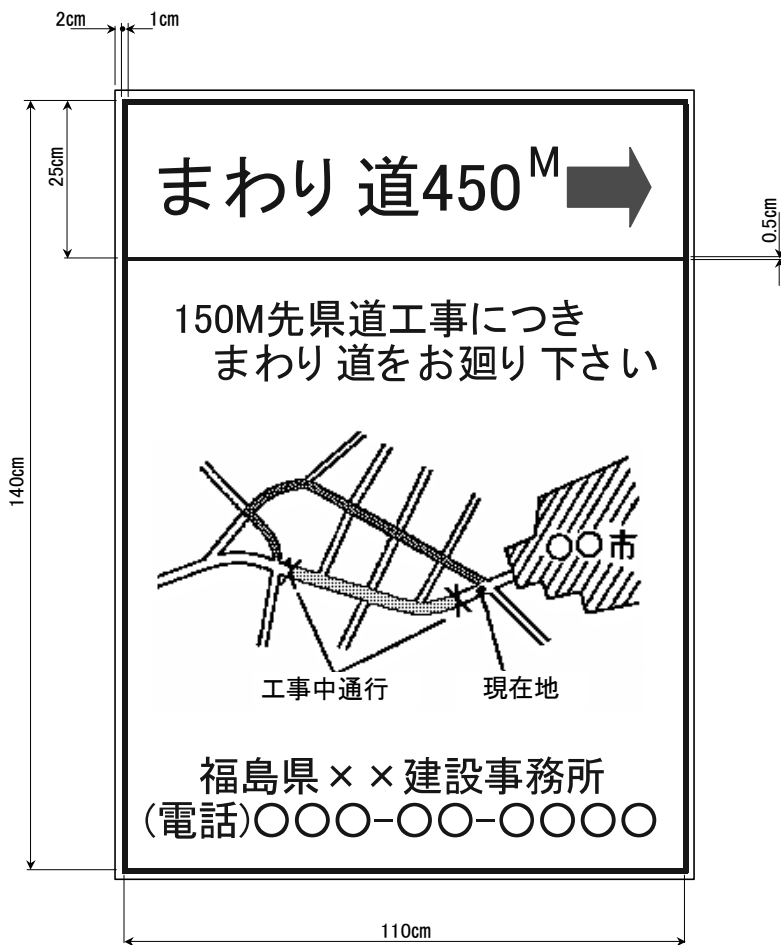


- 注 1. 工事名標示板の直上に標示するものとする。
2. 色彩は、縁及びA型の地、B型の「昼」及び「間」の文字並にB型の中央部の地を白色とし、縁線及びA型の文字、B型の左右の地及び「夜」の文字を青色とする。
3. 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1.5 cmとする。

4. 保安施設設置基準 (道路)

2. 迂回路の標示

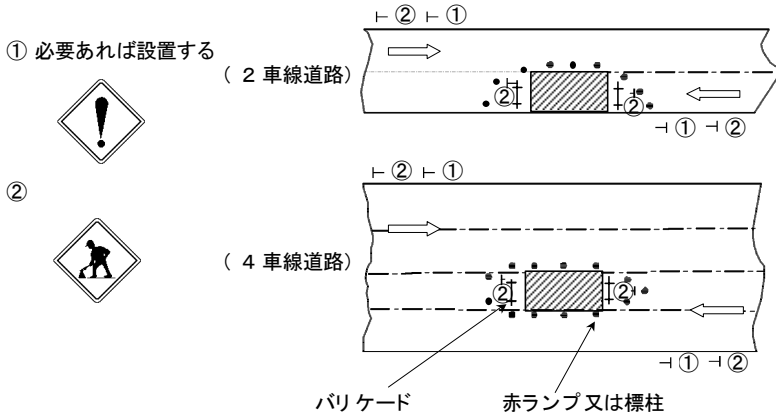
(1) まわり道標示板



- 注 1. 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
2. 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。
3. 必要に応じて「まわり道450M ➡」又は ➡ の文字もしくは記号は反射装置を施すものとする。

4. 保安施設設置基準 (道路)

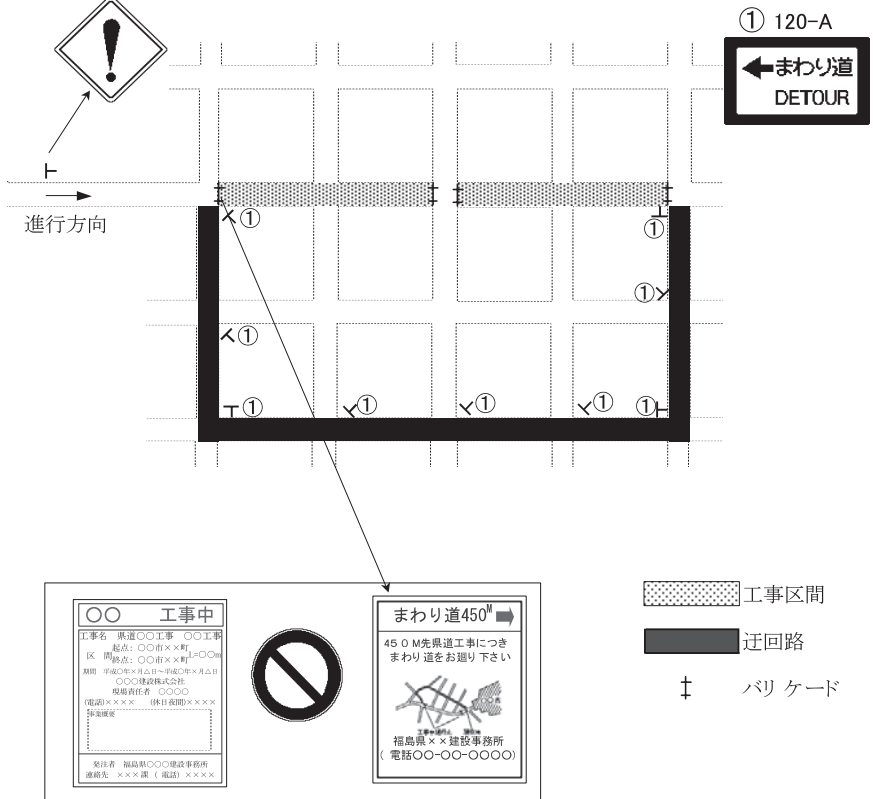
参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例



4. 保安施設設置基準 (道路)

参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)

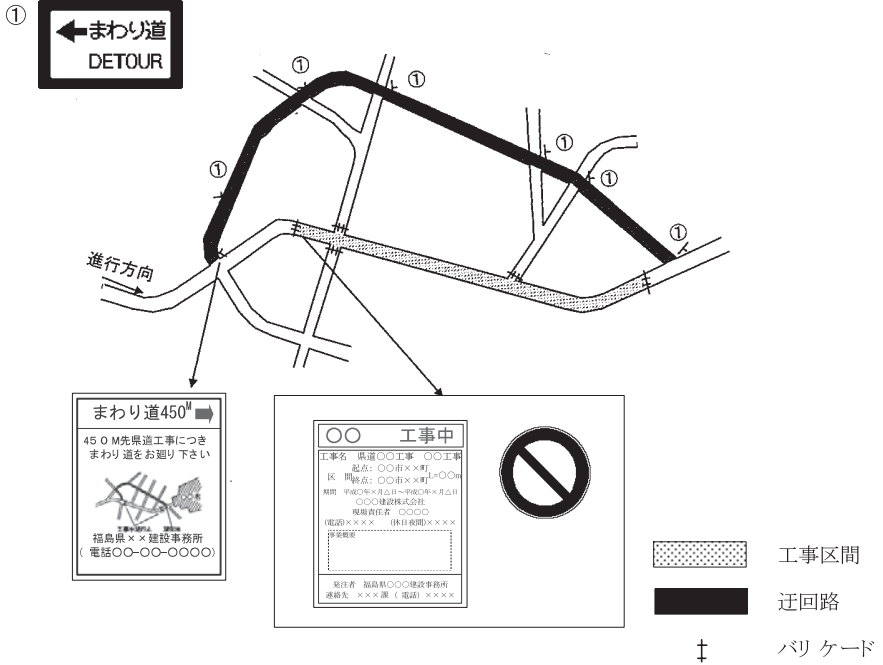
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



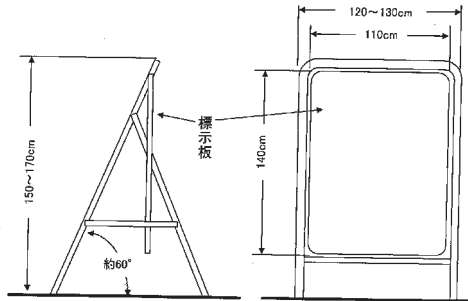
4. 保安施設設置基準 (道路)

参考(3) 工事中迂回路の標示例 (地方部の場合)

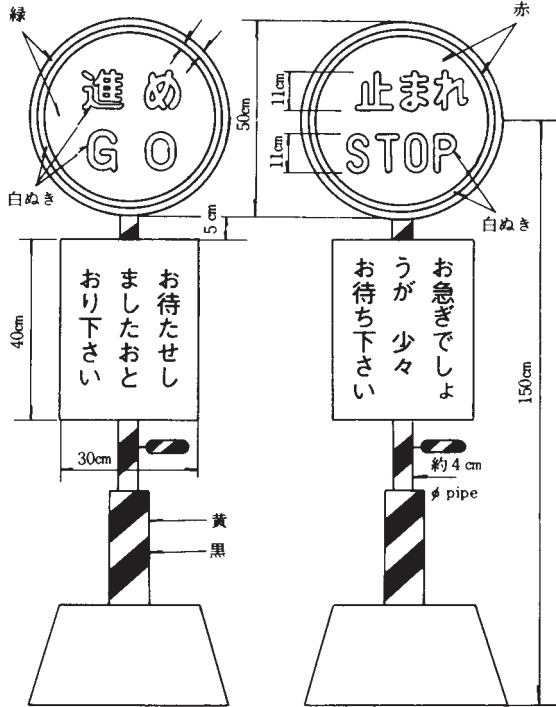
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



(3) 交通誘導用手動式信号機



(4) 防 止 柵

図 1 (一般用その 1)

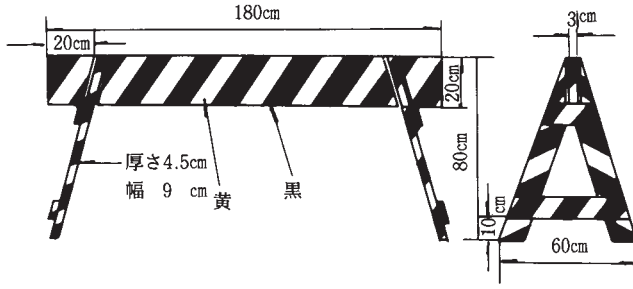


図 2 (一般用その 2)

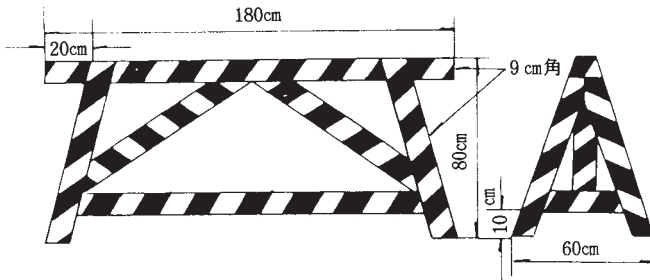
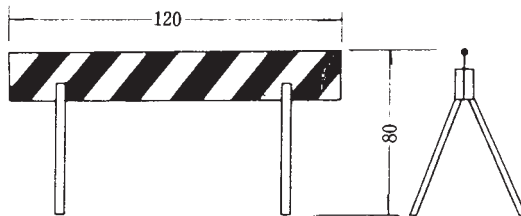
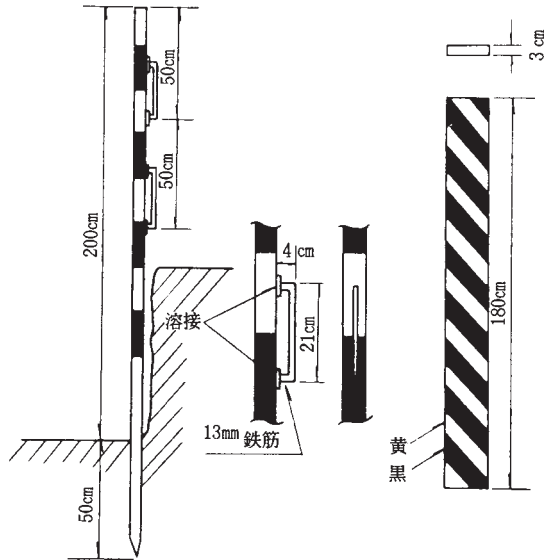


図 3 (一般用その 3)

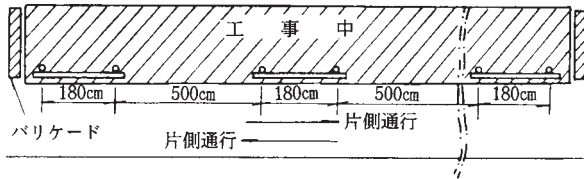


4. 保安施設設置基準 (道路)

図4 (市街地用)



〔設置例〕



5. 建設工事公衆災害防止対策要綱

建設省経建発第1号
平成5年1月12日
建設省事務次官通達

5

第1章	総	則	285										
第2章	作	業	場	286									
第3章	交	通	対	策	288								
第4章	軌	道	等	の	保	全	291						
第5章	埋	設	物	292									
第6章	土	留	工	294									
第7章	覆	工	298										
第8章	補	助	工	法	300								
第9章	湧	水	等	の	処	理	302						
第10章	建	設	副	産	物	の	処	理	303				
第11章	埋	戻	し	303									
第12章	機	械	・	電	気	304							
第13章	地	下	掘	進	工	事	307						
第14章	高	所	作	業	308								
第15章	型	枠	支	保	工	，	足	場	等	310			
第16章	火	災	及	び	酸	素	欠	乏	症	の	防	止	311
第17章	そ	の	他	312									

建設工事公衆災害防止対策要綱

第1章 総 則

第1 (目 的)

この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第2 (適 用)

1. この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事（以下単に「土木工事」という。）に適用する。
2. 起業者及び施工者は、土木工事にあたっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。ただし、この要綱において起業者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより施工者が行うことを妨げない。

第3 (工法の選定)

1. 起業者又は施工者は、土木工事の計画、設計及び施工に当たって、公衆災害の防止のため、必要な調査を実施し、関係諸法令を遵守して、安全性等を十分検討した有効な工法を選定しなければならない。

第4 (工 期)

起業者は、土木工事の工期を定めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように配慮しなければならない。

第5 (公衆災害防止対策経費)

起業者は、工事を実施する地域の状況を把握した上、この要綱に基づいて必要となる措置をできるだけ具体的に明示し、その経費を工事金額のなかに計上しなければならない。

第6 (現場組織体制)

1. 施工者は、土木工事に先立ち、当該土木工事の現場の立地条件等を十分把握した上で、工事の内容に応じた適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な現場組織体制を組むとともに、工事関係者に内容や使用機器材の特徴等の留意点について周知させるものとする。
2. 施工者は、複数の請負関係のもとで工事を行う場には、特に全体を総括す

る組織により、安全施工の実現に努めなければならない。

第7 (隣接工事との調整)

起業者及び施工者は、他の建設工事に隣接軸輻して土木工事を施工する場合には、公衆災害に係わる事項について、連絡調整を行うものとする。

第8 (付近居住者等への周知)

1. 起業者及び施工者は、土木工事の施工に当たっては、あらかじめその工事の概要を付近の居住者等に周知させ、その協力を求めなければならない。
2. 施工者は、土木工事の施工に当たっては、起業者と連絡を密にし、付近居住者等の公衆災害防止に対する意向を十分考慮しなければならない。

なお、交通規制をとまなう場合は、通行者の通行をできるだけ妨げないようにするとともに、規制状況の広報に努めなければならない。

第9 (事故発生時の措置と原因調査)

土木工事の施工により事故が発生し、公衆に危害を及ぼした場合には、その起業者及び施工者は、直ちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに、速やかにその原因を調査し、類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。

第2章 作 業 場

第10 (作業場の区分)

1. 施工者は、土木工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために使用する区域 (以下「作業場」という。)を周知から明確に区分し、この区域以外の場所を使用してはならない。
2. 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を措置しなければならない。ただし、その工作物に代わる既設のへい、さく等があり、そのへい、さく等が境界を明らかにして、公衆が誤って立ち入ることを防止する目的にかなうものである場合には、そのへい、さく等をもって代えることができるものとする。

また、移動を伴う道路維持修繕工事、軽易な埋設工事等において、移動さく、道路標識、標示板、保安灯、セーフティコーン等で十分安全が確保される場合には、これをもって代えることができるものとする。

3. 前項のさく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、

特に風等により転倒しないよう十分安定したものでなければならない。

第11 (さくの規格, 寸法)

1. 固定さくの高さは1.2メートル以上とし、通行者（自動車等を含む。）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分に金網等で張り、見通しをよくするものとする。
2. 移動さくは、高さ0.8メートル以上1メートル以下、長さ1メートル以上1.5メートル以下で、支柱の上端に幅15センチメートル程度の横板を取り付けてあるものを標準とし、公衆の通行が禁止されていることが明らかにわかるものであって、かつ、容易に転倒しないものでなければならない。また、移動さくの高さが1メートル以上となる場合は、金網等を張り付けるものとする。

第12 (さくの彩色)

固定さくの袴部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色を交互に斜縞に彩色（反射処理）するものとし、彩色する各縞の幅は10センチメートル以上15センチメートル以下、水平との角度は45度を標準とする。ただし、袴及び横板の3分の2以下の部分に黄色又は白色で彩色した箇所を設け、この部分に工事名、起業者名、施工者名、公衆への注意事項等を記入することはさしつかえない。

第13 (移動さくの設置及び撤去方法)

1. 施工者は、移動さくを連続して設置する場合には、原則として移動さくの長さを超えるような間隔をあけてはならず、かつ、移動さく間には保安灯又はセーフティコーンを置き、作業場の範囲を明確にしなければならない。
2. 施工者は、移動さくを屈曲して設置する場合には、その部分は間隔をあけてはならない。また、交通流に体面する部分に移動さくを設置する場合は、原則としてすりつけ区間を、かつ、間隔をあけないようにしなければならない。
3. 施工者は、歩行者及び自転車が移動さくに沿って通行する部分の移動さくの設置に当たっては、移動さくの間隔をあけないようにし、又は移動さくの間安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。
4. 施工者は、移動さくの設置及び撤去に当たっては、交通の流れを妨げないように行わなければならない。

第14 (作業場への車両の出入)

施工者は、道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する背面から車両を出入りさせなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむ

を得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができる。この場合においては、交通誘導員を配置し、できるだけ一般車両の通行を優先するとともに公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。

第15 (作業場内の工事用車両の駐車)

施工者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。また、作業に使用する作動中の車両にあっては、やむを得ない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

第16 (作業場の出入口)

1. 施工者は、作業場の出入口には、原則として、引き戸式の扉を設け、作業に必要な限り、これを閉鎖しておくとともに、公衆の立入りを禁ずる標示板を掲げなければならない。ただし、車両の出入りが頻繁なときは扉を開放しておくことができるが、その間、必ず見張員を配置し、出入りを車両の誘導にあたらせなければならない。
2. 施工者は、作業場に入出入りする車両等が、道路構造物及び交通安全施設等に損傷を与えることのないよう注意しなければならない。損傷させた場合には、直ちに当該管理者に報告し、その指示により復旧しなければならない。

第3章 交通対策

第17 (道路標識等)

1. 起業者及び施工者は、道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて土木工事を施工する場合には、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討の上、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府・建設省令第3号)及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準(昭和37年建設省道発第372号)」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。
2. 施工者は工事用の諸施設を設置するに当たって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ0.8メートル以上2メートル以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

第18 (保安灯)

施工者は、道路上において又は道路に接して土木工事を夜間施工する場合に

は、道路上又は道路に接する部分に設置したさく等に沿って、高さ1メートル程度のもので夜間150メートル前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。

この場合、設置間隔は、交通流に体面する部分では2メートル程度、その他の道路に面する部分では4メートル以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置しなければならない。

第19 (遠方よりの工事箇所の確認)

1. 施工者は、交通量の特に多い道路上において土木工事を施工する場合には、遠方からでも工事箇所が確認でき、安全な走行が確保されるよう、保安施設を適切に設置しなければならない。このため、第17 (道路標識等) 及び第18 (保安灯) に規定する道路標識及び保安灯の設置に加えて、作業場合の交通流に体面する場所に工事中であることを示す標示板 (原則として内部照明式) を設置するものとする。

さらに、必要に応じて夜間200メートル前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色の注意灯を、当該標示板に近接した位置に設置しなければならない。

2. 前項の場合において、当該標示板等を設置する箇所に近接して、高い工事用構造物等があるときは、これに標示板等を設置することができる。

3. 施工者は、工事を予告する道路標識、標示板等を、工事箇所の前方50メートルから500メートルの間の路側又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設計土しなければならない。

第20 (作業場付近における交通の誘導)

施工者は、道路上において土木工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業場出入口等に必要に応じて交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、セイフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。なお、交通量の少ない道路にあっては、簡易自動信号機によって交通の誘導を行うことができる。

また、近接して他の工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全の確保を図らなければならない。

第21 (まわり道)

起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板等を設置し、

運転者又は通行者が容易にまわり道を通過し得るようにしなければならない。

第22 (車両交通のための路面維持)

1. 施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋め戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は履工を行う等の措置を講じなければならない。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

やむを得ない理由で段差が生じた場合は、5パーセント以内の勾配でするつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

2. 施工者は、道路敷において又は道路敷に接して工事を行う場合で、特に地下掘進工事を行うときは、路面の変状観測を行うものとし、必要に応じ、本章各項に規定する設置を講じなければならない。

第23 (車道幅員)

起業者及び施工者は、土木工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要がある場合において、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

一 制限した後の道路の車線が1車線となる場合にあっては、その車道幅員は3メートル以上とし、2車線となる場合にあっては、その車道幅員は5.5メートル以上とする。

二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互通行の用に供する場合においては、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置する。

第24 (歩行者対策)

起業者及び施工者は、第23 (車道幅員) に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅0.75メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境には第11 (さくの規格、寸法) から第13 (移動さくの設置及び撤去方法) までの規定に準じてすき間なく、さく等を設置する等歩行者道路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないような路面の凹凸をなくし、必要に応じて階段等を設けておかななければならない。

第25 (通路の排水)

施工者は、土木工事の施工に当たり、一般の交通の用に供する部分について、

雨天等の場合でも通行に支障がないよう、排水を良好にしておかなければならない。

第26 (高い構造物等及び危険箇所の照明)

1. 施工者は、道路上に又は道路に近接して杭打機その他の高い工事用機械類若しくは構造物を設置しておく場合又は工事のため一般の交通にとって危険が予想される箇所がある場合においては、それらを白色照明灯で照明し、それらの所在が容易に確認できるようにしなければならない。
2. 前項の場合において、照明装置は、その直射光が通行者の眼を眩惑しないようにしなければならない。

第27 (施設の維持等)

起業者及び施工者は、第2章及び本章の規定に基づいて必要な施設を設置したときは、それらの施設が十分に機能を発揮するよう維持するとともに、標示板等が、道路標識等の効果を妨げることのないよう注意しなければならない。

第4章 軌道等の保全

第28 (軌道経営者との事前協議)

起業者は、軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合には、あらかじめ軌道経営者と協議して、工事中における軌道の保全方法につき、次の各号に掲げる事項について決定しなければならない。

- 一 軌道経営者に委託する工事の範囲
- 二 工事中における軌条、架線等の支持方法
- 三 工事中における軌道車両の通行に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
- 四 軌道車両の通行のために必要な工事施工の順序及び方法並びに作業時間等に関する規制及び規制を実施するための具体的方法
- 五 工事中軌条、架線等の取りはずしを行う必要の有無及び必要ある場合の取りはずし方法、実施時間等
- 六 相互の連絡責任者及び連絡方法
- 七 その他、軌道保全に関し必要な事項
- 八 前各号の事項に関し、変更の必要が生じた場合の具体的措置

第29 (軌道施設等の仮移設等)

起業者は、土木工事に関して軌条、停留場、安全地帯等の軌道施設等の仮移

設等が必要となる場合においては、あらかじめ軌道経営者、道路管理者及び所轄警察署長と協議しなければならない。

第30（協議事項の周知及び遵守）

1. 起業者は、第28（軌道経営者との事前協議）及び第29（軌道施設等の仮移設等）の規定に基づく協議により決定された事項を、施工者に周知させなければならない。
2. 施工者は、第28（軌道経営者との事前協議）及び第29（軌道施設等の仮移設等）の規定に基づいて決定された事項を遵守し、疑問の生じた場合には、その事項について起業者に確認しなければならない。

第31（絶縁工）

起業者及び施工者は、軌道帰線から1メートル以内の箇所に、金属製の管路等を埋設する等の場合においては、軌道経営者の指示に従い絶縁工を施さなければならない。

第32（鉄道）

起業者は、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、鉄道経営者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道経営者と協議しなければならない。

第5章 埋設物

第33（保安上の事前措置）

起業者は、土木工事の設計に当たっては、工事現場、工事用の通路及び工事現場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示しなければならない。

第34（立会）

起業者は、埋設物の周辺で土木工事を施工する場合において、第33（保安上の事前措置）に規定する調査を行うに当たっては、原則として、各種埋設物の管理者に対し埋設物の種類、位置、（平面、深さ）等の確認のため、第36（埋設物の確認）の規定による立会を求めなければならない。ただし、各種埋設物の状況があらかじめ明らかである場合はこの限りではない。

第35 (保安上の措置)

1. 起業者又は起業者から埋設物の保安に必要な措置を行うよう明示を受けた施工者は、埋設物に近接して土木工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、工事施工の各段階における保安上の必要な措置、埋設物の実施区分等を決定するものとする。
2. 起業者が前項の規定により決定し、施工者に通知したときは、施工者は決定事項を厳守しなければならない。

第36 (埋設物の確認)

1. 起業者又は施工者は、起業者が予想される場所で土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物管理者等が保管する台帳に基づいて試掘等を行い、その埋設物種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。

なお、起業者又は施工者は、試掘によって埋設物を確認した場合においては、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって標示しておくものとする。

2. 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行い、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後処置しなければならない。

第37 (布掘り及びつぼ掘り)

施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿孔等を行う必要がある場合においては、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ2メートル程度まで試掘を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

第38 (露出した埋設物の保安維持等)

1. 施工者は、工事中埋設物が露出した場合においては、第35(保安上の措置)の規定に基づく協議により定められた方法によって、これらの埋設物を維持し、工事中の損傷及びこれによる公衆災害を防止するために万全を期するとともに、協議によって定められた保安上の措置の実施区分に従って、常に点検等を行わなければならない。

なお、露出した埋設物には、物件の各称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により、工事関係者等に対し注意を

喚起しなければならない。

2. 露出した埋設物がすでに破損していた場合においては、施工者は、直ちに起業者及びその埋設物の管理者に連絡し、修理等の措置を求めなければならない。
3. 施工者は、露出した埋設物が埋戻した後において破損するおそれのある場合には、起業者及び埋設物の管理者と協議の上、適切な措置を行うことを求め、工事終了後の事故防止について十分注意しなければならない。
4. 施工者は、第1項の規定に基づく点検等の措置を行う場合において、埋設物の位置が掘削床付け面より高い等通常の作業位置からの点検等が困難な場合には、あらかじめ起業者及びその埋設物管理者と協議の上、点検等のための通路を設置しなければならない。

ただし、作業のための通路が点検のための通路として十分利用可能な場合にはこの限りではない。

第39 (近接位置の掘削)

施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設等について、起業者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

第40 (火 気)

施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。

ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを検知器等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物の保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

第6章 土 留 工

第41 (土留工を必要とする掘削)

起業者又は施工者は、地盤を掘削する場合においては、掘削の深さ、掘削を行っている期間、当該工事区域の土質条件、地下水の状況、周辺地域の環境条件等を総合的に勘案して、土留工の型式を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。

この場合、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場

合を除き、掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、原則として、土留工を施すものとする。また、掘削深さが4メートルを超える場合、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合等重要な仮設工事においては、親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工を施さなければならない。

第42 (土質調査)

起業者は、重要な仮設工事を行う場合においては、既存の資料等により工事区域の土質状況を確認するとともに、必要な土質調査を行い、その結果に基づいて土留工の設計、施工方法等の検討等を行うものとする。

第43 (土留工の構造)

土留工の安定に関する設計計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に従い、施工期間中における降雨時による条件の悪化を考慮して行わなければならない。また、土留工の構造は、その計算結果を十分満足するものでなければならない。

第44 (杭、鋼矢板等の打設工程)

施工者は、道路において杭、鋼矢板等を打設するためこれに先行する布掘りを行う場合には、その布掘りの工程の範囲は、杭、鋼矢板等の打設作業の工程の範囲において必要最小限にとどめ、打設後は速やかに埋め戻し、念入りに締め固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げておかななければならない。

なお、杭、鋼矢板等の打設に際しては、周辺地域への環境対策についても配慮しなければならない。

第45 (鋼矢板等の適用)

起業者又は施工者は、掘削予定箇所の土質が軟弱で、地下水位が高い等好ましくない条件のもとで工事を行う場合においては、鋼矢板による土留工法又はこれと同等以上の安全性を有する土留工法を採用しなければならない。

第46 (杭、鋼矢板等の根入れ)

杭、鋼矢板等の根入れ長は、安定計算、支持力の計算、ボーリングの計算及びヒーピングの計算により決定するものとする。この場合、重要な仮設工事にあつては、原則として根入れ長は、杭の場合においては1.5メートル、鋼矢板等の場合においては3.0メートルを下回ってはならない。

第47 (軟弱地盤対策)

起業者又は施工者は、掘削基盤付近の地盤が沈下、移動又は隆起するおそれのある場合においては、土留壁の根入れ長の増加、底切りばりの設置、地盤改良等適切な措置を講じるとともに、工程及び工法についても安全が確保できる

ように配慮しなければならない。

第48 (親杭横矢板)

1. 重要な仮設工事に用いる親杭横矢板は、次の各号に掲げるところを標準とする。
 - 一 土留杭は、H - 300を最小部材とする。
 - 二 土留板は、所要の強度を有する木材で最小厚を3センチメートルとし、その両端が、4センチメートル以上（当該土留板の板厚が4センチメートルを超えるときには当該板厚以上）土留杭のフランジに係る長さを有するものとする。
2. 施工者は、土留板を掘削後速やかに掘削土壁との間にすき間のないようにはめ込まなければならない。また、土壁との間にすき間ができたときは裏込め、くさび等ですき間のないように固定しなければならない。

第49 (鋼矢板の寸法)

重要な仮設工事に用いる鋼矢板は、 型以上を標準とする。

第50 (腹おこし)

1. 施工者は、腹おこしの施工に当たっては、土留杭又は鋼矢板と十分密着するようにし、すき間を生じたときは、パッキング材等で土留からの荷重を均等に受けられるようにするとともに、受け金物、吊り下げワイヤー等によって支持し、振動その他により落下することのないようにしなければならない。
2. 重要な仮設工事にあつては、次の各号に掲げるところを標準とする。
 - 一 腹おこしは、H - 300を最小部材とし、継手間隔は6メートル以上とする。
 - 二 腹おこしの垂直間隔は、3メートル程度とし、土留杭は鋼矢板等の頂部から1メートル程度以内のところかに、第1段の腹おこしを施すものとする。

ただし、履工を要する部分にあつて受桁がある場合においては、第1段の腹おこしは、土留杭又は鋼矢板等の頂部から1メートルを超えるところに施すことを妨げない。

第51 (切りばり)

1. 施工者は、切りばりを施工するに当たっては、切りばりを腹おこしの間に接続し、ジャッキ等をもって堅固に締めつけるとともに、ゆるみ等を生じても落下することのないよう中間杭、ボルト等によって支持しなければならない。

2. 施工者は、切りばりに、腹おこしからくる土圧以外の荷重が加わるおそれがある場合、又は荷重をかける必要のある場合においては、それらの荷重に対して必要な補強措置を講じなければならない。
3. 施工者は、切りばりには、座屈のおそれがないよう十分な断面と剛性を有するものを使用しなければならない。
4. 施工者は、切りばりには、原則として継手を設けてはならない。ただし、掘削幅が大きい等やむを得ない場合においては、次の各号に掲げるところにより継手を設けることができるものとする。
 - 一 切りばりの継手は、十分安全な強度をもつ突合せ継手とし、座屈に対しては、水平継材、垂直継材又は中間杭で切りばり相互を緊結固定すること。
 - 二 中間杭を設ける場合は、中間杭相互にも水平連結材を取り付け、これに切りばりを緊結固定すること。
 - 三 一方切りばりに対して中間杭を設ける場合においては、中間杭の両側に腹おこしに準ずる水平連結材を緊結し、この連結材と腹おこしの間に切りばりを接続すること。
 - 四 二方向切りばりに対して中間杭を設ける場合には、切りばりの交点に中間杭を設置して、両方の切りばりを中間杭に緊結すること。
5. 重要な仮設工事に当たっては、次の各号に掲げるところを標準とする。
 - 一 切りばりは、H - 300を最小部材とする。
 - 二 切りばりは、水平間隔5メートル以下、垂直間隔3メートル程度にし、掘削に従って速やかに取り付けなければならない。

ただし、切りばりの設置間隔については、大規模な地下掘削工事等において、計算等によりその安全性が確認された場合はこの限りではない。

第52 (杭、鋼矢板等の変形等)

施工者は、打設した杭、鋼矢板等が不測の障害物等のために変形し又はつ貫入しなかった場合においては、所期の目的にかなうよう適宜補強しなければならない。

第53 (鋼矢板等の欠損部)

起業者及び施工者は、鋼矢板等連続性の土留壁が埋設物等のために欠損部を生じた場合においては、その土留壁と同等以上の安全性を有する補強工法を採用し、施工者は、欠損部が弱点となることのないよう慎重に施工しなければならない。

第54 (土留工の管理)

1. 施工者は、土留工を施してある間は常時点検を行い、土留用部材の変形、その緊結果部のゆるみなどの早期発見に努力し、事故防止に努めなければならない。

また、必要に応じて施工者は、測定計器を使用し、土留工に作用する荷重、変位等を測定し、安全を確認しながら施工しなければならない。

2. 施工者は、土留工を施してある間、必要がある場合は、定期的に地下水位、地盤沈下又は移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは埋設物の管理者等に連絡し、保全上の措置を講じるとともに、その旨を起業者その他関係者に通知しなければならない。

第7章 覆 工

第55 (設計荷重及び許容応力)

起業者及び施工者は、土木工事の施工区域又はこれに隣接した区域における路面覆工の設計に当たっては、当該設置場所の管理者が必要と認める設計荷重及び主要材料の許容応力度等を用いなければならない。

第56 (覆 工 板)

施工者は、覆工には、原則として、ずれ止めのついた鋼製又はコンクリート製覆工等を使用するものとする。

この場合、覆工した部分の換気に留意しなければならない。

第57 (覆工部の表面)

1. 施工者は、段差を生じないように覆工板を取り付けなければならない。やむを得ず段差が生じるときは、適切にすりつけを行わなければならない。
2. 施工者は、各覆工板の間にすき間を生じないように覆工板を取り付けなければならない。

第58 (取付け部)

施工者は、覆工部と道路部とが隣接する部分については、アスファルト・コンクリート等でそのすき間を充填するとともに、表面の取付けについては第22 (車両交通のための路面維持) の規定に準じて行わなければならない。

また、覆工部の端部は、路面の維持を十分行わなければならない。

第59 (小部分の短期間工事)

施工者は、布掘り、つば掘り等で極めて小部分を一昼夜程度の短期間で掘削

する場合においては、原則として埋戻しを行い、交通量に応じた仮復旧を行わなければならない。

なお、橋面等の小規模工事で、やむを得ず鉄板により覆工を行う場合は、鉄板の移動が生じないようにしなければならない。

第60 (滑 止 め)

施工者は、覆工板に剛製のものを使用する場合においては、滑止めのついたものでなければならない。

第61 (覆工板の取付け)

施工者は、覆工板の取付けに当たっては、通行車両によるはね上がりや車両の制動に伴う水平方向等の移動を生じないようにしなければならない。

第62 (覆工板の支承部)

受桁の覆工板支承部は、覆工板が破損しないよう十分支持面をとらなければならない。

第63 (覆工板の受桁)

1. 施工者は、覆工板の受桁は、原則として、鋼製のものを使用し、埋設物の吊桁を兼ねてはならない。
2. 前項の受桁は、所要の強度を有するとともに、活荷重による中央部のたわみは、原則として最大のスパンの400分の1以下で、かつ、2.5センチメートル以下としなければならない。
3. 施工者は、路面勾配がある場合は、荷重が正確に受桁に伝わる構造とし、また、受桁の転倒防止のための補強を行わなければならない。

第64 (覆工板の受桁の支承部)

1. 施工者は、覆工板の受桁を、その両端及び必要ある場合は、中間点において沈下及び移動のないよう堅固に固定しなければならない。
2. 前項の場合において、固定する部分の荷重を土留杭、鋼矢板、中間杭等で支持させようとするときは、その土留杭等の列の頂部に溝型鋼、山型鋼等を緊結し、その溝型鋼等に受桁を固定するものとする。土留杭が木又はコンクリート製ものである場合においては、桁の両端を地山の中に埋め込む等適切な方法を講じなければならない。
3. 前項の溝型鋼等は、土留杭、鋼矢板、中間杭等に緊結し、受桁からくる荷重をなるべく多数の土留杭等に分布するよう処置しなければならない。

第65 (覆工部の出入口)

1. 施工者は、覆工部の出入口を道路敷地内に設ける場合においては、原則と

して作業場内に設けることとし、やむを得ず作業場外に設ける場合には、歩行者等に迷惑を及ぼさない場所に設けなければならない。

2. 施工者は、地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル程度の堅固な囲いをし、確認し得るよう彩色、照明を施さなければならない。

この場合における彩色は、第12（さくの彩色）の規定に準ずるものとする。

3. 施工者は、前項の囲いの出入口の扉は、出入時以外は常に閉鎖しておかなければならない。

第66（資器材等の搬入）

1. 施工者は、資器材等の搬入等に当たり、覆工板の一部をはずす場合においては、必ずその周囲に移動さく等を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間にあつては照明を施さなければならない。
2. 施工者は、資器材等の搬入等の作業が終了したときは、速やかに覆工板を復元しなければならない。

第67（維持管理）

施工者は、覆工部については、保安要員を配置し、常時点検してその機能維持に万全を期するとともに、特に次の各号に注意しなければならない。

- 一 覆工板の摩耗、支承部における変形等による強度の低下に注意し、所要の強度を保つよう維持点検すること。
- 二 滑止め加工のはく離、滑止め突起の摩滅等による機能低下のないよう維持点検すること。
- 三 覆工板のはる上がりやゆるみによる騒音の発生、冬期の凍結及び振動による移動についても維持点検すること。
- 四 覆工板の損傷等による交換に備え、常に予備覆工板を資材置場等に用意しておくこと。

第8章 補助工法

第68（補助工法の採用）

起業者又は施工者は、事前調査の結果、掘削に際して地盤が不安定で施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合は、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を計らなければならない。

第69 (事前調査及び補助工法の選定)

1. 起業者又は施工者は、補助工法を用いる場合は、あらかじめ周辺地域の地盤構成、埋設物、地下水位、公共用水域、井戸、隣接地下構造ぶつについての事前調査を行わなければならない。
2. 起業者又は施工者は、補助工法の選定に当たっては、前項の事前調査の結果に基づき、施工条件、環境条件、安全性、工程等に留意し、適切な補助工法を選定しなければならない。

第70 (薬液注入工法)

1. 起業者及び施工者は、薬液注入工法を用いる場合においては、使用する薬液、薬液の保管、注入作業管理、排水等の処理、掘削土及び残材の処分方法、周辺の地下水、公共用水域等の水質の監視等について、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年建設省官技発第160号）」及び「薬液注入工事に係わる施工管理等について（平成2年技調発第118号）」の定めるところに従わなければならない。
2. 施工者は、注入圧力及び注入量を常時監視するとともに、周辺地域の地表面及び構造物の変状、地下水位及び水質の変化等を定期的に測定し、これらの異常の有無を監視しなければならない。

この場合において、異常が認められ、周辺に危害を及ぼすおそれが生じたときは、施工者は、直ちに注入を中止し、起業者と協議の上、その原因を調査し、保安上の措置を講じなければならない。

第71 (地下水位低下工法)

1. 起業者又は施工者は、地下水位低下工法を用いる場合は、地下水位、可能水位低下深度、水位低下による周辺の井戸及び公共水域等への影響並びに周辺地盤、構造物等の沈下に与える影響を十分検討、把握しなければならない。
2. 施工者は、地下水位低下工法の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分に行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。
3. 施工者は、揚水した地下水の処理については、周辺地域への迷惑とならないように注意しなければならない。

なお、排水の方法等については、第74 (排水の処理) の規定によらなければならない。

4. 施工者は、施工期間を通して、工事現場及び周辺地域の地下水位並びに地

表面、構造物等の変状を定期的に測定することにより、異常の有無を監視しなければならない。周辺に危害を及ぼすおそれが認められたときは、施工者は、起業者と協議し、直ちに原因の調査及び保全上の措置を講じた後に、より安全な工法の検討を行わなければならない。

第72 (地盤改良工法)

1. 施工者は、地盤改良工法を用いる場合において、土質改良添加剤の運搬・保管及び地盤への投入・混合に際しては、周辺への飛散、流出等により周辺環境を損なうことのないよう留意しなければならない。
2. 施工者は、危険物に指定される土質改良添加剤を用いる場合においては、消防法等の定めるところに従ってこれを取扱い、公衆へ迷惑を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
3. 施工者は、施工中においては、近接地盤の隆起や側方変位を測定しなければならない。周辺に危害を及ぼすような地盤の変状が認められた場合は作業を中止し、施工者は、起業者と協議の上、原因の調査及び保全上の措置を講じなければならない。

第9章 湧水等の処理

第73 (湧水及び漏水)

起業者及び施工者は、掘削箇所内に多量の湧水又は漏水、土砂の流出、地盤のゆるみ等により、周辺への影響が生じるおそれのある場合には、その箇所に第8章に規定する薬液注入工法を採用し、安全の確保に努めなければならない。

第74 (排水の処理)

施工者は、掘削工事を行うに当たっては、必要に応じて掘削箇所内に排水溝を設けなければならない。特に河川あるいは下水道に排水する際には、水質の調査を行った後、排水するものとし、事前に、河川法、下水道等に排水する際には、水質の調査を行った後、排水するものとし、事前に、河川法、下水道法等の規定に基づき、当該管理者に届出を提出し、あるいは許可を受けなければならない。

なお、土粒子を含む水くみ上げに当たっては、少なくとも、沈砂・ろ過施設等を経て排水しなければならない。

第10章 建設副産物の処理

第75 (建設副産物の処理)

建設副産物の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建発第3号）」を遵守して行わなければならない。

第11章 埋 戻 し

第76 (杭，鋼矢板等の措置)

施工者は、埋戻しに際して、杭，鋼矢板等については撤去することを原則とし、これらを撤去することが不適切又は不可能な場合においては、当該杭，鋼矢板等の上端は、打設定場所の当該管理者により指示され又は協議により決定された位置で切断撤去を行わなければならない。また、埋戻しに先立って路面覆工の受け杭などを切断処理する場合には、その処理方法を関係管理者と協議の上施工しなければならない。

なお、残置物については、その記録を整備し、関係管理者に提出しなければならない。

第77 (切りばり，腹おこしの措置)

施工者は、切りばり，腹おこし，グラウンドアンカー等の土留め用の支保工の撤去に当たっては、周辺の地盤をゆるめ、地盤沈下の原因とならないよう十分検討しなければならない。

また、支保工の解体は原則として、解体しようとする支保工部材の下端まで埋戻しが完了した後行わなければならない。

なお、残置物については、あらかじめ関係管理者と協議し、その記録を整備し、関係管理者に提出しなければならない。

第78 (掘削箇所内の点検)

施工者は、埋戻しに先立ち、必要に応じて埋設物管理者の立会を求め、掘削箇所内を十分点検し、不良埋設物の修理、埋設物支持の確認、水みちの制止等を十分に行わなければならない。特に、地下水位が高く、感潮する箇所においては、その影響を十分考慮し、起業者と協議の上、措置しなければならない。

第79 (一般部の埋戻し方法)

施工者は、道路敷における埋戻しに当たっては、道路管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、指定された土砂を用いて、原則として、厚さ30センチメー

トル、路床部にあつては厚さ20センチメートルを越えない層ごとに十分締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないようにし、道路敷以外における埋戻しに当たっては、当該土地の管理者の承諾を得て、良質の土砂を用い、原則として、厚さ30センチメートル以下の層ごとに十分締め固めを行わなければならない。

ただし、施工上やむを得ない場合には、道路管理者又は当該土地の管理者の承諾を受け、他の締め固め方法を用いることができる。

第80（杭、鋼矢板引き箇所）の埋戻し方法）

施工者は、杭、鋼矢板等の引抜き箇所の埋戻しに当たっては、地盤沈下を引き起こさない、水締め等の方法により、十分注意して施工しなければならない。なお、民地家屋近接部、埋設物近接部など地盤沈下による影響が大きいと判断される場合には、起業者及び関係管理者と協議を行い、貧配合モルタル注入等の地盤沈下防止措置を講じなければならない。

第81（埋設物周りの埋戻し方法）

施工者は、埋設物周りの埋戻しに当たっては、関係管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、良質な砂等を用いて、十分締め固めなければならない。また、埋設物に偏圧や損傷等を与えないように施工しなければならない。

また、埋設物が輻輳する等により、締め固めが十分できない場合には、施工者は、起業者及び関係管理者と協議を行い、エアモルタル充填等の措置を講じなければならない。

第82（構造物等の周囲の埋戻し方法）

施工者は、構造物等の周囲の埋戻しに当たり、締め固め機械の使用が困難なときは、関係管理者の承諾を受け、又はその指示に従い、良質な砂等を用いて水締め等の方法により埋め戻さなければならない。

また、民地近接部、埋設物近接部など土留壁の変形による地盤沈下の影響が予想される場所については、起業者及び関係管理者と協議の上、貧配合モルタル注入、貧配合コンクリート打設等に設置を講じなければならない。

第12章 機械・電気

第83（機 械）

1. 起業者又は施工者は、建設機械の選定に当たっては、騒音、振動等について地域・環境対策に十分配慮しなければならない。

また、機械の能力は、特に公衆災害の防止の見地に立って、安全に作業が

できるよう、工事の規模、機械の設置位置等に見合ったものとしなければならない。

2. 施工者は、建設機械を、原則として主たる用途以外の用途に使用してはならない。

第84 (掘削土搬出施設)

1. 施工者は、道路上又は道路に近接して掘削土搬出用の施設を設ける場合においては、その垂直投影面は、原則として、作業場内になければならない。
2. 施工者は、掘削土搬出用施設にステージがある場合においては当該ステージを、厚さが3センチメートル以上の板又はこれと同等以上の強度を有する材料ですき間のないように張り、また作業場の周囲から水平距離1.5メートル以内にあるステージについては、その周辺をステージの床から高さ1.2メートル以上のところまで囲わなければならない。
3. 施工者は、掘削地搬出用施設が家屋に近接してある場合においては、その家屋に面する部分を、塵埃及び騒音の防止等のため、遮へいしなければならない。

第85 (杭打機等の選定)

起業者又は施工者は、支柱等のある杭打機、クレーン等の機械類を選定するに際しては、自立できるもので、安全な作業ができる能力の機種を選定しなければならない。

また、この場合において施工者は、次に際し、あらかじめ公衆災害防止に係わる安全な作業手順を定め、工事関係者に周知させなければならない。

第86 (組立て及び解体)

施工者は、第85 (杭打機等の選定) に規定する機械類の組立て及び解体に当たっては、機械の使用法に精通した者の直後の指揮により、定められた手順を厳守して行わなければならない。

第87 (機械類の使用及び移動)

1. 施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。
2. 施工者は、機械類を使用する場合においては、その作動する範囲は原則として作業場の外へ出してはならない。
3. 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを

得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

第89 (休 止)

1. 施工者は、可動式の機械類を休止させておく場合においては、傾斜のない堅固な地盤の上に置くとともに、運転者が当然行うべき措置を講じさせるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 ブームを有する機械類については、そのブームを最も安定した位置に固定するとともに、そのブームに自動以外の荷重がかからないようにすること。
 - 二 ウインチ等のワイヤー、フック等の吊り下げ部分については、それらの吊り下げ部分を固定し、ワイヤーに適度の張りをもたせておくこと。
 - 三 ブルドーザー等の排土板等については、地面又は堅固な台上に定着させておくこと。
 - 四 車輪又は履帯を有する機械類については、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めなければならない。
2. 施工者は、傾斜のない地盤が得られない場所で車輪又は履帯を有する機械類休止させる場合においては、機械が左右方向に傾斜しないようにするとともに、動き出すおそれのある方向と逆の方向へ駆動する最低速度段の変速ギヤーを入れ、クラッチをつなぎ、歯止め等を適切な箇所に施し、逸走防止に努めなければならない。
3. 施工者は、機械類を操作している者が一時所定の位置を離れる場合においては、原動機を止め、又は電源を切り、制動をかける等事故の防止に必要な措置を講じ、かつ、起動用の鍵を取りはずして保管しておかなければならない。

第90 (機械の能力)

1. 施工者は、機械類を使用する場合においては、それらの機械類の能力を十分に把握・理解し、その他を超えて使用してはならない。
2. 施工者は、使用する方向又は角度によって能力の変化する機械類を使用する場合においては、それらの機械類の能力の変化について十分配慮し、その能力の変化を運転席の見やすい箇所に表示しておかなければならない。
3. 施工者は、過度に高い杭打機等又は過度に長いクレーン等のブームを使用しないように努めなければならない。

第91 (安全装置)

施工者は、機械類の安全装置が、その機能を十分発揮できるように常に整備しておかなければならない。

第92 (仮設電気設備)

1. 起業者及び施工者は、仮設電気設備を設けるときは、「電気設備技術基準(昭和40年通商産業省令第61号)」等の規定を遵守しなければならない。
2. 施工者は、仮設電気設備の維持管理に当たっては、保安責任者を定め、巡視点検を行わなければならない。

第93 (鍵及び開閉器等の管理)

1. 施工者は、機械類の起動に必要な鍵を、常にそれらの機械類の管理責任者に保管させなければならない。
2. 施工者は、機械類の動力として電力を使用する場合には、その開閉器等を施錠できる箱の中に収め、また、これらを路上又は電柱等に取り付ける場合においては、人の通行の妨げ又は通行者に危険を及ぼすことのない位置に設置しなければならない。鍵は、前項と同様、それらの機械類の管理責任者に保管させなければならない。

第94 (機械類の点検)

1. 施工者は、機械類の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。
2. 施工者は、機械類の運転等が、法に定められた資格を有する者で指名を受けたものにより、定められた手順に従って行われているかどうかについて、作業場等の巡視を行わなければならない。

第13章 地下掘進工事

第95 (施工環境と地盤条件の調査)

1. 起業者は地下掘進工事の計画に当たっては、土質並びに地上及び地下において隣接する施設並びに埋設物の諸施設を調査し、周辺の環境保全及び自然条件を考慮した設計としなければならない。
2. 施工者は、地下掘進工事の施工に際し、計画線形に基づき、その施工場所の土質構成及び地上・地下における隣接構造物や埋設物の位置、規模等、工事にかかわる諸条件を正確に把握し、これらの施設や埋設物に損傷を与えることのないよう現場に最も適応した施工計画をたて、工事中の周辺環境及び自

然条件を把握し、安全に施工するよう努めなければならない。

第96 (作業基準)

1. 起業者は、作業基準の選定に当たっては、近接の居住地域の環境、周辺道路の交通状況等を勘案の上、計画しなければならない。
2. 施工者は、作業基地の使用に当たり、掘進に必要となる仮設備を有効かつ効率よく配置し、公害防止に配慮した安全な作業基地となるよう計画しなければならない。

第97 (掘進)

施工者は、掘進作業に当たり、隣接施設や埋設物に支障を与えないようにするとともに、地表面には、不陸を生じさせないように注意して施工しなければならない。

第98 (掘進中の観測)

施工者は、掘進に当たり、周辺の地表面、隣接施設等に変状をきたすことのないよう一定期間、定期的に観測を行い、必要に応じ適切な対策を講じさせなければならない。

第14章 高所作業

第99 (仮囲い)

1. 施工者は、地上4メートル以上の高さを有する構造物を建設する場合には、工事期間中作業場の周囲にその地盤面（その地盤面が作業場の周辺の地盤面より低い場合においては、作業周辺の地盤面）から高さ1.8メートル以上の仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は作業場の周辺の状況若しくは工事状況により危害防止支障がない場合においてはこの限りではない。
2. 前項の場合において、仮囲いを設けることにより交通に支障をきたす等のおそれがあるときは、金網等透視し得るものを用いた仮囲いにしなければならない。
3. 施工者は、高架橋、橋梁上部工、特殊壁構造等の工事で仮囲いを設置することが不可能な場合は、第101（落下物に対する防護）の規定により落下物が公衆に危害を及ぼさないように安全な防護施設を設けなければならない。

第100 (材料の集積等)

施工者は、高所作業において必要な材料等については、原則として、地面上

に集積しなければならない。ただし、やむを得ず既設の構造物等の上に集積する場合においては、置場を設置するとともに、次の各号の定めるところによるものとする。

- 一 既設構造物の端から原則として2メートル以内のところには集積しないこと。
- 二 既設構造物が許容する荷重を超えた材料等を集積しないこと。
また、床面からの積み高さは2メートル未満とすること。
- 三 材料等は安定した状態で置き、長ものの立て掛け等は行わないこと。
- 四 風等で動かされる可能性のある型枠等々は、既設構造物の堅固な部分に縛りつける等の措置を講ずること。
- 五 転がるおそれのあるものは、まとめて縛る等の措置を講ずること。
- 六 ボルト、ナット等細かい材料は、必ず袋等に入れて集積すること。

第101（落下物に対する防護）

施工者は、地上4メートル以上の場所で作業する場合において、作業する場所からふ角度75度以上のところに一般の交通その他の用に供せられている場所があるときは、作業する場所の周囲その他災害防止上必要な部分を仮材等をもって履う等落下物による危害を防止するための必要な施設を設けなければならない。

なお、地上4メートル以下の場所で作業する場合においても危害を生じるおそれがあるときは、必要な施設を設けなければならない。

第102（道路の上方空間の安全確保）

1. 施工者は、第101（落下物に対する防護）の規定による施設を道路の上空に設ける場合においては、地上から「道路構造令（昭和45年政令第320号）」第12条に定める高さを確保しなければならない。
2. 前項の規定によりがたい場合には、道路管理者及び所轄警察所長の許可を受け、その指示によって必要な標識等を掲げなければならない。
また、当該標識等を夜間も引き続いて設置しておく場合は、通行車両から視認できるよう適切な照明等を施さなければならない。
3. 施工者は、歩道及び自転車道に設ける工作物については、路面から高さ2.5メートル以上を確保し、雨水や工事用の油類、塵埃等の落下を防ぐ構造としなければならない。

第103（道路の上空における橋梁架設等の作業）

施工者は、共用中の道路上空において橋梁架設等の作業を行う場合には、そ

の交通対策について、第3章各項目に従って実施しなければならない。特に、橋桁の降下作業等を行う場合の交通対策については、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、又は協議により必要な措置を講じなければならない。

また、作業に当たっては、当該工法に最も適した使用機材の選定、作業中における橋桁等の安定性の確認等について綿密な作業の計画を立てた上で工事を行わなければならない。

第15章 型枠支保工，足場等

第104 (荷 重)

1. 施工者は、本工事に必要な型枠支保工，足場等の仮設構造物の計画及び設計に当たっては、工事施工中それらのものに作用する荷重により生ずる応力を詳細に検討し、工事の各段階において生ずる種々の荷重に耐え得るものとしなければならない。
2. 施工者は、理論上は鉛直荷重のみが予想される場合にあっても、鉛直荷重の5パーセントの水平力に対して十分耐え得る仮設構造物としなければならない。
3. 施工者は、養生シート等を張る足場にあつては、特に風圧に対して十分検討を加え、安全な構造にして取り付けなければならない。

第105 (図 面)

施工者は、仮設構造物の組立てに当たっては、あらかじめ組立図（姿図含む）を作成し、各部材の寸法、継手の構造等を明らかにしておかななければならない。

第106 (接 続 部)

施工者は、仮設構造物の部材の接続部においては、一般の断面に比べて弱点にならないよう入念に施工し、特に圧縮応力を受ける部材については、全断面が有効に作用して偏心荷重を生じないように注意しなければならない。

第107 (交 差 部 等)

施工者は、組立て部材の交差部，支承部等においては、部材の変形，たわみ等によってはずれることのないように緊結しておかななければならない。

第108 (支承部の接触面)

1. 施工者は、鋼材の梁を使用し、その端を他の鋼材の上で支える場合、その接触面の長さは、その梁の支間長の100分の1以上の長さとし、5センチメートル以下であつてはならない。ただし、支間が20メートルを超える場合にお

いては、20センチメートルに止めることができる。

2. 前項の場合において、受材の幅がせまいため、同項の接触面を取り得ないときは、その受材の全幅で支持させなければならない。
3. 前2項の場合において、支承面に座屈を生じるおそれのないよう十分注意しなければならない。
4. 施工者は、仮設物の支承部については、移動等の変化を発見しやすくするため目印を付し、巡回時には点検をしなければならない。

第16章 火災及び酸素欠乏症の防止

第109 (消火栓等)

施工者は、作業場及びその周辺に消火栓、公衆電話等がある場合においては、それらの施設の管理者の指示に従い、一般の使用に支障がないよう措置しておかなければならない。

第110 (防火)

1. 施工者は、工事のための火気を使用する必要がある場合においては、あらかじめ所轄消防署に連絡し、必要に応じて、消防法による届出又は許可申請等の手続きをしなければならない。
2. 施工者は、火気を使用する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 火気の使用は、工事の目的に直接必要な最小限度に止め、工事以外の目的のために使用しようとする場合には、あらかじめ火災のおそれのない箇所を指定し、その場所以外では使用しないこと。
 - 二 火気を使用する場所には、防火対象物の消火に見合った消火器及び簡易消火用具を準備しておくこと。
 - 三 火のつきやすいものの近くで使用しないこと。
 - 四 溶接、切断等で火花がとび散るおそれのある場合においては、必要に応じて監視人を配置するとともに、火花のとび散る範囲を限定するための措置を講ずること。

第111 (酸素欠乏症の防止)

起業者又は施工者は、地下掘削工事において、上層に不透水層を含む砂層若しくは含水、湧水が少ない砂れき層又は第一鉄塩類、第一マンガン塩類等還元作用のある物質を含んでいる地層に接して潜函下法、圧気シールド工法等の圧

気工法を用いる場合においては、次の各号に掲げる措置等を講じて、酸素欠乏症の防止に努めなければならない。また、起業者は、次の各号について施工者に周知徹底し、施工者においては、関係法令とともに、これを遵守しなければならない。

- 一 圧気に際しては、できるだけ低い気圧を用いること。
- 二 工事二近接する地域において、空気の漏出するおそれのある建物の井戸、地下室等について、空気の漏出の有無、その程度及び空気中の酸素の濃度を定期的に測定すること。
- 三 調査の結果、酸素欠乏の空気が他の場所に流出していると認められたときは、関係行政機関及び影響を及ぼすおそれのある建物の管理者に報告し、関係者にその旨を周知させるとともに、事故防止のための必要な措置を講ずること。
- 四 前2号の調査及び作業に当たっては、作業員及び関係者の酸素欠乏症の防止について十分配慮すること。

第17章 そ の 他

第112 (整理 整頓)

施工者は、作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周知に迷惑の及ぶことのないよう注意しなければならない。特に、民地等に隣接した作業場においては、機械、材料等の仮置には十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない。

第113 (環境 保全)

起業者及び施工者は、公衆災害を防止するため、作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努めなければならない。

第114 (巡 視)

1. 施工者は、工事作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めなければならない。
2. 施工者は、安全巡視に当たっては、十分な経験を有する技術者、関係法規に精通している者等安全巡視に十分な知識のある者を選任しなければならない。

6 . 建設副産物適正処理推進要綱

建設省経建発第333号
平成10年12月1日
建設省事務次官通達

6

第1章	総 則	315
第2章	関係者の責務と役割	318
第3章	計画の作成等	320
第4章	建設発生土	327
第5章	建設廃棄物	328
第6章	建設廃棄物ごとの留意事項	331

建設副産物適正処理推進要綱

平成14年5月30日改正

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (4) 「建設資材」とは、土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に使用する資材をいう。
- (5) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

- (7) 「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。
 - 二 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること。
- (8) 「再生利用」とは、建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9) 「熱回収」とは、建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (10) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
- 一 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - 二 建設廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (13) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「建設リサイクル法施行令」という。）で定められた以下のものをいう。
- 一 コンクリート
 - 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - 三 木材
 - 四 アスファルト・コンクリート
- (14) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (15) 「指定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。
- 木材が廃棄物となったもの
- (16) 「対象建設工事」とは、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設

リサイクル法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。

- (17) 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用・再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (18) 「再生資源利用計画」とは、建設資材を搬入する建設工事において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成12年法律第113号。以下「資源有効利用促進法」という。）に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (19) 「再生資源利用促進計画」とは、資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (20) 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- (21) 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (22) 「下請負人」とは、建設工事を他のものから請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (23) 「自主施工者」とは、建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (24) 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者であって、元請業者、下請負人及び自主施工者をいう。
- (25) 「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (26) 「解体工事業者」とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。
- (27) 「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用を行うこと。

また、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収を行うこと。

- (4) その他の建設副産物についても、再使用がされないものは再生利用に努め、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。
- (5) 建設副産物のうち、前3号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第2章 関係者の責務と役割

第5 発注者の責務と役割

- (1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関する明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

- (2) また、公共工事の発注者にとっては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

第6 元請業者及び自主施工者の責務と役割

- (1) 元請業者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制す

るよう努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

自主施工者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等の工夫、施工技術の開発等により、建設副産物の発生を抑制するよう努めるとともに、分別解体等の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

- (2) 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。

自主施工者は、分別解体等を適正に実施するよう努めなければならない。

- (3) 元請業者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

- (4) 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第7 下請負人の責務と役割

下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

第8 その他の関係者の責務と役割

- (1) 建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しないよう努めること等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が容易となる

よう努めなければならない。

建設資材の販売又は運搬に携わる者は建設副産物対策に取り組むよう努めなければならない。

- (2) 建築物等の設計に携わる者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

- (3) 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分をしなければならない。

第3章 計画の作成等

第9 工事全体の手順

対象建設工事は、以下のような手順で実施しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事については、五の事前届出は不要であるが、それ以外の事項については実施に努めなければならない。

一 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行う。

二 分別解体等の計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、事前調査に基づき、分別解体等の計画を作成する。

三 発注者への説明

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。

四 発注及び契約

建設工事の発注者及び元請業者は、工事の契約に際して、建設業法で定

められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

五 事前届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出る。

六 下請負人への告知

受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、その者に対し、その工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げる。

七 下請契約

建設工事の下請契約の当事者は、工事の契約に際して、建設業法で定められたもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付する。

八 施工計画の作成

元請業者は、施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等を作成する。

九 工事着手前に講じる措置の実施

施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出の確認、付着物の除去等の措置を講じる。

十 工事の施工

施工者は、分別解体等の計画に基づいて、次のような手順で分別解体等を実施する。

建築物の解体工事においては、建築設備及び内装材等の取り外し、屋根ふき材の取り外し、外装材及び上部構造部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

建築物以外のものの解体工事においては、さく等の工作物に付属する物の取り外し、工作物の本体部分の取り壊し、基礎及び基礎ぐいの取り壊しの順に実施。

新築工事等においては、建設資材廃棄物を分別しつつ工事を実施。

十一 再資源化等の実施

元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行うとともに、その他の廃棄物についても、可能な限り再資源化等に努め、再資源化等が困難なものは適正に処分を行う。

十二 発注者への完了報告

元請業者は、再資源化等が完了した旨を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

第10 事前調査の実施

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事の実施に当たっては、施工に先立ち、以下の調査を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工に先立ち、以下の調査の実施に努めなければならない。

- 一 工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査
- 二 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査
- 三 工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査
- 四 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査
- 五 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査
- 六 その他対象建築物等に関する調査

第11 元請業者による分別解体等の計画の作成

(1) 計画の作成

建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者及び自主施工者は、対象建設工事においては、第10の事前調査の結果に基づき、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、建設副産物の発生の抑制並び

に建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成するよう努めなければならない。

分別解体等の計画においては、以下のそれぞれの工事の種類に応じて、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「分別解体等省令」という。）第2条第2項で定められた様式第一号別表に掲げる事項のうち分別解体等の計画に関する以下の事項を記載しなければならない。

建築物に係る解体工事である場合（別表1）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由
- 四 対象建築物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）である場合（別表2）

- 一 事前調査の結果
- 二 工事着手前に実施する措置の内容
- 三 工事の工程ごとの作業内容
- 四 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象建築物の部分
- 五 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）である場合（別表3）

解体工事においては、

- 一 工事の種類
- 二 事前調査の結果
- 三 工事着手前に実施する措置の内容
- 四 工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が省令で定められた順序により難しい場合にあってはその理由

五 対象工作物に用いられた特定建設資材に係る特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる対象工作物の部分

六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項
新築工事等においては、

一 工事の種類

二 事前調査の結果

三 工事着手前に実施する措置の内容

四 工事の工程ごとの作業内容

五 工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに工事の施工において特定建設資材が使用される対象工作物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる対象工作物の部分

六 その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置に関する事項

(2) 発注者への説明

対象建設工事を発注しようとする者から直接受注しようとする者は、発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、これに準じて行うよう努めなければならない。

一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造

二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類

三 工事着手の時期及び工程の概要

四 分別解体等の計画

五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

(3) 公共工事発注者による指導

公共工事の発注者にあつては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

第12 工事の発注及び契約

(1) 発注者による条件明示等

発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない

(2) 契約書面の記載事項

対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたもののほか、以下の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

また、対象建設工事以外の工事においても、請負契約（下請契約を含む。）の当事者は、工事の契約において、建設業法で定められたものについて書面に記載するとともに、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。また、上記の一から四の事項についても、書面に記載するよう努めなければならない。

(3) 解体工事の下請契約と建設廃棄物の処理委託契約

元請業者は、解体工事を請け負わせ、建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

第13 工事着手前に行うべき事項

(1) 発注者又は自主施工者による届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について、別記様式（分別解体等省令第2条第2項で定められた様式第一号）による届出書により都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に届け出なければならない。

国の機関又は地方公共団体が上記の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長にその旨を通知しなければならない。

(2) 受注者からその下請負人への告知

対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者から都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市区町村長に対して届け出られた事項を告げなければならない。

(3) 元請業者による施工計画の作成

元請業者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を

作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めなければならない。

自主施工者は、建設副産物の発生の抑制が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画の作成に努めなければならない。

(4) 事前措置

対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事の施工者も、作業場所及び搬出経路の確保に努めなければならない。

発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない。

第14 工事現場の管理体制

(1) 建設業者の主任技術者等の設置

建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）で定められた基準に適合する者（以下「主任技術者等」という。）を置かなければならない。

(2) 解体工事業者の技術管理者の設置

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年国土交通省令第92号。以下「解体工事業登録省令」という。）で定められた基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。

(3) 公共工事の発注者にあつては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

(4) 標識の掲示

建設業者及び解体工事業者は、その店舗または営業所及び工事現場ごとに、建設業法施行規則及び解体工事業登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

(5) 帳簿の記載

建設業者及び解体工事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に

関する事項で建設業法施行規則及び解体工事業者登録省令で定められたものを記載し、これを保存しなければならない。

第15 工事完了後に行うべき事項

(1) 完了報告

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

また、対象建設工事以外においても、元請業者は、上記の一から三の事項を発注者へ書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(2) 記録の保管

元請業者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

第4章 建設発生土

第16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) 搬出の抑制

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整・ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第17 工事現場等における分別及び保管

元請業者及び自主施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設

発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第18 運 搬

元請業者及び自主施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (3) 海上運搬をする場合は、周辺海域の利用状況等を考慮して適切に経路を設定するとともに、運搬中は環境保全に必要な措置を講じること。

第19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

第5章 建設廃棄物

第20 分別解体等の実施

対象建設工事の施工者は、以下の事項を行わなければならない。

また、対象建設工事以外の工事においても、施工者は以下の事項を行うよう努めなければならない。

(1) 事前措置の実施

分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その

他の措置を講じること。

(2) 分別解体等の実施

正当な理由がある場合を除き、以下に示す特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行うこと。

建築物の解体工事の場合

- 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
- 二 屋根ふき材の取り外し
- 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。

工作物の解体工事の場合

- 一 さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- 二 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- 三 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

ただし、工作物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りでない。

新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること。

(3) 元請業者及び下請負人は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- 二 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。
- 三 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
- 四 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別に努めること。
- 五 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘

案の上、破砕等を行い、分別すること。

- (4) 自主施工者は、解体工事及び新築工事等において、以下の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。
- 一 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
 - 二 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること。
 - 三 特別管理一般廃棄物の分別を行うとともに、再資源化できる一般廃棄物の分別に努めること。
- (5) 現場保管

施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

第21 排出の抑制

発注者、元請業者及び下請負人は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

自主施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うよう努めるとともに、現場内での再使用を図り、建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

第22 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- (3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

第23 運搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、

振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。

- (3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第24 再資源化等の実施

- (1) 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。

また、対象建設工事で生じたその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。

なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）で定められた距離（50km）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

- (2) 元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物については、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用に努めなければならない。

第25 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第6章 建設廃棄物ごとの留意事項

第26 コンクリート塊

- (1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊を破碎することなどにより、再生骨材、路盤材等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたコンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第27 アスファルト・コンクリート塊

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊を、破碎することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破碎、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化をしなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別されたアスファルト・コンクリート塊について、(1)のような再資源化に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第28 建設発生木材

(1) 対象建設工事

元請業者は、分別された建設発生木材を、チップ化することなどにより、木質ボード、堆肥等の原材料として再資源化をしなければならない。また、原材料として再資源化を行うことが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第24(1)に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 対象建設工事以外の工事

元請業者は、分別された建設発生木材について、(1)のような再資源化等に努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(3) 使用済み型枠の再使用

施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。

元請業者は、再使用できない使用済み型枠については、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。

(4) 伐採木・伐根等の取扱い

元請業者は、工事現場から発生する伐採木、伐根等は、再資源化等に努め

るとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(5) CCA処理木材の適正処理

元請業者は、CCA処理木材について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。

第29 建設汚泥

(1) 再資源化等及び利用の推進

元請業者は、建設汚泥の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する再生利用環境大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(2) 流出等の災害の防止

施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第30 廃プラスチック類

元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。また、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減をするよう努めなければならない。

発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

第31 廃石膏ボード等

元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃ALC板等の再資源化等に努めなければならない。再資源化に当たっては、広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。また、発注者及び施工者は、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

特に、廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。

ない。また、石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

第32 混合廃棄物

- (1) 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。
- (2) 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しやく減量を5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第33 特別管理産業廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、分別解体等の適正な実施を確保するため、事前に除去等の措置を講じなければならない。
- (2) 元請業者は、飛散性アスベスト、PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

第34 特殊な廃棄物

- (1) 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。
- (2) 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

(参考) 建設副産物の定義

参照：国土交通省リサイクルホームページより

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/genjo/teigi.htm>

建設副産物とは

1) 建設副産物

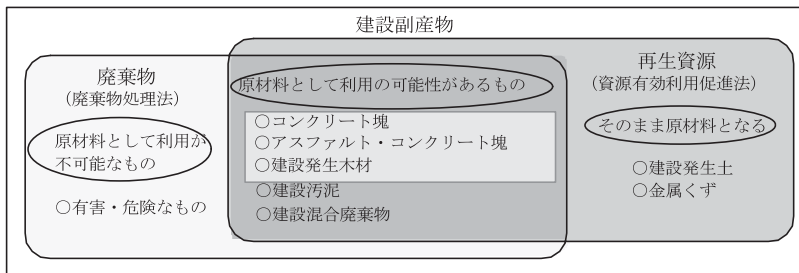
「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

2) 建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。

建設発生土には(1)土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準じるもの、(2)港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂（浚渫土）、その他これに類する者がある。

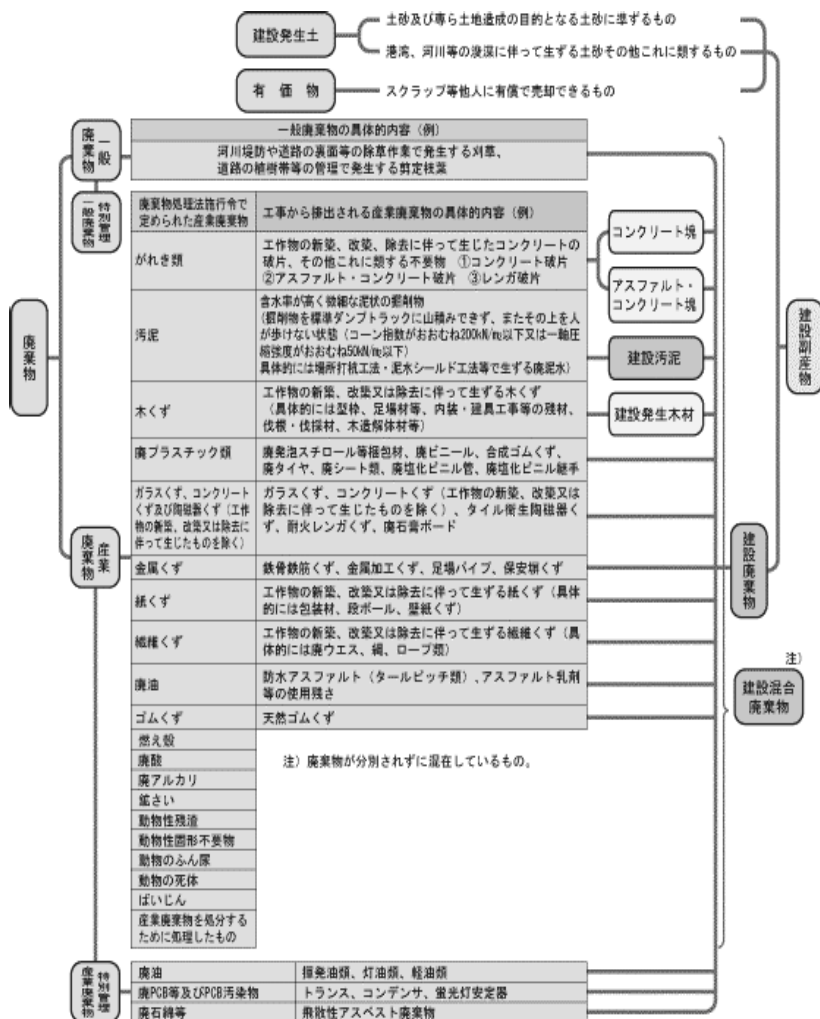
一方、建設工事において発生する建設汚泥は、廃棄物処理法に該当する。



■ は、建設リサイクル法により、リサイクル等が義務づけられたもの

3) 建設廃棄物とは

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物の両者を含む概念である。



7. 建設リサイクルガイドライン

平成20年6月25日 20土検第555号
土木部各課長, 土木部各公所長あて 技術管理課長通知

建設リサイクルガイドライン

平成20年6月25日改正

目的

このガイドラインは、建設副産物対策の3つの柱である「発生の抑制」「再利用の促進」「再資源化」を一層推進し、別表に定める目標値を達成するために策定されたもので、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画から設計、積算、完了の各段階における実施状況を把握し、工事に関係する各人がチェックを行い認識を深めることによって、リサイクルの尚一層の徹底に向けた検討や調整を行うための具体的な実施事項を定めたものです。

対象事業

福島県土木部が発注する全ての事業（受託事業を含む）を対象とする。

実施事項

1. リサイクル計画書等の取りまとめ

目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関（以下「対象機関」という）は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

(1) リサイクル計画書（様式3，様式4，様式5）

1) 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

2) 作成時期及び作成者

設計業務 {概略設計，予備設計（営繕工事では基本設計），詳細設計（同実施設計）} の実施時点（様式3，様式4）

・業務成果として、共通仕様書に基づき設計者（設計業務の受注者等）が作成する。（土木関係においては設計業務委託共通仕様書第1115条の4，建築関係においては、建築・設備設計業務委託共通仕様書第17条の5による）

工事仕様書案（積算段階）の作成時点（様式5）

対象機関の当該工事の積算担当者が詳細設計（営繕工事では実施設

7. 建設リサイクルガイドライン

計) 時点で作成したリサイクル計画書に基づき作成する。

(2) リサイクル阻害要因説明書

1) 目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等を把握する。

2) 作成時期及び作成者

工事仕様書案の作成時点(様式6)

- ・対象機関の当該工事の積算担当者が作成する。
- ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して10%以上下がった場合には、工事完了時点において再度作成する。

目標値;別表のとおり

(3) 再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書) (様式1, 様式2)

1) 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

また、建設リサイクル法第11条の通知様式とする。

建設資材を搬入する場合;再生資源利用計画書.....様式1

建設副産物を搬出する場合;再生資源利用促進計画書.....様式2

2) 作成時期及び作成者

- ・策定期間.....工事の着手時及び完成時
- ・策定者.....対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者(元請業者)が、土木工事共通仕様書1-1-22(営繕工事では建築・設備工事共通仕様書1-2-16)に基づき作成する。

この計画書は、再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の第十条、第十八条に基づく関係省令19号の第8条に定める「再生資源利用計画の作成」、及び関係省令20号の第7条に定める「再生資源利用促進計画の作成」とは別に、全ての工事が該当する様に新たに定めたものであるので注意すること。

3) 建設リサイクル法第11条に基づく通知

工事発注者は「建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第11条の規定に基づき、別紙フローにより再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を別紙通知先に通知しなければならない。

2. リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。
- ・検討・調整に際しては、グループウェア電子掲示板の「建設発生土・不足土情報交換」の活用を図るほか、必要に応じて福島県建設副産物会議幹事会（ブロック会議）を開催し、意見聴取を行う。

(2) 工事仕様書案の作成時点

- ・発注設計書の検算者（担当主任主査又は、課長等）は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当者に対し、改善を指示するものとする。

(3) 工事契約前

- ・積算担当者は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書（様式7（法第12条第1項関係）及び別表）の書面の交付及び説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認する。
- ・また、説明内容と照らして、同法第13条に基づく書面の記載事項が適切であることを確認する。

関連通知：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく契約事務手続きについて」平成15年11月21日付15土第1468号

(4) 工事完了時点

- ・対象機関は、請負業者から提出される再生資源利用〔促進〕計画の実施

7. 建設リサイクルガイドライン

報告（再生資源利用〔促進〕実施書）をチェックし、その写しを設計書に添付するとともに、CREDAS（建設リサイクルデータ統合システム）データを半年間保管する。

3. リサイクル実施状況の取りまとめ

完了時の再生資源利用〔促進〕実施書は、福島県建設副産物対策会議事務局が半年毎に県全体を取りまとめ・集計し、集計結果を各ブロック幹事長（建設事務所業務担当部長）に通知する。

したがって、各建設事務所の建設副産物担当者は、半年毎に個別集計表（CREDASデータ）を事務局に提出すること。提出時期は、4月及び10月とする。

4. その他

- (1) 工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。
- (2) 改正後のガイドラインについては、平成20年7月1日以降運用を開始する。

施行	平成11年3月26日（11土検第104号）
改正	平成14年5月29日（14土検第160号）
改正	平成15年7月1日（15企技第2159号）
改正	平成16年6月28日（16企技第1131号）
改正	平成20年6月25日（20企技第555号）

7. 建設リサイクルガイドライン

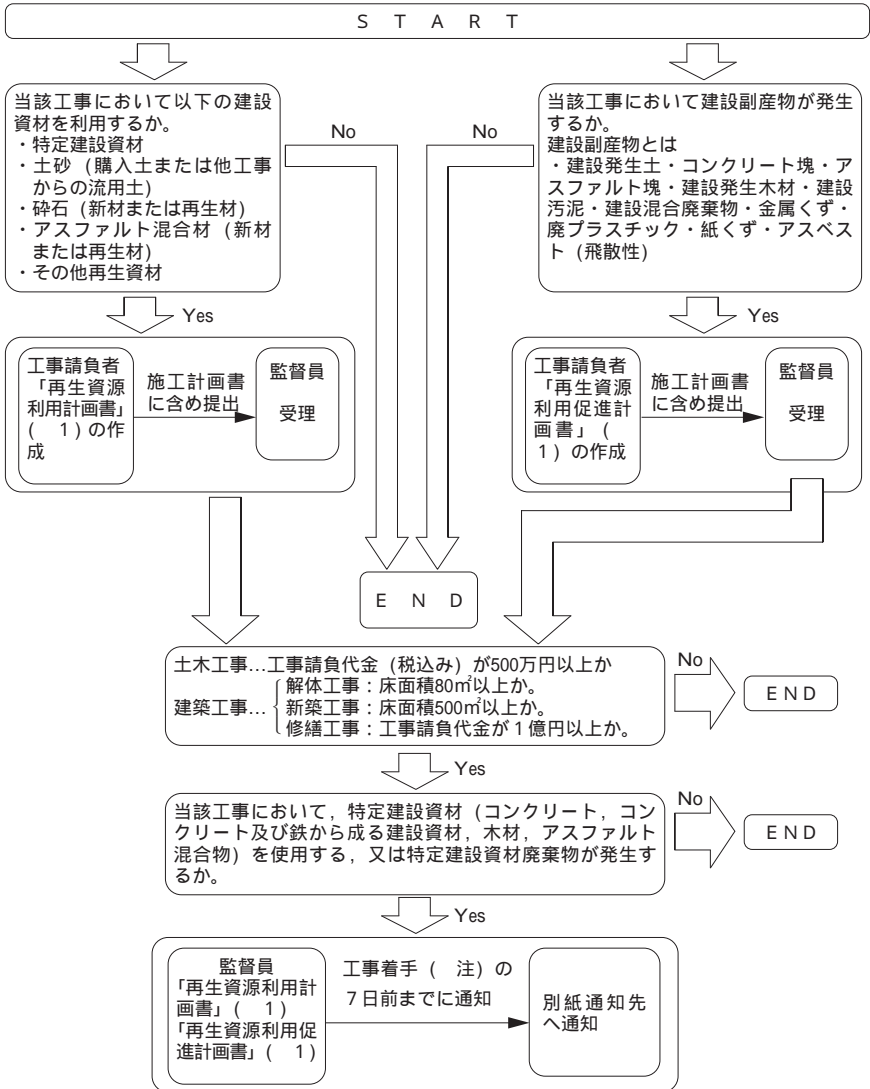
(別表) 本ガイドラインにおける目標値の設定

対象品目	建設リサイクル推進計画2008 (平成20年4月)				福島県における特定 建設資材の分別解体 及び再資源化等の指 針 実 (平成14年5月)	本ガイドラインにおける目標値		
	平成17年度 (実績)	平成22年度 (中間目標)	平成24年度 目標	平成27年度 目標		平成22年度 (中間目標)	平成24年度 目標	平成27年度 目標
a) アスファルト・コン クリート塊	98.6%	98%以上	98%以上	98%以上	100%	100% ¹	100% ¹	100% ¹
b) コンクリート塊	98.1%	98%以上	98%以上	98%以上	100%	100% ¹	100% ¹	100% ¹
c) 建設発生木材	68.2%	75%	77%	80%	-	75%	77%	80%
d) 建設発生木材	90.7%	95%	95%以上	95%以上	95%	95%	95%以上	95%以上
e) 建設汚泥	74.5%	80%	82%	85%	-	80%	82%	85%
f) 建設混合廃棄物	292.8万 t	平成17年度排 出量に対して 25%削減	平成17年度排 出量に対して 30%削減	平成17年度排 出量に対して 40%削減	-	427 t ² (H17比 -25%)	398 t ² (H17比 -30%)	341 t ² (H17比 -40%)
g) 建設廃棄物全体	92.2%	93%	94%	94%以上	-	93%	94%	94%以上
h) 建設発生土	80.1%	85%	87%	90%	-	85%	87%	90%

1 「建設リサイクル・2008」 「福島県...指針」の目標値を踏まえて設定。
2 平成17年度実績の建設混合廃棄物排出量569 t (県 + 市町村) に対する目標値を示す。

7. 建設リサイクルガイドライン

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
第11条による土木部発注工事の分別解体計画事前通知フロー



注 ここでいう「工事着手」とは「実質的に工事が開始される日」を意味しており、準備工事（現場事務所の建設又は工事前の測量等）の開始日ではないので注意する事。

〔なお、工事完了時に、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を工事請負業者が発注者に提出する手続きは従来と変更ありません。〕

7. 建設リサイクルガイドライン

建設リサイクル法第11条に基づく通知先及び通知受付先一覧

管 内	工事箇所	通知先	通 知 受 付 先	電 話
県北建設事務所管内	福島市内	福島市長	福島市役所開発建築指導課	024-535-1111
	上記以外	知 事	県北建設事務所建築住宅課	024-521-7701
県中建設事務所管内	郡山市内	郡山市長	郡山市役所建築指導課	024-924-2371
	上記以外	知 事	県中建設事務所建築住宅課	024-935-1462
県南建設事務所管内	管 内	知 事	県南建設事務所建築住宅課	0248-23-1636
会津若松建設事務所管内	管 内	知 事	会津若松建設事務所建築住宅課	0242-29-5461
喜多方建設事務所管内	管 内	知 事	喜多方建設事務所建築住宅課	0241-24-5727
南会津建設事務所管内	管 内	知 事	南会津建設事務所建築住宅課	0241-62-5337
相双建設事務所管内	管 内	知 事	相双建設事務所建築住宅課	0244-26-1223
いわき建設事務所管内	管 内	いわき市長	いわき市役所建築指導課	0246-22-7516

建築工事のうち、建築基準法第6条第1項第4号の建築物で、須賀川市・会津若松市内の工事は下記へ通知すること。

工事箇所	通 知 先	通 知 受 付 先	電 話
須賀川市	須賀川市長	須賀川市役所建築課	0248-75-1111
会津若松市	会津若松市長	会津若松市役所都市計画課	0249-39-1261

(注) 工事箇所が、異なる通知先にまたがる場合は、同一の通知書を各々に通知する事。(例えば、当該工事が福島市と伊達郡伊達町にまたがる場合は、福島市長と知事各々に同一の通知書を通知する事。)

(参考：国土交通省建設リサイクル法Q&Aより)

Q37：複数の届出先にまたがる工事の場合、どこに届出・通知すればいいのか？

A：必要な届出・通知先全てに提出する必要がある。ただし、宛先は同一であるが窓口が異なるもの（都道府県知事宛に提出するもので土木事務所や市町村経由などで窓口が複数にまたがっているもの）については代表する窓口へ提出すればよい。

(具体例)

工 事 の 内 容	提 出 先
A県とB県の県境を流れる河川に架かる橋の工事	A県とB県の双方に提出
A県内のB市（特定行政庁）とC市（特定行政庁でない）にまたがる道路工事	A県とB市の双方に提出
A県内のB市（書類の宛先はA県知事で提出先はC土木事務所）とD市（書類の宛先はA県知事で提出先はE土木事務所）にまたがる道路工事	C土木事務所かE土木事務所のいずれかに提出

通知書例

第4号様式（第9条関係）

通 知 書

16 号 外
平成16年 月 日

福 島 県 知 事 様

工事発注者職氏名 福島県 建設事務所長
住 所 市 町 丁目 番 号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、別紙のとおり通知します。

1. 再生資源利用計画書（実施書） 様式1
注) 工事概要を記入
2. 再生資源利用促進計画書（実施書） 様式2
注) 建設副産物搬出実績のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について現場外搬出量を記入

リサイクル計画書（概略設計・予備設計） （基本設計）

会社名	
記入者名	
T E L	

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用可能量	再生材利用可能量	再生材利用可能量	新材利用可能量	再生資源利用率 (+) / × 100	備考
土砂	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生量	現場内利用可能量	他工事への搬出可能量	再資源化施設への搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 (/ × 100)	備考
建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	
取りこわし建物	件						

地図、航空写真、踏査等から検討する。
 利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。
 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画とする。

リサイクル計画書 (詳細設計) (実施設計)

会社名	
記入者名	
T E L	

1. 設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用可能量	再生材利用可能量	新材利用可能量	再生資源利用率 (+) / x100	備考
土砂	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内利用可能量	他工事への搬出可能量	資源化施設への搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 (/ x100)	備考
第1種建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
第2種建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
第3種建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
第4種建設発生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
生土	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
粘土(浚渫土)	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	地山 ^{m³}	%	
合計	トン	トン	トン	トン	トン	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルトコンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

- 第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- 第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- 第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- 建設発生木材の中には、伐断除根材及び動産材を含む。

利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。
建設副産物の搬出計画について、基本的には生量を再利用することを原則として計画する。

第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)
泥土(浚渫土) ……浚渫土のうち $\eta_{qc} \geq 2$ 以下のもの。

リサイクル計画書 (積算段階)

会社名	
記入者名	
T E L	

1. 事業 (工事) 概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期 (予定)	

2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用量	再生材利用量	新材利用量	再生資源利用率 (+) / x100	備考
土砂	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	発生量	現場内利用量 (減量化量)	他工事への搬出量	再資源化施設への搬出量	ストックヤードへの搬出量	現場内利用率 / x100	有効利用率 (+ + +) / x100	備考
第1種建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	%	%	
第2種建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	%	%	
第3種建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	%	%	
第4種建設発生土	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	%	%	
泥工 (浚渫土)	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	地山 ³	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
アスファルトコンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

建設発生土の区分 (既存資料から判断するものとする)

第1種建設発生土：砂、礫及びこれらに準ずるもの。

第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

第3種建設発生土：通常の施工性が確保される粘土土及びこ。

第4種建設発生土：通常、仮閉除根材及び動定材を含む。

建設発生木材の中には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

建設汚泥、建設発生木材の「現場内利用」の欄には、他工事に再利用することが予定される場合のみ記入する。

「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事を含む。

第4種建設発生土：粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)

泥工 (浚渫土)；浚渫土のうち礫²以下のもの。

第6号様式

リサイクル阻害要因説明書 (当初・完了時点)

目標値に達しない場合に作成し、設計書に添付

発注機関名	
工事名	
工事概要	

. 建設資材利用計画

[]内：H22目標値，()内：達成値	建設発生土	砕石 ⁽¹⁾	アスファルト混合物 ⁽¹⁾
再生資源利用率の目標値を達成できない理由	[85%] ()	[100%] ()	[100%] ()
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

--

. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊

[]内：H22目標値，()内：達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
目標値を達成できない理由	[85%] ()	[100%] ()	[100%] ()
他に再利用できる場所がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

--

7. 建設リサイクルガイドライン

2. 建設汚泥，建設発生木材，建設混合廃棄物

[]内：H22目標値，()内：達成値 目標値を達成できない理由	建設汚土 [80%] ()	建設発生木材 [95%] ()	建設混合廃棄物
他に再利用できる場所がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

[]

注) それぞれの品目で再生資源利用率，再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合（建設混合廃棄物については，再資源化・縮減率が0%の場合）は，該当品目の理由の欄に 印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には，「その他」の欄に 印を付け，下の括弧内に具体的に記述する。

1) 砕石及びアスファルト混合物は，工事目的物に要求される品質等を考慮した上で，原則として再生資材を利用することとしているため，目標値を100%とした。

第7号様式（法第12条第1項関係）

法第12条に基づく説明書

第 号
年 月 日

様

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名） 印
（〒 - ） TEL（ ） -
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について別添資料のとおり説明します。

記

1. 対象工事

工 事 番 号

工 事 名 称

2. 添付資料

別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1

別表2

別表3

別表 1

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 ()				
建築物に関する調査の結果	建築物の状況				
	周辺状況				
	作業場所の状況				
	搬出経路の状況				
	残存物品の有無				
	付着物の有無				
	その他 ()				
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保				
	搬出経路の確保				
	残存物品の搬出の確認				
	その他 ()				
工事着手の時期	平成 年 月 日				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法		
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()		
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()		
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用		
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用		
	その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序	上の工程における 順序 その他 その他の場合の理由 ()				
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	トン				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)	
		コンクリート塊	トン		
		アスファルト・コンクリート塊	トン		
		建設発生木材	トン		
(注)	建築設備・内装材等	屋根ふき材	外装材・上部構造部分	基礎・基礎ぐい	その他
備考					

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当個所に「レ」を付すること。

別表2

(A4)

建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の構造		コンクリート アスファルト・コンクリート			コンクリート及び鉄から成る建設資材 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況						
	周辺状況						
	作業場所の状況						
	搬出経路の状況						
	付着物の有無 (修繕・模様替工事のみ)						
	その他 ()						
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保						
	搬出経路の確保						
	その他 ()						
工事着手の時期		平成 年 月 日					
工事ごとの作業内容	工程		作業内容				
	造成等		造成等の工事			有 無	
	基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事			有 無	
	上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事			有 無	
	屋根		屋根の工事			有 無	
	建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事			有 無	
	その他 ()		その他の工事			有 無	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類		量の見込み		発生が見込まれる部分又は使用する部分 ^注	
		コンクリート塊		トン			
		アスファルト・コンクリート塊		トン			
		建設発生木材		トン			
(注) 造成等 基礎 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等 その他							
備考							

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当個所に「レ」を付すること。

別表 3

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）

分別解体等の計画等

建築物の構造	鉄筋コンクリート造 その他 ()			
工事の種類	新築工事 維持・修繕工事 解体工事			
	電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他 ()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
建築物に関する調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況			
	作業場所の状況			
	搬出経路の状況			
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)			
	その他 ()			
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	搬出経路の確保			
	その他 ()			
工事着手の時期	平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
	本体工事	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
	その他	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における順序 その他 その他の場合の理由 ()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 ^(注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注)	仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品	その他		
備考				

以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
欄には、該当個所に「レ」を付すること。

8. 建設工事に伴う騒音振動 対策技術指針

建設省 機発 第54号の2 昭和51年3月2日
一部改正 建設省 機発 第5号の2 昭和52年1月8日
改正 建設省経機発第58号の2 昭和62年3月30日

建設大臣官房技術参事官

総論	361
各論	363

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

I 総 論

第1章 目 的

1. 本指針は、建設工事に伴う騒音、振動の発生をできる限り防止することにより、生活環境の保全と円滑な工事の施工を図ることを目的とする。
2. 本指針は、建設工事に伴う騒音、振動の防止について、技術的な対策を示すものとする。

第2章 適用範囲

1. 本指針は、騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる以下に示す区域におけるすべての建設工事に適用することを原則とする。

ただし、災害その他の事由により緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静隠の保持を必要とする区域
- (2) 住民の用に供されているため、静隠の保持を必要とする区域
- (3) 住民の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域
- (4) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80mの区域
- (5) 家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

第3章 現行法令

1. 騒音、振動対策の計画、実施にあたっては、公害対策基本法、騒音規制法及び振動規制法について十分理解しておかなければならない。
2. 地方公共団体によっては、騒音規制法及び振動規制法に定めた建設作業以外の作業についても条例等により、規制、指導を行っているので、対象地域における条例等の内容を十分把握しておかなければならない。

第4章 対策の基本事項

1. 騒音, 振動対策の計画, 設計, 施工にあたっては, 施工法, 建設機械の騒音, 振動の大きさ, 発生実態, 発生機構等について, 十分理解しておかなければならない。
2. 騒音, 振動対策については, 騒音, 振動の大きさを下げるほか, 発生期間を短縮するなど全体的に影響の小さくなるように検討しなければならない。
3. 建設工事の設計にあたっては, 工事現場周辺の立地条件を調査し, 全体的に騒音, 振動を低減するよう次の事項について検討しなければならない。
 - (1) 低騒音, 低振動の施工法の選択
 - (2) 低騒音型建設機械の選択
 - (3) 作業時間帯, 作業工程の設定
 - (4) 騒音, 振動源となる建設機械の配置
 - (5) 遮音施設等の設置
4. 建設工事の施工にあたっては, 設計時に考慮された騒音, 振動対策をさらに検討し, 確実に実施しなければならない。なお, 建設機械の運転についても以下に示す配慮が必要である。
 - (1) 工事の円滑を図るとともに現場管理等に留意し, 不必要な騒音, 振動を発生させない。
 - (2) 建設機械等は, 整備不良による騒音, 振動が発生しないように点検, 整備を十分に行う。
 - (3) 作業待ち時には, 建設機械等のエンジンをできる限り止め騒音, 振動を発生させない。
5. 建設工事の実施にあたっては, 必要に応じ工事の目的, 内容等について, 事前に地域住民に対して説明を行い, 工事の実施に協力を得られるように努めるものとする。
6. 騒音, 振動対策として施工法, 建設機械, 作業時間帯を指定する場合には, 仕様書に明記しなければならない。
7. 騒音, 振動対策に要する費用については, 適正に積算, 計上しなければならない。
8. 起業者, 施工者は, 騒音, 振動対策を効果的に実施できるように協力しなければならない。

第5章 現地調査

1. 建設工事の設計、施工にあたっては、工事現場及び周辺の状況について、施工前調査、施工時調査等を原則として実施するものとする。
2. 施工前調査は、建設工事による騒音、振動対策を検討し、工事着手前の状況を把握するために、次の項目について行うものである。
 - (1) 現場周辺状況
工事現場周辺について、家屋、施設等の有無、規模、密集地、地質、土質及び騒音又は振動源と家屋等の距離等を調査し、必要に応じて騒音、振動の影響についても検討する。
 - (2) 暗騒音、暗振動
工事現場の周辺において、作業時間帯に応じた暗騒音、暗振動を必要に応じ測定する。
 - (3) 建造物等
工事現場の周辺において、建設工事による振動の影響が予想される建造物等について工事施工前の状況を調査する。
3. 施工時調査は、建設工事の施工時において、必要に応じ騒音、振動を測定し、工事現場の周辺の状況、建造物等の状態を把握するものである。
なお、施工直後においても必要に応じ建造物等の状態を把握するものである。

II 各 論

第6章 土 工

(掘削、積込み作業)

1. 掘削、積込み作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
2. 掘削はできる限り衝撃力による施工を避け、無理な負荷をかけないようにし、不必要な高速運転やむだな空ぶかしを避けて、ていねいに運転しなければならない。
3. 掘削積込機から直接トラック等に積込む場合、不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

ホッパーにとりだめして積込む場合も同様とする。

(ブルドーザー作業)

4. ブルドーザーを用いて掘削押し土を行う場合、無理な負荷をかけないよう

にし、後進時の高速走行を避けて、ていねいに運転しなければならない。

(締固め作業)

5. 締固め作業にあたっては、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
6. 振動、衝撃力によって締固めを行う場合、建設機械の種類の選定、作業時間帯の設定等について十分留意しなければならない。

第7章 運搬工

(運搬の計画)

1. 運搬の計画にあたっては、交通安全に留意するとともに、運搬に伴って発生する騒音、振動について配慮しなければならない。

(運搬路の選定)

2. 運搬路の選定にあたっては、あらかじめ道路及び付近の状況について十分調査し、下記事項に留意しなければならない。なお、事前に道路管理者、公安委員会（警察）等と協議することが望ましい。
 - (1) 通勤、通学、買物等で特に歩行者が多く歩車道の区別のない道路はできるだけ限り避ける。
 - (2) 必要に応じ往路、復路を別経路にする。
 - (3) できる限り舗装道路や幅員の広い道路を選ぶ。
 - (4) 急な縦断勾配や、急カーブの多い道路は避ける。

(運搬路の維持)

3. 運搬路は点検を十分にし、特に必要がある場合は維持補修を工事計画に組込むなど対策に努めなければならない。

(走行)

4. 運搬車の走行速度は、道路及び付近の状況によって必要に応じ制限を加えるように計画、実施するものとする。なお、運搬車の運転は、不必要な急発進、急停止、空ぶかしなどを避けて、ていねいに行わなければならない。

(運搬車)

5. 運搬車の選定にあたっては、運搬量、投入台数、走行頻度、走行速度等を十分検討し、できる限り騒音の小さい車両の使用に努めなければならない。

第8章 岩石掘削工

(岩石掘削の計画)

1. 岩石掘削の計画にあたっては、りっぱ工法、発破りっぱ工法、発破工法等の

工法について比較検討し、総体的に騒音、振動の影響が小さい工法を採用しなければならない。

(せん孔)

2. さく岩機によりせん孔を行う場合、必要に応じ防音対策を講じた機械の使用について検討するものとする。

(発破)

3. 発破掘削を行う場合、必要に応じ低爆速火薬等の遅発電気雷管等の使用について検討するものとする。

第9章 基礎工

(基礎工法の選定)

1. 基礎工法の選定にあたっては、既製ぐい工法、場所打ぐい工法、ケーソン工法等について、総合的な検討を行い、騒音、振動の小さい工法を採用しなければならない。

(既製ぐい工法)

2. 既製ぐいを施工する場合には、中掘工法、プレボーリング工法等を原則とし、次のような騒音、振動対策を検討しなければならない。

- (1) 作業時間帯
- (2) 低騒音型建設機械の使用

3. 既製ぐいの積下ろし、吊り込み作業等は不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

(場所打ぐい工法)

4. 場所打ぐい工法には、多くの種類の掘削工法があり、それらの騒音、振動の程度、発生機構も異なるので留意しておく必要がある。
5. 場所打ぐい工法では、土砂搬出、コンクリート打設等による騒音、振動の低減について配慮しておかななければならない。

また、各ぐいが連続作業で施工されることから作業工程と作業時間帯についても留意しておかななければならない。

(ケーソン工法)

6. ニューマチックケーソン工法では、昼夜連続作業で施工されることから、エアロックの排気音、合図音及び空気圧縮機等の騒音、振動対策を検討しておく必要がある。

第10章 土留工

(土留工法の選定)

1. 土留工法の選定にあたっては、鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法、地下連続壁工法等について、総合的な検討を行い、騒音、振動の小さい工法を採用しなければならない。

(鋼矢板土留工法、鋼ぐいと土留板による工法)

2. 鋼矢板、鋼ぐいを施工する場合には、油圧式圧入引抜き工法、多滑車式引抜き工法、アースオーガによる掘削併用圧入工法、油圧式超高周波くい打工法、ウォータージェット工法等を原則とし、次の騒音、振動対策を検討しなければならない。

- (1) 作業時間帯
- (2) 低騒音型建設機械の使用

3. H鋼、鋼矢板等の取り付け、取りはずし作業及び積み込み、積下ろし作業等は不必要な騒音、振動の発生を避けて、ていねいに行わなければならない。

(地下連続壁工法)

4. 地下連続壁工法は、土留部材を本体構造に利用できる場合や工事現場の周辺の地盤沈下に対する制限が厳しい場合には、騒音、振動の低減効果も考慮し採否を検討する。

第11章 コンクリート工

(コンクリートプラント)

1. コンクリートプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音、振動の影響が小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする。
2. コンクリートプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音、振動対策について配慮する必要がある。

(トラックミキサ)

3. コンクリートの打設時には、工事現場内及び付近におけるトラックミキサの待機場所等について配慮し、また不必要な空ぶかしをしないよう留意しなければならない。

(コンクリートポンプ車)

4. コンクリートポンプ車でコンクリート打設を行う場合には、設置場所に留意するとともにコンクリート圧送パイプを常に整備して不必要な空ぶかしな

どをしないように留意しなければならない。

第12章 舗装工

(アスファルトプラント)

1. アスファルトプラントの設置にあたっては、周辺地域への騒音、振動の影響ができるだけ小さい場所を選び、十分な設置面積を確保するものとする。
なお、必要に応じ防音対策を講じるものとする。
2. アスファルトプラント場内で稼働、出入りする関連機械の騒音、振動対策について配慮する必要がある。

(舗装)

3. 舗装にあたっては、組合せ機械の作業能力をよく検討し、段取り待ちが少なくなるよう配慮しなければならない。

(舗装板とりこわし)

4. 舗装板とりこわし作業にあたっては、油圧ジャッキ式舗装板破砕機、低騒音型のバックホウの使用を原則とする。また、コンクリートカッター、ブレード等についても、できる限り低騒音の建設機械使用に努めるものとする。
5. 破砕物等の積込み作業等は、不必要な騒音、振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

第13章 鋼構造物工

(接合)

1. 現場における高力ボルトによる鋼材の接合には、電動式レンチ又は油圧式レンチの使用を原則とする。
2. 現場における鋼材の穴合わせには、必要に応じドリフトピンを打撃する方法にかえて、油圧式又は電動式の静的方法の採用を検討するものとする。

(クレーン車の選定)

3. クレーン車の選定にあたっては、低騒音型建設機械の採否について検討するものとする。

(架設)

4. 架設に使用するクレーン等の運転は、作業時間帯に留意するとともに、無理な負荷をかけないようにていねいに行わなければならない。

第14章 構造物のとりこわし工

(とりこわし工法の選定)

1. コンクリート構造物を破砕する場合には、工事現場の周辺の環境を十分考慮し、コンクリート圧砕機、ブレーカ、膨脹剤等による工法から、適切な工法を選定しなければならない。

(小 割)

2. とりこわしに際し小割を必要とする場合には、トラックへ積込み運搬可能な程度にブロック化し、騒音、振動の影響の少ない場所で小割する方法を検討しなければならない。なお、積込み作業等は、不必要な騒音、振動を避けて、ていねいに行わなければならない。

(防音シート等)

3. コンクリート構造物をとりこわす作業現場は、騒音対策、安全対策を考慮して必要に応じて防音シート、防音パネル等の措置を検討しなければならない。

第15章 トンネル工

(掘削工)

1. 坑口付近の掘削は、発破等の騒音、振動をできる限り低減させるように配慮しなければならない。
2. トンネル本体掘削時の発破騒音対策として、坑口等に防音壁、防音シート等の設置を検討しなければならない。
3. 土かぶりの小さい箇所が発破による掘削を行う場合には、特に振動について配慮しなければならない。

(ずりの運搬、処理)

4. ずりの運搬、処理に用いる建設機械は、ていねいに運転しなければならない。

(換気設備等)

5. 換気設備及び空気圧縮機等は、工事現場の周辺の環境を考慮して設置するとともに、必要に応じ騒音、振動を低減させるように配慮しなければならない。

第16章 シールド・推進工

(泥水処理設備等)

1. 泥水処理設備、換気設備等は、設置場所に留意するとともに、必要に応じ防音パネル、防振装置等の設置について検討しなければならない。

(掘削)

2. 土かぶりの小さい箇所における掘削については、推進に伴う振動に留意しなければならない。

(資機材の運搬)

3. 資機材の運搬にあたっては、作業時間帯に留意するとともに、必要に応じ騒音、振動対策を講じなければならない。

第17章 軟弱地盤処理工

(軟弱地盤処理工の選定)

1. 軟弱地盤処理工法の選定にあたっては、対象地盤性状と発生する騒音、振動との関連を考慮の上、総合的な検討を行い、工法を決定しなければならない。

(施工)

2. 軟弱地盤処理工の施工にあたっては、施工法に応じ、騒音、振動を低減させるように配慮しなければならない。

なお、特に振動が問題となりやすいので留意しなければならない。

第18章 仮設工

(設置)

1. 仮設材の取り付け、取りはずし及び積込み、積下ろしはていねいに行わなければならない。

(路面覆工)

2. 覆工板の取り付けにあたっては、段差、通行車両によるがたつき、はね上がり等による騒音、振動の防止に留意しなければならない。

第19章 空気圧縮機・発動発電機等

(空気圧縮機・発動発電機等)

1. 可搬式のもの、低騒音型経営機械の使用を原則とする。
2. 定置式のもの、騒音、振動対策を講じることを原則とする。

(排水ポンプ)

3. 排水ポンプの使用にあたっては、騒音の防止に留意しなければならない。

(設置)

4. 空気圧縮機，発動発電機，排水ポンプ等は，工事現場の周辺の環境を考慮して，騒音，振動の影響の少ない箇所に設置しなければならない。

9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針

建設省官技発 第160号
昭和49年7月10日
建設事務事官

目 次

第1章 総 則	
1 - 1 目 的	373
1 - 2 適 用 範 囲	373
1 - 3 用 語 の 定 義	373
第2章 薬液注入工法の選定	
2 - 1 薬液注入工法の採用	373
2 - 2 調 査	373
2 - 3 使用できる薬液	374
第3章 設計及び施工	
3 - 1 設計及び施工に関する基本的事項	374
3 - 2 現 場 注 入 試 験	375
3 - 3 注入にあたっての措置	375
3 - 4 労働災害の発生の防止	375
3 - 5 薬 液 の 保 管	375
3 - 6 排 出 水 等 の 処 理	375
3 - 7 残土及び残材の処分方法	375
第4章 地下水等の水質の監視	
4 - 1 地下水等の水質の監視	376
4 - 2 採 水 地 点	376
4 - 3 採 水 回 数	376
4 - 4 監視の結果講ずべき措置	377

第1章 総 則

1 - 1 目 的

この指針は、薬液注入工法による人の健康被害の発生と地下水等の汚染を防止するために必要な工法の選定、設計、施工及び水質の監視についての暫定的な指針を定めることを目的とする。

1 - 2 適用範囲

この指針は、薬液注入工法による建設工事に適用する。ただし、工事施工中緊急事態が発生し、応急措置として行うものについては、適用しない。

1 - 3 用語の定義

この指針においては、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 薬液注入工法

薬液を地盤に注入し、地盤の透水性を減少させ、又は地盤の強度を増加させる工法をいう。

(2) 薬 液

次に掲げる物質の一以上をその成分の一部に含有する液体をいう。

イ. けい酸ナトリウム

ロ. リグニン又はその誘導体

ハ. ポリイソシアネート

ニ. 尿素・ホルムアルデヒド初期縮合物

ホ. アクリルアミド

第2章 薬液注入工法の選定

2 - 1 薬液注入工法の採用

薬液注入工法の採用は、あらかじめ2 - 2に掲げる調査を行い、地盤の改良を行う必要がある箇所について他の工法の採用の適否を検討した結果、薬液注入工法によらなければ、工事現場の保安、地下埋設物の保護、周辺の家屋その他の工作物の保全及び周辺の地下水位の低下の防止が著しく困難であると認められる場合に限るものとする。

2 - 2 調 査

薬液注入工法の採用の決定にあたっては行う調査は、次のとおりとする。

(1) 土質調査

土質調査は、次に定めるところに従って行うものとする。

- (イ) 原則として、施工面積1,000㎡につき1箇所、各箇所間の距離100mを超えない範囲でボーリングを行い、各層の資料を採取して土の透水性、強さ等に関する物理的試験及び力学的試験による調査を行わなければならない。
- (ロ) 河川の付近、旧河床等局部的に土質の変化が予測される箇所については、(イ)に定める基準よりも密にボーリングを行わなければならない。
- (ハ) (イ)、又は(ロ)によりボーリングを行った各地点の間は、必要に応じサウンディング等によって補足調査を行い、その間の変化を把握するように努めなければならない。
- (ニ) (イ)から(ハ)までにかかわらず、岩盤については、別途必要な調査を行うものとする。

(2) 地下埋設物調査

地下埋設物調査は、工事現場及びその周辺の地下埋設物の位置、規格、構造及び老朽度について、関係諸機関から資料を収集し、必要に応じつば堀により確認して行うものとする。

(3) 地下水位調査

地下水位調査は、工事現場及びその周辺の井戸等について、次の調査を行うものとする。

- (イ) 井戸の位置、深さ、構造、使用目的及び使用状況
- (ロ) 河川、湖沼、海域等の公共用水域及び飲用のための貯水池並びに養魚施設（以下「公共用水域等」という。）の位置、深さ、形状構造、利用目的及び利用状況

2 - 3 使用できる薬液

薬液注入工法に使用する薬液は、当分の間、水ガラス系の薬液（主剤が、けい酸ナトリウムである薬液をいう。以下同じ。）で劇物又はフッ素化合物を含まないものに限るものとする。

第3章 設計及び施工

3 - 1 設計及び施工に関する基本的事項

薬液注入工法による工事の設計及び施工については、薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等において、別表 - 1の水質基準が維持されるよう、当該地

域の地盤の性質地下水の状況及び公共用水域等の状況に応じ適切なものとしなければならない。

3 - 2 現場注入試験

薬液注入工事の施工にあたっては、あらかじめ、注入計画地盤又はこれと同等の地盤において設計どおりの薬液の注入が行われるか否かについて、調査を行うものとする。

3 - 3 注入にあたっての措置

- (1) 薬液の注入にあたっては、薬液が十分混合するように必要な措置を講じなければならない。
- (2) 薬液の注入作業中は注入圧力と注入量を常時監視し、異常な変化を生じた場合は、直ちに注入を中止し、その原因を調査して、適切な措置を講じなければならない。
- (3) 地下埋設物に近接して薬液の注入を行う場合においては、当該地下埋設物に沿って薬液が流出する事態を防止するよう必要な措置を講じなければならない。

3 - 4 労働災害の発生の防止

薬液注入工事及び薬液注入箇所の掘削工事の施工にあたっては、労働安全衛生法その他の法令の定めるところに従い、安全教育の徹底、保護具の着用の励行、換気の徹底等労働災害の発生の防止に努めなければならない。

3 - 5 薬液の保管

薬液の保管は、薬液の流出、盗難等の事態が生じないよう厳正に行わなければならない。

3 - 6 排水等処理

- (1) 注入機器の洗浄水、薬液注入箇所からの湧水等の排水を公共用水域へ排出する場合には、その水質は、別表 - 2 の基準に適合するものでなければならない。
- (2) (1)の排水の排出に伴い排水施設に発生した泥土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令の定めるところに従い、適切に処分しなければならない。

3 - 7 残土及び残材の処分方法

- (1) 薬液を注入した地盤から発生する掘削残土の処分にあたっては、地下水及び公共用水域等を汚染することのないよう必要な措置を講じなければならない。

- (2) 残材の処理にあたっては、人の健康被害が発生することのないよう措置しなければならない。

第4章 地下水等の水質の監視

4 - 1 地下水等の水質の監視

- (1) 事業主体は、薬液の注入による地下水及び公共用水域等の水質の汚濁を防止するため、薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質の汚濁を監視しなければならない。
- (2) 水質の監視は、4 - 2に掲げる地点で採水し、別表 - 1に掲げる検査項目について同表に掲げる水質基準に適合しているか否かを判定することにより行うものとする。
- (3) (2)の検査は、公的機関又はこれと同等と能力及び信用を有する機関において行うものとする。

4 - 2 採水地点

採水地点は、次の各号に掲げるところにより選定するものとする。

- (1) 地下水については、薬液注入箇所及びその周辺の地域の地形及び地盤の状況、地下水の流向等に応じ、監視の目的を達成するため必要な箇所について選定するものとする。この場合において、注入箇所からおおむね10m以内に少なくとも数箇所の採水地点を設けなければならない。
- なお、採水は、観測井戸を設けて行うものとし、状況に応じ既存の井戸を利用しても差し支えない。
- (2) 公共用水域等については、当該水域の状況に応じ、監視の目的を達成するため必要な箇所について選定するものとする。

4 - 3 採水回数

採水回数は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 工事着手前 1回
- (2) 工事中 毎日1回以上
- (3) 工事終了後 (イ) 2週間を経過するまで毎日1回以上（当該地域における地下水の状況に著しい変化がないと認められる場合で、調査回数を減じて監視の目的が十分に達成されると判断されるときは、週1回以上）
- (ロ) 2週間経過後半を経過するまでの間にあたっては、月2

回以上

4 - 4 監視の結果講ずべき措置

監視の結果、水質の測定値が別表 - 1 に掲げる水質基準に適合していない場合又は、そのおそれのある場合には、直ちに工事を中止し、必要な措置をとらなければならない。

別表 - 1

水 質 基 準

薬液の種類		検査項目	検査方法	水質基準
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（昭和41年厚生省令第11号。以下「厚生省令」という。）又は日本工業規格K0102の8に定める方法	pH値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下）出あること。
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上
		過マンガン酸カリウム消費量	厚生省令に定める方法	10ppm以下（工事直前の測定値が10ppmを超えるときは、当該測定値以下）出あること。

別表 - 2

排 水 基 準

薬液の種類		検査項目	検査方法	水質基準
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本工業規格K0102の8に定める方法	排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	日本工業規格K0102の16又は13に定める方法。	排水基準を定める総理府令に定める一般基準に適合すること。

薬液注入工法による建設工事の 施工に関する暫定指針について

建設省官技発第160号

昭和49年7月10日

別紙あて

建設事務次官

薬液注入工法による建設省所管の建設工事の施工については、先に昭和49年5月2日付け建設省官技発第120号をもって指示したところであるが、今般、その取扱いについて、別添のとおり薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針を定めたので、下記事項に留意し、その取扱いについて遺憾なきを期せられたい。

記

1. この暫定指針は、今後新たに着手する薬液注入工法による建設省所管に適用するものであること。
2. この暫定指針は、現段階においては、薬液の地中での性質が必ずしも明らかでないものがあることにかんがみ、安全性重視の観点に立って、その性質が明確になるまでの間、薬液の種類を限定することとしたが、今後研究の発展に伴い、その見直しを行うものであること。
3. 現在、薬液の注入を一時中止している工事の再開については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 周辺の井戸水に関し、別表 - 1 に掲げる検査項目について、同表の検査方法により、検査を行い、その測定値が同表に掲げる水質基準に適合しているか否かを確認すること。この場合において、同基準に適合していないものがあるときは、簡易水道の施設等飲料水の確保に関して代替措置を講じること。
 - (2) 再開工事において使用する薬液は、水ガラス系の薬液で劇物又はフッ素化合物を含まないものに限るものとする。

9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針

- (3) 再開工事の施工については別添暫定指針第3章の、又、同工事の施工に伴う地下水等の水質の監視については同第4章の例によること。
 - (4) この暫定指針でその使用を認められていない薬液を注入した地盤を掘削することとなる場合においては、次によること。
 - (イ) 掘削残土の処分にあたっては、地下水等としゃ断すること。
 - (ロ) 地下水等の水質の監視については、別表 - 1 に定める検査項目、検査方法及び水質基準により行うこと。この場合において、採水回数は、薬液注入完了後1年間、1月に2回以上行うものとする。
 - (ハ) 排出水の処理にあたっては、別表 - 2 の基準に適合するように行うこと。
4. なお、この暫定指針においては、工事施工中緊急事態が発生し、応急措置として、行うものについては適用除外とすることとしたが、この通知の趣旨にかんがみ安全性の確保に努め、特に地下水等の水質の事後の監視については、上記3の(4)に準じて厳重に行うこと。

薬液注入工事に係る施工管理等について

平成 2 年 9 月 18 日
建設省技調発第188号の 1
建設大臣官房技術調査室長

薬液注入工事に係る施工管理等について

[. 注入量の確認]

1. 材料搬入時の管理

- (1) 水ガラスの品質については、JIS K 1408に規定する項目を示すメーカーによる証明書を監督員に工事着手前及び1ヶ月経過毎に提出するものとする。また、水ガラスの入荷時には搬入状況の写真を撮影するとともに、メーカーによる数量証明書をその都度監督員に提出するものとする。
- (2) 硬化剤等については、入荷時に搬入状況の写真を撮影するとともに、納入伝票をその都度監督員に提出するものとする。
- (3) 監督員等は、必要に応じて、材料入荷時の写真数量証明書等について作業日報等と照合するとともに、水ガラスの数量証明書の内容をメーカーに照会するものとする。

2. 注入時の管理

- (1) チャート紙は、発注者の検印のあるものを用い、これに施工管理担当者が日々作業開始前にサイン及び日付を記入し、原則として切断せず1ロール使用毎に監督員に提出するものとする。なお、やむを得ず切断する場合は、監督員等が検印するものとする。
また、監督員等が現場立会した場合等には、チャート紙に監督員等がサインするものとする。
- (2) 監督員等は、適宜注入深度の險尺に立会するものとする。また、監督員等は、現場立会した場合等には、注入の施工状況がチャート紙に適切に記録されているかを把握するものとする。
- (3) 大規模注入工事（注入量500kl以上）においては、プラントのタンクからミキサー迄の間に流量積算計を設置し、水ガラスの日使用量等を管理するものとする。

- (4) 適正な配合とするため、ゲルタイム（硬化時間）を、原則として作業開始前、午前、午後の各一回以上測定するものとする。

[. 注入の管理および注入の効果の確認]

1. 注入の管理

当初計量（試験注入等により設計量に変更が生じた場合は、変更後の設計量）を目標として注入するものとする。注入にあたっては、注入量 - 注入圧の状況及び施工時の周辺状況を常時監視して、以下の場合に留意しつつ、適切に注入するものとする。

次の場合には直ちに注入を中止し、監督員と協議のうえ適切に対応するものとする。

- イ. 注入速度（吐出量）を一定のままに圧力が急上昇または急低下する場合。
- ロ. 周辺地盤等の異常の予兆がみられる場合。

次の場合には、監督員と協議のうえ必要な注入量を追加する等の処置を行うものとする。

- イ. 掘削時湧水が発生する等止水効果が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合。
- ロ. 地盤条件が当初の想定と異なり、当初設計量の注入では地盤強化が不十分で、施工に影響を及ぼすおそれがある場合。

2. 注入の効果の確認

発注者は、試験注入および本注入後において、規模、目的を考慮し必要に応じて、適正な手法により効果を確認するものとする。

[. 条件明示等の徹底]

薬液注入工事を確実に実施するため、別紙 2 のとおり条件明示等を適切に行うものとする。

なお、前記 . の を含め注入量が当初設計量と異なるなど、契約条件に変更が生じた場合は、設計変更により適切に対応するものとする。

薬液注入工法に係る条件明示事項等について

1. 契約時に明示する事項

- (1) 工法区分 二重管ストレーナー，ダブルバッカー等
- (2) 材料種類 溶液型，懸濁型の別
 溶液型の場合は，有機，無機の別
 瞬結，中結，長結の別
- (3) 施工範囲 注入対象範囲
 注入対象範囲の土質分布
- (4) 削 孔 削孔間隔及び配置
 削孔総延長
 削孔本数

なお，一孔当りの削孔延長に幅がある場合，(3)の 注入対象範囲，(4)の 削孔間隔及び配置等に一孔当りの削孔延長区分がわかるよう明示するものとする。

- (5) 注 入 量 総注入量
 土質別注入率
- (6) そ の 他 上記の他，本文 . . . に記述される事項等薬液注入工法の適切な施工管理に必要となる事項
注) (3)の 注入対象範囲及び(4)の 削孔間隔及び配置は，標準的なものを表していることを合わせて明示するものとする。

2. 施工計画打合せ時等に請負者から提出する事項

上記1. に示す事項の他，以下について双方で確認するものとする。

- (1) 工法関係 注入圧
 注入速度
 注入順序
 ステップ長
- (2) 材料関係 材料（購入・流通経路等を含む）
 ゲルタイム
 配 合

3. そ の 他

なお，「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に記載している事項についても適切に明示するものとする。

10. 土木工事安全施工技術指針

建設省技調発第77号の2
平成13年3月29日
建設大臣官房技術審議官

目 次

第1章 総 則	第2節 工事現場周辺の危害防止 ...404
第1節 総 則399	1. 工事区域の立入防止施設404
1. 目 的399	2. 現道占用の管理404
2. 適用範囲399	3. 看板・標識の整備404
3. 関連法令等の遵守399	4. 工事現場出入口付近 での交通事故防止405
第2節 事前調査399	5. 地域住民との融和405
1. 工事内容、施工条件 等の把握399	6. 現場外での交通安全管理405
2. 事前調査399	第3節 立入禁止の措置405
第3節 施工計画399	1. 関係者以外の立入禁止405
1. 施工計画の作成399	第4節 監視員、誘導員等の配置 ...406
2. 施工計画の変更等400	1. 監視員、誘導員等の配置406
第4節 工事現場管理401	2. 合図、信号等の統一406
1. 安全施工体制401	3. 合図・信号の周知406
2. 工事内容の周知・徹底401	第5節 墜落防止の措置406
3. 作業員の適正配置401	1. 足場通路等からの 墜落防止措置406
4. 現場条件に応じた措置401	2. 作業床端、開口部からの 墜落防止措置407
5. 緊急通報体制の確立401	3. 掘削作業における 墜落防止措置407
6. 臨機の措置401	4. 作業員に対する措置408
7. 安全管理活動402	第6節 飛来落下の防止措置408
8. 工事関係者における 連携の強化402	1. ネット・シートによる防護 ...408
第2章 安全措置一般	2. 飛来落下防護409
第1節 作業環境への配慮403	3. 投下設備の設置409
1. 換気の悪い場所等での 必要な措置403	4. 高所作業・掘削箇所 周辺の材料等の集積409
2. 強烈な騒音を発生する 場所等での必要な措置403	5. 上下作業時の連絡調整409
3. 狭い作業空間での機械施工に 際しての安全確保403	第7節 異常気象時の対策410
4. 作業環境項目の測定403	1. 緊急連絡体制の確立410
	2. 気象情報の収集と対応410

10. 土木工事安全施工技術指針

3. 作業の中止，警戒 及び各種点検410	1. 設計図書での地下埋設物 に関する事項の確認417
4. 大雨に対する措置 (作業現場及び周辺の整備)...411	2. 道路に近接した 掘削工事がある場合417
5. 強風に対する措置411	3. 郊外地，山間地の道路417
6. 雪に対する措置412	第2節 事前確認417
7. 雷に対する措置412	1. 調査及び埋設物の確認417
8. 地震及び津波に対する措置 ...412	2. 保安措置417
第8節 火災予防413	第3節 施工計画418
1. 防火管理体制の確立413	1. 共通事項418
2. 防火設備413	2. 工法選定418
3. 危険物の管理413	3. 工程計画418
4. アセチレンガス，溶接作業 ...414	4. 施工方法418
5. 避難設備414	第4節 現場管理418
第9節 工事現場のイメージアップ...414	1. 現場管理418
1. 整然とした工事現場の維持 ...414	2. 施工時の安全管理418
2. 土工事，基礎工事等 のある工事現場414	第4章 機械・装置・設備一般
3. 住民等への周知415	第1節 建設機械作業の 一般的留意事項420
4. イメージアップ415	1. 安全運転のための 作業計画・作業管理420
第10節 現場管理415	2. 現場搬入時の装備点検420
1. 施工計画，指揮命令 システムの周知415	3. 作業前点検420
2. 作業主任者の選任415	4. 建設機械の登坂， 降坂，その他420
3. 作業指揮者の選任415	5. 運転終了後及び機械 を離れる場合421
4. 有資格者の選任415	6. 用途外使用の制限421
5. 保護具等の着用と使用415	第2節 建設機械の運用421
6. 水上作業時の救命具415	1. 建設機械の適切な 選定と運用421
7. 非常事態における応急処置 ...416	2. 使用取扱環境421
8. 危険箇所の周知416	3. 安全教育422
9. 作業環境の整備416	4. 取扱責任者423
第3章 地下埋設物一般	
第1節 工事内容の把握417	

10. 土木工事安全施工技術指針

5. 点検・修理作業時の安全確保	423	1. 工事内容の把握	431
6. オペレータの指導	423	2. 施工条件の把握	431
7. 機械・工具・ロープ類の点検・整備	424	3. 周辺環境調査	431
第3節 建設機械の搬送	424	4. 地下埋設物等の調査	431
1. 建設機械の積込み, 積降し	424	5. 施工計画	431
2. 積込後の固定等	425	6. 工事施工段階の内容把握	431
3. 自走による移送	425	7. 仮設工事内容の全体把握	432
4. アタッチメント等作業装置の装着及び取はずし作業	425	8. 仮設工事計画の作成の注意事項	432
第4節 据付型・据置型機械装置	425	第2節 土留・支保工	432
1. 設置場所の選定	425	1. 一般事項	432
2. 原動機, 回転軸等の設備の保全	426	2. 施工時の安全管理	433
第5節 移動式クレーン作業	426	3. 土留・支保工の組立て	433
1. 作業計画・移動式クレーンの選定	426	4. 材 料	434
2. 配置・据付	426	5. 点検者の指名	434
3. 移動式クレーンの誘導・合図	427	6. 部材の取付け	434
4. 移動式クレーンの運転	427	7. 材料の上げ下ろし	434
5. 移動式クレーンの作業	427	8. 異常気象時の点検	434
6. 作業終了後の措置	428	9. 日常点検・観測	434
7. 玉掛作業	428	10. 土砂及び器材等の置き方	435
8. 立入禁止場所の指定, 標識類の設置	429	11. グランドアンカー工の留意事項	435
第6節 賃貸機械等の使用	429	第3節 仮締切工	435
1. 賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合	429	1. 一般事項	435
2. 運転者付き機械を使用する作業の場合	430	2. 河川における仮締切	436
第5章 仮設工事		3. 河口付近及び海岸地帯における仮締切	436
第1節 一般事項	431	4. 使用材料	436
		第4節 足場等	436
		1. 墜落防止の措置	436
		2. 計画・組立・解体の留意事項	436
		3. 組立設置作業	437
		4. 標識類の表示	437
		5. 点 検	437

10. 土木工事安全施工技術指針

6. 就業の制限	437	1. 運搬路, 設備	445
第5節 通路・昇降設備・栈橋等 ...	437	2. 運搬作業	445
1. 安全通路の設定	437	3. 点 検	446
2. 非常口・避難通路	438	4. 修 理	446
3. 危険場所への立入禁止	438	第3節 不整地運搬車	446
4. 点 検	438	1. 運搬路, 設備	446
5. 栈橋・登り栈橋の組立・ 解体・撤去	438	2. 運搬作業	446
第6節 作業床・作業構台	438	3. 点 検	447
1. 作 業 床	438	4. 修 理	447
2. 手 摺	439	5. 作業上の注意	447
3. 柵・仮囲い	439	第4節 コンベア	447
4. 巾木・地覆・車止め	439	1. 設置工事	447
5. 作業構台の組立	440	2. 試 運 転	447
6. 点 検	440	3. 運搬作業	447
第7節 仮設置機械設備	440	4. 点 検	447
1. 機械設備	440	5. 修 理	448
2. 運転作業	441	第5節 機関車・運搬車	448
第8節 仮設電気設備	441	1. 軌道, 車両の設備	448
1. 一般保守	441	2. 運搬作業	448
2. 設置・移設・撤去	442	3. 点 検	449
第9節 溶接作業	442	第6節 索道及びケーブル クレーン	449
1. 電気溶接作業	442	1. 索道設備, ケーブル クレーン設備	449
2. アセチレン溶接作業	442	2. 運搬作業	450
第6章 運 搬 工		3. 点 検	451
第1節 一般事項	444	4. 設置届等	451
1. 工事内容の把握	444	第7節 インクライン	451
2. 事前調査における共通事項 ...	444	1. 運搬作業	451
3. 事前調査における留意事項 ...	444	2. 点 検	452
4. 施工計画における共通事項 ...	444	第7章 土 工 工 事	
5. 施工計画における留意事項 ...	444	第1節 一般事項	453
6. 運搬作業における現場管理 ...	444	1. 工事内容の把握	453
第2節 トラック・ダンプトラック・ トレーラー等	445	2. 事前調査における共通事項 ...	453

10. 土木工事安全施工技術指針

3. 事前調査における留意事項 ...453	3. 盛土の安全対策458
4. 施工計画における共通事項 ...453	4. 切土のり面の安全対策458
5. 施工計画における留意事項 ...453	第5節 発破掘削458
6. 土工工事における現場管理 ...453	1. 火薬類作業従事者
7. 監視員等の配置453	に係わる事項458
8. 崩壊防止計画454	2. 作業員及び第三者
9. 掘削中の措置454	への危害防止458
10. 落石等に対する	3. 火薬庫での貯蔵459
危険予防措置454	4. 火薬類の一時置場459
11. 埋設物の近接作業454	5. 火薬類の取扱い459
12. 地盤改良工法454	6. 数量の管理459
第2節 人力掘削454	7. 発破作業時の留意事項459
1. 作業主任者の選任454	8. せん孔作業の留意事項460
2. 掘削面の勾配454	9. 装てん作業の留意事項460
3. 掘削作業455	10. 電気雷管の脚線の連結作業 ...460
4. てこ作業455	11. 電気発破の点火作業
5. 土砂等の置き場455	の留意事項461
6. 湧水の処理455	
7. 狭い作業空間条件下	第8章 基礎工事
での安全確保455	第1節 一般事項462
第3節 機械掘削456	1. 工事内容の把握462
1. 作業主任者の選任456	2. 事前調査462
2. 有資格者での作業456	3. 施工計画における共通事項 ...462
3. 機械掘削作業における	4. 施工計画における留意事項 ...462
留意事項456	5. 基礎工事における現場管理 ...462
4. 誘導員の配置456	6. 地下埋設物等の防護時における
5. 照明設備の設置457	関係者の立会462
6. 道路上での作業457	7. 機械運転に関する留意事項 ...462
7. さく岩機使用での作業457	8. 杭穴への転落防止措置463
8. ショベル系掘削機械の作業 ...457	9. ニューマチックケーソン
9. 狭い作業空間下	基礎工事463
での安全確保457	第2節 既成杭基礎工463
第4節 盛土工及びのり面工457	1. 作業指揮者の配置463
1. 盛土施工前の処置457	2. 機械の据付463
2. 盛土の施工458	3. 杭等の搬入463

10. 土木工事安全施工技術指針

4. 運転位置からの離脱の禁止 ...464	第3節 型わく工469
5. 的確なワイヤーロープ464	1. 型わく支保工の構造469
6. 玉掛作業464	2. 材 料469
7. くい打ち作業における 留意事項464	3. 作業主任者の配置469
8. くい抜き作業における 留意事項464	4. 悪天候時の作業中止469
9. 点 検464	5. 規格品の使用469
第3節 機械掘削基礎工465	6. 型わく支保工に ついで措置469
1. オールケーシング工法に あたっての留意事項465	7. 型わく組立解体作業470
2. リバースサーキュレーションドリル 工法にあたっての留意事項465	第4節 コンクリート工471
第4節 オープンケーソン基礎工事, 深礎工法, その他466	1. コンクリート混合設備471
1. 一般事項466	2. コンクリート打設設備471
2. オープンケーソン基礎工事に あたっての留意事項466	3. コンクリート打設作業472
3. 深礎工法による基礎の施工に あたっての留意事項466	4. 運転手付き機械等の使用472
第9章 コンクリート工事	第10章 圧気工事
第1節 一般事項468	第1節 一般事項473
1. 工事内容の把握468	1. 工事内容の把握473
2. 事前調査468	2. 事前調査における共通事項 ...473
3. 施工計画468	3. 事前調査における留意事項 ...473
4. コンクリート工事に おける現場管理468	4. 施工計画473
5. 危険箇所の周知468	第2節 圧気作業473
第2節 鉄筋工468	1. 有資格者の選任473
1. 工具類の整備468	2. 特別の教育473
2. 作業開始前の点検468	3. 非常事態に対する措置474
3. 運搬作業468	4. 救護の措置474
4. 作業床の設置468	5. 健康管理474
5. 通路の確保469	6. 高圧室内作業の管理474
	7. 作業主任者の携帯器具475
	8. 火気類の危険の周知475
	9. 高圧室の設備475
	10. 作業の禁止475
	11. 発破作業475
	第3節 仮設備476
	1. 送気設備476

10. 土木工事安全施工技術指針

2. 気 聞 室	476	4. 保安教育	482
3. 再 圧 室	476	5. 作業責任者	482
4. 換気設備	477	6. 毎日の作業内容打合せ	482
5. 作 業 室	477	7. 列車見張員	482
6. 連絡設備	477	8. 鉄道建築限界の明示	483
7. 電力設備	477	9. 地下埋設物、架空線 の取り扱い	483
8. 消火設備	478	10. 工事中重機械等の 運転資格と管理	483
第4節 施工中の調査及び管理	478	11. 列車通過時の一時施工中止 ...	483
1. 沿道調査	478	12. 既設構造物への 影響調査と報告	483
2. 可燃性ガスの濃度測定	478	13. 線路内への立入り	483
3. 圧気設備の点検	478	14. 軌道回路の短絡防止	483
4. 作業環境の測定	478	15. 緊急時の対応	484
5. 酸素濃度測定	478	第3節 各種作業	484
第5節 ニューマチック ケーソン基礎工事	479	1. 仮設工等	484
1. 刃口据え付け	479	2. くい打ち工	484
2. 連絡設備	479	3. 掘 削	484
3. 救護体制及び避難訓練	479	4. 切取、盛土工事	485
4. 掘削設備	479	5. 型わく工、鉄筋工、 コンクリート工	485
5. 昇降設備	479	第12章 土石流の到達するおそれ のある現場での工事	
6. 潜函への出入り	479	第1節 一般事項	486
7. 荷役作業	479	1. 適 用	486
8. 掘削作業	480	2. 工事内容の把握	486
第11章 鉄道付近の工事		3. 事前調査における共通事項 ...	486
第1節 事前協議及び事前調査	481	4. 事前調査における留意事項 ...	486
1. 適 用	481	5. 施工計画における共通事項 ...	486
2. 事前協議	481	6. 施工計画における留意事項 ...	486
3. 変更時の再協議	481	7. 現場管理	487
4. 事前調査	481		
第2節 近 接 作 業	482		
1. 共通事項	482		
2. 鉄道付近の工事に おける留意事項	482		
3. 保安体制の確立 及び安全設備	482		

第13章 道路工事

第1節 一般事項	489
1. 適用	489
2. 工事内容の把握	489
3. 事前調査における共通事項	489
4. 事前調査における留意事項	489
5. 施工計画	489
6. 道路工事における現場管理	489
7. 協議及び許可	490
第2節 交通保安施設	490
1. 道路標識施設	490
2. 保安灯	490
3. 交通量の特に多い道路 での保安施設	990
4. 現場付近における 交通の誘導	490
5. う回路	491
6. 工事責任者の巡回	491
第3節 道路舗装	491
1. 作業区域内の区分	491
2. 監視員または誘導員の配置	491
3. 作業時の服装等	491
4. 機械作業における留意事項	491
5. 作業員の励行事項	491
第4節 維持修繕工事	492
1. 保安施設等の設置及び管理	492
2. 舗装, オーバーレイ, 目地シール工事等	492
3. 歩道工事	493
4. 区画線の設置等の作業	493
5. 清掃, 除草等の作業	493
第5節 道路除雪	494
1. 除雪計画と準備	494
2. 除雪作業	494

第14章 橋梁工事 (架設工事)

第1節 一般事項	496
1. 適用	496
2. 工事内容の把握	496
3. 事前調査における留意事項	496
4. 施工計画における留意事項	496
5. 橋梁工事における現場管理	497
第2節 鋼橋架設設備	497
1. 新規開発架設機材の使用	497
2. クレーン等重量物 取扱い機械	497
3. 機械工具, ロープ類 の安全率	497
4. ケーブルクレーン及びケーブル エレクション用鉄塔の設置	497
5. アンカーの設置	497
6. ケーブルクレーンのサグ	497
7. ケーブルクレーンに使用する ワイヤーロープ	498
8. 設備, 部材置場の 配置と保守	498
9. 消火器等の整備	498
10. 危険物の保管	498
第3節 鋼橋架設作業	498
1. 架設作業	498
2. 指揮・命令系統等の明確化	498
3. 架設機械の設置・点検	498
4. クレーン作業	499
5. 橋部材の仮置き	499
6. 地組立作業	499
7. 橋部材の組立作業	499
8. 箱桁・鋼橋脚等の 内部の換気	500
9. 上下作業の回避	500
10. 受架台の設置	500

10. 土木工事安全施工技術指針

11. ジャッキの設置 及び降下作業500	6. 資格者の選任505
12. 軌条梁の据付け501	7. 女子及び年少者の 作業の禁止506
13. 橋桁の移動作業501	8. 山岳トンネル工事 における現場管理506
14. 仮締め状態時の載荷制限501	9. 救護の設備及び避難訓練506
15. 橋桁上のクレーン設置501	10. 警報設備及び構造507
16. 河川内に設置した 仮設物の防護501	11. 浸水のおそれのあるトンネルの 緊急通報体制507
17. 係留設備501	第2節 仮 設 備507
18. 水上作業中の監視501	1. 安全通路507
第4節 PC橋架設設備502	2. 排水処理507
1. 工具類の整備点検502	3. 機械設備508
2. ジャッキ, ジャッキ受け ブラケット, ポルト502	4. 換気設備508
3. 横取り設備502	5. 圧縮空気設備508
4. 重量トローリー502	6. 掘削・積込み用機械508
第5節 PC橋架設作業502	7. 荷役運搬機械508
1. 軌条の据え付け502	8. 工事用電気設備508
2. PC桁の仮置き及び運搬503	第3節 作業環境保全509
3. PC桁の転倒防止503	1. 坑内環境の改善509
4. クレーン等の設置時 チェック503	2. 換 気509
5. 架設桁設備等の 送り出し作業503	3. 粉じん対策510
6. 横取り作業503	4. 酸欠・有毒ガス対策510
7. ジャッキによるこう上・ 降下作業504	5. 騒音・振動対策510
第15章 山岳トンネル工事	6. 作業環境測定510
第1節 一般事項505	第4節 粉じん対策510
1. 適 用505	1. 施工計画における留意事項 ...510
2. 工事内容の把握505	2. 粉じん発生源対策510
3. 事前調査における共通事項 ...505	3. 換 気512
4. 事前調査における留意事項 ...505	4. 粉じん濃度等の測定及び評価 ...513
5. 施工計画505	5. 呼吸用保護具514
	6. 教 育514
	第5節 爆発・火災防止515
	1. 防火対策515
	第6節 避難・救護措置515

10. 土木工事安全施工技術指針

1. 避難・救護	515	2. 型わくの組立, 解体	523
2. 警報設備, 通話装置, 避難用器具	516	3. コンクリートの打設	523
3. 救護及び避難の訓練	516	4. 裏込注入	524
4. 緊急時の対策	516	第16章 シールド・推進工事	
第7節 可燃性ガス対策	516	第1節 一般事項	525
1. 事前調査における留意事項	516	1. 適用	525
2. 工事中の調査・観察	517	2. 工事内容の把握	525
3. 施工計画における留意事項	517	3. 事前調査における共通事項	525
4. 可燃性ガスの処理	517	4. 事前調査における留意事項	525
5. 換気	518	5. 粉じんに関する留意事項	525
6. 警報装置	518	6. 可燃性ガスに関する 留意事項	525
7. 火源対策	519	7. 施工計画における共通事項	525
8. 緊急の措置	519	8. 施工計画における留意事項	525
9. 避難用器具	519	9. シールド, 推進工事に おける現場管理	526
10. 教育及び救護の措置	519	10. 防火対策及び救護措置	526
第8節 掘削工	520	11. 浸水のおそれのある トンネルの緊急通報体制	526
1. 坑口掘削	520	第2節 仮設備	527
2. 坑内掘削	520	1. 共通事項	527
3. 発破	520	2. 材料搬出入, 掘削土 運搬設備等	527
第9節 運搬工	520	3. 通路の安全確保	527
1. ずり積作業	520	4. 環境対策	527
2. 車輪式車両による ずり運搬作業	520	5. 排水設備	527
3. 機関車によるずり運搬作業	521	第3節 立坑工事	527
4. 軌道設備	521	1. 埋設物処理	527
第10節 支保工	521	2. 材料搬出入作業	528
1. 一般的事項	521	3. 浸水対策	528
2. 鋼アーチ支保工	522	第4節 シールド工事	528
3. 吹付コンクリート	522	1. 機械組立解体	528
4. ロックボルト	522	2. 発進及び到達時の留意事項	528
5. その他支保工	523	3. 掘進管理	528
6. 計測管理	523		
第11節 覆工	523		
1. 型わく一般	523		

10. 土木工事安全施工技術指針

4. セグメント組み立て	529	10. 確認, 点検事項	535
5. 裏込め注入	529	第4節 作業船及び台船作業	535
6. 二次覆工コンクリート	529	1. 人員の水上輸送	535
第5節 推進工事	529	2. 運航・回航・曳航作業	535
1. 管 材	529	3. 出入港・係留作業	536
2. 推進台	529	4. 荷役作業	536
3. 推進管理	529	5. 舷外作業	537
4. 掘削土の搬出	530	6. 浚渫・掘削作業	537
5. 滑材注入	530	7. 埋立作業	538
6. 裏込め注入	530	8. 地盤改良作業	538
第17章 河川及び海岸工事		9. 杭打作業	539
第1節 一般事項	531	10. 水中発破作業	539
1. 適 用	531	11. コンクリート打設作業	539
2. 工事内容の把握	531	第18章 ダム工事	
3. 事前調査における共通事項	531	第1節 一般事項	541
4. 事前調査における留意事項	531	1. 工事内容	541
5. 施工計画における共通事項	532	2. 事前調査における共通事項	541
6. 施工計画における留意事項	532	3. 事前調査における留意事項	541
7. 現場管理	532	4. 施工計画における共通事項	541
第2節 水辺及び水上作業	532	5. 施工計画における	
1. 仮締切工	532	一般的留意事項	541
2. 堤防等の維持修繕	533	6. コンクリートダム工事	
3. 安全注意等	533	の留意事項	542
4. 非常時の対策	533	7. フィルタイプダム工事	
第3節 潜水作業	533	の留意事項	542
1. 送気設備	533	第2節 基礎掘削工	542
2. 救急設備	534	1. 現場管理及び	
3. 潜水方法	534	建設機械の運用	542
4. 連絡方法	534	2. 大型重機械に関する	
5. 監 視	534	留意事項	542
6. 吹き上げ防止	534	3. 上下作業	543
7. 窒素酔い防止	534	4. 発破作業	543
8. 炭酸ガス等による中毒防止	535	5. のり面掘削時の留意事項	543
9. 酸素中毒防止	535	6. 仕上掘削	543

10. 土木工事安全施工技術指針

7. 岩盤清掃	543	3. 事前調査における留意事項 ...	549
8. 高圧管の設置	543	4. 施工計画	549
9. 運搬道路の形状	544	5. 取りこわし工事における 現場管理	550
10. 土捨場の安全措置	544	第2節 取りこわし工	550
第3節 基礎処理工	544	1. 圧砕機, 鉄骨切断機, 大型ブレーカ における必要な措置	550
1. ボーリング作業	544	2. 転倒工法における 必要な措置	550
2. 注入作業	544	3. カッター工法に おける必要な措置	550
第4節 堤体コンクリート工事	545	4. ワイヤソーイング工法に おける必要な措置	551
1. コンクリート関連作業	545	5. アプレッシブウォータージェット 工法における措置	551
2. コンクリート運搬設備	545	6. 爆薬等を使用した取りこわし 作業における措置	551
3. コンクリート打設作業	546	7. 静的破砕剤工法 における措置	551
4. クレーン下の作業	546		
5. シュート, ロープの支持力 ...	546		
6. のり面下の作業	546		
7. 材料の搬入・搬出	546		
8. 型わく作業	546		
9. 設備内への立入	546		
10. 設備等の修理	546		
11. RCD工法での留意事項	547		
第5節 ダム材料盛立工事 (フィルタイプダム).....	547		
1. 共通事項	547		
2. ストックパイル作業	547		
3. 運搬道路	547		
4. 盛立面での輻輳作業	548		
5. 盛立面のり肩での作業	548		
6. コア着岩部	548		
7. 盛立面での人力作業	548		
8. チッピング	548		
9. リップラップ	548		
第19章 構築物の取りこわし工事			
第1節 一般事項	549		
1. 工事内容の把握	549		
2. 事前調査における共通事項 ...	549		

第1章 総 則

第1節 総 則

1. 目 的

本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

2. 適用範囲

本指針は、国土交通省で行う一般的な土木工事の安全施工に適用する。

3. 関連法令等の遵守

土木工事の施工にあたっては、本指針のほか工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に行わなければならない。

第2節 事前調査

1. 工事内容、施工条件等の把握

施工計画を作成するにあたっては、あらかじめ設計図書に明示された事項に対する事前調査を行い、安全確保のための施工条件等を把握しておくこと。

2. 事前調査

施工計画の作成に際しては、地形、地質、気象、海象等の自然特性、工事用地、支障物件、交通、周辺環境、施設管理等の立地条件について適切な調査を実施すること。

第3節 施工計画

1. 施工計画の作成

(1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（工事数量、地形地質、構造規模、適用工法、工期、工程、材料、用地等）を考慮し、工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。

また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づい

で検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。

- (2) 関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では、その協議・調整内容をよく把握し、特に工事の安全確保に留意すること。この場合、当該事項に係わる内容は、一般的に工程計画の立案に際して制約条件となるので、よく把握すること。

特に都市内工事にあつては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること。

- (3) 現場における組織編成及び業務分担、指揮命令系統が明確なものであること。また、災害等非常時の連絡系統も明記しておくこと。
- (4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、工程、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。
- (5) 使用機械設備の計画・選定にあつては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。
- (6) 工事による作業場所及びその周辺への振動、騒音、水質汚濁、粉じん等を考慮した環境対策を講じること。
- (7) 工程は、準備作業から工事完了まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、気象・海象条件等を十分考慮して作成すること。

2. 施工計画の変更等

施工時においては、当初の施工計画に従って忠実に実施すること。ただし、事前検討の条件と実際の施工条件との相違又は、新たに生じた状況等により当初の施工計画書に記載した内容に変更が生じるときは、全体状況を十分勘案してすみやかに計画書を変更すること。

第4節 工事現場管理

1. 安全施工体制

安衛法10～19の2

工事の施工にあたっては、工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために、現場の安全施工体制及び隣接地工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。

2. 工事内容の周知・徹底

安衛則642の3

当該工事の内容、設計条件、施工条件、工法を工事関係者へ周知・徹底させること。

3. 作業員の適正配置

施工時においては、確保できる作業員数を考慮した施工計画とするとともに、未熟練者、高齢者に対しては、作業内容、作業場所等を考慮し、適切な配置を行うこと。

また、作業員の配置については、作業員の業務経験、能力等の個人差も十分考慮すること。

4. 現場条件に応じた措置

施工中現場の施工条件と施工計画とが一致しない状況になった場合は、すみやかにその原因を調査分析し、変更となった条件を考慮して対策をたて直し、適切な施工管理に努めること。

5. 緊急通報体制の確立

(1) 関係機関及び隣接地工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における通報方法の相互確認等の体制を明確にしておくこと。

(2) 通報責任者を指定しておくこと。

(3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。

6. 臨機の措置

施工中災害の発生が予想される場合には、直ちに作業を中止するとともに、作業員を退避させ、必要な情報連絡を行い、安全対策を構じる等状況に即した適切な措置を行うこと。

7. 安全管理活動

日々の建設作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。

事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ

安全朝礼（全体的指示伝達事項等）

安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）

安全点検

安全訓練等の実施

8. 工事関係者における連携の強化

- (1) 設計、施工計画、施工の連携の強化を図ること。
- (2) 各種作業において設定した設計条件あるいは施工計画における条件と変化する現場の条件を常に対比し、不都合がある場合は、適宜相互確認のうえ、対処すること。

第2章 安全措置一般

第1節 作業環境への配慮

1. 換気の悪い場所等での必要な措置

- (1) 自然換気が不十分なところで内燃機関を使用するときは、十分な換気の措置を講じること。
- (2) 粉じん飛散を防止する措置を講じること、特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。

2. 強烈な騒音を発生する場所等での必要な措置

- (1) 強烈な騒音を発生する場所であることを、明示するとともに作業員へ周知させること。
- (2) 強烈な騒音を発生する場所では、耳栓等の保護具を使用すること。

安衛法583の2

3. 狭い作業空間での機械施工に際しての安全確保

- (1) 施工計画の立案に際しては、作業空間と機械動作範囲・作業能力等を把握し、機械選定等に十分配慮すること。
- (2) 空間的に逃げ場が無いような場所での機械と人力との共同作業では、運転者、作業員及び作業主任者又は作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること。

4. 作業環境項目の測定

安衛法65

以下の作業場所では、必要とされる各環境項目の測定を行うこと。

土石、岩石等の粉じんを著しく発散するような坑内、屋内の作業場等での粉じん測定。

粉じん則26

通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量、気温、炭酸ガスの測定等。

安衛則592

酸素欠乏等の危険のある場所における作業場での酸素、硫化水素の濃度測定等。

酸欠則3

第2節 工事現場周辺の危害防止

1. 工事区域の立入防止施設

- (1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等防護工を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。
- (2) 立入防止施設は、子供等第三者が容易に侵入できないような構造とすること。
- (3) 立入防止施設に併設した工事看板、照明器具等は保守管理を行うこと。
- (4) 立入防止施設に設けた出入口は、施錠できるようにすること。
- (5) 道路に近接して掘削等により開口している箇所がある場合には、蓋をするか防護柵を設置して転落防止措置を講じること。

2. 現道占用の管理

- (1) 工事のため現道を使用する場合には、立入防止施設を含め占有許可条件に適合した設備とし、常に保守管理を行うこと。
- (2) 看板、標識類は所定の場所に通行の妨げとならないよう設置し、常に点検整備を行うこと。
- (3) 夜間照明、保安灯、誘導灯等は、電球切れ等の点検を行い常に保守管理を行うこと。

3. 看板・標識の整備

- (1) 現道の上に設置する工事看板、迂回路案内板等各種標識類は、所定の場所に交通の支障とならないよう設置し、振動や風等で倒れないよう固定措置を講じること。
- (2) 案内標識、協力要請看板等は、運転者及び歩行者の見やすい場所に設置すること。
- (3) 標示板、標識等看板類は、標示内容が夜間においても明瞭に見えるよう必要な措置を講じること。
- (4) 看板・標識等は、保守管理を行うこと。

4. 工事現場出入口付近での交通事故防止

- (1) 現道に面して歩道を切り下げ又は覆工して出入口を設けた場合には、段差、すき間、滑りのない構造として常に保守管理を行うこと。
- (2) 工事車両の出入口には、工事車両の出入を歩行者等に知らせるためブザー又は黄色回転灯を設置すること。
- (3) 出入口では、歩行者及び一般交通を優先し、工事車両の出入りに伴う交通事故防止に努めること。
- (4) 出入口には、必要に応じて交通整理員を配置すること。

5. 地域住民との融和

- (1) 工事着手前に地区自治会等を通じ、周辺住民等に工事概要を周知し協力要請に努めること。
- (2) 工事場所がスクールゾーン内にある場合には、登下校時の工事車両の通行に関する留意事項を工事関係者に周知すること。
- (3) 地元住民が容易に理解できるよう工事の進捗状況を必要に応じて回覧するか看板を作成して掲示する等して、工事に対する理解を求めること。
- (4) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じること。

6. 現場外での交通安全管理

工事現場外においても、作業員の運転する自動車等の交通安全に対し、十分に注意をうながし事故等の防止に配慮すること。

第3節 立入禁止の措置

1. 関係者以外の立入禁止

以下のような場所では、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい個所にその旨を表示すること。

関係者が十分に注意を払いながら、危険な作業を行っている場所

関係者以外の者が立入ると、作業している者に危険が生

安衛則585

じるおそれのある場所

有害な作業箇所で、人が保護具等の装備をしないで立入ると、健康等に支障があるような場所

第4節 監視員，誘導員等の配置

1. 監視員，誘導員等の配置

- (1) 建設工事においては、現場の状況，作業方法に応じて、適宜監視員，誘導員等を配置すること。
- (2) 監視員，誘導員には、現場状況，危険防止等について十分周知を図ること。

2. 合図，信号等の統一

- (1) 複数の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・誘導員等との間で、下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう、合図，信号等を統一すること。

クレーン等の運転についての合図の統一

警報等の統一

避難等の訓練の実施方法の統一

その他必要な事項

- (2) 伝達方法は、複数の移動式受話器やトランシーバー等の相互に確認できる装置を利用する等、現場条件に適した方法をとること。

3. 合図・信号の周知

- (1) 新規に入場した作業員，監視員，誘導員に対しては、当該作業に適合した合図・信号について教育すること。
- (2) 毎日当該作業開始前に、定められた合図・信号についての再確認をすること。
- (3) 各種標準合図信号の看板を作成し、現場内に掲示するとともに縮小版を当該機械に掲示する等により周知を図ること。

第5節 墜落防止の措置

1. 足場通路等からの墜落防止措置

- (1) 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合は、足場を組立

安衛則104,159,
151の8

クレーン則25,71
クレーン則639
安衛則642
安衛則642の2
安衛則639

安衛法21
安衛則519

- てる等の方法により安全な作業床を設け、手摺には必要に応じて中さん、幅木を取付けること。
- (2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を取りはずすときは、防護網を張り、作業員に安全帯を使用させる等の措置を講じること。 安衛則519
- (3) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、安全帯が容易に使用出来るよう親綱等の設備を設けること。 安衛則521, 519
- (4) 足場等の作業床は、常に点検し保守管理に努めること。
この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に依じて適切な方法を取り、安全確認を図ること。
- (5) 通路の主要な箇所には、安全通路であることを示す表示をすること。 安衛則540
- (6) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。 安衛則541
- (7) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態に保持すること。 安衛則542
2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置
- (1) 作業床の端、開口部等には、必要な強度の囲い、手すり、覆い等を設置すること。 安衛則563
- (2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、安全確保のため防護網を張り、安全帯を使用させる等の措置を講じること。 安衛則563
- (3) 床上の開口部の覆い上には、原則として材料等を置かないこととし、その旨を表示すること。
- (4) 柵、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。 安衛則530
3. 掘削作業における墜落防止措置
- (1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し安全帯を使用させること。その際親綱の上方のり面 安衛則518, 519

との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。

- (2) 斜面を昇降する必要がある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し安全带を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないように十分安全性について確認すること。
- (3) のり肩を通路する際には、転落防止柵等を設けること。
- (4) 土留・支保工内の掘削には、適宜通路を設けることとし、切梁、腹起し等の土留・支保工部材上の通行を禁止すること。

4. 作業員に対する措置

- (1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。
- (2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。
- (3) 安全带等保護具の保管管理について指導すること。
- (4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。
- (5) 高所の作業においては未熟練者、高齢者の配置は避けること。

安衛則60の2
安衛則642の3

安衛法62

安衛法62

第6節 飛来落下の防止措置

1. ネット・シートによる防護

- (1) 構造物の出入口と外部足場が交差する場所の出入口上部には、飛来落下の防止措置を講じること。また、安全な通路を指定すること。
- (2) 作業の都合上、ネット、シート等を取りはずしたときは当該作業終了後すみやかに復元すること。
- (3) ネットは目的に合わせた網目のものを使用すること。
- (4) ネットに網目の乱れ、破損があるものは使用しないこと。また、破損のあるものは補修して使用すること。
- (5) シートは強風時（特に台風時）には足場に与える影響に

安衛則537,538,540

留意し、巻き上げる等の措置を講じること。

2. 飛来落下防護

現道又は民家等に近接している場所での工事では、飛来落下防止対策を講じること。

3. 投下設備の設置

- (1) 高さ3m以上の高所からの物体の投下を行わないこと。
- (2) やむを得ず高さ3m以上の高所から物体を投下する場合には、投下設備を設け、立入禁止区域を設定して監視員を配置して行うこと。
- (3) 投下設備はゴミ投下用シュート又は木製によるダクトシュート等のように、周囲に投下物が飛散しない構造とすること。
- (4) 投下設備先端と地上との間隔は投下物が飛散しないように、投下設備の長さ、勾配を考慮した設備とすること。

安衛則536

安衛則536

4. 高所作業・掘削箇所周辺の材料等の集積

- (1) 足場、鉄骨等物体の落下しやすい高所には物を置かないこと。また、飛散物を仮置きする場合には緊結するか、箱、袋に収納すること。やむを得ず足場上に材料等を集積する場合には、集中荷重による足場のたわみ等の影響に留意すること。
- (2) 作業床端、開口部、のり肩等の1m以内には集積しないこと。作業床の開口部等では、幅木等により、落下を防止する措置を講じること。
- (3) 杭、コンクリート管等曲面のある材料を集積する際には、ころがり防止のため歯止め等の措置を講じること。
- (4) ベニヤ板等風に飛ばされやすい材料については、ロープ等でしばる等の飛散防止の措置を講じること。

5. 上下作業時の連絡調整

- (1) 上下作業は極力避けること。やむを得ず上下作業を行うときは、事前に両者の作業責任者と場所、内容、時間等をよく調整し、安全確保を図ること。
- (2) 上下作業は、飛来落下の危険を生ずるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ、安全確保を図ること。
- (3) 防護措置が困難な場合には、監視員、合図者等を適宜配

置すること。

第7節 異常気象時の対策

1. 緊急連絡体制の確立

1章4節に準ずること。

2. 気象情報の収集と対応

- (1) 事務所にテレビ、ラジオ等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。
- (2) 事務所、現場詰所及び作業場所間の連絡伝達のための設備を必要に応じ設置すること。電話による場合は固定回線の他に、異常時の対応のために、複数の移動式受話器等で常に作業員が現場詰所や監視員と瞬時に連絡できるようにしておくこと。また、現場状況に応じて無線機、トランシーバー等で対応すること。
- (3) 現場における伝達は、現場条件に応じて、無線機、トランシーバー、拡声機、サイレン等を設け、緊急時に使用できるよう常に点検整備しておくこと。
- (4) 工事責任者は、非常時の連絡を行った場合は、確実に作業員へ伝達され周知徹底が図られたことを確認すること。

3. 作業の中止、警戒及び各種点検

- (1) 気象の状況に応じて作業を中止すること。
- (2) 天気予報等であらかじめ異常気象が予想される場合は、作業中止を含めて作業予定を検討しておくこと。
- (3) 洪水が予想される場合は、各種救命用具（救命浮器、救命胴衣、救命浮輪、ロープ）等を緊急の使用に際して即応できるよう準備しておくこと。
- (4) 発火信号、照明灯及び自家発電機等は、作動点検を定期的実施すること。
- (5) 工事責任者は、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班を出動させて巡回点検を実施すること。
- (6) 警戒員は、気象の急変及び非常事態に注意し、工事責任者との連絡を適宜行い、周辺の状況把握に努めること。
- (7) 危険箇所が発見された場合には、すみやかに危険箇所

立入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示すること。

- (8) 警報及び注意報が解除され、作業を再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検すること。

4. 大雨に対する措置（作業現場及び周辺の整備）

- (1) 作業現場及び周辺の状況を点検確認し、次のような防災上必要な箇所は補強及び修補を行い、必要に応じて立入禁止の措置と標示を行うこと。

土砂崩れ、がけ崩れ、地すべりが予想される箇所及び土石流の到達が予想される箇所

物の流出、土砂の流出箇所

降雨により満水し、沈没又は、転倒するおそれのあるもの

河川の氾濫等により浸水のおそれのある箇所

- (2) 流出のおそれのある物件は、安全な場所に移動する等流出防止の措置を講じること。
- (3) 大型機械等の設置してある場所への冠水流出、地盤のゆるみ、転倒のおそれ等がある場合は、早めに適切な場所への退避又は転倒防止措置を講じること。
- (4) 降雨により冠水流出のおそれがある仮設物等は、早めに撤去するか、水裏から仮設物内に水を呼び込み内外水位差による倒壊を防ぐか、補強するなどの措置を講じること。
- (5) 土石流、計画又は想定を上回る規模の異常出水に対する安全対策及び緊急体制を確立しておくこと。

5. 強風に対する措置

- (1) 強風の際には、クレーン、杭打機等のような風圧を大きく受ける作業用大型機械の休止場所での転倒、逸走防止には十分注意すること。
- (2) 強風により高圧電線が大きく振れても触れないように電線類から十分な距離をとって退避させておくこと。
- (3) 河川・海岸工事での通路の作業床等は、強風による転倒及び波浪による流出事故のないよう十分補強しておくこと。
- (4) 予期しない強風が吹き始めた場合には、特に高所作業で

安衛則151の6, 157

クレーン則31の2,
74の3

は、作業を一時中止すること。この際、物の飛散が予想されるときは、飛散防止措置を施すとともに、安全確保のため、監視員、警戒員を配置すること。

- (5) 強風下での警戒及び巡視は2名以上を構成員とする班で行うこと。
- (6) 作業再開時で足場上の作業を行うときは、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに修補すること。

安衛則567

6. 雪に対する措置

- (1) 道路、水路等には幅員を示すためのポール、赤旗の設置等の転落防止措置を講じること。
- (2) 道路、工事用栈橋、階段、スロープ、通路、作業足場は、除雪するか又は滑動を防止するための措置を講じること。
- (3) 標識、掲示板等に付着した雪は払い落とし、見やすいものにしておくこと。

7. 雷に対する措置

- (1) 警報器、ラジオ等により雷雲の発生や接近の情報を入手した時は、その状況に応じて拡声機、サイレン等により現場作業員に伝達すること。
- (2) 電気発破作業を行う現場では、特に警戒体制を確立し、警報（作業中止、退避等）、連絡方法を定め、作業中止又は退避の場所等に関する措置を適切な所に看板等で示し、全員に徹底すること。
- (3) 電気発破作業においては、雷光と雷鳴の間隔が短い時は、作業を中止し安全な場所に退避させること。また、雷雲が真上を通過した後も、雷光と雷鳴の間隔が長くなるまで作業を再開しないこと。

8. 地震及び津波に対する措置

- (1) 地震及び津波に対する警報が発せられた場合は、安全な場所へ作業員を退避させること。
- (2) 地震及び津波が発生した後に、工事を再開する場合は、あらかじめ建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検すること。

クレーン則37

第8節 火災予防

1. 防火管理体制の確立

- (1) 工事現場には事務所、寄宿舍等の防火に関し、防火管理組織を編成すること。
- (2) 事務所、寄宿舍等に勤務者又は居住者が50人以上の場合には、資格を有する者の中から防火管理者を選任し消防署長に届出ること。
- (3) 事務所、寄宿舍の建物毎に火元責任者を指名し表示すること。

消防法 8

消防法 4

2. 防火設備

- (1) 消火栓、消火器、防火用水等は、建物延面積に合わせた消火能力を勘案した設備とすること。
- (2) 火気を取扱う場所には、用途に応じた消火器等消火設備を備えること。消火器は有効期間を確認すること。

消防法17
消防法則 6, 7
建設業附属寄宿舍
規定12

3. 危険物の管理

- (1) 危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。
- (2) 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、設置許可手続をすること。
- (3) 危険物の貯蔵所又は取扱所には、立入禁止の措置をし、かつ火気使用禁止の表示をすること。
- (4) 危険物取扱作業方法を定め、工事関係者への周知徹底を図ること。
- (5) 可燃性塗料等の危険物は、直射日光を避け、通風換気の良いところに置場（危険物倉庫）を指定して保管のうえ、施錠し、「危険物置場」「塗料置場」「火気厳禁」等の表示をして、周辺での火気使用を禁止すること。
- (6) 指定された数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵及び取扱いを行わないこと。
- (7) 危険物の貯蔵所を設置する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、検査を受けること。

消防法13

消防法4,9,11

安衛則262, 263

危規令 7

4. アセチレンガス、溶接作業

- (1) ガスボンベは、通風、換気、置き方に留意し、適切な場所に貯蔵すること。
- (2) ガス溶接、溶断に使用する器具類は作業前に点検し、不良箇所は補修又は取換えること。
- (3) ガスボンベは、使用前、使用中、使用済の区別を明確にしておくこと。
- (4) ガス溶接、溶断による火花等に対する防護措置は適切に行うこと。
- (5) ガス溶接、溶断作業は有資格者以外には行わせないこと。

5. 避難設備

- (1) 事務所、寄宿舎の要所に避難経路を表示すること。
- (2) 2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には、すべり台、すべり棒、避難ばしご、避難ロープ等を設置すること。

建設業附属寄宿舎
規定8条
消防令25
消防則26, 27

第9節 工事現場のイメージアップ

1. 整然とした工事現場の維持

- (1) 作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、残材、不用物は整理・処分し、必要資材の整頓に努めること。
- (2) 連絡車等は、整然とした駐車に努めること。また、建設機械の駐機についても整然とした配置に努めること。
- (3) 柵等は常に整備し、破損・乱れは放置せず、維持管理を図ること。

2. 土工事、基礎工事等のある工事現場

- (1) 工事現場の状況に応じて、工事用道路には粉じん防止のため砕石あるいは舗装を施すとともに、排水施設を設けること。また、工事用車両出入口には、必要に応じて、タイヤ洗浄設備等を設けて、土砂の散逸防止に努めること。
また、上記の措置が困難な場合には現場路面の清掃を適宜行い、土砂散逸させないこと。
- (2) 人家密集地等、周辺の状況に応じて仮囲いを設け、土砂飛散防止の措置を講じること。

(3) 現場状況に応じて防じん処理等の措置を講じること。

3. 住民等への周知

騒音，振動を伴う作業を行う現場では，地域住民等の理解を得るよう，作業時間を標示すること等により，事前に周知を図ること。

4. イメージアップ

現場事務所，作業員宿舎，休憩所及び作業環境等の改善を行い，快適な職場を形成するとともに，看板並びに現場周辺の美装化に努めること。

第10節 現場管理

1. 施工計画，指揮命令系統の周知

施工計画，指揮命令系統及び作業の順序，方法等をあらかじめ作業員に周知すること。

2. 作業主任者の選任

災害を防止するため管理を必要とする作業については，作業の区分に応じて免許を受けた者又は技能講習を終了した者を作業主任者として選任し，作業員の指揮を行わせること。

安衛法14

3. 作業指揮者の選任

(1) 車両系の機械を使用する作業では指揮者を定め，作業計画に基づき，その作業を指揮させること。

(2) 作業指揮者は作業が作業手順どおり行われているか，また状況の変化により作業方法を変更しなければならないかを見極めるため，必要に応じ適切な措置を講じること。

安衛法31の2
安衛則151の4，
194の6

4. 有資格者の選任

クレーンの運転・玉掛作業等有資格者を必要とする作業には，必ず有資格者をあてるとともに，技能の確認を行うこと。

安衛法61
クレーン則33,221

5. 保護具等の着用と使用

作業に携わる者は，作業に適した服装を身につけ，保護具等を携帯し，必要時には必ず使用すること。

安衛則366,539

6. 水上作業時の救命具

(1) 水上作業には必ず救命具をそろえておくこと。

(2) 水中に転落するおそれのあるときは，救命具を使用する

こと。

7. 非常事態における応急処置

非常事態の発生時における連絡の方法，応急処置の方法等を作業員に周知すること。

8. 危険箇所の周知

架空工作物，特に高圧電線等は，その危険性について作業員に十分認識させておくこと。

9. 作業環境の整備

材料の置場は，作業に適した場所を選定し，通路・非常口・分電盤・操作盤の前面等は避けること。

第3章 地下埋設物一般

第1節 工事内容の把握

1. 設計図書での地下埋設物に関する事項の確認
 - (1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。
 - (2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に出向き、道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。
2. 道路に近接した掘削工事がある場合

掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。
3. 郊外地、山間地の道路

郊外地、山間地の道路の場合であっても地下埋設物を十分に確認すること。

第2節 事前確認

1. 調査及び埋設物の確認

埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。
2. 保安措置
 - (1) 掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。 公災防(土)35
 - (2) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置等を 公災防(土)36

道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。

- (3) 工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。

公災防(土)36

第3節 施工計画

1. 共通事項

第1章第3節に準ずること。

2. 工法選定

掘削工事を行おうとする場合には、地下埋設物の状況を十分に把握したうえで工法を選定し、施工を行うこと。この際には埋設復旧までの一連の工事内容を考慮し、埋設物の保全に努めること。

3. 工程計画

- (1) 市街地における土木工事では、埋設物が多く、その正確な位置がつかめない場合もあることを考慮し、調査に必要な日数を十分に見込んだ施工計画を作成すること。
- (2) 埋設物は主として道路敷地内にあるため、工事に際しては、道路交通との調整に十分配慮し、試掘工事、切廻工事、移設工事等の内容をよく把握すること。そのうえで、作業時間の制約等を考慮した工程を事前に関係機関と協議しておくこと。

4. 施工方法

埋設箇所に関係する工事の施工計画は、関係する埋設物管理者との協議が必要であり、工事の方法、防護方法等、必要事項を打合せのうえとりまとめること。

第4節 現場管理

1. 現場管理

第1章第4節に準ずること。

2. 施工時の安全管理

- (1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試

安衛則362
安衛法29の2

掘段階から本体工事の埋戻・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理すること。

- (2) 埋戻・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

第4章 機械・装置・設備一般

第1節 建設機械作業の一般的留意事項

1. 安全運転のための作業計画・作業管理

- (1) 作業内容，作業方法，作業範囲等の周知を図ること。
- (2) 路肩，のり肩等危険な場所での作業の有無，人との同時作業の有無等を事前に把握して，誘導員，監視員の配備及び立入禁止箇所の特定・措置を明らかにしておくこと。
- (3) 作業内容により，やむを得ず，人と建設機械との共同作業となる場合には，必ず誘導員を指名して配置すること。誘導員及び作業員には合図，誘導の方法の他，運転者の視認性に関する死角についてと周知を図ること。

安衛則155

安衛則157

安衛則158

2. 現場搬入時の装備点検

- (1) 前照灯，警報装置，ヘッドガード，落下物保護装置，転倒時保護装置，操作レバーロック装置，降下防止用安全ピン等の安全装置の装備を確認すること。
- (2) 前照灯，警報装置，操作レバーロック装置等の正常動作を確認すること。
- (3) 建設機械の能力，整備状況等を確認すること。

安衛則170

3. 作業前点検

- (1) 作業開始前の点検を行うこと。
- (2) 点検表に基づき各部を点検し，異常があれば整備が完了するまで使用しないこと。
- (3) 作業装置の動作点検の際には，再度周辺に人がいないこと，障害物がないこと等の安全を確認してから行うこと。

4. 建設機械の登坂，降坂，その他

- (1) 指定された建設機械の登坂能力及び安定度を超えて走行しないこと。その他機種に応じた運転基本事項を厳守すること。
- (2) 走行中に，地形，地盤その他に異常を感じたときは，走行を一旦停止して，地形，地盤その他を確認すること。

5. 運転終了後及び機械を離れる場合

安衛則160

- (1) 建設機械を地盤の良い平坦な場所に止め、バケット等を地面まで降ろし、思わぬ動きを防止すること。やむを得ず、坂道に停止するときは、足回りに歯止め等を確実にすること。
- (2) 原動機を止め、ブレーキは完全に掛け、ブレーキペダルをロックすること。また、作業装置についてもロックし、キーをはずして所定の場所へ保管すること。

6. 用途外使用の制限

- (1) 原則として、建設機械は、用途以外に使用しないこと。
- (2) パワーシャベル等の吊り上げ作業等に係わる用途外使用は、作業の性質上やむを得ない場合に限り、その際には、以下を満たすことを確認したうえで行うこと。
 - 十分な強度をもつ吊り上げ用の金具等を用いること。
 - 吊り荷等が落下しないこと。
 - 作業装置からはずれないこと。

安衛則164

安衛則164

第2節 建設機械の運用

1. 建設機械の適切な選定と運用

安衛法30

- (1) 機械選定に際しては、使用空間、搬入、搬出作業及び転倒等に対する安全性を考慮して選定すること。また、操作性の状況、振動、騒音、排出ガス等を考慮して選定すること。
- (2) 使用場所に応じて、作業員の安全を確保するため、適切な安全通路を設けること。
- (3) 建設機械の運転、操作にあたっては、有資格者及び特別の教育を受けた者が行うこと。

2. 使用取扱環境

- (1) 危険防止のため、作業箇所には、必要な照度を確保すること。
- (2) 機械設備には、粉じん、騒音、高温低温等から作業員を保護する措置を講ずること。これにより難しいときは、保護具を着用させること。

- (3) 運転に伴う加熱，発熱，漏電等で火災のおそれがある機械については，よく整備してから使用するものとし，消火器等を装備すること。また，燃料の補給は，必ず機械を停止してから行なうこと。
- (4) 接触のおそれのある高圧線には，必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は，誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。

安衛法29の2
安衛則349

電圧と離隔距離

電路の電圧（交流）	離 隔 距 離
特別高圧 (7,000V以上)	2 m以上，但し，60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高 圧 (7,000～600V)	1.2m以上
低 圧 (600V以下)	1.0m以上

〔労働省通達
基発759号
(S50.12.17)〕

- (5) 電気機器については，その特性に応じて仮建物の中に設置する等，漏電に対して安全な措置を行うこと。
- (6) 異常事態発生時における連絡方法，応急処置の方法は，分かりやすい所に表示しておくこと。
- (7) 機械の使用中に異常が発見された場合には，直ちに作業を中止し，原因を調べて修理を行うこと。

3. 安全 教 育

安衛則35

運転者，取扱者を定め，就業前に以下の教育を行うこと。また，指定した運転者，取扱者以外の取扱を禁止し，その旨表示すること。作業方法を変えた場合には，関連事項について教育を行うこと。

当該機械装置の危険性及び機械，保護具の性能・機能，
取扱方法，非常停止法

安全装置の機能，性能，取扱方法

作業手順，操作手順，運転開始の合図・連絡，作業開

始時の点検

掃除等の場合の運転停止，通電停止，起動装置施錠等の手順及び必要な措置

非常時，緊常時における応急措置及び退避・連絡等
整理整頓及び清潔の保持，その他必要事項

4. 取扱責任者

- (1) 取扱者の中から取扱責任者を選任し，指定した取扱者以外の使用の禁止を徹底すること。
- (2) 安全運転上，取扱責任者の行うべき事項を定め，それを実行させること。

5. 点検・修理作業時の安全確保

- (1) 運転停止，通電停止，起動装置施錠等の手順及び必要な措置をとること。
- (2) 点検・修理作業時の墜落，転倒等を防止するための必要な措置をとること。
- (3) 点検・整備作業を行う場所は，関係者以外の立入りを禁止すること。
- (4) 点検・整備作業は，平坦地で建設機械を停止させて行うこと。やむを得ず傾斜地で行う場合は，機械の足回りに歯止めをして逸走を防ぎ，かつ転倒のおそれのない姿勢で行なうこと。
- (5) 建設機械は，原動機を止め，ブレーキ，施回等のロックを必ず掛けておくこと。
- (6) アタッチメント等の作業装置は必ず地上に降ろしておくこと。やむを得ずブレード，バケット等を上げ，その下で点検，整備作業を行う場合には，支柱又はブロックで支持するなどの降下防止策をとること。
- (7) 修理作業を行うときは，機械の機能を完全に停止したうえで，修理中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じること。

安衛則151の15

安衛則151の11

6. オペレータの指導

- (1) 新規入場のオペレータには，安全教育を実施し，各現場の状況，特徴，留意点を詳しく指導すること。また，定期

安衛則35
安衛則36

的に安全教育を実施すること。

- (2) オペレータの健康状態には細心の注意を払い、過労、睡眠不足等にならないよう配慮すること。
- (3) オペレータが当該機械の運転に不適當（飲酒、二日酔い、極度の疲労等）な状態であると判断された場合は就業させないこと。

7. 機械・工具・ロープ類の点検・整備

- (1) 法令で定められた点検を必ず行うこと。
- (2) 機械・設備内容に応じた、始業、終業、日、月、年次の点検・給油・保守整備を行うこと。
- (3) それぞれの機械に対し、適切な点検表の作成、記入を行い、必要に応じて所定の期間保存すること。
- (4) 機械の管理責任者を選任し、必要に応じて、次に示す検査、点検をオペレータ又は点検責任者に確実に実施させること。

安衛法45

始業、終業、日常点検

月例点検

年次点検、特定自主検査

- (5) 鋼索（ワイヤーロープ）が次の状態の場合には、交換したうえで切捨て等の処理を行うこと。

安衛則217

一よりの間で素線数の10%以上の素線が断線した場合

直径の減少が公称径の7%を越えた場合

キンク、著しい形くずれ又は腐食の認められる場合

第3節 建設機械の搬送

1. 建設機械の積込み、積降し

安衛則161

- (1) 大型の建設機械をトレーラ又はトラック等に積載して移送する場合は、登坂用具又は専用装置を備えた移送用の車両を使用すること。
- (2) 積降しを行う場合は、支持力のある平坦な地盤で、作業に必要な広さのある場所を選定すること。
- (3) 積込み、積降し作業時には、移送用車両は必ず駐車ブレーキを掛け、タイヤに歯止めをすること。

- (4) 登坂用具は、積降しする機械重量に耐えられる強度、長さ及び幅を持ち、キャタピラの回転によって荷台からはずれないような、爪付きのもの又ははずれ止め装置の装備されたものを使用すること。
2. 積込後の固定等
- (1) 荷台の所定位置で停止し、ブレーキを掛けロックすること。
- (2) ショベル系建設機械は、ブーム、アーム等の作業装置が制限高さを超えないように低く下げ、バケット等はトレーラ等の床上に降ろし固定すること。
- (3) 積込の状態及び歯止め等固定の状態が適切であることを確認すること。
3. 自走による移送
- (1) 現場内の軟弱な路面を走行するときは、路肩の崩れ等に注意すること。
- (2) 無人踏切や幅員の狭い箇所を通過するときは、一旦停止し安全を確認してから通過すること。
- (3) ショベル系建設機械では、架空線や橋桁等の道路横断構造物の下を通過するときは、垂直方向の離隔に注意すること。
4. アタッチメント等作業装置の装着及び取はずし作業
- (1) アーム、ブーム等の降下、転倒を防止するため、支柱、ブロック等により支持し、装着又は取はずしを行うこと。
- (2) 重量のある作業装置の装着及び取りはずしにおいては、合図を確実にし、誤操作、過大操作等に伴う挟まれ防止に細心の注意を払うこと。

安衛則166

第4節 据付型・据置型機械装置

1. 設置場所の選定

設置場所の選定に際しては、供用中の風水害、土砂崩壊、雪崩及び墜落、転落等の安全、設備間の必要な離隔の確保、設置、撤去工事の際の安全等を考慮して選定すること。

2. 原動機，回転軸等の設備の保全

- (1) 機械の原動機，回転軸，歯車等は，覆い・囲い・スリーブを設けること。
- (2) 回転部に付属する止め金具は，埋込型を使用するか又は覆いを設けること。

安衛則101

第5節 移動式クレーン作業

1. 作業計画・移動式クレーンの選定

- (1) 移動式クレーンの選定については，その性能，機構を十分把握しておくこと。
- (2) 移動式クレーンの選定の際は，作業半径，吊り上げ荷重・フック重量を設定し，性能曲線図で能力を確認し，十分な能力を持った機種を選定すること。
- (3) 作業内容をよく理解し，作業環境等をよく考慮して作業計画を立てること。
- (4) 送配電線の近くでの作業は，絶縁用防護措置がされていることを確認してから行うこと。
- (5) 絶縁用防護措置のされていない送配電線の近くでの作業時は，安全離隔距離を厳守して行うこと。

クレーン則66の2

安衛則29の2

2. 配置・据付

- (1) 移動式クレーンの作業範囲内に障害物がないことを確認すること。障害物がある場合は，あらかじめ作業方法をよく検討しておくこと。
- (2) 移動式クレーンを設置する地盤の状態を確認すること。地盤の支持力が不足する場合は，移動式クレーンが転倒しないよう地盤改良，鉄板等により吊り荷重に相当する地盤反力が確保できるまで補強した後でなければ移動式クレーンの操作は行わないこと。
- (3) 移動式クレーンの機体は水平に設置し，アウトリガーは作業荷重に応じて，完全に張り出すこと。
- (4) 荷重表で吊り上げ能力を確認し，吊り上げ荷重や施回範囲の制限を厳守すること。
- (5) 作業前には必ず点検を行い，無負荷で安全装置・警報装

クレーン則70の3, 70の4

クレーン則70の5

クレーン則69

クレーン則78

置・ブレーキ等の機能の状態を確認すること。

- (6) 運転開始からしばらくの時間が経ったところで、アウトリガーの状態を点検し、異常があれば矯正すること。

3. 移動式クレーンの誘導・合図

- (1) 合図者は1人とし、打合せた合図で明確に行うこと。
 (2) 合図者は、吊り荷がよく見え、オペレーターからもよく見える位置で、かつ、作業範囲外に位置して合図を行うこと。やむを得ずオペレーターから見えない位置で合図する場合には、無線等で確実に合図が伝わる方法をとること。
 (3) 荷を吊る際は、介錯ロープを吊り荷の端部に取り付け、合図者が安全な位置で誘導すること。

クレーン則71

クレーン則71

4. 移動式クレーンの運転

- (1) 運転は、吊り上げ荷重により、以下の資格を有するものを行うこと。

クレーン則67,68

吊り上げ荷重が1t未満の移動クレーン；
 特別教育，技能講習の修了者，免許取得者
 吊り上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーン；
 技能講習の修了者，免許取得者
 吊り上げ荷重が5t以上の移動式クレーン；
 免許取得者

- (2) 移動式クレーンに装備されている安全装置(モーメントリミッター)は、ブームの作業状態とアウトリガーの設置状態を正確にセットして作動させること。
 (3) 作業中に機械の各部に異常音、発熱、臭気、異常動作等が認められた場合は、直ちに作業を中止し、原因を調べ、必要な措置を講じてから作業を再開すること。
 (4) 吊り荷、フック、玉掛け用具等吊り具を含む全体重量が

クレーン則69

定格吊り上げ荷重以内であることを確認すること。

5. 移動式クレーンの作業

- (1) 荷を吊り上げる場合は、必ず地面からわずかに荷が浮いた状態で停止し、機体の安定、吊り荷の重心、玉掛けの状態を確認すること。
 (2) 荷を吊り上げる場合は、必ずフックが吊り荷の重心の真

上にくるようにすること。

- (3) 移動式クレーンで荷を吊り上げた際、ブーム等のたわみにより、吊り荷が外周方向に移動するためフックの位置はたわみを考慮して作業半径の少し内側で作業をすること。
- (4) 旋回を行う場合は、旋回範囲内に人や障害物のないことを確認すること。
- (5) 吊り荷は安全な高さまで巻き上げた後、静かに旋回すること。
- (6) オペレーターは合図者の指示に従って運転し、常にブームの先端の動きや吊り荷の状態に注意すること。
- (7) 荷降ろしは一気に着床させず、着床直前に一旦停止し、着床場所の状態や荷の位置を確認した後、静かに降ろすこと。
- (8) オペレーターは、荷を吊り上げたままで運転席を離れないこと。

クレーン則74

クレーン則75

6. 作業終了後の措置

- (1) 作業終了後はフックを安全な位置に巻き上げる等必要な措置を講じること。なお、走行姿勢にセットした場合は、各部の固定ピン等を確実に挿入すること。
- (2) 走行時には、旋回ブレーキロック、ウインチドラムロックを行うこと。
- (3) 操作関係のスイッチは全て“切”にしておくこと。

7. 玉掛作業

- (1) 玉掛作業は、吊り上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの場合には、技能講習を終了した者が、1t未満の移動式クレーンの場合には特別教育を修了した者がそれぞれ行うこと。
- (2) 吊り荷に見合った玉掛け用具を、あらかじめ用意点検し、ワイヤーロープにうねり・くせ・ねじりがあるものは、取り替えるか又は直してから使用すること。
- (3) 玉掛け用具は、雨や粉じん等が防げる定められた保管場所へ整理して保管することとし、腐食するおそれのある時（海岸・海上作業等）は、給油を行うこと。
- (4) 移動式クレーンのフックは吊り荷の重心に誘導し、吊り

クレーン則221,222

クレーン則215,220

角度と水平面とのなす角度は60°以内とすること。

- (5) ロープが滑らない吊り角度・あて物・玉掛位置等，荷を吊ったときの安全を事前に確認すること。
 - (6) 重心の片寄った物等，特殊な吊り方をする場合には，事前にそれぞれのロープにかかる荷重を計算して，安全を確認すること。
 - (7) 半掛け4本吊り，フックに対する半掛けは，ワイヤーロープが滑って危険なため禁止すること。
 - (8) パイプ類などの滑りやすいものを吊るときは，あだ巻，目通し吊り又はかま等を使用し，脱落防止の措置を講じること。また，寸法の長いものと短いものとはそれぞれ仕分けし，混在させて吊らないこと。
 - (9) わく組足場材等は，種類及び寸法ごとに仕分けし，玉掛用ワイヤーロープ以外のものにて緊結する等，抜け落ち防止の措置を行うこと。
 - (10) 単管用クランプ等の小物は，吊り箱等を使って作業を行うこと。
8. 立入禁止場所の指定，標識類の設置

クレーン則74の2

- (1) 移動式クレーン作業中は，吊り荷の真下のほか，吊り荷の移動範囲内で，吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。
- (2) 立入りを禁止した場所には，看板，標識等を設置し，作業員等に周知させること。

第6節 賃貸機械等の使用

安衛法33

1. 賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合
 - (1) 賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には，点検整備状況，使用者の資格等を確認すること。
 - (2) 賃貸機械あるいは貸与機械を使用する際には，機械性能等の関係者への周知，運転者と関係作業員との意志疎通の確保に努めること。
 - (3) 使用機械が日々変る場合は，機体の整備状況，安全装置の装備，その正常動作を適宜確認すること。

安衛則666,667,668

2. 運転者付き機械を使用する作業の場合

- (1) クレーン作業，コンクリートポンプ打設作業，機械回送作業，運搬作業等運転者付き機械を使用する作業については，作業指示，作業打合せ，現場作業条件等を運転者に適切に，事前に連絡しておくこと。
- (2) 到着時に作業方法等の必要事項を確認するとともに，作業開始前に作業方法を確認するための打合せを行うこと。

第5章 仮設工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

必要に応じて工事予定場所の踏査を行い、必要な事項を把握すること。

2. 施工条件の把握

- (1) 設計図書は十分に検討・把握し、施工計画に反映させること。
- (2) 当該工事に関する立地条件を仮設工事計画に反映するよう十分考慮すること。
- (3) 当該工事のみならず周辺で行われている工事または行われようとする工事との関連性を把握すること。
- (4) 第1章第2節1. に準ずること。

3. 周辺環境調査

騒音、振動、地盤変状等による施工現場周辺の土地、建物、道路、構造物等に対する影響及び井戸枯れ等を把握するため、事前に十分な現況調査を行い、資料を整理すること。また、仮設工事のための施工機械の選定及び施工計画について十分検討すること。

4. 地下埋設物等の調査

- (1) 第3章第2節に準ずること。
- (2) 架空工作物に対する調査を行うこと。

5. 施工計画

第1章第3節に準ずること。

6. 工事施工段階の内容把握

- (1) 仮設工事計画の作成にあたっては、工事目的物の各施工段階の内容を十分把握すること。
- (2) 各施工段階における仮設工事計画は、仮設工事自体の安全性、工事目的物の品質、出来形、美観、工程、経済性等について十分検討すること。

7. 仮設工事内容の全体把握

- (1) 各仮設工事のうち、個々の工事目的物の施工に直接的に使用されるもの（直接仮設工事）と各工事目的物の施工に共通して使用するもの（共通仮設工事）を区分して、全体の仮設工事計画にあたること。
- (2) 直接仮設工事と共通仮設工事については、相互に関連するところを十分把握して、工事の安全性を重視した計画・施工すること。
- (3) 設計図書に基づき指定仮設と任意仮設の区分を把握して、全体の仮設工事計画にあたること。

8. 仮設工事計画の作成の注意事項

- (1) 仮設工事の計画にあたっては、各仮設物の目的を十分把握すること。
- (2) 仮設工事ではその仮設物の形式や配置計画が重要なので、安全でかつ能率のよい施工ができるよう各仮設物の形式、配置及び残置期間等を施工計画書に記載すること。
- (3) 仮設に使用する諸材料の規格（寸法、材質、強度）は、工事の安全性を重視したものであること。
- (4) リース材を使用する場合は、材質、規格等に異常がないものを使用すること。

安衛法30
安衛則638の3

第2節 土留・支保工

1. 一般事項

- (1) 掘削作業を行う場合は、掘削箇所並びにその周囲の状況を考慮し、掘削の深さ、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討したうえで、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め土留・支保工の安全管理計画をたて、これを実施すること。
- (2) 切土面に、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する深さが1.5mを越える場合には、原則として土留工を施すこと。
- (3) 土留・支保工は、変形や位置ずれにより、安全性が損なわれないよう十分注意するとともに、十分な強度を有する

公災防(土)41

ものとする。

- (4) 土留・矢板は、根入れ、応力、変位に対して安全である他、土質に応じてボーリング、ヒーピングの検討を行い、安全であることを確認すること。

安衛則369

2. 施工時の安全管理

- (1) 土留・支保工の施工にあたっては、土留・支保工の設計条件を十分理解した者が施工管理にあたること。
- (2) 土留・支保工は、施工計画に沿って所定の部材の取付けが完了しないうちは、次の段階の掘削を行わないこと。
- (3) 道路において、杭、鋼矢板等を打込むため、これに先行して布掘り又はつぼ掘りを行う場合、その作業範囲又は深さは、杭、鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ、打設後は速やかに埋戻し、念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げしておくこと。
- (4) 土留板は、掘削後速やかに掘削面との間に隙間のないようにはめ込むこと。隙間が出来た時には、裏込め、くさび等で隙間の無いように固定すること。
- (5) 土留工を施してある間は、点検員を配置して定期的に点検を行い、土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見された場合は、直ちに作業員全員を必ず避難させるとともに、事故防止対策に万全を期したのちでなければ、次の段階の施工は行わないこと。
- (6) 必要に応じて測定計器を使用し、土留工に作用する土圧、変位を測定すること。
- (7) 定期的に地下水位、地盤の変化を観測、記録し、地盤の隆起、沈下等の異常が発生した時は、埋設物管理者等に連絡して保全の措置を講じるとともに、他関係者に報告すること。

公災防(土)41

3. 土留・支保工の組立て

土留・支保工の組立ては、あらかじめ計画された順序に基づいて行うこと。なお、計画された組立図と異なる施工を行う場合は、入念なチェックを行い、その理由等を整理し、記録しておくこと。

安衛則370

<p>4. 材 料</p> <p>土留・支保工の材料は、ひび割れ変形又は腐れのない良質なものとし、事前に十分点検確認を行うこと。</p>	<p>安衛則368</p>
<p>5. 点検者の指名</p> <p>(1) 新たな施工段階に進む前には、必要部材が定められた位置に安全に取り付けられていることを確認した後に作業を開始すること。</p> <p>(2) 作業中は、指名された点検者が常時点検を行い、異常を認めた時は直ちに作業員全員を避難させ、責任者に連絡し、必要な措置を講じること。</p>	<p>安衛則373</p>
<p>6. 部材の取付け</p> <p>(1) 腹起し及び切梁は溶接、ボルト、かすがい、鉄線等で堅固に取付けること。</p> <p>(2) 圧縮材（火打ちを除く）の継手は突合せ継手とし、部材全体が一つの直線となるようにすること。木材を圧縮材として用いる場合は、2個以上の添え物を用いて真すぐに継ぐこと。</p>	<p>安衛則371</p> <p>安衛則371</p>
<p>7. 材料の上げ下ろし</p> <p>切梁等の材料、器具又は工具の上げ下ろし時は、吊り綱、吊り袋等を使用すること。</p>	<p>安衛則372</p>
<p>8. 異常気象時の点検</p> <p>次の場合は、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開すること。</p> <p>中震以上の地震が発生したとき。</p> <p>大雨等により、盛土又は地山が軟弱化するおそれがあるとき。</p>	<p>安衛則373</p>
<p>9. 日常点検・観測</p> <p>(1) 土留・支保工は、特に次の事項について点検すること。</p> <p>矢板、背板、腹起し、切梁等の部材のきしみ、ふくらみ及び損傷の有無</p> <p>切梁の緊圧の度合</p> <p>部材相互の接続部及び継手部のゆるみの状態</p> <p>矢板、背板等の背面の空隙の状態</p>	<p>安衛則373</p>

- (2) 必要に応じて安全のための管理基準を定め、変位等を観測し記録すること。
10. 土砂及び器材等の置き方
土留め支保工の肩の部分に掘り出した土砂又は器材等を置く場合には、落下しないように注意すること。
11. グランドアンカー工の留意事項
施工にあたっては、あらかじめ設計された土留工前面の掘削深さと土留工の天端高さ、根入れ深さ及びグランドアンカー工の位置並びに土質構成等に関する設計条件等を掌握し、施工中の状況が、これらの設計条件と合致していることを確認しつつ施工すること。

第3節 仮締切工

1. 一般事項

- (1) 軟弱地盤における仮締切工の設計、施工には、ヒーピング等を生じさせないよう格段の注意を払うこと。
- (2) 仮締切の計画において、様々な外的条件を受け、その条件が施工途中で変化することがあるので、掘削深度と支保工の位置・支保工の段数並びに補強部材の設置、ボルト等の連結は、施工計画に基づいて忠実に実施すること。また、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め仮締切工の安全管理計画をたて、これを実施すること。
- (3) 締切を行って作業する場合には、急激な水位の上昇、洗掘、ヒーピング、ボイリング等により締切が破壊しないよう十分検討のうえ計画し、やむを得ない場合は、水裏部から締切内に水を入れて水位差による倒壊を防ぐなどの対策を講じ、かつ常に点検を怠らないこと。
- (4) 偏土圧等が作用する仮締切工においては、仮締切工全体についての安定性について十分検討すること。
- (5) 切梁により締切を保持する場合は波浪により切梁、腹起し等の取付部がゆるまないよう堅固な構造とし、常に点検を怠らないこと。
- (6) 工事施工中、仮締切工本体又は周辺地盤等に変状が発生

官技発第97
(S45. 8.17)

した場合は、作業員を避難させ、安全を確認したうえで、補強等の安全対策を講じた後でなければ、仮締切工内の作業を行わないこと。

- (7) 工事施工中、万一異常な自然現象が発生した場合を想定し、関係者において安全を確保するための避難方法を定めておくこと。

2. 河川における仮締切

- (1) 仮締切の築造にあたっては、流水に対して安全なものとする。
- (2) 流心の移動や洗掘による水深の変化を考慮すること。
- (3) 洪水による水位、流速、流量、衝突物対策を講じること。
- (4) 水位の堰上げの影響を検討し、その対策を講じること。
- (5) 玉石やその他障害物対策を講じること。

3. 河口付近及び海岸地帯における仮締切

- (1) 潮位、波高に対する対策を講じること。
- (2) 波浪、潮流の影響を考慮すること。
- (3) 船舶等の衝突に対する対策を講じること。

4. 使用材料

- (1) 締切用鋼材は、ひび割れ、変形等損傷がないものを使用すること。
- (2) 鋼矢板は一枚物を原則とするが、やむを得ず継ぎ手を設ける場合には、突合せ溶接と添接板溶接を併用し、継ぎ手は同一の高さに揃わないようにすること。

第4節 足場等

1. 墜落防止の措置

第2章第5節に準ずること。

2. 計画・組立・解体の留意事項

- (1) 足場等を設置する場合は、風、雪荷重、上載するものの荷重など常時作用することのない荷重も考慮し計画すること。
- (2) 足場の種類、構造、高さを各面に明示すること。
- (3) 足場組立て、解体の時期を明らかにすること。

- (4) 本足場が設けられない立地条件で一側足場、布板一側足場及び特殊な足場については、墜落、倒壊防止について十分検討すること。
3. 組立設置作業
- (1) 組立、変更の時期、範囲及び順序を当該作業員に周知させること。 安衛則564
- (2) 作業を行う区域内には、関係作業員以外の作業員の立入を禁止すること。 安衛則564
- (3) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅20cm以上の足場板を設け、作業員に安全帯を使用させること。 安衛則564
- (4) 架空電路に接近して足場を設けるときは、電路の移設又は電路に絶縁防護具を装着させること。 安衛則349, 570
- (5) 材料、器具、工具等の上げ下ろし時には、吊り綱、吊り袋を使用すること。 安衛則564
4. 標識類の表示
- (1) 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつこれを足場の見やすい場所に表示すること。 安衛則562
- (2) 特別高圧活線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つため、見やすい箇所に標識等を設けること。 安衛則349
5. 点 検
- (1) 材料及び器具・工具を点検し、不良品を取り除くこと。 安衛則566
- (2) 床材の損傷、取り付け及び掛渡しの状態、建地・布・腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態を点検すること。 安衛則567
6. 就業の制限
- 高所作業車を用いた作業を行う場合の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運転しないこと。
- 安衛令20
安衛則36

第5節 通路・昇降設備・栈橋等

1. 安全通路の設定
- (1) 作業場に通じる場所及び作業場内には、作業員が使用する 安衛則540

るための安全な通路を設けること。

- (2) 高さ又は深さ1.5mをこえる箇所には安全な昇降設備を設けること。

2. 非常口・避難通路

- (1) 危険物、爆発性、発火性のものを取扱う作業場及び当該作業場を有する建築物の避難階（直接地上に通じる出入口のある階をいう）には2以上の出入口を設けること。なお、出入口の戸は引戸又は外開戸とすること。

安衛則546

- (2) 直通階段又は傾斜路のうち一つは、屋外に設けること。ただし、すべり台・避難用はしご・タラップ等の避難用器具が設けられているときはこの限りではない。

安衛則547

- (3) 危険な作業場には、非常時の場合のための自動警報設備・非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器・手動式サイレン等の警報用器具を備えること。

安衛則548

3. 危険場所への立入禁止

- (1) 第2章第3節に準ずること。
- (2) 特別高圧活線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つ見やすい箇所に標識等を設けること。

安衛則349

4. 点 検

第5章第4節5. に準ずること。

5. 栈橋・登り栈橋の組立・解体・撤去

- (1) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅20cm以上の足場板を設け、作業員に安全带を使用させること。
- (2) 材料・器具・工具等を上げ下ろしするときは吊り綱・吊り袋等を使用すること。
- (3) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。
- (4) 解体・撤去の範囲及び順序を当該作業員に周知すること。

安衛則564

安衛則564

安衛則562

第6節 作業床・作業構台

1. 作業床

- (1) 高さ2m以上の箇所での作業及びスレート・床板等の屋根の上での作業においては作業床を設置すること。

安衛則518, 524

<p>(2) 床材は十分な強度を有するものを使用すること。また、幅は40cm以上とし、床材間のすき間は3cm以下とし、床材は、転位又は脱落しないよう支持物に2箇所以上取り付けること。</p>	<p>安衛則563</p>
<p>(3) 足場板を長手方向に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。</p>	<p>安衛則563</p>
<p>(4) 床材を作業に応じて移動させる場合は、3箇所以上の支持物にかけ、支点からの突出部の長さは10cm以上とし、かつ足場板長の18分の1以下とすること。</p>	<p>安衛則563</p>
<p>(5) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。</p>	<p>安衛則562</p>
<p>2. 手 摺</p>	
<p>(1) 墜落による危険のある箇所には手摺を設けることとし、材料は損傷・腐食等がないものとする。</p>	<p>安衛則563</p>
<p>(2) 高さは75cm以上とし、高さ90cm以上の場合は中材を設けること。</p>	<p>安衛則575の6, 563</p>
<p>3. 柵・仮囲い</p>	
<p>(1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、柵・仮囲いを設置すること。また、必要に応じて移動柵を設置すること。</p>	
<p>(2) 使用材料は、損傷・腐食等のないものとする。</p>	
<p>(3) 柵高は1.2m以上とし、支柱は簡単に移動したり破損しないものとする。</p>	<p>公災防(土)11</p>
<p>(4) 移動柵高は0.8m～1.0m以下、長さは1.0m～1.5m以下とすること。</p>	<p>公災防(土)11</p>
<p>(5) 仮囲い高さは1.8m以上で支柱・水平材・控材を取付けること。</p>	<p>建築基準法施行令 136 公災防(土)99</p>
<p>(6) 突出・端部を防護するとともに、金網等、透視できるものとする。</p>	
<p>4. 巾木・地覆・車止め</p>	
<p>(1) 巾木・地覆、車止めを手摺・柵・仮囲い設置箇所に設置すること。</p>	
<p>(2) 巾木の高さは10cm以上とし、地覆・車止めは十分な強度を有するものとし、取付・固定は確実にすること。</p>	

5. 作業構台の組立

- | | |
|---|----------|
| <p>(1) 支柱の滑動・沈下を防止するため、地盤に応じた根入れをするとともに、支柱脚部に根がらみを設けること。また、必要に応じて敷板・敷角等を使用すること。</p> | 安衛則575の6 |
| <p>(2) 材料に使用する木材、鋼材は十分な強度を有し、著しい損傷、変形又は腐食のないものを使用すること。</p> | 安衛則575の2 |
| <p>(3) 支柱・はり・筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないように緊結金具等で緊固に固定すること。</p> | 安衛則575の6 |
| <p>(4) 道路等との取付部においては、段差がないようにすりつけ緩やかな勾配とすること。</p> | |
| <p>(5) 組立て、解体時には、次の事項を作業に従事する作業員に周知すること。
 材料、器具、工具等を上げ下ろしするときの吊り綱、吊り袋の使用
 仮吊、仮受、仮締、仮つなぎ、控え、補強、筋かい、トラワイヤ等による倒壊防止
 適正な運搬・仮置</p> | 安衛則575の7 |
| <p>(6) 作業構台の最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。</p> | 安衛則575の4 |

6. 点 検

第5章4節5. に準ずること。

第7節 仮設定置機械設備

1. 機 械 設 備

- | | |
|---|-----------------------|
| <p>(1) 機械の据付、組立、解体は作業指揮者の指揮のもとに行うこと。</p> | クレーン則
33, 118, 191 |
| <p>(2) 機械は、水平な基礎に設置し、沈下を防止するために、必要に応じ敷板、敷角等を使用すること。構造物の上に据付ける場合には、特に構造物の状態に応じて必要な補強をすること。</p> | |
| <p>(3) 歯車、ベルト、チェーン、フライホール等、接触による危険があるものに覆いや柵を設けること。</p> | 安衛則101 |
| <p>(4) 機械の設置場所は、照明を十分にしておくこと。</p> | |

- | | |
|--|----------------------------------|
| <p>(5) クレーン、デリック、ウインチ等の機械には定格荷重等を明示しておくこと。</p> | <p>クレーン則
17, 66, 104,181</p> |
| <p>2. 運 転 作 業</p> | |
| <p>(1) 機械の取扱主任者又は係員を定め、その氏名を見やすい箇所に標示すること。</p> | <p>安衛則12, 13</p> |
| <p>(2) 定められた合図や信号は作業員に周知し、確実に守らせること。</p> | <p>安衛法26
安衛則104</p> |
| <p>(3) 運転中は関係者以外の立入を禁止すること。</p> | |
| <p>(4) 運転者は、運転者、振動、臭気、温度等の異常を認めた場合は運転を停止して点検すること。また、機械の無理な使い方をしないこと。</p> | |
| <p>(5) グライNDERの砥石車は定められた大きさのものを使い、取扱前にはキズの有無を点検すること。</p> | <p>安衛則118</p> |
| <p>(6) グライNDER作業中は必ず保護眼鏡を使用し、必要に応じて防じんマスクを使用すること。</p> | <p>安衛則538</p> |
| <p>(7) 機械の使用前に、次の事項について適宜点検し、整備すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">清掃、給油の状況</p> <p style="margin-left: 2em;">回転部分の磨耗、損傷の有無</p> <p style="margin-left: 2em;">安全装置の完備</p> <p style="margin-left: 2em;">異常な音、振動等の有無</p> <p style="margin-left: 2em;">ブレーキ、クラッチ等の機能</p> <p style="margin-left: 2em;">接地の状況</p> <p style="margin-left: 2em;">開閉器、配線等の異常の有無</p> <p style="margin-left: 2em;">警戒用のブザーまたは点滅灯の作動</p> <p style="margin-left: 2em;">周辺の整理、整頓</p> | |

第 8 節 仮設電気設備

1. 一般保守

架空電線又は電気機器の充電電路に近接する場所で、工作物の建設等の作業を行う場合には、次の措置を講じること。

- | | |
|---|-------------------|
| <p>(1) 作業の前に通電を停止したうえで、絶縁用防具の装着を確認し、検電すること。</p> | <p>安衛則341～349</p> |
|---|-------------------|

- | | |
|---|------------------------|
| <p>(2) 定期的に絶縁抵抗，接地抵抗を測定し，安全を確認すること。</p> | 電技14, 18 |
| <p>2. 設置・移設・撤去</p> | |
| <p>(1) 工事前電気設備は，電気設備の技術基準に基づいて設置，移設作業を行うこととし，その作業にあたっては，次の事項について定めておくこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">作業の方法，順序</p> <p style="padding-left: 2em;">作業場所，位置，地盤の作業許容強度</p> <p style="padding-left: 2em;">作業用機器，車両の配置</p> <p style="padding-left: 2em;">装置類の仮置，転倒防止</p> | 安衛則350 |
| <p>(2) 通電を禁止したうえで絶縁用防具の装着の確認，検電を行い，仮吊，仮受，仮締め，仮控え等の措置をとること。</p> | 安衛則
339,342,343,347 |

第9節 溶接作業

- | | |
|--|--------|
| <p>1. 電気溶接作業</p> | |
| <p>(1) 電気溶接の作業をするときは，溶接機のフレームに確実にアースを取付けること。また，使用前に必ず確認すること。</p> | |
| <p>(2) 配線の被覆が損傷していないかを調べ，損傷していたら修理してから作業を行うこと。</p> | 安衛則336 |
| <p>(3) 遮光面，保護手袋，エプロン等の保護具を使うこと。他の作業員には肉眼でアークを見ないように指導すること。</p> | 安衛則593 |
| <p>(4) ホルダーは使用前に十分点検を行い，作業中止の際は必ず所定のサックに納めること。</p> | 安衛則331 |
| <p>(5) 交流アーク溶接機には自動電撃防止装置を使うこと。</p> | 安衛則332 |
| <p>(6) 湿気を帯びた手袋，たび等を着用して作業をしないこと。雨天あるいは降雨後の作業では特に注意すること。</p> | |
| <p>2. アセチレン溶接作業</p> | |
| <p>(1) アセチレン溶接等の作業は，ガス溶接作業主任者免許の所持者，又はガス溶接技能講習終了者に行わせること。</p> | 安衛法61 |
| <p>(2) 溶接等の作業を行う場所の近くには適当な消火設備又は消火器を備えておくこと。</p> | 安衛則312 |
| <p>(3) 引火物を取り除いた後，作業をすること。</p> | 安衛則279 |

10. 土木工事安全施工技術指針

- | | |
|--|---------|
| (4) ボンベの取扱いはていねいにする。投げ出したり、衝撃を与えることは厳禁とすること。 | 安衛則263 |
| (5) 圧力計、口金は随時検査を受け、完全なものを使うこと。 | |
| (6) 引火性、又は爆発性の材料を入れたことのある容器を溶接又は溶断するときは、容器を洗浄してから作業すること。 | 安衛則285 |
| (7) ガス洩れの点検は石けん水等を使い、火気は使わないこと。 | 安衛則315 |
| (8) 作業をするときはあらかじめ吹管、ホース、減圧弁を点検すること。 | 安衛則262 |
| (9) 凍結のおそれがあるときは、雨漏れや湿気の多いところに置かぬこと。口金や減圧弁が凍った時は温湯を使用して融解し、直接火気を使用しないこと。 | 安衛則315 |
| (10) 作業中は保護眼鏡、作業手袋、エプロン等を使うこと。 | 安衛則593 |
| (11) 換気状態の悪い狭い室内等で作業を行う場合には、特にガス洩れに注意すること。 | |
| (12) 溶解アセチレン容器は立てておくこと。 | 消防法則263 |
| (13) 容器の温度は40 以下に保つこと。 | |
| (14) 転倒のおそれのないよう保持すること。 | |
| (15) 容器には充空の表示を行い、区別を明らかにすること。 | |
| (16) 容器は、電気装置のアース線等の付近に置かないこと。 | |

第6章 運 搬 工

第1節 一 般 事 項

1. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節, 第5章1節3. 4. に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

(1) 運搬経路の計画及び機械の選定を行うため, 工事現場の地山の土質 (岩, 礫, 砂等), 広さ及び地形等を調査すること。

(2) 適切な運搬方法を決定するには, 工事現場に至る運搬経路の幅員, 勾配, カーブ, 高さ制限, 重量制限, 架空工作物等を調査すること。

(3) 安全で速やかな運搬を行うため, 工事現場に至る運搬経路の交通量, 交通状況等を調査すること。

(4) 環境対策を立てるため, 運搬作業が周辺環境に与える影響 (騒音, 振動等) を調査すること。

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5. 施工計画における留意事項

(1) 運搬の施工計画は, 全体の工程, 資機材の搬入計画, 他の工種用機械 (積込機械, 掘削機械等) の選定にも大きな影響を及ぼすため, 安全性, 効率性を含めて十分に検討すること。

(2) 工事現場内の自動車による事故を防止するため, 運行管理計画を策定すること。

6. 運搬作業における現場管理

第1章4節, 第2章10節に準ずること。

安衛則151の3

第2節 トラック・ダンプトラック・ トレーラー等

1. 運搬路，設備

- (1) 工事現場内の走路は常に補修し，安全に走行できるよう維持すること。
- (2) 工事現場内の必要と定められる箇所には，制限速度を示す標識を立て，カーブ，交差点，危険箇所（路肩，崖縁等）等にも注意標識を立てること。
- (3) 規模の大きな工事場においては専用道路を設け，なるべく一方通行として，必要に応じて適当な退避所を設けること。
- (4) 夜間作業では夜光塗料を塗った標識や赤色電灯等を用いるとともに，必要に応じて道路照明を施すこと。
- (5) 車両には発炎筒を備え付け，オペレータにその使用方法を周知すること。
- (6) 車庫等では特に火気に注意し，必ず消火器を配置しておくこと。
- (7) 多量の燃料，潤滑油等を工事場内に保管する場合には，保管場所付近に消火器，警報設備の設置等を行うこと。

安衛則151の6

2. 運搬作業

- (1) 現道を走行する車両は，交通関係法令（道路交通法，道路運送車両法，道路法）に適合したものであること。
- (2) 積込みは，車両制限令を遵守し，荷崩れ，荷こぼし等をおこさないようにすること。
- (3) 積込場，土捨場，崖縁，見通しのきかない場所，一般用道路と交差部または他の作業箇所に近接する箇所には，安全を確保するための誘導員を配置すること。
- (4) 後進作業の際は，原則として誘導員の合図によること。また，必要に応じてバックブザーを取付けること。
- (5) 誘導員は目立つ服装で，笛，旗（夜間は合図灯）等を用い，決められた合図・方法により，オペレータから見やすい安全な場所で誘導すること。

安衛則151の10

安衛則151の6

安衛則151の6

安衛則151の8

- (6) 駐車は指定された場所で行い、駐車ブレーキをかけ、必要に応じて確実な歯止めを行うこと。 安衛則151の11
- (7) 自走機械運搬のためのトレーラ機械を積込む作業は、積込足場の角度をできるだけ小さくし、滑り等による事故を防止すること。 安衛則161
- (8) 荷台上の資材、トレーラの機械等は緊固に結合し、走行中に荷揺れや荷崩れをおこさないようにすること。また、固定用のワイヤの点検を行うこと。 安衛則151の10、151の69
- (9) 長尺物を運搬する場合には、その荷の先端に赤旗または標灯をつけること。
- (10) 積み降しは、特に合図、指示等を確認したうえで周囲に十分考慮して行うこと。
- (11) 特装自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。

3. 点 検

- (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. に準ずること。
- (2) 運搬に使用する車両それぞれについて、始業点検表を作成し、始業時の点検を行うこと。
- (3) オペレータ又は点検責任者は、作業開始前には点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。 安衛則151の75

4. 修 理

点検の結果、異常を認めた場合は、直ちに修理又はその他必要な措置を講じること。

第3節 不整地運搬車

1. 運搬路、設備

第6章2節1. に準ずること。

2. 運搬作業

- (1) 第6章2節2. に準ずること。
- (2) 最大積載量が1t以上のものについては免許又は技能講習を修了した者、1t未満のものについては特別教育を受けた者がそれぞれ運転を行うこと。 安衛則36
安衛法59, 61

- (3) あおりのない荷台に作業員を乗車させて走行しないこと。
あおりのある荷台に作業員を乗車させるときは、荷の歯止め、滑り止め等を行うこと。 安衛則151の50,51
3. 点 検
- (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. 第6章2節3. に準ずること。 安衛則151の55,56
- (2) 不整地運搬車については、特定自主検査を2年以内ごとに1回、定められた事項について検査すること。
4. 修 理
第6章2節4. に準ずること。
5. 作業上の注意 安衛則151の45
- 最大積載量5t以上の不整地運搬車に荷を積む作業を行うときは、床面と荷台の上の荷の上面との間と安全に昇降するための設備を設けること。

第4節 コ ン ベ ア

1. 設置工事
構造、工事の規模によっては基礎等の土木工事部分と機械施設の据付部分に区分されるが、基礎が機械荷重を適切に支持できることを確認し、設置すること。
2. 試 運 転
設置完了時には試運転を行い、不具合、安全上の問題があれば改善すること。
3. 運 搬 作 業
- (1) コンベアへの巻込まれ、接触等には十分注意すること。
また、必要に応じて立入禁止措置を講じること。 安衛則151の78,151の79
- (2) 荷運搬専用のコンベアには人を乗せないこと。 安衛則151の81
4. 点 検
- (1) 第4章2節7., 第4章1節2. 3. 第6章2節3. に準ずること。
- (2) コンベアそれぞれについて、始業点検表を作成し、始業時に点検を行うこと。 安衛則151の82

5. 修 理

第6章2節4. に準ずること。

第5節 機関車・運搬車

1. 軌道，車両の設備

- | | |
|---|------------|
| (1) 軌道は，計画図に基づき車両重量に応じた適切なものとし，経験者の指揮のもと敷設すること。 | |
| (2) 道床が碎石，砂利等で形成されているものは，まくら木及び軌条を安全に保持するため，道床を十分につき固め，かつ排水を良好にするための措置を講じること。 | 安衛則200 |
| (3) 作業場に応じた制限速度を定め，必要箇所には制限速度，注意又は危険等の交通標識及び標灯を設けること。 | 安衛則222 |
| (4) レールの継ぎ目は，継目板を用い，溶接を行うとともに，枕木とは堅固に固定すること。 | 安衛則197,198 |
| (5) 保線係を選任し，随時レール及び路面の状態を見回り，点検修補を行うこと。 | 安衛則232 |
| (6) 車両が逸走する危険性のある場合には，逸走防止装置を設置しておくこと。 | 安衛則204 |
| (7) 機関車には，警笛，ブザー等の警報装置，前照灯，及び運転席の照明灯を設けること。 | 安衛則209 |
| (8) 人車には，囲い及び乗降口，座席，握り棒等の設備を設けること。 | 安衛則211 |
| (9) 設置完了時には試運転を行い，不具合，安全上の問題があれば改善すること。 | |

2. 運搬作業

- | | |
|--|--------|
| (1) 機関車の運転は，特別教育を受けた者が行うこと。 | 安衛則36 |
| (2) オペレータ，合図者，信号係等には，あらかじめ運転ダイヤ，建設用軌道車両の標準合図の方法等，運転に必要な事項について十分教育し，かつ確実に守らせること。なお，その他の関係者にもあらかじめ必要な注意を与えておくこと。 | 安衛則220 |
| (3) 車両が動いている際の飛び乗り，飛び降りは絶対に禁止すること。 | |

(4) オペレータが運転席を離れる場合には、必ずスイッチを切り、ブレーキをかけること。また、勾配のある軌道において車両を停車、駐車する際には確実に車輪止めを行うこと。

安衛則226

(5) 後押し運転を行う時は次の措置を講じるか、その区域への立入りを禁止すること。

安衛則224

誘導者を配置し誘導させること。

先頭車両に前照灯を備えること。

誘導者とオペレータとの連絡装置を備えること。

3. 点 検

(1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. に準ずること。

(2) 第6章2節3. の点検項目の他にそれぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。

安衛則232

(3) 車両それぞれについての始業点検表、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行うこと。

(4) 1か月に1回、定められた事項について自主検査を実施し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。

安衛則230, 231

(5) 1年に1回、定められた事項について自主検査を実施し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。

安衛則229, 231

第6節 索道及びケーブルクレーン

1. 索道設備、ケーブルクレーン設備

(1) 組立、解体その他の作業は製造メーカーの設計図、仕様書をもとにした施工図、組立図等に従い確実に行うこと。

(2) 組立、解体の作業は、選任された作業指揮者の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書を作成し、作業員に周知させること。

クレーン則33

(3) 組立、解体の作業箇所付近は、関係者以外立入禁止とすること。また、見やすい箇所に立入禁止の表示をすること。

クレーン則33

(4) 電線路、鉄道、道路（工事用道路を含む）等の上空を横断して架設する場合には、物の落下による危険を防止するための保護設備を設けること。また、許可が必要なものについては、必要な手続を行うこと。

(5) 部材、ワイヤーロープ、付属品は損傷、磨耗、変形、腐食等のないものを使用すること。	クレーン則33
(6) 控え用のワイヤーロープ、綱等は、架空電線に近接して配置しないこと。また、それらをゆるめる場合には、予備の控えをとり、テンションブロック、ウインチ等で支持しながら行うこと。	安衛則349
(7) 巻上装置、走行装置、横行装置には過巻防止装置を取付けること。	クレーン則17,18,19
(8) ワイヤーロープは、ドラムに直角に巻くようにし、捨巻はドラムに2巻以上残るようにすること。	クレーン則17,18
(9) 制御装置付のクレーンの試運転については、装置の安全性が未確認であるため周辺の状況を考慮して行うこと。	
2. 運搬作業	
(1) 運転は、定格荷重が5 t以上のケーブルクレーンを使用する場合は免許を取得した者、5 t未満のケーブルクレーンを使用する場合はクレーン運転士特別教育を受けた者がそれぞれ行うこと。	クレーン則21,22
(2) 強風、大雨、大雪等の悪天候時の運転休止基準を作成しそれに従うこと。	クレーン則31
(3) 運転室には関係者以外の立入りを禁止すること。	
(4) オペレータは、荷を吊った状態等の危険な状態で所定の位置を離れないこと。	クレーン則32
(5) 信号、合図はケーブルクレーン標準合図で確実にを行い、オペレータは信号、合図を確認しながら運転を行うこと。	クレーン則25
(6) 点検、検査、修理その他やむを得ない事由による場合を除き、トロリやバケットには人を乗せないこと。	クレーン則26
(7) 定格荷重を超える荷重をかけて使用しないこと。	クレーン則23
(8) 玉掛作業は第4章4節に準ずること。	クレーン則221,222
(9) 作業終了後はトロリ、バケット等を所定の位置に置くこと。	
(10) 非常信号を受けた時は直ちに運転を停止し、その原因を確認すること。また、その原因を除去するまでは、運転を再開しないこと。	

3. 点 検

- (1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. に準ずること。
- (2) 第6章2節3. の点検項目の他、それぞれの車両の有する機能に応じた点検を行うこと。
- (3) ケーブルクレーンについての始業点検表、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行うこと。
- (4) 1か月に1回必要な事項について自主検査を実施し、また、1年に1回荷重試験を行い、各々の記録を3年間保存しておくこと。
- (5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は中震以上の地震が起こった後に作業する場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。
- (6) 修理作業を行う時は、ケーブルクレーンの機能を完全に停止したうえで、修理中に誤って作動しないような措置を講じること。
- (7) ワイヤロープが異常脈動を起こしている場合には、搬器の脱落等の事故が起きる危険性があるので、直ちに運転を停止して点検、修理を行うこと。

クレーン則36

クレーン則34,35

クレーン則37,38

4. 設置届等

- (1) 吊り上げ荷重が3t以上のケーブルクレーンについては、その設置前に、所轄労働基準監督署長に設置届を提出し、設置後に落成検査を受けること。また、その後2年毎に性能検査を受けること。
- (2) 吊り上げ荷重が3t未満のケーブルクレーンについては、その設置前に、所轄労働基準監督署長にクレーン設置報告書を提出すること。
- (3) 索道については、その設置前に所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出すること。

クレーン則5,6,40,43

クレーン則11

第7節 インクライン

1. 運搬作業

- (1) ウインチの運転は、特別教育を受けた者が行うこと。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <p>(2) インクラインの運行する付近は立入り禁止とすることとし、柵、標示等必要な措置を講じること。</p> <p>(3) オペレータは、運転中は所定の位置を離れないこと。</p> <p>(4) 運転は、あらかじめ定められた信号、合図に従い、相互に十分連絡をとり、確実にを行うこと。</p> <p>(5) 台車には最大積載量を越えるものを積まないこと。また、人車には搭乗定員数を越える人数を乗せないこと。</p> <p>(6) ワイヤロープはドラムに直角に巻くようにし、運転の際には、ワイヤロープが常に正しく巻かれているかを確認すること。</p> | <p>安衛則36</p> <p>安衛則227, 220</p> |
| <p>2. 点 検</p> | |
| <p>(1) 第4章2節7. 第4章1節2. 3. に準ずること。</p> <p>(2) 第6章2節3. の点検項目の他にそれぞれの機械の有する機能に応じた点検を行うこと。</p> <p>(3) インクラインについての始業点検表、月例点検表、年次点検表を作成し、それぞれの点検を行うこと。</p> <p>(4) オペレータ又は点検責任者は1か月に1回必要な事項について点検し、その結果を記録したものを3年間保存すること。</p> <p>(5) オペレータ又は点検責任者は1年に1回必要な事項について点検し、その結果を記録したものを3年間保存すること。</p> <p>(6) 支柱の締付けボルトの増締めを適度に行うこと。なお、頂部アーム及びステー等の部分には特に注意すること。</p> | <p>安衛則230, 231</p> <p>安衛則229, 231</p> |

第7章 土 工 工 事

第1節 一 般 事 項

1. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節, 第3章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) あらかじめ地山の形状, 地質等を調査すること。
- (2) あらかじめ地山の含水, 湧水, きれつの状態等を調査すること。

安衛則355, 154

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5. 施工計画における留意事項

- (1) 地山の形状, 地質等の調査の結果に基づき, これに応じた削面の高さ及び勾配を箇所毎に定めること。
また, 必要に応じて土留・支保工等を計画すること。
- (2) 地山の含水, 湧水, きれつの状態に基づき, 施工中の排水工を計画すること。
- (3) 必要に応じて落石防護工等を計画すること。
- (4) 地形, 表土の状態に合わせて, 施工の安全性を考え, 掘削の順序, 羽口の位置及び数, 並びに土石運搬の方法等について十分検討し, あらかじめ計画をたてること。
- (5) 掘削機械の配置等については, 地形, 土質に適合するものを選定し, 工事の規模, 工期等を考慮して能力以上の無理な作業を強いないよう計画すること。

安衛則155

6. 土工工事における現場管理

第1章4節, 第2章10節に準ずること。

7. 監視員等の配置

- (1) 道路に接近して作業をする場合には, 監視員を配置すること。

(2) 埋設物近接箇所において、作業をする場合には、状況に応じて監視員を配置すること。

8. 崩壊防止計画

(1) 掘削に伴い、土留・支保工を必要とする場合は、第5章4節に準ずること。

(2) のり面が長くなる場合は、数段に区切って掘削すること。

9. 掘削中の措置

(1) 掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは、土留・支保工を行うか、又は適正なおり勾配をつけること。

安衛則361

(2) 埋設物は垂り防護、受け防護等により堅固に支持するとともに、状況に応じて明確に標示し、防護柵を設けること。

安衛則362

10. 落石等に対する危険予防措置

(1) 掘削により土石が落下するおそれがあるときは、その下方で作業しないこと。

安衛則361

(2) 掘削により土石が落下するおそれがあるときは、その下方に通路等を設けないこと。

(3) 女子、年少者は、のり尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所では、作業をさせないこと。

女子則9
年少則8

(4) のり尻付近では休息、食事等をしないこと。

11. 埋設物の近接作業

第3章に準ずること。

12. 地盤改良工法

(1) 軟弱地盤箇所の土質調査は、特に入念に行うこと。

(2) 長尺の施工機械を用いた施工の場合は、機械の設置条件、能力、周囲の状況等を十分に考慮し、転倒等の事故防止措置を講じること。

第2節 人力掘削

1. 作業主任者の選任

高さ2.0m以上の削掘作業は、技能講習を修了した作業主任者を選任し、その者の指揮により行うこと。

安衛則359

2. 掘削面の勾配

掘削面の勾配は、次表に掲げる土質ごとの掘削高さに応じ

安衛則356, 357

た安全な勾配以下とすること。なお、土留・支保工を必要とする掘削深さについては、第5章2節に準ずること。ただし、特に地質が悪い地山では、更にゆるやかな勾配とすること。

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土	5 m 未満	90°
	5 m 以上	75°
その他	2 m 未満	90°
	2 m 以上 5 m 未満	75°
	5 m 以上	60°
砂	掘削面の勾配35°以下又は高さ5 m 未満	
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配45°以下又は高さ2 m 未満	

3. 掘削作業

- (1) すかし掘りは、絶対しないこと。
- (2) 2名以上で同時に掘削作業を行うときは、相互に十分な間隔を保つこと。
- (3) 浮石を割ったり起こしたりするときは、石の安定と転がる方向を良く見定めて作業すること。

4. てこ作業

- (1) てこを使うときは、あらかじめ動かすものに適した長さ
と強さを有するものを選ぶこと。
- (2) つるはしやシャベル等は、てこに使わないこと。

5. 土砂等の置き場

やむを得ず掘り出した土砂等を掘削部の上部もしくはのり肩付近に仮置きする場合には、掘削面の崩壊や土砂等の落下が生じないように留意すること。

6. 湧水の処理

湧水のある場合は、これを処理してから行うこと。

7. 狭い作業空間条件下での安全確保

第2章1節3. に準ずること。

第3節 機械掘削

- | | |
|---|--|
| <p>1. 作業主任者の選任</p> <p>技能講習を修了した作業主任者の指揮により作業を行うこと。</p> | <p>安衛則359</p> |
| <p>2. 有資格者での作業</p> <p>掘削機械，トラック等は法定の資格を持ち指名された運転手のほかは運転しないこと。</p> | <p>安衛則41</p> |
| <p>3. 機械掘削作業における留意事項</p> <p>(1) 作業範囲付近の他の作業員の位置に絶えず注意し，互いに連絡をとり，作業範囲内に作業員を入れないこと。</p> <p>(2) 後進させる時は，後方を確認し，誘導員の指示を受けてから後進すること。</p> <p>(3) 荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れないこと。</p> <p>(4) 斜面や崩れやすい地盤上に機械を置かないこと。</p> <p>(5) 掘削機械等は安全能力以上の使い方及び用途以外の使用をしないこと。</p> <p>(6) 既設構造物等の近傍を掘削する場合は，転倒，崩壊に十分配慮すること。</p> <p>(7) 危険範囲内に人がいないかを常に確認しながら運転すること。また，作業区域をロープ柵，赤旗等に表示すること。</p> <p>(8) 軟弱な路肩，のり肩に接近しないように作業を行うこと。近づく場合は，誘導員を配置すること。</p> <p>(9) 落石等の危険がある場合は，運転席にヘッドガードを付けること。</p> | <p>安衛則158</p> <p>安衛則158</p> <p>安衛則160</p> <p>安衛則157</p> <p>安衛則163, 164</p> <p>安衛則362</p> <p>安衛則158</p> <p>安衛則157</p> <p>安衛則153</p> |
| <p>4. 誘導員の配置</p> <p>次のような場所で機械を運転するときは，誘導員を配置すること。</p> <p>作業場所が道路，建物，その他の施設等に近接する場所</p> <p>見通しの悪い場所</p> <p>崖縁</p> <p>土石等の落下崩壊のおそれのある場所</p> | <p>安衛則157, 158</p> |

掘削機械，運転車両が他の作業員と混在して作業を行う場所

道路上での作業を行う場所

5. 照明設備の設置

夜間作業をするときは，照明を十分に行うこと。

6. 道路上での作業

道路上で作業する場合は，「道路工事保安施設設置基準」に基づいて各種標識，バリケード，夜間照明等を設置すること。

7. さく岩機使用での作業

- (1) さく岩機は，作業前によく点検してから使うこと。
- (2) 作業は機械の足をよく安定させ，作業場所を整理してから作業すること。
- (3) 斜面で作業するときは，機械を落とさないように必要に応じて，ロープを付けておくこと。また，さく岩機のオペレータは，安全帯を使用すること。
- (4) エヤーホースは長さには余裕のあるものを使用すること。
- (5) 落石のおそれのある場合には，浮石の除去，落石防止設備の設置，監視員の配置等の対策を講じること。
- (6) 作業中機械の振動による落石には特に注意すること。
- (7) 交換ロッド等は作業及び通行を阻害しない位置に置くこと。

8. ショベル系掘削機械の作業

運転手は，バケットをトラックの運転席の上を通過させないこと。

9. 狭い作業空間下での安全確保

第2章1節3. に準ずること。

第4節 盛土工及びのり面工

1. 盛土施工前の処置

- (1) 盛土箇所はあらかじめ伐開除根を行う等，有害な雑物を取除いておくこと。
- (2) 施工に先立ち，湧水を処理すること。
- (3) 盛土場所は排水処理を行うこと。

- (4) 急な勾配を有する地盤上に盛土を施工する場合は、段切を設けること。
2. 盛土の施工
- (1) 捨土ののり面、勾配はなるべく緩やかにしておくこと。
- (2) のり肩の防護を十分にし、重量物を置かないようにすること。
- (3) 盛土後、転圧等を行う場合は、施工機械の能力、接地圧、周囲の状況等に十分配慮し、事故防止の措置を講じること。
3. 盛土の安全対策
- (1) のり肩、のり尻排水を十分行うこと。
- (2) のり肩付近からの水の流入を出来るだけ防ぐこと。
4. 切土のり面の安全対策
- (1) 切土のり面の変化に注意を払うこと。
- (2) 擁壁類が計画されているのり面では、掘削面の勾配が急勾配となるので、擁壁等の施工中には地山の点検等、安全管理を十分に行うこと。
- (3) 降雨後は地山が崩壊しやすいので、流水、きれつ等ののり面の変化に特に注意すること。

第5節 発破掘削

1. 火薬類作業従事者に係わる事項
- (1) 火薬類取扱いについては、火薬類取扱保安責任者及び副保安責任者を選任し、取扱事故防止にあたらせること。 火取法30
- (2) 発破作業は、必ず発破技士に行わせること。 安衛則41
- (3) 発破の作業を行う時は、発破の業務に就くことが出来る者のうちから作業指揮者を選任すること。 安衛則320
- (4) 発破作業員は腕章、保護帽の標示等により他の作業員と識別出来るようにすること。 火取法51
- (5) 発破作業員には発破作業の危険性、保安の心得について十分教育すること。
2. 作業員及び第三者への危害防止
- (1) 危険区域を定め、立札、赤旗等で明示し、区域内への立入りを禁止すること。 火取法53

- (2) 区域境には発破時刻、サイレン符号その他の注意事項を示した掲示板を立てておくこと。
- (3) 退避場所を設定し、これを周知させること。
- (4) 点火は、見張員を配置し、全員の退避を確認してから行うこと。
3. 火薬庫での貯蔵
- (1) 法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は、貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事の許可を受けて設置すること。 火取法11, 12
火取則13,20,21
- (2) 規定量以下の貯蔵量の火薬類は、「火薬庫以外の貯蔵庫の施設の規定」により、知事の認可を受けた安全な場所に貯蔵すること。 火取則15,16,23～32
- (3) 一日の火薬類消費見込量が規定以上の場合、火薬類の管理及び発破の準備（親ダイの作製、取扱作業を除く）をするため、火薬類取扱所を設けること。 火取則52
4. 火薬類の一時置場
- (1) 火薬関係者以外の者が立入らない、清潔で乾燥した場所で、かつ、日光の直射を受けない場所であること。
- (2) 火気又は落石の危険がある所に設けないこと。
- (3) 火薬、爆薬と雷管とを同一の箱、袋等に入れないこと。
5. 火薬類の取扱い
- 爆薬、雷管等は、叩いたり、投げ出したり、取り落としたりすることのないように慎重に取扱い、衣服のポケットに入れたりしないこと。
6. 数量の管理
- (1) 火薬類の受払数量を厳重に管理し、紛失、盗難に注意すること。
- (2) 発破の都度、受入、消費、残りの数量、発破孔又は薬室に対する装填方法について、記録を残すこと。 火取則52
7. 発破作業時の留意事項
- (1) 発破作業を行う前に、発破箇所上部の表土は、原則として全部取り除くこと。
- (2) 電気発破を行う時には迷走電流がないことを確認すること。また、懐中電灯等は絶縁装置のあるものを使用すること。

と。

- (3) 落雷の危険がある時は、発破作業を中止すること。

火取則51

8. せん孔作業の留意事項

- (1) 前回の発破の不発孔や残留薬がないことを確かめたうえでなければせん孔しないこと。
- (2) 発破後切羽を点検し、不発の装薬がある場合には、適切な方法を用いて処置すること。
- (3) 前回の発破の孔尻を利用してせん孔しないこと。

火取則53

9. 装てん作業の留意事項

- (1) 電気雷管を運搬するときは、脚線を裸出しないようにし、電灯線・動力線その他漏電のおそれのあるもののできるだけ近づかないこと。

火取則51,54

また、発破母線を敷設するときも、電線路から離すこと。

火取則53

- (2) 装てん作業については発破孔や岩盤の状況を検査し、安全を確認してから適切な方法により装てんすること。
- (3) 発破を行うときは、あらかじめ定めた危険区域内の者を退避させ、見張員を配置してその区域内への立入りを禁止し、発破を知らせたうえで点火すること。
- (4) 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には電気発破をしないこと。
- (5) 装てん中は付近でせん孔その他の作業をさせないこと。
- (6) 装薬前には、孔をよく掃除して小石等を残さないこと。
- (7) 装てんが終わって使用予定数が余ったときは、数量を確認し、増ダイは火薬取扱所に、親ダイは火工所に直ちに返納して、紛失等を防止すること。

安衛則320
火取則53

10. 電気雷管の脚線の連結作業

火取則54

- (1) 母線の切断、結線もれ、結線ちがい等がないよう脚線に連結する前に必ず点検すること。
- (2) 母線の結線後、安全な箇所で導通試験を行うこと。切羽では原則として導通試験をしないこと。全員が安全な場所に退避するまで、母線を発破器又は電源スイッチに連結しないこと。
- (3) 母線を地上のレール、パイプあるいは他の電気が流れ、

又は漏れている可能性のある箇所に接触させないこと。

11. 電気発破の点火作業の留意事項

- (1) 点火位置は、爆破の程度に応じて隔離した安全な場所とすること。
- (2) 発破器のハンドルは、点火するとき以外は施錠又は取り外しておくこと。
- (3) 発破器と母線との連結は、点火直前に行うこと。
- (4) 退避の合図は、サイレン、振鈴等の確実な方法で行うこと。点火の合図は、全員の退避を確認してから行うこと。

安衛則320, 321
火取則54

火取則53

第8章 基礎工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1.2.に準ずること。

2. 事前調査

第1章2節に準ずること。

3. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

4. 施工計画における留意事項

- (1) 周辺の人家及び構築物の防護、移設等の計画をすること。
- (2) 第三者に対する危害を防止するための防護施設を計画すること。
- (3) 地下埋設物、架空工作物に対する防護又は移設の計画をすること。

5. 基礎工事における現場管理

第1章4節、第2章10節に準ずること。

6. 地下埋設物等の防護時における関係者の立会

地下埋設物、架空工作物、鉄道施設等に近接して作業を行う場合には、各関係先に連絡し、その立会を求めること。

7. 機械運転に関する留意事項

- (1) 機械類のうち、くい打、くい抜機及びボーリングマシンの運転は有資格者によるものとし、その他の機械類は責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。
- (2) 玉掛作業は指定された有資格者である玉掛作業員以外にはさせないこと。
- (3) 機械の運転は、定められた信号、合図によって確実に行うこと。
- (4) 機械の移動にあたって、近くに高圧電線がある場合には、各関係先と打合せのうえ、ゴムシールドを取り付ける等の防護を行うこと。
- (5) 防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又

安衛則61
安衛令20

クレーン則221

安衛則189

安衛則349

安衛法29の2
安衛則349

は移動を行うときは、必ず監視員をおき、各関係者の立会を求めること。また、タワー等は電線から十分な離隔をとること。

電圧と離隔距離

電路の電圧（交流）	離 隔 距 離
特別高圧（7,000V以上）	2 m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高 圧（7,000～600V）	1.2m以上
低 圧（600V以下）	1.0m以上

〔労働者通達
基発759号
(S50.12.17)〕

8. 杭穴への転落防止措置

くい打ち、くい抜き施工後は、杭穴への転落防止措置を確実に講じること。

安衛則519

9. ニューマチックケーソン基礎工事

第10章5節に準ずること。

第2節 既成杭基礎工

1. 作業指揮者の配置

機械の据付け、組立て、移動及び解体にあたっては、必ず作業指揮者の指示に従って行うこと。

安衛則190

2. 機械の据付

(1) 機械は、安定した場所を選び、機械の安定を図るため必要に応じて敷鉄板、敷角又は軌条等を水平に敷設した上に据付けること。

安衛則173

(2) 機械を据付けた箇所は、常に排水をよくしておくこと。

安衛則173

(3) 軟弱な地盤に据付けるときは、地盤の強度を確認し、必要に応じて地盤の改良を行うほか、敷板又は敷角等を使用し、滑動、転倒等の危険を排除すること。

安衛則173

3. 杭等の搬入

(1) 第6章1節3. 5. 6. 第6章2節2. に準ずること。

(2) 長尺ものの搬入には、進入路、置場等を選定し、危険

のない取扱いをすること。

4. 運転位置からの離脱の禁止

吊り荷作業中作業を一時停止する場合は、歯止め等を確実に
に行い、運転席を離れないこと。

安衛則185, 186

5. 的確なワイヤーロープ

(1) 巻上用ワイヤーロープ及び吊り金具等には、変形、亀裂、
損傷しているものは使用しないこと。

(2) 巻上用ワイヤーロープには、過巻防止のため、目印その
他の措置を講じること。

安衛則174

6. 玉掛作業

玉掛作業は定格荷重の範囲内で確実に、玉掛けがすん
だらすぐ安全な場所に待避すること。

7. くい打ち作業における留意事項

(1) くいのカップは正規のものを使用し、建て込みに際し
てはハンマーに確実に台付すること。

(2) くい材の吊り込み作業には手元クレーンを使用し、引寄
せ作業は原則として行わないこと。

ただし、手元クレーンが使用できない場合については、
現場の状況を十分検討し作業を慎重に行うこと。

(3) リーダーに登る場合には、親綱を設置し、ロリップによ
る安全帯を使用すること。

(4) 中掘圧入工法の施工では排土が飛散するおそれがあるた
め、防護ガード等を使用して飛散防止を図ること。

8. くい抜き作業における留意事項

(1) くい抜き作業では機械の接地面積を大きくとり、必要に
応じて敷鉄板、敷角等を使用し、地下埋設物を損傷しない
ように行うこと。

(2) くい抜き作業の穴は、空隙が生じないように念入りに埋戻
しをすること。

(3) くい抜き作業では、設備は引抜き初期の最大荷重に耐える
よう十分安全なものとし、作業は慎重に行うこと。

9. 点 検

(1) 部材、ワイヤーロープ、及び付属装置、付属部品等は常

に点検を行い、不良箇所は修理交換を施してから運転すること。

- (2) 吊り込み用の器具類等は常時点検し、ひび割れ、損傷等のあるものは使用しないこと。

第3節 機械掘削基礎工

1. オールケーシング工法にあたっての留意事項

- (1) 機械をけん引又はジャッキで移動させるときは、指揮者の信号又は呼笛の合図のもとに作業すること。
- (2) ジャッキ、滑車等は常に整備し、ワイヤーロープは規定の安全率のあるものを使用すること。
- (3) ハンマーグラブの操作中は、掘削機に近寄らないこと。その必要があるときは、ハンマーグラブがケーシング内に入って停止してからにすること。
- (4) バンドの盛り替えは、定められた作業順序によること。
- (5) ケーシング内に入るときは、あらかじめ換気をするか、又は有害ガス等を測定して危険のないことを確認すること。

安衛則189

安衛則174, 175

2. リバースサーキュレシヨンドリル工法にあたっての留意事項

- (1) 檣の組立て、解体、移動の作業は、作業指揮者の直接の指揮のもとに行うこと。
- (2) 檣の作業台上にあるワイヤーロープ類は、常に整理しておくこと。
- (3) ケーシング打込み又は引抜き中は、必要な作業員以外の者は檣に近づかないこと。
- (4) ケーシング等の横引はしないこと。
- (5) ロッドの継ぎ足し又は撤去の作業中は、手や指をはさまれないように十分注意すること。
- (6) 手元クレーンを使用して、トレミー管や鉄筋籠を投入する作業では、クレーン運転手、玉掛者及び合図者は合図方法を定め、確実な合図のもとに作業をすること。
- (7) 強風時は、クレーンのブームを倒し、檣はケーシングと連結して転倒防止を図ること。

安衛則190

第4節 オープンケーソン基礎工事， 深礎工法，その他

1. 一般事項

- (1) 掘削時においては土質等の変化に常に留意し，変化があった場合は適切な対策を講じること。
- (2) ガス検知機，酸素濃度測定器具その他の諸器機は，常時
使用できるよう整備しておくこと。 酸欠則 4
- (3) 有毒ガス等（酸素欠乏空気を含む）の発生のおそれがある
潜函又は深さ20mをこえる潜函等では，送気のための設
備を設けること。 安衛則377
酸欠則 5
- (4) 入坑前に有毒ガスの有無，酸素欠乏について測定するこ
と。測定にあたっては指定された者（酸欠危険作業につい
ては，作業主任者）が行うこと。 酸欠則 3
- (5) 可燃性ガスが発生するおそれのある坑に入坑するときは，
マッチ，ライター等は持ちこまないこと
- (6) 入坑中に有毒ガス，酸素欠乏等の発生を認めたときは，
直ちに坑外に退避すること。 酸欠則14
- (7) 坑内の出入には，昇降設備を使用し，バケットには乗ら
ないこと。
- (8) 緊急時の信号・合図及び，退避の方法をあらかじめ定め
ておくこと。
- (9) 機械の故障，電気関係の不備，漏電等を生じたときは，
修理完了までは使用を禁止すること。

2. オープンケーソン基礎工事にあたっての留意事項

- (1) 掘削は小きざみにし，無理な掘り起しをしないこと。
- (2) 刃口の掘削は，作業主任者の指示に従って行うこと。
- (3) 沈下の合図があったときは，所定の場所に退避させ，退
避を確認してから沈下を行うこと。

3. 深礎工法による基礎の施工にあたっての留意事項

- (1) コンクリート打設には，原則として，トレミー管又はシュー
トを使用すること。
- (2) 2段切拡げの場合には，下段の作業を中止すること。や

むを得ず作業を行う場合は、堅固な防護施設を設けること。

- (3) 作業開始前に、開壁の状況、ライナープレートの異常の有無を点検すること。
- (4) 坑口作業員は、坑内作業員が入坑中に坑口を離れないこと。
- (5) 坑内作業員は、バケットの昇降中は内壁に身を寄せ、退避すること。
- (6) 昇降には梯子等の昇降設備を設け、かつ非常用梯子等を設けておくこと。梯子は、損傷、変形、腐食等がないことを確認すること。
- (7) 地下水位以下を掘進するときは、排水設備等を用い、湧水対策等を確立してから作業を進めること。

第9章 コンクリート工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握
第5章1節1. 2. に準ずること。
2. 事前調査
第1章2節に準ずること。
3. 施工計画
第1章3節に準ずること。
4. コンクリート工事における現場管理
第1章4節, 第2章10節に準ずること。
5. 危険箇所の周知
ケーブルクレーンによるコンクリート打設のときは、バケットの直下に立入らないこと等の注意事項を、予め作業員に十分周知させておくこと。

第2節 鉄筋工

1. 工具類の整備
加工場は、常に材料及び工具類を整理整頓しておくこと。
2. 作業開始前の点検
鉄筋加工機及び工具類は作業前に点検し、適正な工具を使用し、不良品は使用しないこと。
3. 運搬作業
 - (1) 長尺物は2人以上で持ち、無理な運搬はしないこと。また、バラものは束ねて運搬すること。
 - (2) 運搬中は他のものに接触しないよう前後を注意すること。曲げた長尺鉄筋等は特に注意すること。
4. 作業床の設置
高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。
作業床を設けることが困難なときは、必ず安全帯を使用するか防護網を設けること。

安衛則518

5. 通路の確保

鉄筋の組立箇所では、鉄筋上に歩み板を敷く等により、安全な通路を確保すること。

第3節 型わく工

1. 型わく支保工の構造

(1) 型わく支保工は、コンクリート打設の方法に応じた堅固な構造とし、組立図に従って組立てること。なお、組立図は、部材の設計計算に基づき作成すること。

安衛則239, 240

(2) 型わく支保工は、倒壊事故を防止する措置を講じたものとする。

安衛則242

2. 材 料

安衛則237

材料は著しい損傷、変形又は腐食があるものを使わないこと。

3. 作業主任者の配置

安衛則246

型わく支保工の組立・解体の作業は、技能講習を修了した作業主任者の直接の指揮により行うこと。

4. 悪天候時の作業中止

安衛則245

強風、大雨等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

5. 規格品の使用

(1) 支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材及びパイプサポートには、それぞれ規格品又は規定のものを使用すること。

安衛則238

(2) 型わく支保工については、型わくの形状、コンクリートの打設方法等に応じた堅固な構造のものとする。

安衛則239

6. 型わく支保工についての措置

(1) 支柱の沈下、滑動を防止するため、必要に応じ敷砂・敷板の使用、コンクリート基礎の打設、杭の打込み、根がらみの取付け等を行うこと。

安衛則242

(2) 支柱の継手は突合せ又は差込みとし、鋼材はボルト、クランプ等を用いて緊結すること。

安衛則242

(3) 型わくが曲面の場合には、控の取り付け等、型わくの浮

安衛則242

上りを防止するための措置を講じること。

- | | |
|---|--------|
| (4) 支柱は大引の中央に取り付ける等、偏心荷重がかからないようにすること。 | |
| (5) 型わく支保工の組立、解体の作業では、作業区域には関係者以外の立入を禁止すること。また、材料、工具の吊り上げ、吊り下げには吊り綱、吊り袋を使用すること。 | 安衛則245 |
| (6) 鋼管支柱は、高さ2 m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、堅固なものに固定すること。 | 安衛則242 |
| (7) パイプサポートは3本以上継いで用いないこと。また、パイプサポートを継いで用いるときは、4個以上のボルト又は専用の金具を用いること。 | 安衛則242 |
| (8) 鋼管わくと鋼管わくとの間には、交差筋かいを設けること。 | 安衛則242 |
| (9) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの個所において、型わく支保工の側面並びにわく面の方向及び交差筋かい方向に、5わく以内ごとの個所に水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。 | 安衛則242 |
| (10) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの個所において、型わく支保工のわく面の方向における両端及び5わく以内ごとの個所に、交差筋かいの方向に布わくを設けること。 | 安衛則242 |
| 7. 型わく組立解体作業 | |
| (1) 足場は作業に適したものを使用すること。 | 安衛則245 |
| (2) 吊り上げ、吊り下げのときは、材料が落下しないように玉掛けを確実にすること。 | |
| (3) 高所から取りはずした型わくは、投げたり、落下させたりせずロープ等を使用して型わくに損傷を与えないよう降ろすこと。 | |
| (4) 型わくの釘仕舞はすみやかに行うこと。 | |
| (5) 型わくの組立て解体作業を行う区域には、関係作業員以外の者の立入りを禁止すること。 | |

第4節 コンクリート工

1. コンクリート混合設備

- (1) プラントの組立作業には作業主任者を定め、組立図に従って安全な作業を行い、組立完了後、試運転を行ってから使用すること。
- (2) プラント出入口には、状況に応じて誘導員を配置すること。
- (3) 安全な作業通路を設け、照明は十分に行うこと。
- (4) 計量室その他には、必要に応じて換気扇を設置し、計量室では防じんマスクを使用すること。
- (5) 骨材ストックパイルの内部には、立入りを禁止すること。
- (6) 機械の注油、清掃等をするときには、必ず機械を止めてから行うこと。

安衛則540, 541

安衛則107

2. コンクリート打設設備

- (1) ケーブルクレーンを使用するときは、操作については第6章6節2.によるとともに、バケットからコンクリートが漏れないように、きちんと口をしめること。
- (2) バケットの下及びバンカー線内には作業員を入れないこと。
- (3) 移動式クレーン等を使用するときは、第4章5節によること。
- (4) コンクリートポンプ類を使用するときは、パイプ類は堅固に保持し、パイプ類の取付、取りはずしは丁寧に行うこと。
- (5) 移動式のベルトコンベヤには、感電を防止するための感電防止用漏電遮断装置を持続すること。
- (6) 固定式のベルトコンベヤは、しっかりした架構に固定し、ベルトに沿って通路を設けること。
- (7) 作業員の身体の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるとき等緊急時には、直ちに運転を停止できる装置を設けること。
- (8) コンクリート打設にシュートを使用するときは、コンク

安衛則171の2

安衛則333

安衛則151

リートがあふれないように、コンクリートの品質、投入法、シュート形状、勾配及び連結法等を配慮してシュートを配置すること。

- (9) ブーム車はアウトリガーを確実に設置し、つつ先との合図を明確にして、転倒やホースの横振れを防止すること。 安衛則171の2

- (10) コンクリート打設の最後に水又はエアで管内のコンクリートを送る場合には、配管先端にボール受け管の吐け口を下に向けて（飛散に安全な方向に向けて）、チェーン等を用いて配管先端部を振れないように固定しておくこと。 安衛則171の2

3. コンクリート打設作業

- (1) 作業前に足がかり、型わく支保工及び型わくを点検し、不備な箇所は作業前に補修しておくこと。また、異常を認められた場合には、作業を中止し、適切な措置を講じること。 安衛則244

- (2) ホッパーやシュートの勾配と接続部を点検し、適正なものとしておくこと。

- (3) 作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めておき、合図を確実に行うこと。

- (4) 高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は、安全帯の使用、手すりの設置、防護網の設置等、墜落及び落下防止の措置を講じること。 安衛則518, 519

- (5) 型わく支保工等に偏圧が作用しないように、事前に、打設順序及び1日の打設高さを定め、均等に打設すること。

- (6) コンクリート等吹出し等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場所には、立入禁止措置を講じること。 安衛則171の2

- (7) 打設中は、型わく、型わく支保工、シュート下、ホッパー下等の状態を適宜点検し、安全であることを確かめること。

- (8) コンクリートポンプ車の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運転しないこと。 安衛則36

4. 運転手付き機械等の使用

第4章6節2. に準ずること。

第10章 圧気工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

(1) 有毒ガス、地熱、酸素欠乏のおそれ等について調査を行い、その結果を記録・保存すること。

(2) 砂れき層等酸素欠乏空気発生のおそれのある地層を掘削する場合の圧気工法の圧気のかかる部分から周辺1km以内の範囲にある井戸、配管について、酸欠空気漏出の有無について調査すること。

酸欠則24

4. 施工計画

第1章3節に準ずること。

第2節 圧気作業

1. 有資格者の選任

圧力0.1MPa以上の圧気を必要とする場合には、高圧室内作業主任者の免許を有する者を作業主任者に専任すること。

高圧則10

2. 特別の教育

(1) 高圧室作業に関する特別教育を、全作業員に行うこと。

(2) 下記の業務については、その業務について特別の教育を受けた者以外は作業に従事させないこと。また、作業中はその持場を離れないこと。

高圧則11

作業室への送気を調節するための弁又はコックを操作する業務（ゲージ係）

高圧室に出入りする作業員に加圧又は減圧を行うための送気又は排気の調節弁又はコックを操作する業務（ロックテンダー）

<p>3. 非常事態に対する措置</p> <p>非常事態に対する対策を検討し、連絡方法、信号、合図等及び作業員の避難の方法をあらかじめ定めておくこと。</p>	<p>安衛法25, 30</p>
<p>4. 救護の措置</p>	
<p>(1) 0.1MPa以上の圧気工法による作業を行うときは、作業員の救護に関する器具等を備え付けること。</p>	<p>安衛則24の2 安衛令9の2</p>
<p>(2) 救護に関し備え付けられた機械等の使用方法及び救急処置、安全な救護の方法等について訓練を行い、これを記録しておくこと。</p>	<p>安衛則24の3</p>
<p>(3) 作業員の救護に関し、次の事項を定めておくこと。</p> <p>救護に関する組織</p> <p>救護に関し必要な機械等の点検整備に関する事項</p> <p>救護に関する訓練の実施に関する事項</p>	<p>安衛則24の4</p>
<p>(4) 高圧室内において作業を行う作業員の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じておくこと。</p>	<p>安衛則24の5</p>
<p>(5) 工事責任者は作業員の救護に関し技術的事項を管理するものを選任し、その者を工事現場に常駐させ、安全に関し必要な措置をとらせること。</p>	<p>安衛則24の6,24の7,24の8</p>
<p>5. 健康管理</p>	
<p>(1) 高圧室作業員には、定期的に特殊健康診断を行い、不当な者には作業をさせないこと。</p>	<p>高圧則38, 41</p>
<p>(2) 高圧室作業員の勤務表を作り、健康管理を行うこと。</p>	<p>高圧則15</p>
<p>6. 高圧室内作業の管理</p>	
<p>(1) 作業員以外の者が圧気室に入ることを禁止すること。特に入室の必要がある者については、その都度、高圧室内作業主任者が許可を与えること。</p>	<p>高圧則13</p>
<p>(2) 加圧、減圧の速度は規定のとおり行うこと。(毎分0.08MPa以下の速度及び減圧の場合には規定された減圧停止時間を含める。)</p>	<p>高圧則14, 18</p>
<p>(3) 高圧室の作業員には、規定された作業時間以上室内作業をさせないこと。</p>	<p>高圧則15</p>
<p>(4) 連絡方法、信号、合図等を規定し、全作業員に周知させること。</p>	<p>高圧則21</p>

- | | |
|---|---|
| <p>(5) 減圧に要する時間を高圧室内作業員に周知させること。</p> <p>(6) 非常時の退避方法について作業員に周知させること。</p> <p>(7) 再圧室は常時使用出来る状態であるか確認をすること。</p> | <p>高圧則20</p> <p>高圧則44</p> <p>高圧則26</p> |
| <p>7. 作業主任者の携帯器具</p> <p>作業主任者は携帯式の圧力計、懐中電灯、ガス測定器、非常信号用器具を携帯すること。</p> | |
| <p>8. 火気類の危険の周知</p> <p>(1) 作業員に高圧下における可燃物の燃焼危険について周知させること。</p> <p>(2) マッチ・ライター等、発火のおそれのあるものの持込みは禁止し、その旨を表示すること。</p> <p>(3) 溶接、溶断等火気又はアークを使用する作業を行わないこと。</p> | |
| <p>9. 高圧室の設備</p> <p>作業室の気積は、作業員1人について、4 m³以上確保できるように計画すること。</p> | |
| <p>10. 作業の禁止</p> <p>(1) 送気設備の故障、出水等、他の事故により高圧室内作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高圧室内作業員を潜函、圧気シールド等の外部へ退避させること。</p> <p>(2) 事故により高圧室内作業員を外部に退避させたときは、送気設備の異常の有無、潜函等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態、部材の変形等について点検し、安全を確認した後でなければ、内部を点検する者等を潜函、圧気シールド等に入れないこと。</p> | |
| <p>11. 発破作業</p> <p>作業室において発破を行ったときは、作業室内の空気が、発破前の状態に復するまで、高圧室内作業員を入室させないこと。</p> | |
| | <p>高圧則25の2</p> <p>高圧則 2</p> <p>高圧則23</p> <p>高圧則25</p> |

第3節 仮 設 備

1. 送気設備

- (1) 停電、故障等による送気の中断に対処し得るよう、予備のコンプレッサを用意すること。(予備のコンプレッサは他の系統の動力を使用すること。)
- (2) 作業室及び気閘室への圧縮空気並びに冷却装置を通過した空気温度が異常に上昇した場合は、関係者にすみやかに知らせるための自動警報装置を設けること。
- (3) 自記気圧計、送気自動調節装置を取り付け、作業室内の気圧管理を確実にすること。
- (4) 送気管、送排気弁、空気圧縮機、空気洗浄装置等は常に点検し、不備のないよう保管管理しておくこと。

高圧則7の2

2. 気 閘 室

- (1) 気閘は、原則として人用気閘（マンロック）と材料用気閘（マテリアルロック）を独立して設置し、常時使用できるよう点検管理を行うこと。
- (2) 潜函において、気閘は原則として水面上にあるようにシャフトの組立てを行うこと。
- (3) 気閘室の床面積及び気積は、加圧又は減圧を受ける高圧室内作業者1人について、それぞれ 0.3m^3 以上及び 0.6m^3 以上とすること。
- (4) 圧力 0.1MPa 以上の気圧下に使用する気閘室には、自記記録圧力計を備えること。
- (5) 気閘室の床面の照明は20ルクス以上とし、気閘室内の温度が 10 以下の場合、適当な保温用具を設けること。また、気閘室内には椅子その他の休息用具を設けること。

高圧則3

高圧則20の2

高圧則20

3. 再 圧 室

- (1) ホスピタルロック（再圧室）を用意し、常時使用できる状態にしておくこと。
- (2) 再圧室は、法令で定める構造規格に合致したもので、送・排気設備、外部との連絡設備、暖房設備及び消火設備などを完備したものであること。

高圧則42

4. 換気設備

- (1) 有毒ガス及び酸素欠乏空気による事故を防止するため、換気は十分に行い、ガス、酸素の測定及びそれらへの対策として必要な措置を講じること。
- (2) 作業室及び気室における炭酸ガスの分圧は、作業室内作業員の健康障害を防止するため、0.5KPaを超えないように換気その他必要な措置を講じること。

高圧則17

高圧則16

5. 作業室

- (1) 作業室内及びロック内には十分な照明を行うこと。
- (2) 作業室、シャフト及び気室には、停電による異常事態の発生に備え、避難経路が確認できる非常灯を設置すること。
- (3) 作業室内において電動式の掘削・積込機械を使用する場合は、電気機器の漏電による感電の危険を防止するため、必要な措置を講じること。
- (4) 作業室内において電気発破を使用する場合は、函内照明配線等からの漏洩電流による爆発がないように、適切な措置を講じること。

6. 連絡設備

- (1) 作業室及びロックと外部との連絡設備を必ず設けること。(独立した2系統の設備とすること。)
- (2) 信号配線は、専用回路とすること。

高圧則21

7. 電力設備

- (1) 電球及び開閉器等は防爆構造のものを使用し、他の可燃物に対する着火源とならないようにすること。
- (2) 停電時の対策のために、異なる2系統から受電するか又は、専用発電機を設備すること(切り替え送電にあたっては、自動的に行える設備とする。)
- (3) 引き込み用主開閉器、分岐開閉器、及び遮断器は原則として圧気されていない箇所に設けること。
- (4) 電動機は、全閉形電動機を使用すること。
- (5) 移動用電動器及び移動用照明器具は、必ず感電防止用漏電遮断器を接続して配線すること。

高圧則25の2

(6) 作業室内で使用する電動機器の接地は、原則として接地線を用地、函外において接地工事を行うこと。

8. 消火設備

圧気工事現場には、消火設備を設けること。

第4節 施工中の調査及び管理

1. 沿道調査

工事の進捗とともに周辺の地表面、隣接構造物等に変状をきたすことのないように、一定期間定期的に観測を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。

2. 可燃性ガスの濃度測定

可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発又は火災を防止するため、可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し、毎日作業を開始する前に、当該可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録すること。

安衛則382の2

3. 圧気設備の点検

高圧室内作業を行うときは、設備について定められた期間ごとに点検し、作業員に危険又は健康障害の生ずるおそれがあると認められたときは、修理その他必要な措置を講じること。また、修理その他必要な措置を講じたときは、その都度、その概要を記録して、これを3年間保存すること。

高圧則22

4. 作業環境の測定

圧気作業現場には、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素の濃度を測定すること。また、測定を行ったときは、その都度記録して、これを3年間保存すること。

酸欠則3

5. 酸素濃度測定

酸素欠乏空気の発生するおそれのある地層、又はこれに接近する箇所において圧気工法による作業を行うときは、当該作業により酸素欠乏の空気が漏出するおそれのある井戸又は配管について、空気の漏出の有無、及びその空気中の酸素の濃度を定められた範囲で調査すること。

酸欠則24

第5節 ニューマチックケーソン基礎工事

1. 刃口据え付け

据え付け地盤は十分な支持力を有する不陸のない地盤とすること。

2. 連絡設備

高圧則21

(1) 作業室及び気閘室とケーソン外部との連絡には、必ず通話装置を含む2系統以上の連絡装置を設置すること。

(2) 掘下げの深さが20mを超えるときは、作業を行う箇所と外部との連絡のための電話、電鈴等の設備を設けること。

安衛則377

3. 救護体制及び避難訓練

(1) 停電、事故等の場合の退避については、常に方法、順序等を訓練しておくこと。

安衛法25

(2) 潜函に入る場合、室内に人員がいないときは1人で入らないこと。

4. 掘削設備

(1) 掘削土砂排出用のバケットとワイヤロープとの連結器具及びワイヤロープ等は常に点検し、不備のまま使用しないこと。

(2) バケットの反転止金具は、昇降ごとにはずれていないことを確認すること。

(3) バケットはシャフトの中程に宙吊にして止めておかないこと。

(4) 潜函の上扉、下扉は常に点検し、開閉が円滑に行われるようにしておくこと。

5. 昇降設備

作業員が安全に昇降するための設備を設けること。

安衛則377

6. 潜函への出入り

潜函に出入りする際は、扉の上に乗らないこと。

7. 荷役作業

(1) 止むを得ない場合を除いて、バケットに乗って昇降しないこと。

(2) 掘削土砂の排出、資材の搬入等は相互に信号を確認して

から行うこと。

8. 掘削作業

- (1) 掘削作業は、地質図、沈下関係資料等により確認したうえで行うこと。
- (2) 掘削はシャフトの中心より外側へ小刻みに掘り進み、刃口下方は50cm以上掘り下げないこと。
- (3) 減圧して潜函を沈下させる場合には、作業員を必ず外部へ退避させてから行うこと。
- (4) 作業室内で発破を行った場合には、十分換気して清浄な空気になってから入ること。
- (5) 昇降設備、連絡設備、送気設備が故障しているとき、潜函内部へ多量の水が浸入するおそれのあるときは、潜函等の内部で掘削の作業を行わないこと。

高圧則25の3

高圧則24

高圧則25

安衛則378

第11章 鉄道付近の工事

第1節 事前協議及び事前調査

1. 適用

線路に近接して列車運転に影響を及ぼすおそれのある土木工事に適用する。

なお、鉄道の線路内で土木工事を施工する場合は、鉄道事業者と十分協議のうえ、その指示に従うこと。

2. 事前協議

鉄道に近接して土木工事を施工する場合で、列車運転及び旅客公衆に危害を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ鉄道事業者と協議して、次の事項について、協議書・覚書等を取り交わすこと。

鉄道事業者の委託する工事と範囲の決定

工事施工のための、詳細な施工計画及び事故防止対策
工事施工の順序及び方法、並びに作業時間等に関する
規制と、その規制を実施するための具体的な方法

工事施工に支障する鉄道施設の移設並びに防護方法に
関する事項

安全確保のための有資格者の配置及び鉄道事業者の立
会の範囲

列車運転等の安全並びに鉄道諸設備の保全に関し必要
な事項

列車運転及び旅客公衆の安全並びに危険があると認め
た場合等の緊急措置の方法

保安及び保全に関する安全教育の内容

3. 変更時の再協議

事前協議により決定された事項に変更の必要が生じた場合、並びに疑義が生じた場合等は、鉄道事業者と再協議すること。

4. 事前調査

- (1) 第1章2節に準ずること。
- (2) 鉄道付近の工事における事前調査は、特に次の事項に留

公災防(土)28

意して実施する。

工事が列車運転によって制限される場合は、運転状況を調査すること。

工事施工地域付近の線路と道路との関係及び鉄道の運行計画、道路の交通量等を調査すること。

第2節 近接作業

1. 共通事項

第1章3節に準ずること。

2. 鉄道付近の工事における留意事項

列車運転に支障を及ぼすおそれのある工事では、作業時間、作業場所、作業人員、使用機械、使用資材等を十分検討のうえ、施工計画書を作成し、本章第1節に述べた鉄道事業者との事前協議を行うこと。

3. 保安体制の確立及び安全設備

事前協議によって定められた保安体制の確立及び有資格者の配置並びに安全設備（線路立入禁止柵、架空線防護工、落下物防護工等）等の設置を行った後、工事に着手すること。

安衛法14,19の2,20,59,61

4. 保安教育

鉄道付近の土木工事従事者には、鉄道に関する建築限界、架空線、地下埋設物、列車運転状況、緊急時の措置等について、必要に応じて事前に適切な指導教育を行うこと。

安衛法20,29,30

安衛則638

5. 作業責任者

それぞれの作業毎の作業責任者を定め、その指揮のもとに作業を行うこと。

安衛法14

6. 毎日の作業内容打合せ

- (1) 毎日の作業内容について、保安打合せ票等を作成し、鉄道事業者の立会者と事前の打合せを行うこと。
- (2) 打合せ票に決められた事項は、毎日作業開始前に作業員全員に周知徹底し、決められた事項を厳守すること。

7. 列車見張員

列車見張りを必要とする作業には、作業開始前に鉄道事業者の指定する資格を有する列車見張員を配置するとともに、

所定の保安設備を設置すること。

8. 鉄道建築限界の明示

必要な箇所には標識ロープ、表示杭等により鉄道建築限界を明示すること。

9. 地下埋設物、架空線の取り扱い

(1) 地下埋設物については、確認のうえ注意標等を設け、施工により損傷のおそれがある場合は鉄道監督員等の立会のうえ施工を行うこと。

(2) 架空線に接触のおそれがある工事の施工にあたっては、架空線の防護工を設置し、架空線と機械、工具、材料等は、安全な離隔を確保すること。

安衛則342,345,347

10. 工事中重機械等の運転資格と管理

工事中重機械及び工事中自動車は所定の資格を有する者に運転操縦及び誘導をさせ、事故防止上適切な管理を行うこと。

安衛法61
安衛令20

11. 列車通過時の一時施工中止

列車の振動、風圧等によって不安定な状態となるおそれがある工事又は乗務員に不安を与えるおそれのある工事は、列車の接近時から通過するまで一時施工を中止すること。

12. 既設構造物への影響調査と報告

既設構造物、施設等に影響を与えるおそれのある工事の施工にあたっては、鉄道事業者等の指示により異常の有無を検測し、報告すること。

13. 線路内への立入り

(1) 線路内には、みだりに立入らないこと。

(2) 鉄道事業者の承認を得て、やむを得ず線路横断をするときは、指差称呼して列車等の進来を確認し、線路に対し直角に横断すること。

14. 軌道回路の短絡防止

自動信号区間におけるレール付近では、電導体（鉄筋、コンベックス等）が左右レールに接触することにより発生する軌道回路の短絡事故（片側のレールに触れるだけで電位差による短絡もある）に留意すること。

15. 緊急時の対応

- (1) 万一事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに列車防護の手配をとるとともに速やかに関係箇所連絡し、その指示を受けること。
- (2) 緊急連絡表は見やすい場所に掲示しておくこと。

安衛法25

第3節 各種作業

1. 仮設工等

- (1) 線路に近接して工事事務所、休憩所、材料倉庫等の仮設を行う場合は安全、堅固にし、絶対に建築限界を侵さないこと。特に暴風雨、天災のおそれのある場合には厳重に点検し、不良箇所等は改修又は補強をすること。また、仮置等にあたっては、シート等が飛散しないよう留意すること。
- (2) 線路に近接した足場の組み立て解体は、作業方法、作業量を定め列車運転状況を確認し、安全な列車間合いに行うか、又は線路閉鎖工事で行うこと。
- (3) 足場、控えづな、切梁等を取り付ける場合は、レール・まくら木、橋げた、電柱等の鉄道施設物を利用しないこと。
- (4) 架空線等に接近して仮設作業をする場合は、架空線と取扱材料の必要な離隔を確保するための措置を講じること。
- (5) 乗降場等に接近して設置する仮設通路等の仮設物は、特に旅客公衆等の安全確保のための措置を講じること。
- (6) 線路、道路等に物が落下するおそれがある場合は、落下防護網等を設け、落下物による事故防止を図ること。

安衛法31

安衛則342,345,347,349

安衛則537
公防災(土)101

2. くい打ち工

- (1) 地下埋設物に接近して杭を打ち込む場合は関係者の立会で作業を行うこと。
- (2) 杭の打ち込みにより、レールに変状を起こさないよう措置を講じること。

安衛則194

3. 掘削

- (1) 掘削作業に先立ち地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合わせ、地下埋設物は、試掘等により確認を行うこと。また地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行うこと。

安衛則355, 363
公防災(土)36

と。

(2) 掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は、十分な防護措置を施すこと。 安衛則362

(3) 掘削に伴って発生する周辺の地盤沈下の測定を行うこと。特にレール及びその周辺地盤の沈下の測定は所定の頻度で行い、鉄道事業者に報告すること。 安衛則358

また、特に地下水位が高い砂層又は軟弱地盤を掘削する場合は、ボーリング、ヒーピング等の発生に注意する他、周辺地盤の沈下防止に努めること。

(4) 重機械を使用して掘削する場合は、線路方向へ旋回しないこと。また、地下埋設物の付近では重機械を使用しないこと。 安衛則363

4. 切取、盛土工事

(1) 線路に接近して切取又は盛土工時を行う場合は、土砂崩壊、落石等により列車又は鉄道施設等に危害のないよう適切な線路防護工を設置すること。 安衛則362

(2) 切取又は盛土土砂が多量な場合は、一回あたりの掘削量は、運搬能力に応じた量とし、発生土は線路側に置かないようにして建築限界を侵さないこと。

(3) 降雨によるのり面等からの流失土砂等が線路内に流入しないよう措置を講じること。

5. 型わく工、鉄筋工、コンクリート工

(1) 線路付近の作業にあたっては、工具、材料、仮設材等が、鉄道建築限界を侵さないこと。必要に応じて線路防護工を設置すること。

(2) 型わく材等は、仮置、組立、解体中に突風等で線路内に飛散しないように厳重な管理をすること。

(3) 架空線に近接した作業にあっては、架空線と安全な離隔を確保すること。所定の離隔を侵すおそれのある場合は、架空線の防護工を設置すること。 安衛則342,345,347

(4) コンクリートポンプ車のブーム及びホースが旋回時の振れ等により、架空線に触れたり、建築限界を侵さないこと。 安衛則171の2

第12章 土石流の到達するおそれのある現場での工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、土石流の到達するおそれのある現場での工事に適用する。

2. 工事内容の把握

- (1) 第5章1節1.2に準ずること。
- (2) 土石流が発生した場合には、現場で作業中の作業員に被害を与える危険性があることから、作業員の安全確保が図られるよう配慮する必要がある。このことを十分認識して工事内容を把握すること。

3. 事前調査における共通事項

- (1) 第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

工事を安全に実施するため、次の事項について必要な調査を行い、その結果を記録しておくこと。

- (1) 工事対象溪流並びに周辺流域について、気象特性や地形特性、土砂災害危険箇所の分布、過去に発生した土砂災害発生状況等、流域状況を調査すること。
- (2) 災害が発生した後の現場のうち、再び災害が発生する危険性のある現場では、特に十分な調査を実施すること。

5. 施工計画における共通事項

- (1) 第1章3節に準ずること。

6. 施工計画における留意事項

- (1) 事前調査事項に基づき、土石流発生の可能性について検討すること。その結果に基づき上流の監視方法、情報伝達方法、避難路、避難場所を定めておくこと。
- (2) 降雨、融雪、地震があった場合の警戒・避難のための基準を定めておくこと。

このため、必要な気象資料等の把握の方法を定めておくこ

安衛則575条の9
調査及び記録

安衛則575条の10
土石流による労働
災害防止に関する
規定

と。

- (3) 土石流の前兆現象を把握した場合の対応について検討しておくこと。
- (4) 安全教育については、避難訓練を含めたものとする。
- (5) 同一溪流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合工事関係者間の十分な連携が図れるよう、連絡協議会等の体制を整えておくこと。

安衛則642条の2

7. 現場管理

- (1) 土石流が発生した場合にすみやかにこれを知らせるための警報設備を設け、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。
- (2) 避難方法を検討のうえ、避難場所・避難経路等の確保を図るとともに、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。避難経路に支障がある場合には登り栈橋、はしご等の施設を設けること。
- (3) 「土石流の到達するおそれのある工事現場」での工事であること並びに警報設備、避難経路等について、その設置場所、目的、使用方法を工事関係者に周知すること。
- (4) 現場の時間雨量を把握するとともに、必要な情報の収集体制・その伝達方法を確立しておくこと。なお、積雪期においては、積雪状況、気温等も合わせて把握すること。
- (5) 警戒の基準雨量に達した場合は、必要に応じて、上流の監視を行い、工事現場に土石流が到達する前に避難できるよう、連絡及び避難体制を確認し工事関係者へ周知すること。
- (6) 融雪又は土石流の前兆現象を把握した場合は、気象条件等に応じて、上流の監視、作業中止、避難等、必要な措置をとること。
- (7) 避難の基準雨量に達した場合又は、地震があったことによって土石流の発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止し作業員を避難場所に避難させるとともに、作業の中止命令を解除するまで、土石流到達危険範囲内に立入らないよう作業員に周知すること。

安衛則575条の14
警報用の設備

安衛則575条の15
避難用の設備

安衛則575条の14、
15
警報設備、避難設備（周知）

安衛則575条の11
把握及び記録

安衛則575条の12
降雨量の措置
安衛則575条の13
避難

10. 土木工事安全施工技術指針

- (8) 作業の中止命令を解除した後の工事再開に当たっては、工事中の安全に支障となるような流域状況の変化がないか確認し、必要に応じて監視方法の見直し等を行うこと。
- (9) 工事の進捗に応じて、工事範囲、施工方法等変化することを確認し、連絡体制、避難体制等の見直しを行うこと。
- (10) 工事現場に係る情報（降雨量、写真、流水の濁りや流量の状況）を時系列に整理・保存しておくこと。
- (11) 土石流に関する教育や講習会、避難訓練等を実施すること。なお、避難訓練は工事開始後遅滞なく1回、その後6ヶ月以内ごとに1回行い、その結果を記録したものを3年間保存すること。

安衛則575条の9
調査及び記録

安衛則575条の16
避難の訓練

第13章 道 路 工 事

第1節 一 般 事 項

1. 適 用

本章は主に、現道上で行う舗装工事、道路維持修繕工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章1節1.2に準ずること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

作業の安全及び公衆災害防止を確保するため、以下の事項について調査すること。

交通（交通量、通学路、バス路線、地下鉄、地下街への出入口、う回路等）への影響

環境（騒音、振動、煙、ごみほこり、学校・病院・商店・住宅に与える影響等）への影響

搬入道路（幅員、路面の強度、舗装の有無、交通量、交通規制等）

資機材の置場（外部及び現場よりの搬入出路の交通量、置場の管理等）

5. 施 工 計 画

第1章3節、第6章1節4.5に準ずること。

6. 道路工事における現場管理

(1) 第1章4節、第2章10節に準ずること。

(2) 道路工事は一般の交通流と対面して工事が行われることが多いので、その際の作業箇所には必ず交通誘導員、保安要員を配置し、現場内の安全を図るとともに、車両の誘導並びに事故防止にあたること。

(3) 誘導員の配置にあたっては、歩行者及び通行車両に対する安全確保に十分配慮すること。

(4) 工事施工前に工事案内標識を設置し、一般通行車両及び

歩行者に対して広報を十分に行うこと。

7. 協議及び許可

施工にあたっては、道路管理者、警察、関係機関等との十分な協議、打合せを行い、必要に応じて、許可を受けたいうえで安全に配慮し行うこと。

第2節 交通保安施設

1. 道路標識施設

- (1) 工事による交通の危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討すること。
- (2) 道路管理者及び所轄警察署長との協議書又は道路使用許可書に基づき、必要な道路標識、標示板等を設置すること。

2. 保安灯

- (1) 夜間施工の場合は道路上又は道路に接する部分に設置した柵等に沿って、高さ1m程度のもので夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置すること。
- (2) 保安灯の設置間隔は、交通流に対面する部分では2m程度、その他の道路に面する部分では4m以下とし、囲いの角の部分については特に留意して設置すること。

3. 交通量の特に多い道路での保安施設

- (1) 現場の交通流に対面する場所に工事中を示す標識板を設置すること。
- (2) 夜間においては、必要に応じて200m前方から視認できる光度を有する回転式か点滅式の黄色又は赤色注意灯を標識板の近くに設置すること。
- (3) 工事予告板は50mから500mの間の路側又は中央帯の視認しやすい箇所に設置すること。また、交通規制の方法及び周辺の通路状況等に応じて、更に手前から工事予告板を設置することについても考慮する。

4. 現場付近における交通の誘導

- (1) 場への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、カラーコーン又

公災防(土)17
「道路工事保安施設設置基準案」
(S.47. 2道路局
国道第一課)

道発第372(S.37.8.30)

公災防(土)18

道発第558(S.37.12.27)

公災防(土)19

道発第558(S.37.12.27)
公災防(土)19

公災防(土)19

道発第372(S.37.8.30)

公災防(土)20

は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないように努めること。

- (2) 交通誘導員は、進入車両が余裕をもって方向変換できる位置から視認可能な場所で、保安施設内において誘導すること。

5. う 回 路

一般の交通をう回させる場合は、所轄の警察署長の指示に従い案内標示板等を設置すること。

6. 工事責任者の巡回

工事責任者は常時、現場を巡回し、安全上の不良箇所を発見したときは、直ちに改善すること。

道発第372(S.37.8.30)

公災防(土)21

安衛則637

第3節 道 路 舗 装

1. 作業区域内の区分

作業区域内には関係者以外立ち入らないように固定柵かこれに類するものを設置すること。また、立入禁止の標示板等を設置すること。

2. 監視員または誘導員の配置

作業員の働いている付近、土石の落下・崩壊のおそれのある場所、見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所、崖縁等で機械を運転するときは、監視員または誘導員を配置すること。

3. 作業時の服装等

工事関係者は、保安帽、作業衣、作業靴を着用し、特に夜間の場合は反射する安全チョッキを着用すること。

4. 機械作業における留意事項

第4章1節、第4章2節に準ずること。

5. 作業員の励行事項

- (1) 作業手順に基づく作業を行うこと。
- (2) 常に機械の動きに注意すること。

安衛則151の6
安衛則157

第4節 維持修繕工事

1. 保安施設等の設置及び管理

- (1) 作業箇所では、道路条件に応じて、適切に各種標識、バリケード等の設置、又は工事標識車等を配置したうえで行うこと。
- (2) 作業箇所には、交通誘導員を配置すること。
- (3) 交互交通及び車線規制をする場合には、作業箇所の前後及び要所に同様の対策をとること。
- (4) 夜間工事の場合は照明器具の点検を行い、十分な明るさの照明を行うこと。
- (5) 歩道に沿って作業を行う場合は、歩行者の安全を確保するため、歩車道の境界にバリケード等で作業区分帯を明確にすること。
- (6) 保安員は使用車両に救急箱を備付け、応急処置を行えるようにするとともに、緊急の場合の連絡方法等をあらかじめ決定しておくこと。
- (7) 保安施設及び標識類の設置位置、設置方法は、交通の妨げとならないようにすること。
- (8) 塵埃、排ガス等の汚れを除去し標識類等の視認性を確保すること。

2. 舗装、オーバーレイ、目地シール工事等

- (1) 作業用機械の運行は誘導員の指示のもとに行い、一般作業員との接触事故の防止を図ること。
- (2) 交通誘導員の服装は特に目立つもの（反射するもの）とし、吹笛を用い、夜間は赤色の大型懐中電灯の他に必要に応じトランシーバーを用いる等により適切な誘導ができるようにすること。
- (3) 車道部における保安施設の設置及び撤去作業は、特に危険が伴うので、交通誘導員との協同作業にて行うこと。
- (4) 工事途中に生じる路面の段差は緩やかにすりつけ、「段差あり」の標識を設置すること。
- (5) 打換等により、区画線が消滅した場合は、交通開放前に

仮区画線を設置すること。

- (6) 現場内並びに周辺は常に清掃，整理に努め，資機材，土砂等を散乱させないようにすること。
- (7) 作業待機車は，工事標識，交通誘導員の見通しを妨げない位置とすること。

3. 歩道工事

- (1) 歩行者通路には堅固なバリケード，ガードフェンス等を設置すること。また，標示及び作業区域を明確に行うこと。
- (2) 作業箇所前後の保安灯は，特に注意して設置すること。
(夜間工事)

4. 区画線の設置等の作業

- (1) 交通誘導員を配置するとともに，ラインマーカー等の作業は先導車と作業車の間に入れて行うこと。
- (2) 設置完了後は塗料が乾燥するまでカラーコーンで囲い，車両のスリップ事故を防止すること。
- (3) 作業員の服装は，特に目立つものとする。

5. 清掃，除草等の作業

- (1) ロードスイーパー，散水車等の清掃機械には，それらの作業を明示する標識を設け，通行車両が作業を予知できるようにすること。
- (2) 作業箇所はカラーコーンで必ず標示すること。
- (3) 清掃機械作業の場合には，駐車車両等の作業の障害となる物に注意すること。
- (4) 草刈，盛土の際の路肩作業は車両通過の際の飛石等を防止するため，路面の落石等を除去してから行うこと。
- (5) 急斜面でののり面作業は，転落防止のため命綱を使用すること。
- (6) 除草作業に機械を使用するときは，作業員及び道路上の飛石を防止するため，刈りこみ前に異物を除去し，機械にも飛石の防止の防護板等を設置すること。

第5節 道路除雪

1. 除雪計画と準備

- (1) スノーポール、除雪案内標識、構造物障害標示板を適切に設置し、除雪作業の障害防止に努めること。なお、障害物の撤去等の協力を市民に呼びかけて作業の安全を確保すること。
- (2) 雪崩、落石の危険のある地域の除雪については、作業前の現場調査により、現地標示を行い、その対策をたて、事故防止に努めること。
- (3) 除雪作業運転員は準備期間中担当区間の道路状況、地形、危険物の位置等を熟知出来るように、車両による試走を十分行うこと。
- (4) 排雪作業では、道路条件、交通量等により、交通制限の必要を生ずるため、道路管理者と関係機関の協議に基づき、交通誘導員を配置して、安全な運行を確保すること。
- (5) 除雪機械には作業を明示する標識を設け、通行車両が作業を予知出来るようにすること。
- (6) 除雪作業員の服装は、視認性を考慮して明るい色彩のものとし、夜間作業の場合には、一部に反射テープを貼りつける等の安全対策をとること。作業靴はスリップ防止に役立つ形式のものとする。
- (7) 除雪作業は、長時間作業や夜間作業等の不時出勤があるので、宿泊及び休養の施設を準備し、健康管理を行うこと。また、過労作業にならないように適切な交替要員を配置すること。

2. 除雪作業

- (1) 2台以上の除雪機械が並行して作業を行う場合には、十分機械間の連絡をとり、危険の防止に努めること。
- (2) 夜間作業中に降雪等により視界が悪く作業が困難な場合には、単独作業を避け、低速除雪等に切りかえ、作業の安全を図ること。
- (3) 投雪は雪崩等を誘発させないように、安全な地点を選んで

行うこと。特に斜面への投雪は、気温の高い時期には十分な注意をすること。

- (4) 道路条件に応じた適切な交通整理対策をたて、通過車両等の安全を図ること。
- (5) 投雪の方向は民家、電線等をさけ、絶えず安全な投雪場所を選びながら作業を行うこと。反対走行車線を越えて投雪する場合には、雪塊飛散による一般車両への損傷や風向きによっては、視界障害を起こすこともあるので、一時的な通行止めをして作業をすること。
- (6) サイドウイングによる段切作業は、構造物に注意し、横すべり等による事故を防止すること。また、その際には、歩行者にも十分注意すること。

第14章 橋梁工事（架設工事）

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、橋梁上部工架設工事に適用する。橋梁下部工事、床版工、舗装工等は、共通工事編、各種工事編の関連章を参照のこと。

2. 工事内容の把握

第5章1節1. 2. に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 第1章2節に準ずること。
- (2) 工事中に予想される気象、海象条件の他に、交通状態、環境などの現地状況をくわしく調査すること。
- (3) 供用中の道路上空において、架設作業等を行う場合は、その交通対策について事前に十分調査すること。
- (4) 河川部、海上部、海岸部、湖沼部等においては、水深、流速、潮位などの事前調査を十分行うこと。
- (5) ベント基礎、鉄塔の基礎、アンカー設置場所は十分な耐力があるかどうか、事前に調査しておくこと。

4. 施工計画における留意事項

- (1) 第1章3節に準ずること。
- (2) 架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事中の安全を確保できるだけの規模と強度を有することを確かめること。
- (3) 作業中における橋桁等の安定性の確認等を行い、綿密な作業の計画を立てること。
- (4) 作業にあたっては、当該工法に適した使用機材を選定すること。
- (5) 使用中の道路上空における橋桁の降下作業等を行う場合の交通対策については、道路管理者及び所轄警察署長の指示又は協議により必要な措置を講じること。
- (6) 設計時に考慮した施工法、施工順序と異なる方法、順序

による場合は、あらためて架設時の応力と変形を検討し、架設中の構造物の安全を確かめること。

5. 橋梁工事における現場管理

第1章4節、第2章10節に準ずること。

第2節 鋼橋架設設備

1. 新規開発架設機材の使用

新しく開発・改良した架設機材を使用するときは、事前にその安全性と作業性を確認すること。

2. クレーン等重量物取扱い機械

(1) クレーン等重量物取扱い機械は、常に保守点検に努めること。

(2) クレーン等重量物取扱い機械には能力などを表示し、作業員全員に周知徹底させること。

クレーン則24の2

3. 機械工具、ロープ類の安全率

機械・工具・ロープ類・ベント材・サドル材などは、正常なものでかつ荷重に対し適切な安全率を有するものとする。

4. ケーブルクレーン及びケーブルエレクション用鉄塔の設置

(1) 材料・構造は、荷重に対して、適当な安全率を有するものとする。

(2) 堅固な基礎の上に建て、滑り又は沈下を防ぐこと。

(3) 控索は原則として水平面との角度を60°以内とすること。

クレーン則17

5. アンカーの設置

(1) 施工計画に基づき、十分な耐力を有するアンカーを設置すること。

(2) ロックアンカーを採用するときは、引抜耐力試験により、必要な耐力を確認すること。

6. ケーブルクレーンのサグ

トラックケーブルは所定のサグになるように張渡すこと。また、橋部材の取付け時、荷を吊った状態で横引きする作業が生じる場合は、横荷重に対するトラックケーブルの安全率をチェックすること。

7. ケーブルクレーンに使用するワイヤーロープ

- (1) トラックケーブルまたはブーム起伏用索には継いだものは使用しないこと。
- (2) 走行索・巻上索には原則として継いだものは使用しないこと。ただし、やむを得ず使用するときは、現地搬入前に十分な管理を行い、本差したものを使用すること。

8. 設備、部材置場の配置と保守

- (1) 部材置場は計画に基づいて材料を区分し搬出・搬入等に便利なように配置し、その保守に努めること。
- (2) 動力・照明・通信などの設備は計画に基づいて設け、常にその保守に努めること。

安衛則604, 605

9. 消火器等の整備

機械設備・火気取扱い場所等には消火器などの消火設備を備えておくこと。

安衛則289

10. 危険物の保管

ガソリン・重油・油脂・塗料・合成樹脂など引火性のものは、種別毎に定められた数量のものを作業上安全な位置に格納しておくこと。

安衛則641

第3節 鋼橋架設作業

1. 架設作業

各作業は施工計画に基づいて実施し、計画が変更となる場合は、変更施工計画を作成した後にそれに基づいて作業を行うこと。

安衛則517の6,
517の7

2. 指揮・命令系統等の明確化

- (1) 各作業に対しては、指揮・命令系統・作業手順・作業者の役割及び人員配置を明確にすること。
- (2) 近接した場所において他の作業が行われる場合には、各作業間で連絡・調整を十分に行い、作業をすること。

安衛則517の8
安衛則517の9

3. 架設機械の設置・点検

- (1) クレーン・移動式クレーン・送り出し装置などの架設機械は、施工計画に基づき設置すること。
- (2) ベント・ケーブルクレーン設備・送り出し設備などの架

設設備は、載荷前に異常の有無を点検すること。

4. クレーン作業

(1) 移動式クレーンの機体は、水平に設置すること。アウトリガーを設置する箇所の地盤を点検するとともに、必要に応じて鉄板を敷くなど、地盤沈下を防止する措置を講じること。

クレーン則70の3

(2) クレーン作業において、橋部材などの巻き上げ・巻きおろし中は、吊り荷の下に作業員を立入らせないこと。

(3) ケーブルクレーン作業においては、巻上、横引用ワイヤロープの内角側に入らないこと。

クレーン則28

5. 橋部材の仮置き

橋部材は指定された場所に、組立作業順序を考慮して、堅固な敷木上に正しく置くこと。

6. 地組立作業

(1) 地組立は整理された場所で行い、堅固な支持材を設けて部材の横転を防ぐこと。

(2) 地組中の組立部材が不安定な場合は、転倒防止用設備を設けること。

7. 橋部材の組立作業

(1) 橋部材は地切りした状態で、玉掛けロープ・天秤・アウトリガー位置などに異常のないことを確認した後に作業を進めること。

(2) 地組みされた橋部材のブロックを吊るときは、あらかじめ定められた吊点を吊ること。

(3) 重量物及び長尺物を吊り上げる時は、介錯ロープを用いること。

(4) 箱桁等幅のある橋部材を吊り上げる場合は、予めクレーンのブームが橋部材に接触するおそれがないか十分チェックするとともに、作業中においても十分注意すること。

(5) 桁を吊り上げた状態で、ブロックの取付状態及びワイヤロープの力の方向が正常であるか否か等を確認してから作業を進めること。

(6) 仮締めボルト及びドリフトピンは、空孔のボトルが締め

終わるまで抜かないこと。

- (7) 曲線桁または重心の高い橋桁を取扱う場合には、横転を防ぐための転倒防止措置を講じること。
- (8) 桁の横取り作業やジャッキによる降下作業を行うときは、控えのワイヤロープを設置する等、桁の転倒等を防止する措置を講じること。

8. 箱桁・鋼橋脚等の内部の換気

箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ作業員に呼吸用保護具を使用させること。

9. 上下作業の回避

トラス・アーチ桁等の架設においては、できる限り上下同時作業がないように工程を調整すること。

10. 受架台の設置

- (1) 受架台は各架設段階において、受架台に作用する鉛直荷重、架設時の転倒に対する安全を検討するのに必要な水平荷重、各支点間の相対変位によって生ずる不均等荷重の荷重に対して必要な耐力を有する部材を使用すること。
- (2) 受架台にサンドル材を使用する場合は、井げた状に組んで使用し、相互にボルトで固定すること。

11. ジャッキの設置及び降下作業

- (1) ジャッキは、各架設段階においてジャッキに作用する鉛直荷重、水平荷重、不均等荷重等の荷重に対して必要な能力（容量・タイプ）を有するものを使用すること。また、ジャッキ架台（サンドル）の設置については、前項受架台の設置に準ずるものとする。桁のジャッキ取付位置については、あらかじめ架設時の応力度を算定し、安全を確認すること。
- (2) 単純桁の設置でジャッキは、橋部材に局部座屈が生じないように、適切な位置に据付けること。
- (3) ジャッキを使用するときは、けた両端を同時におろさないこと。
- (4) 多橋脚上で橋げたの降下作業を行うときは、一橋脚ごと

有機則5, 9
粉じん則27

にジャッキ操作を行い、他の橋脚は、受架台で支持した状態にしておくこと。

- (5) 一橋脚上で複数のジャッキを用いて降下作業を行うときは、降下速度を同一にすること。

12. 軌条梁の据付け

軌条梁は、通り・高さ・軌条梁間の平行度等に注意して、正確に据付けること。

13. 橋桁の移動作業

- (1) 橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は、おしきワイヤ等の逸走防止装置を設置すること。
- (2) 橋桁を移動させるときは、移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。
- (3) 部材運搬台車を止めておくときは、台車を固定しておくこと。

安衛則204

14. 仮締め状態時の載荷制限

- (1) 張出し架設の場合、仮締め状態のまま架設機械等の重量物を載荷しないこと。
- (2) 仮締め状態で長期間放置しないこと。

15. 橋桁上のクレーン設置

既に架設した橋桁上に移動式クレーン等を設置するときは、クレーン重量・据付け位置及びその使用状態を確認すること。

16. 河川内に設置した仮設物の防護

河川内にベント・作業構台・昇降設備等の仮設物を設置する場合は、異常出水・船舶航行等に備えて、仮設物の防護を行うこと。

17. 係留設備

作業船又は台船などの係留設備には、十分安全なものを用いること。

18. 水上作業中の監視

- (1) 航行船舶に対する監視を行うこと。
- (2) 水深・流速・潮の干満及び作業船・台船の吃水を監視すること。

第4節 PC橋架設設備

1. 工具類の整備点検

作業に使用する各種ジャッキ・ジャッキ受ブラケット・同ボルト・チェンブロック・レバーブロック・ワイヤーロープなど、作業上必要な工具類は点検整備しておくこと。

2. ジャッキ，ジャッキ受けブラケット，ボルト

- (1) ジャッキ受けブラケット及びボルトは、その耐力を検討しておくこと。また、ボルトが橋桁に埋め込まれる形式にあっては、コンクリートの付着も検討すること。
- (2) ジャッキ受けブラケットの取付位置の決定にあたっては、桁の重心を考慮すること。
- (3) ジャッキは、荷重に対して十分な容量を有すること。
- (4) ジャッキ据付箇所は荷重に対して十分な耐力を有すること。

3. 横取り設備

- (1) 横取り設備は十分な耐力を有すること。
- (2) けん引力、制動方法を検討し、レバーブロック、ジャッキ等、適切な駆動装置を選定すること。
- (3) 据付箇所は、荷重に対して十分な耐力を有すること。
- (4) 使用機材の仮固定時についても安定性を確保できる固定方法を検討すること。

4. 重量トロリー

- (1) 重量トロリーは積載荷重に対して十分な耐力を有すること。
- (2) けん引力、制動方法等を検討し、適切なウィンチ等の駆動装置を選定すること。
- (3) 自走重量トロリーは、適切な制動能力を有すること。
- (4) レールには逸走防止の措置を講じること。

安衛則204

第5節 PC橋架設作業

1. 軌条の据え付け

- (1) レールゲージは、適切なものを選定し、レールを支持す

安衛則197, 200

るまくら木等は所定の間隔に配置すること。

- (2) 軌道は、通り・高さ・軌条間の平行度等に注意して正確に据え付けること。
- (3) レールの連結部は、段差が生じないように据え付けること。

2. PC桁の仮置き及び運搬

- (1) PC桁は指定された場所に、架設順序に従って堅固な敷木上に正しく仮置きすること。
- (2) 特に重心の高いPC桁などの取扱いでは、転倒防止の措置を講じること。
- (3) 現道を運搬路に使用する場合には、道路事情・交通法規上の制約について検討すること。

3. PC桁の転倒防止

PC桁の架設においては、特にT桁については仮置中、横締又は連結するまでの間は、転倒防止の措置を講じること。

4. クレーン等の設置時チェック

移動式クレーンを既設げた上に設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。

5. 架設桁設備等の送り出し作業

- (1) 送り出し作業時には、関係者全員に送り出し量・送り出し速度・作業手順・作業予定時間等を周知徹底させること。
- (2) 台車・ローラー・送り出し装置が正常かどうかを予め確認すること。
- (3) おしみワイヤーロープ・ストッパー等の逸走防止装置の確認をした後に、送り出し作業を開始すること。
- (4) ワイヤロープなどの盛替え時及び休止時には、送り出し装置を固定すること。

6. 横取り作業

- (1) 横取り作業は、機械、設備を設置する支持力や地盤の良否を確認し、必要に応じて適切な措置を講じたうえで行うこと。
- (2) 横取り作業にあたっては、十分な転倒防止措置を講じること。

- (3) 横取り作業中は、おしみワイヤ等の逸走防止措置を講じること。
- (4) 横取り作業中は、両桁端の移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。

7. ジャッキによるこう上・降下作業

- (1) 橋桁の両端を同時にこう上・降下させないこと。
- (2) PC桁の扛上・降下中は、桁下面に密着して追パッキンをする事。

第15章 山岳トンネル工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、トンネル工事のうち、NATM工法によるトンネル工事及び在来工法によるトンネル工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章1節1.2に準ずること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

- (1) 山岳トンネル工事を行うにあたって、落盤、異常出水、ガス爆発等による危険等を防止するため、地山の形状、地質、地層の状態をボーリング等、適切な方法により事前調査し、その結果を整理、記録しておくこと。
- (2) 施工の安全に重大な影響を及ぼす地山条件が予測される場合は、接近した地点から調査ボーリング等を行って状態を確認すること。
- (3) 可燃性ガスに関する事項については、本章第6節に準ずること。

5. 施工計画

- (1) 第1章3節に準ずること。
- (2) 有毒ガス、可燃性ガス、地熱、酸素欠乏、防火等の対策及び緊急時対策等を含めた防災計画を定め、遵守事項は安全教育等により全作業員に周知を図ること。
- (3) 粉じんに関する事項については、本章第4節に準ずること。
- (4) 他工区との緊密な協力体制を必要とする場合には、関係者による協議組織等を設置し、相互の連絡調整を図ること。

6. 資格者の選任

- (1) トンネルの掘削、覆行、酸素欠乏危険場所での作業、有機溶剤等の作業では、それぞれの作業主任者を選任し、相

安衛則379

安衛則
383の3,383の4
酸欠則11
有機則19

- 互の緊密な連絡を図るとともに作業の直接指揮にあたらせること。
- (2) 1,000m以上の長大トンネルでは、トンネル救護管理者を選任のうえ、救護措置の具体的な実施事項についての管理をさせること。 安衛則24の6,24の8
- (3) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱い方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。 労働省通達
基発第768号
(H12.12.26)
7. 女子及び年少者の作業の禁止 労基法63,63の4
女子及び18才未満の者には、坑内の作業をさせないこと。
8. 山岳トンネル工事における現場管理
- (1) 第1章4節、第2章10節に準ずること。
- (2) 各種作業は、施工計画を作成し、それに基づいて実施すること。 安衛則
155,151の3,190
- (3) 掘削箇所地山周辺の状態、可燃性ガス、酸欠空気・有毒ガスの有無・機械・設備等全般にわたって点検日を定めるなど、体制を確立したうえで点検整備を行うこと。 安衛則382,382の
2,170,192,232
- (4) 非常時に作業員を避難させるため、必要な避難用具を適当な場所に備え、関係作業員に、その備え場所及び使用方法を周知させるとともに、定められた時期に避難及び消火の訓練を行うこと。 安衛則
389の10,389の11
- (5) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特殊健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用にも配慮すること。 安衛則43,44,45
9. 救護の設備及び避難訓練 安衛則24の5
- (1) 坑口には、入坑者の心得、坑内作業状況、その他安全上必要な掲示を行い、作業担当責任者の名札を掲示しそれぞれの作業員数を表示しておくこと。
- (2) 坑内の危険箇所、要注意箇所等には標識を掲げ、かつ常

にこれを点検、整備すること。

- (3) 非常の場合に対処するため、あらかじめ合図、信号、警報等を定め、緊急連絡の方法、避難方法等を全作業員に周知させるとともに、規則に定める回数の訓練を行い、記録すること。

安衛則389の11、
642、642の2

10. 警報設備及び構造

- (1) 切羽崩壊、出水、ガス爆発、火災その他労働災害発生の急迫した危険があるときは、関係作業員にこれをすみやかに知らせ、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させること。

安衛則
389の7、389の8

- (2) 危険を知らせる設備を次の各号の区分に応じ設け、その設置場所を関係作業員に周知させること。

安衛則389の9

坑口から切羽までの距離が100mに達したとき、サイレン、非常ベルの警報用の設備

坑口から切羽までの距離が500mに達したとき、警報設備及び電話機等の通話装置

- (3) 警報設備及び通話設備は、常に有効に作動するように保持し、その電源は予備電源を備えておくこと。

安衛則389の9

11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制

浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制については、第16章1節に準じ、必要な措置を講じること。

第2節 仮 設 備

1. 安全通路

- (1) 通路は適度な照明を確保し、つまづき、滑り等のないように措置を講じること。また通路の位置を表示するなどして安全に通行できるように維持管理に努めること。
- (2) 通路はそれぞれの条件用途に応じた安全な幅員を確保すること。
- (3) 通路が軌道や走路等を横断する場合は、監視員を配置するなどの安全上の措置を講じること。

安衛則540、541

安衛則205,540,541

安衛則550

2. 排水処理

坑内の湧水等は坑外へ常時十分に排出できるように設備す

安衛則580

るとともに、常時良好な作業環境を維持できるように管理に努めること。

3. 機械設備

- (1) 第4章、第5章7節10. に準ずること。
- (2) 機械設備は、その性能を維持するため点検整備を励行し、不具合を発見したらすみやかに適切な措置を講じること。また、整備等を行う時には、その機械の起動装置に表示板を設置し施錠する等の安全措置を講じること。
- (3) 屋外機械設備の据え付けにあたっては、暴風雨時の転倒や多量の降雨に対する対策を講じること。

4. 換気設備

安衛則602

坑内で発生する有害物質の対策として、換気計画を作成し適切な措置を講じること。

5. 圧縮空気設備

圧縮空気設備の管路には、要所に弁、圧力計を設ける等により、管内圧力の確認をするとともに、遮断の可能な措置を講じておくこと。

6. 掘削・積込み用機械

- (1) 第4章1節、第4章2節、第7章3節に準ずること。
- (2) 坑内で建設機械を使う場合は特に綿密な作業計画を作成し、それに基づいて作業を行うこと。
- (3) 走路の維持管理に努め、安全な制限速度を表示する等、状況に応じた安全な措置を講じること。
- (4) 点検整備を励行し、特に坑内での使用においては照明装置、バックミラー、警鳴装置、ブレーキ等の安全装置に配慮すること。

安衛則155

安衛則156

安衛則167,168,170

7. 荷役運搬機械

荷役運搬機械の使用にあたり、適切な作業計画を作成し、機械の転落防止、合図の統一と励行、搭乗の制限等に十分配慮すること。

安衛則151の5,
151の6,151の8,
151の13,151の14

8. 工所用電気設備

- (1) 第5章10節に準ずること。
- (2) 工所用電気設備では、湿気が多く水気のある場所では特

別の配慮をすること。

- (3) 幹線には、必要に応じて系統ごとに遮断器を設け、また負荷設備には感電防止用漏電遮断器を接続すること。
- (4) 移動用電気機器に使用するキャプタイヤケーブルを作業床などに露出して配線する場合は、損傷しないような防護処置を講じること。
- (5) 照明設備は、作業場所の状況に応じて安全を確保するため十分な照度を確保すること。
- (6) 電気設備の保安管理体制を確立するとともに、停電・感電等の異常事態にそなえ、平素からその処理についての手順を定め、従業員への教育・訓練を実施すること。

安衛則336,337,338

安衛則604

安衛則350, 36

第3節 作業環境保全

1. 坑内環境の改善

安衛則576

- (1) 坑内作業は、粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業となるため、それらを取り除き、作業員が安全かつ衛生的に作業できるように作業の方法及び機械・設備等の改善に努めること。
- (2) 作業員が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合には、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。

労働省通達
基発第768号
(H12.12.26)

清浄な空気が室内に送気され、粉じんから作業員が隔離されていること。

作業員が作業衣等に付着した粉じんを除去することができる用具が備えられていること。

2. 換気

- (1) 換気施設は、発破の後ガス・建設機械の排ガス・掘削作業等による発生粉じん等を勘案して、必要な換気能力をもったものとする。
- (2) 計画風量が有効に確保されていることを確認するため、坑内の換気状況及び設備等を点検すること。
- (3) 粉じん対策としての換気に関する事項については、本章第4節3. 換気に準ずること。

安衛則602

安衛則603

3. 粉じん対策

粉じん対策に関する事項については、本章第4節に準ずること。

安衛則582

4. 酸欠・有毒ガス対策

酸欠空気又は硫化水素等の有害ガスが発生するおそれがある場合は、換気、発生の抑制、ガス抜き等の適切な処置を行うこと。

酸欠則5

5. 騒音・振動対策

- (1) 削岩・せん孔・ずり積み等著しい騒音を発する作業に携わる作業員には、耳栓その他の保護具を着用させること。
- (2) 手持ち式さく岩機、ピックハンマ等の振動工具を用いる場合は、防振装置（防振ゴム）が施されているものを使用し、かつ防振手袋を併用すること。

安衛則
595,596,597,598

労働省通達基発
第608(S.50.10.20)

6. 作業環境測定

炭酸ガス濃度、気温、通気量、可燃性ガス濃度、酸素濃度、硫化水素濃度、粉じん等の作業環境測定を行い、記録すること。

安衛則382の2,587,
589, 592,603,
酸欠則3

第4節 粉じん対策

労働省通達
基発第768号
(H12.12.26)
労働省通達
基発第768号
(H12.12.26)

1. 施工計画における留意事項

- (1) 坑内（たて坑を除く）で粉じん作業（掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等吹付け等をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。
- (2) 粉じん対策に係る計画は、粉じん濃度目標レベルの値、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等（換気装置（風管及び換気ファン）及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用防護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項を内容とすること。

2. 粉じん発生源対策

- (1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔

労働省通達
基発第768号
(H12.12.26)

から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

- (2) 発破を行う作業にあっては、発破後、粉じんが換気により希釈され、粉じん濃度が低減されるまで、立ち入らないこと。
- (3) 機械による掘削を行う作業にあっては、次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、湿潤な土石又は岩石を掘削する作業にあっては、この限りではない。

湿式型の機械装置を設置すること。

土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

- (4) 破碎・粉碎・ふるいわけを行う作業にあっては、次に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、水の中で土石又は岩石の破碎、粉碎等を行う作業にあっては、この限りではない。

密閉する設備を設置すること。

土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

- (5) ずり積み及びずり運搬を行う作業にあっては、土石を湿潤な状態に保つための設備を設置すること又はこれと同等以上の措置を講じること。ただし、湿潤な土石の積み込み又は運搬を行う作業にあっては、この限りではない。
- (6) コンクリート等の吹付けを行う作業にあっては、次に掲げる措置を講じること。

湿式型の吹付け機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。

必要に応じ、コンクリートの原材料に粉じん抑制剤等を入れること。

吹付けノズルと吹付け面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準を定め、作業員に当該作業標準に従って作業させること。

- (7) 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。なお、レディミクストコンクリート車等外部から坑内に入ってくる車両については、排気ガスの排出を抑制する運転方法に努めること。
- (8) 必要に応じ、エアーカーテン等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の採用に努めること。
- (9) たい積粉じんの発散を防止するため、坑内に設置した機械設備、電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。
- (10) 建設機械等の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。
 - 走行路に散水すること。
 - 走行路を仮舗装すること。
 - 走行速度を抑制すること。
 - 運搬途中の土積の落下防止のため過積載をしないこと。

3. 換 気

- (1) 換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは $3 \text{ mg} / \text{m}^3$ 以下とすること。ただし、中小断面のトンネル等のうち、 $3 \text{ mg} / \text{m}^3$ を達成することが困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルとすること。
- (2) 換気装置による換気の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意し、換気を行うこと。

換気装置は、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気方式のものを選定すること。

送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のことをいう。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のことをいう。以下同じ。）は、有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。また、

労働省通達
基発第768号
(H12.12.26)

切羽の進行に応じて速やかに風管を延長することが望ましいこと。

換気ファンは、風管の長さ、風管の断面積等を考慮した上で、十分な換気能力を有しているものであること。

送気量及び排気量のバランスが適正であること。

粉じんを含む空気が坑内で循環又は滞留しないように努めること。

坑外に排気された粉じんを含む空気が再び坑内に流入しないこと。

風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ緩やかな曲がりとすること。

- (3) 集じん装置による集じんの実施にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

集じん装置は、トンネル等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。

集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口の位置を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。

集じん装置にたい積した粉じんを清掃する場合には、粉じんを発散させないようにすること。

- (4) 換気装置等の管理は、以下の通りとすること。

換気装置等については、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた事項について点検を行い、異常を認めるときは、直ちに補修その他の措置を講じること。

換気装置等の点検を行ったときは、定められた事項を記録し、これを3年間保存すること。

4. 粉じん濃度等の測定及び評価

- (1) 換気の実施等の効果を確認するため、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた測定方法に従って測定を行うこと。

- (2) 空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。

空気中の粉じん濃度の測定結果の評価は、評価値と粉じん濃度目標レベルとを比較して、評価値が粉じん濃度目標レベルを超えるか否かにより行うこと。

空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定点における測定値を算術平均して求めること。

- (3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加、作業工程又は作業方法の改善等作業環境を改善するための必要な措置を講じること。

- (4) 空気中の粉じん濃度等の測定及び測定結果の評価を行ったときは、その都度、定められた事項を記録して、これを7年間保存すること。なお、粉じん濃度等の測定結果については、関係作業員が閲覧できるようにしておくことが望ましいこと。

5. 呼吸用保護具

- (1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内の作業に従事するすべての作業員に防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選択すること。

- (2) 呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理に関する方法並びに呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定めること。また、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備し、当該台帳については、3年間保存することが望ましいこと。

- (3) 呼吸用保護具を使用する際には、作業員に顔面への密着性について確認させること。

- (4) 呼吸用保護具については、同時に就業する作業員の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持すること。

6. 教 育

- (1) 坑内の特定粉じん作業に従事する作業員に対し、粉じん

労働省通達
基発第768号
(H12.12.26)

労働省通達
基発第768号
(H12.12.26)

障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する作業員についても、特別教育に準じた教育を実施すること。

- (2) 坑内の作業に従事する作業員に対し、防じんマスクの適正な使用に関する教育を行うこと。

第5節 爆発・火災防止

1. 防火対策

- (1) 第2章8節に準ずること。
- (2) 坑内において、ガス溶接等の火気が生じる作業を行うときは、付近の可燃物を除去する事、火災防止上必要な措置を講じること。
- (3) 火気又はアークを使用する場所について、次の措置を講じること。

消火設備の場所及び使用方法の周知
作業状況の監視及び異常の場合の措置
作業終了後の安全確認

- (4) 火薬類の一時置場、油置場等の近くで火気を扱ったり、引火性、揮発性、爆発性の物に火気を近づけたりしないこと。

安衛則389の3

安衛則
389の3,389の4

第6節 避難・救護措置

1. 避難・救護

- (1) 必要に応じて、空気呼吸器、有害ガス等の濃度測定器具、懐中電灯等の携帯用照明器具等の機械器具を備え付け、常時有効にかつ清潔に保持すること。
- (2) 必要に応じて、救護に関する組織、必要な機械器具の点検・整備、訓練等について定めておくこと。
- (3) 避難通路となるところは、整理・整頓に務め、迅速かつ安全に避難ができるように常に整備し確保しておくこと。
- (4) 負傷者の手当に必要な救急用具及び器材を備え、その備

安衛則24の2

安衛則24の4

安衛則633, 634

付け場所及び使用方法を周知させ、常時、清潔に保持すること。

2. 警報設備、通話装置、避難用器具

(1) 落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常時の場合に備え、通報・警報のために必要に応じて坑内に通話装置、警報設備を設け、常時有効に保持すること。

安衛則389の9

(2) 非常時の場合に作業員を避難させるため、必要に応じて坑内の適当な箇所に携帯用照明器具、呼吸用保護具等を必要数備え、備付け場所と使用方法とを周知させるとともに、常時有効にかつ清潔に保持すること。

安衛則389の10

3. 救護及び避難の訓練

救護に関する必要な機械器具等の使用方法、救急処置等についての訓練及び避難と消火のために必要な訓練等を行い、記録すること。

安衛則
24の3,389の11

4. 緊急時の対策

安衛則640, 642

(1) 緊急時に備え、標識、警報、避難及び消火の方法等について定め、工事関係者に周知させること。

また、訓練を実施すること。

安衛則389の7

(2) 落盤、出水等による急迫した危険があるときは、直ちに安全な場所に避難させること。

安衛則24の5

(3) 坑口には、トンネル内で作業を行う者の人数及び氏名を常時確認できる措置を講じること。

(4) 火災が発生したときは、直ちに初期消火に努めるとともに、直ちに警報を発し、連絡通報を行うこと。

第7節 可燃性ガス対策

官技発329
(S53. 7.26)

1. 事前調査における留意事項

(1) 地形、地質、ボーリング等資料の他、文献資料、周辺工事実施記録等を十分検討し、可燃性ガスの発生のおそれについて判断すること。

(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層ならびに背斜、断層など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。

- (3) 前項の目的を達成するために必要な箇所において、トンネル計画線以下相当な深さまでボーリング調査を行うものとし、ガスの存在が認められた場合はエアーリフト、吸引等を実施してガスの誘導をはかり湧出状況（位置、湧出量）を的確に把握すること。

2. 工事中の調査・観察

官技発329
(S53. 7.26)

- (1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層を掘削する場合には、地質構造の変化を的確に把握し、可燃性ガスの予知に役立てるため、毎日切羽の地質状況を観察し、可燃性ガスの有無を調査し記録すること。
- (2) 坑内に可燃性ガスが検知され、ガスの発生の可能性がある場合には、先進ボーリングを実施し、地質構造とガスの状況を調査すること。なお、この際のガスの状況調査は調査を行う深さ、方法を定めて実施すること。

- (3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し、毎日作業を開始する前、中震以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めたとき、可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。

安衛則382の2

- (4) 可燃性ガスの測定は、切羽、坑口（排気立坑を含む）など、可燃性ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について実施すること。

安衛則382の2

3. 施工計画における留意事項

- (1) 可燃性ガスの発生のおそれのあるときは、引火による爆発・火災防止計画及び避難・救護等の措置を検討したうえで施工計画を立案すること。
- (2) 日々の計測の結果により、施工計画の変更の必要が生じた場合には、速やかに変更を行うこと。
- (3) 可燃性ガスの存在するトンネルでは、可燃性ガスの濃度に応じた作業内規を定め、施工計画書に記載すること。

官技発329
(S53. 7.26)

4. 可燃性ガスの処理

- (1) ガス湧出の可能性の高い場合は、先進せん孔又はボーリングを行い、ガスの湧出の予知と突出の防止を行うこと。

官技発329
(S53. 7.26)
安衛則389の2

- (2) 先進せん孔等の長さ、配置等は切羽の大きさ、地質状況により定め、トンネル掘削は一定の厚さの先進せん孔済地山を残しながら行うこと。
- (3) 多量の可燃性ガスが貯留されていると予測される場合は、地表からのガス抜き大口径ボーリングの実施等について検討すること。

5. 換 気

官技発329
(S53. 7.26)

- (1) 換気は可燃性ガスの濃度を爆発下限界の値の30%未満とするため、可燃性ガスの有効な稀釈、拡散ができるような風量の確保及び風管の配置を行うとともに必要に応じてローカルファンの設置あるいは坑内風速を一定に保つなどの対策を講じること。
- (2) 換気は連続して行い、特別の理由のある場合以外は止めないこと。
- (3) 覆工型椀部など可燃性ガスの滞留が生じやすい箇所の換気に特に留意すること。
- (4) 換気に用いる風路は漏風の少ない材料及び系統とすること。また、有効な換気を行うため必要に応じて立坑等の設置を検討すること。
- (5) ガス湧出の可能性の高い場合は換気設備、排水設備、照明設備など保安設備には予備電源を備えること。
- (6) 換気の状態は定期的に測定し、その結果は記録保存すること。

安衛則389の9

6. 警 報 装 置

官技発329
(S53. 7.26)
安衛則389の9

- (1) ガス爆発等の非常の場合に、関係作業員に速やかに知らせるために、次の警報装置等を設置し、周知させること。
 出入口から切羽までの距離が100mに達したときサイレン・非常ベル等の警報装置
 出入口から切羽までの距離が500mに達したとき警報設備及び電話機等の通話装置
- (2) 坑内に可燃性ガスが常時検知される場合には、切羽及び坑内の必要な場所及び間隔で定置式可燃性ガス自動警報器を設置し、定置式可燃性ガス自動警報器の指示が爆発下限

安衛則382の3

界値の30%を越えた場合は、自動的に電源を遮断する装置を設けること。

- (3) 警報装置及び通話装置は、常に有効に作動するよう保持しておくこと。

安衛則389の9

7. 火源対策

官技発327
(S53. 7.26)

- (1) 可燃性ガスが存在し危険な濃度に達する可能性のある場合は、使用する電気設備機器は防爆構造のものを使用すること。

- (2) やむを得ず坑内で溶接、切断、その他火花あるいは火焰を発生する作業を行う場合は、十分安全が確保される濃度において、責任ある監督者の管理のもとにおいてのみ行うこと。

- (3) 可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし、マッチ、ライターなど発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し、かつ出入口付近に掲示すること。

安衛則389,389の4

- (4) 爆薬を使用する場合は、使用する爆薬及び爆破方法について検討すること。

8. 緊急の措置

官技発329
(S53. 7.26)
安衛則389の8

- (1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の30%以上（メタンガスの場合1.5%以上）であることを認めるときは、直ちに作業員の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。

- (2) 通風換気を行っても、可燃性ガスの濃度が爆発下限界以下に下らない場合には、工事を一時中止し換気設備を再検討すること。

9. 避難用器具

官技発329
(S53. 7.26)
安衛則389の10

- (1) 自動電源遮断装置を設けた場合は停電に対処するため、入坑者には携帯用安全電灯を携行させること。

- (2) ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等救命用具を備えること。

安衛則89の10

10. 教育及び救護の措置

官技発329
(S53. 7.26)

非常時における連絡、避難要領を定め、作業員に周知させ

るとともに、避難訓練を定められた回数実施し、記録すること。また、災害時における救護組織を設置すること。

第8節 掘削工

1. 坑口掘削

安衛則385

斜面崩壊、偏土圧、地表沈下等について考慮し、適切な補助工法を用いる等、安全な対策を講じること。

2. 坑内掘削

(1) 毎作業日と中震以上の地震の後及び発破後に、それぞれ浮石や亀裂、湧水等の状況を点検させること。

安衛則382

(2) 浮石落しや支保工の補修及び削岩・せん孔等の作業が行われている所には関係者以外の立入を禁止すること。

安衛則386

(3) 逆巻工法の場合、抜き掘りの順序は左右千鳥で行うことを原則とし、アーチコンクリートの沈下等の危害防止を図ること。

(4) せん孔は、あらかじめ定めたせん孔位置に従って、位置・方向、深さについて正確に行うこと。この時、前回の発破孔の孔尻を利用してせん孔しないこと。

火取則53の6

3. 発破

第7章5節に準ずること。

第9節 運搬工

1. ずり積作業

(1) 発破後、ずり積作業を開始する前に、切羽の異常の有無を確認するとともに、不発の火薬類の有無についても十分注意してから作業にかかること。

安衛則320,
火取則56

(2) ずり運搬車両に積込むときは、偏荷重、過積載、運搬途中の落下などがないように行うこと、また、運転者の視界を妨げないようにすること。

安衛則151の10

(3) 作業場所付近は、ずり運搬車両の後進運転も含め、適正な照明を行うほか、安全作業に支障のないようにすること。

2. 車輪式車両によるずり運搬作業

(1) 第6章2節に準ずること。

- (2) ずり運搬作業を行うときは、あらかじめ、施工計画を作成し、計画に従って作業指揮者が指揮すること。
 また、必要な場合には安全運転管理者を定めること。
- (3) 走路は、環境、状況等に応じて制限速度を定めるとともに、必要な視界を保持し、排水、不陸整正等良好な走路の維持に努めること。
- (4) 坑口に車両限界、建築限界の設備、表示等を設けること。
3. 機関車によるずり運搬作業
- (1) 第6章5節に準ずること。
- (2) バッテリー機関車によりけん引する鋼車の編成車両数等は、軌道の勾配、状態等を勘案して定め、安全な制動距離を確保すること。
- (3) 後押し運転を行うときに、作業員の出入りがある場合には転落するおそれのない囲等に乗せた誘導者を配置し、先頭車両に前照灯を備え、かつ、誘導者と運転者との連絡警報機器を備えること。
4. 軌道設備
- (1) 第6章5節に準ずること。
- (2) トンネル内の軌道では、片側の車輻と壁側の間に0.6m以上の間隔を確保すること。これが困難な場合には、運行中の車両の進行方向に立入禁止の措置を講じるか、退避所を設置すること。
- (3) ずりの運搬にシャトルカーを使用する場合は、軌道の曲線部分を無理なく安全に通過できるような車長のものにし、本体車幅から突出部がないようにすること。なお、積み込み施設のコンベヤ部には、非常停止装置、巻込まれ防護設備を設けておくこと。

安衛則
151の2,151の4

安衛則156,157,387

安衛則224, 225

安衛則205

安衛則391

第10節 支 保 工

1. 一般的事項
- (1) 支保工は、地質、地層、湧水、亀裂、浮石の状態並びに掘削の方法に応じた堅固なものであること。
- (2) 地山の弛みを少なくするため、掘削後ただちに吹付けし

- すみやかに支保工の施工を行うこと。
- (3) 点検者を定め、毎作業日及び中震以上の地震の後、部材の異常、脚部の沈下の有無について点検し、常に危険のないように補修すること。 安衛則396
- (4) 坑口及び必要な部分にはやらずを設けること。 安衛則394
2. 鋼アーチ支保工
- (1) トンネル支保工は、標準図に従って、同一平面内に建込み、脚部には沈下防止用に皿板等を用いること。 安衛則392, 393
- (2) 建込み間隔は1.5m以下とし、支保工間は継ぎボルト等を用いて強固に連結すること。 安衛則394
- (3) 支保工を建込む時には、落磐・肌落ちの点検、浮石の除去、当り取り等を行った後、落石等に注意しながら作業し、必要により監視員を配置すること。 安衛則384
- (4) 鋼アーチ支保工にあってはアーチ作用を十分に発揮させるため、地山とのすきまをくさび等で当りつけを行うこと。 安衛則394
- (5) 鋼アーチ支保工間は、継ぎボルト及び継ぎばり等を用いて強固に連結すること。 安衛則394
3. 吹付コンクリート
- (1) 支保工としての十分な強度を確保するため、示方配合に基づき、吹付材料、練り混ぜ方法、吹付機械、吹付方法等、現場の状況に合わせた施工方法を決定すること。
- (2) 地層がルーズな場合や、湧水のある場合等、予想外の条件にも効果を発揮するような対策を考慮すること。
- (3) 切羽の自立時間が短く、肌落ちが著しいとき又は土圧があるとき等、状況に応じて補助工法も含めた対策を講じること。
4. ロックボルト
- (1) 吹付コンクリート完了後、すみやかにロックボルトを打設すること。
- (2) 効果を十分に発揮させるため、地質に応じたボルトを選定し、せん孔時は、位置、方向、深さ等について正しく施工すること。
- (3) せん孔後、孔内のくり粉を除去し、地山とロックボルト

が十分に付着するように努めること。

- (4) ボルトは、ベアリングプレートを介して、緩みのないように十分締付けること。

5. その他支保工

使用する矢板等は、地質、土圧等必要に応じた強度を有し、著しい損傷、腐食等の欠点のないものであること。

安衛則390

6. 計測管理

安全に掘削するため、施工方法に応じて内空変位及び地山の挙動等の計測を行い、結果に基づいて必要に応じて安全な工法への変更に活用を図ること。

第11節 覆 工

1. 型わく一般

- (1) 型わく支保工の構造は、施工条件に適合し、打込時のコンクリート圧力に十分耐えられるものとする。
- (2) 型わく支保工は、通過する重機・車両等に対して安全上必要な空間を有し、堅固な足場を有するものであること。

安衛則398

2. 型わくの組立、解体

- (1) 型わくのケレン、塗油作業においては、滑落を防止するため、適切な設備を設けること。
- (2) 組立・解体の作業については、部材類の落下、転倒防止の措置を講じ、また、上下同時に作業を行わないようにし、必要に応じて監視員を配置すること。

- (3) 型わくは、打ち込んだコンクリートが必要な強度に達するまで取りはずさないこと。

3. コンクリートの打設

- (1) 吹上げ方式による場合は、過圧送による型わくの変形を防止するため、十分な監視の措置を講じること。
- (2) 空気圧送機を使用する場合は、圧送終了時に残留空気のないことを確認すること。また、前面の作業員を待避させた後、ジョイントを外すこと。
- (3) コンクリート圧送管が閉塞した場合は、圧送空気を減圧し、吹き出さないような処置をとってから掃除すること。

- (4) コンクリートの打上がりは、適度な速度で、かつ偏圧がかからないよう左右対称に、できるだけ水平に打込むこと。

4. 裏込注入

過大な注入圧により、覆工コンクリートの破壊等が発生しないよう、注入圧をあらかじめ設定すること。

第16章 シールド・推進工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、シールド工事、立坑工事、推進工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第5章1節1.2に準ずること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

シールド工法、推進工法を安全に実施するために必要な資料を得るため、下記の調査を行い、その結果を記録・保存すること。

地形及び土質調査（地盤変形、沈下等）

環境保全、有害ガスによる危険防止、爆発・火災防止等のための調査（地下水、酸欠空気及びメタンガス等、有害ガスの有無、薬液注入による影響等）

地下障害物（建物、橋梁の基礎杭、地下埋設占用物件等）の形状、材質並びに周辺の地盤状況

5. 粉じんに関する留意事項

粉じんの発生のおそれのある工法を採用の場合は、第15章1節6.(3)、8.(3)(5)、第3節1.(2)及び第4節に準ずること。

6. 可燃性ガスに関する留意事項

可燃性ガスの発生のおそれのある工事等については、本章の他に、第15章6節に準ずること。

7. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

8. 施工計画における留意事項

(1) 土質及び地下水位の調査に基づいて、工法及び薬液注入等の補助工法の計画をたて、確実に実施すること。

安衛則379

安衛則380

- (2) 埋設物の処理及び地下障害物の処理に関し、周辺地盤のゆるみ等による陥没を生じさせないよう特に振動が少ない工法の選定を行うこと。

9. シールド、推進工事における現場管理

- (1) 第1章4節、第2章10節、第15章1節8. に準ずること。
- (2) シールド工事において圧気工法を選択したときは、第10章2節圧気工事に準ずること。
- (3) シールド工事・推進工事のうち、軌道設備に関する項目は第6章5節を参照のこと。
- (4) 立杭等が道路占用する場合は、第13章2節に準じて、適切な措置を講じること。
- (5) 掘進中は、周辺の地表面、隣接構造物、埋設物に変状・支障を与えないよう、適切な対策を講じること。
- (6) 特に圧気工法でシールド工事を行うときは、地盤状況又は地下障害物周辺から漏気させないよう坑内気圧、地表面の状況把握、漏気の状態等について十分管理すること。

10. 防火対策及び救護措置

防火対策及び救護措置については、第2章8節、第15章4節、第15章5節に準じ、必要な措置を講じること。

11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制

- (1) 河川等の氾濫により、工事区域が浸水するおそれのあるときは、上流河川等の出水状況、仮締切の状況等を常に監視し、緊急時の連絡体制に基づき情報連絡するとともに、危険な状況が予想される場合は、速やかに通報責任者に通報すること。通報を受けた場合は、直ちに作業員を避難させるとともに、隣接する他の工事とも情報交換を行い、工事の安全を確保すること。
- (2) 専用電話回線、非常通報機器等、通報用の有線・無線機を整備しておくこと。
- (3) 迅速、かつ、適切な通報要領を策定しておき、定期的な通報訓練を実施すること。
- (4) あらかじめ事故の発生日時・場所・程度・危険性の有無・現場付近の状況等の通報項目を明確にしておくとともに、

通報の順序を明確にしておくこと。

第2節 仮 設 備

1. 共 通 事 項

- (1) 電力設備については、第5章8節に準じること。
- (2) 圧気設備については、第10章3節に準じること。

2. 材料搬出入、掘削土運搬設備等

- (1) 材料搬出入設備については、第4章5節に準じること。
- (2) クレーン等の足場基礎は十分堅固にしておくこと。
- (3) 軌道設備、ベルトコンベヤにより掘削土を搬出する場合は、第6章4節及び5節に準じること。
- (4) 掘削土をポンプ圧送するときは、圧送管の固定を十分にするとともに、磨耗による破損に対して点検整備に心がけること。

3. 通路の安全確保

- (1) 材料搬出入に支障のない安全な通路を確保すること。また、通路板はすきまが無いように留意すること。
- (2) 立坑の周囲には、墜落を防止するために適切な防護設備を設けること。また、関係者以外の立入りを禁止する適切な処置を講じること。
- (3) 立坑空間を有効に利用して、安全な昇降設備を設置すること。

安衛則540

安衛則519

安衛則526, 552

4. 環 境 対 策

- (1) 泥水及び搬出土砂設備は、騒音・振動に十分留意した設備とすること。
- (2) 坑内の作業空間に応じた十分な換気設備を設けること。

5. 排 水 設 備

地形、地質、地下水等の状況を考慮し余裕のある排水設備を設けること。

第3節 立 坑 工 事

1. 埋設物処理

立坑施工にあたっては埋設物の移設を原則とするが、やむ

を得ず既設の埋設物が立坑空間内に残される場合には、その埋設物に対し十分な対策を講じること。

2. 材料搬出入作業

(1) 立坑内の上下運搬作業においては、合図及び合図の方法を明瞭に定め、荷降ろし時には、下部の作業員は安全な場所に避難すること。また、警報等により周囲の作業員に注意を促す等の対策を講じ、吊り荷の下への立入りを禁止すること。

安衛則639

(2) 立坑上部での作業には墜落防止の措置を講じること。

安衛則519

(3) 立坑内運搬作業に用いる材料搬出入設備には、その運転をする者及び玉掛けをする者が見やすい位置に定格荷重を明確に表示すること。

クレーン則24の2

3. 浸水対策

立坑の周囲には、周辺の地形等を考慮した雨水等の流入防止策を講じること。

安衛法20, 21

第4節 シールド工事

1. 機械組立解体

(1) シールドの構成各部の重量及び装備重量を明確に把握し、輸送及び立坑内組立作業が安全かつ迅速に行えるよう検討すること。

(2) シールドの組み立て及び解体作業にあたっては、以下の事項に留意して、安全に対して十分な配慮を行うこと。

安衛法20, 21

爆発、火災事故防止

感電事故防止

換気

クレーン作業、玉掛け作業による事故防止

2. 発進及び到達時の留意事項

安衛法21, 26

地下水位が高い場合における発進立坑の地中連続壁の取りこわし作業では、異常出水及び崩壊に注意すること。

3. 掘進管理

(1) 掘進作業中には、地表面の隆起や沈下に注意し、切羽の安定を損わないよう、掘進と排土量の管理を行うこと。

- (2) シールドの推進機械等シールド機械の運転には、専任者を定めること。
- (3) 軟弱地盤を人力掘削により掘削を行う場合には切羽に監視員をおくとともに作業指揮者の指揮のもとに作業を行わせること。
- (4) コントロール室、事務所、坑口及び、坑外設備管理室には通信設備を設けること。
- (5) 先掘りは原則として行わないこと。

4. セグメント組み立て

安衛法20,21,26

- (1) セグメントは重量があり、また足場も悪いので、十分注意して作業を行うこと。
- (2) セグメントの組立ては、シールドの推進後、すみやかにかつ正確、堅固に組立てること。特にシールド材やボルト等は所定の強度のものを使用すること。

5. 裏込め注入

- (1) 地山のゆるみと沈下を防止するため、直ちに裏込め注入を行うこと。
- (2) 裏込め注入に際しては、材料の選択、施工管理に十分に注意をはらうこと。

6. 二次覆工コンクリート

二次覆工コンクリートについては、第15章10節に準じること。

第5節 推進工事

1. 管 材

推進用管材は、その使用目的に十分耐え得る強度を有するものを使用すること。

2. 推 進 台

推進台は、立杭の基礎コンクリートの上に、正確かつ堅固に据え付けること。

3. 推 進 管 理

- (1) 第16章4節3に準じること。
- (2) ジャッキは、推進管に対して均等な推力を与えるよう、

伸長軸と管の推進方向とを一致させて据え付けること。

- (3) 刃口推進工法では、刃口の破損、変形の有無を確かめ、推進管の先端に正しく取り付けること。
- (4) 掘進作業は、地山の土質及び推進距離に応じ、切羽の安定、推進管、支圧壁等の保護を図り、管の蛇行がないように施工すること。

4. 掘削土の搬出

掘削土の搬出にあたっては、作業員の安全を確保し、かつ円滑な搬出ができるように計画すること。

5. 滑材注入

滑材の注入は、掘進に最も適した滑材を用い適切な注入圧で全周に行きわたるよう注入すること。

6. 裏込め注入

裏込め注入は、掘進到達後早い時期に、適切な配合及び注入圧で注入すること。

安衛法20

第17章 河川及び海岸工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は主に、水辺、水上、水中等での作業、作業船、台船作業等に適用する。

道路工事、橋梁下部工事等で上記の作業環境、作業方法で行う場合に本章に準ずること。

2. 工事内容の把握

(1) 第5章1節1. 2. に準ずること。

(2) 河川及び海岸工事は、陸上の一般工事と異なり、特有な種々の制約があり、しかも、そのすべての条件を満足させなければ工事の目的を達成することが難しい。このことを十分認識して工事内容を把握すること。

3. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

4. 事前調査における留意事項

河川及び海岸工事を安全に実施するため、次の事項について調査を行い、施工方法の決定に役立たせること。

上流域の降雨量と水位、流量の状況及びダムの状況

水深、地形、地質状況

海象・気象の地域特性

水上・海上交通路、航路、作業区域の交通実態

沈船等の障害物の有無

通信ケーブル、電力ケーブル、ガス管、水道管等の埋設物の有無

架空線、架橋の高さ、及び付近の施設の状況

魚礁及び漁業施設、定置錨等の有無

漁業権、鉱業権の実態

発生のおそれのある公害の内容

資材、人員等の輸送に関する現況、能力

避泊地、仮泊地の安全

関係監督官庁，医療，防災機関などとの協議
その他必要事項

- | | |
|--|---|
| <p>5. 施工計画における共通事項
第1章3節に準ずること。</p> | <p>安衛則638の3</p> |
| <p>6. 施工計画における留意事項</p> <p>(1) 仮設締切工を設置する場合は，その設計限界が現場において認識できるような構造等を考慮すること。</p> <p>(2) 構造限界について，工事関係者に周知するとともに，非常時の避難体制等の方法を定めておくこと。</p> <p>(3) 使用する船舶及び機械器具等は，作業区域の状況及び自然条件に見合った適正能力を有するものであること。</p> | <p>安衛則642の3</p> <p>安衛法20</p> |
| <p>7. 現場管理</p> <p>(1) 第1章4節，第2章10節に準ずること。</p> <p>(2) 河川又は海岸工事においては，出水，暴風雨，波浪等の対策をたてるとともに，水位，潮位の観測を日頃から実施し，工事を行うこと。</p> <p>(3) 出水，暴風雨，波浪等の際には，避難又は公衆災害防止の処置を講じること。</p> <p>(4) 避難場所，方法，設備等はあらかじめ検討し，準備しておくこと。</p> <p>(5) 救命具（救命胴衣，救命ブイ），ロープ等を適当な場所に備えさせること。また，必要と思われる箇所には，救命艇を配置すること。</p> <p>(6) 水中作業では，単独作業をさせず，監視員をおくこと。</p> <p>(7) 夜間作業では，特に照明に注意し，必要に応じ監視員を増すこと。また，作業指揮者は，常に懐中電灯を携帯すること。</p> | <p>安衛法25</p> <p>安衛法23</p> <p>安衛則532</p> <p>安衛法21</p> <p>安衛法23</p> |

第2節 水辺及び水上作業

1. 仮締切工
- (1) 第5章3節に準ずること。
- (2) 火打梁を用いた構造とする締切の場合は，特に滑りが起こらないようにし，常に点検を怠らないこと。

2. 堤防等の維持修繕

- (1) 堤防等の維持修繕等を行う際には、水位、流速及び堤内外の状況等の確認を行ったうえで、作業すること。
- (2) 草刈り作業では、堤防の勾配、使用する機械の能力、作業員の配置、河川距離標・障害物の有無等確認すること。

3. 安全注意等

- (1) 河川を歩いて横切るときは、あらかじめ、安全な渡河地点を選び、必要に応じて救命具又は命綱を着用させ、特に監視を厳重にすること。
- (2) 船を使用するときは、定員を超えた乗船、又は定量以上の積荷をさせないこと。また、浮袋その他の救命具を備える。
- (3) 船をとめておくときは、いかりをおろすか又はロープでつないでおくこと。
- (4) 船の荷の積卸しをするときは、船倉、甲板、棧橋及び船と棧橋の間等の通路を整備しておくこと。
- (5) 水中への転落のおそれのあるときは、作業用救命衣を着用させること。

安衛則531

安衛則551

4. 非常時の対策

- (1) 鉄砲水が起こるおそれのある河川では、特に出水に対しての避難対策を講じておくこと。
- (2) 非常時に備えて、水防資材や警報装置の準備をしておくこと。
- (3) 上流側にダム等のある河川工事では、ダムの放流等に対する対策を講じておくこと。

第3節 潜水作業

1. 送気設備

- (1) 予想される潜水深度に対して十分な送気設備を準備すること。
- (2) 手押しポンプでは、潜水深度に応じて、テコを押す速度を変えること。
- (3) コンプレッサーを使う場合は、予備空気槽の空気圧力が

高圧則 8

高圧則28

高圧則8, 9, 28

十分であり、コンプレッサーが完全に作動していること。
また、監視員は流量計でその水深の圧力下における規定の送気量を確保すること。

- (4) 潜水用器材、ポンプ、コンプレッサー等は、十分安全な場所に設置し、付近で発破作業を行うことがあるときは堅固な防護設備を設けること。

2. 救急設備

高圧則42

救急処置を行うために必要な再圧室を備えるか、又は利用できるように措置を講じること。

3. 潜水方法

- (1) 作業の内容、作業環境、潜水時間等に最も適した潜水種別を選択すること。

- (2) 潜降、浮上は、底に固定した下り綱を伝わって行うこと。

高圧則33

4. 連絡方法

高圧則37

ヘルメット又はマスク式潜水器を使うときは、潜水士は水中電話又は腰につけた信号索で連絡員と常に連絡をとること。

5. 監視

海衛法27

- (1) 潜水作業中は、同作業船上に所定の標識を掲げるほか、現場付近を示す標識を掲げ、専任の監視員を配置すること。

- (2) 潜水士2人以下ごとに1人の連絡員を付けること。

高圧則36

6. 吹き上げ防止

- (1) 身体を横にするとき、排気弁により排気量を調節して、服を膨らませないようにすること。

- (2) 排気弁や安全弁の作動を確認すること。

- (3) 潜水士を引きずらないよう、船をしっかりとめておくこと。

7. 窒素酔い防止

- (1) 深海で作業をする場合は、訓練によって窒素酔いに対する抵抗力をつけること。

- (2) 潜水器内に炭酸ガスの蓄積が起らないよう、送気を十分にすること。

高圧則28

- (3) 呼吸管を口でくわえるアクアラングのような潜水器を使う場合は、潜水作業員に異常がないか監視すること。

高圧則29

8. 炭酸ガス等による中毒防止

- (1) ヘルメット式又はマスク式潜水器では、水深にかかわらず常に規定の送気量以上の空気が潜水士に送れるように監視すること。
- (2) 送気用ポンプの空気取入口は、エンジンの排気その他有害ガスの入らないよう、風向きを考慮して設けること。
- (3) 送風する空気は、必ず浄化装置を通したものとすること。

高圧則 9

9. 酸素中毒防止

- (1) 潜水には純酸素を使用しないこと。
- (2) 高気圧下の滞在時間は、規定を厳守すること。
- (3) ヘリウム酸素潜水では、深度に応じて酸素混合比を常に変えること。

高圧則35

10. 確認、点検事項

- (1) 潜水士免許を有する者に作業させること。
- (2) 潜水する前に逆止弁、排気弁等が確実に作動することを確かめること。

高圧則12

高圧則34

第4節 作業船及び台船作業

1. 人員の水上輸送

- (1) 船舶職員として資格を有する海技従事者を乗り組ませること。
- (2) 予想される輸送人員、気象、海象、その他の条件に対して余裕のある大きさで、十分な強度を有し、最大潮流の速さよりも速い速度、安全性のある通船を選定すること。
- (3) 通船に必要な救命浮環、その他の施設及び属具を備えること。
- (4) 乗船者心得を船内の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 船長は、輸送人員数が多い場合でも、定員を守ること。
- (6) その他の航海に関する法規を遵守し、安全に運航すること。

船職法18

高圧則531

2. 運航・回航・曳航作業

- (1) 作業船等を自航又は曳航により運航、回航するときは、当該作業船等の安全を確保することは勿論のこと、付近の

一般船舶又は漁業施設等に対する危険防止に留意すること。

- (2) 回航、曳航作業にあたっては、法規に定められた形象物、灯火、航法及び信号等を守り、適切な操船、厳格な見張りを励行し、安全に運航すること。
- (3) 曳航は昼間行うことを原則とし、潮流が逆流の時間帯は潮待ちをし、順流、憩流時に通過するよう計画すること。
- (4) 航程が長いときは、あらかじめ仮泊地を定め、とともに避難港を準備しておくこと。
- (5) 緊急事態発生の措置・要領を定めておくこと。

海衛法20, 24

3. 出入港・係留作業

- (1) 出入港時には法定の信号旗を掲揚すること。
- (2) 出港船があるときは、同船の出港を優先させること。
- (3) 作業を開始する前に、揚錨機の作動状態、索具類を点検すること。
- (4) 投錨前に、錨鎖庫内及び錨又は錨鎖の落下する水面付近に人がいないことを確認すること。
- (5) 係留作業従事者には、保護具、作業用救命衣、その他必要な保護具を使用させること。
- (6) 揚錨機等の作動又は錨鎖、索具の走行を人力で調整する従事者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付けるなどして、巻き込まれるおそれのないようにすること。

港則法18の3,15

船安衛則56

4. 荷役作業

- (1) 貨物船に装備された揚貨装置、非自航クレーン船のクレーン、岸壁・棧橋・海上足場上に設置したクレーン又は作業船及び台船に搭載した移動式クレーン等の運転の業務は、有資格者以外の者に行わせないこと。
- (2) 貨物船の荷役作業を行う場合は、船内荷役作業主任者を配置すること。
- (3) 船舶に装備した揚貨装置等及びクレーン船は、風浪による船体動揺のため、吊り荷に動荷重が作用するので、能力に十分余裕のあるものを選定し使用すること。
- (4) 岸壁・棧橋・海上作業足場等に設置するクレーン等は、十分な能力があり、かつ検査に合格したものを選定し使用

船安衛則28
クレーン則68
安衛則41

安衛則450

すること。

- (5) 港湾荷役作業を行うときは、当該作業を安全に行うため、必要な照度を保持すること。

安衛則454

5. 舷外作業

- (1) 舷外作業の作業員は、安全帯又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。

船安衛則16, 52

- (2) 安全な昇降用具を使用し、付近には救命浮環等を用意しておくこと。

船安衛則52

- (3) 監視員は、適当な場所に配置し、舷外の作業員との連絡を行うこと。

船安衛則52

- (4) 次の場合には、舷外作業を中止すること。

船安衛則51

船体が動揺又は風速が著しく大きい場合

強風、大雨、大雪等の悪天候で危険のおそれのある場合

6. 浚渫・掘削作業

- (1) 浚渫船の操船、浚渫作業及び準備作業、船体の点検整備は船長の直接の指揮により行い、安全で確実な作業を行うこと。

- (2) あらかじめ作業場所付近の調査を行い、避泊地及び非常用係船設備を準備しておくこと。

- (3) 試運転は、あらかじめ機械装置の状態を確認し、可動部の給油等を完了してから、警報、船内放送等で周知したのち行うこと。特にグラブの旋回範囲内の退避を確認すること。

- (4) 浚渫作業中の通行船舶に対しては、作業員は十分な注意を払い、他の船舶の安全を図ること。

- (5) 修理又は準備中に作業員の交代を行うときは、作業計画の説明、段取り及び進行状況、作業中の監視の要点、送電禁止区域の説明等の引き継ぎ事項を交代者全員に徹底すること。

- (6) 作業のため電路の開閉を行う場合には、受電設備側と電話その他により確実に連絡し、作業員側の了解のもとに操作を行うこと。

- (7) 高圧ケーブル埋設箇所又は高圧受電設備箇所には、危険区域の標示（埋設ケーブルの位置は明確に標示する）及び保護柵等を設け、埋設ケーブルの位置は明確に標示すること。
- (8) 作業のため、連絡用電話の架設を高圧架空線路に添架する場合は、引込口に必ず保安器を設置すること。
- (9) 操船に要する諸設備の他に、非常用設備、備品として下記のを備えておくこと。

発電機（ウインチモータが使用できる容量を有するもの）

排水ポンプ

救命浮環，又は救命胴衣

非常用錨（船体に応じた重量）

非常用けい船ロープ（船体に応じた寸法のもの）

信号旗，簡易無線機

7. 埋立作業

- (1) ポンプ船から埋立用材を埋立地に排送するときには、ポンプ船及び埋立地の責任者等は連絡を密にし、あらかじめ放水口付近の作業員の退避を確かめてから排送を始めること。
- (2) 巡回、切替えバルブ操作等の作業に従事する者は、トランシーバー、警笛、携帯灯火及び作業用具を携行すること。また、夜間、荒天時には必ず2名以上の構成で行動すること。

8. 地盤改良作業

- (1) 作業船は杭の長さ、数量、作業船の能力を検討して選定すること。
- (2) 敷砂区域を浮標灯などで明示し、敷砂作業中は潜水土や他船等の立入りを禁止すること。
- (3) 作業中は、機械の振動、異常音、ボルトのゆるみ、資材の歯止めの状態等に随時留意すること。
- (4) 高所作業、及び動揺時の作業では安全帯を使用すること。
- (5) 作業船の積荷、可動物、ブーム等は、船体の動揺により

移動しないようにくさび等で歯止めを行い、ロープ類で固定する。

- (6) 打込みが終了し、次の地点へ作業船を移動するときは、ケーシングやフロットが完全に海底から離れて引き上げられたことを確認すること。

9. 杭打作業

- (1) 杭打船は、杭の寸法、重量、数量、打込み地盤の地質、水深を検討して選定すること。
- (2) 作業打合せ等では、作業方法及び内容、合図、連絡方法を打合せ、その徹底を図ること。また、安全標識の掲示、危険箇所に対する柵、その他の立入禁止設備を設けること。
- (3) 杭打船は所定の場所に確実に係留し、アンカーロープ等が他の船舶の障害とならないように標識等を掲げること。
- (4) 近接した埋設ガス管、地中電線等は、管理者側の立会者と位置の確認を行うこと。
- (5) 杭運搬船上の杭は、移動、荷崩れを防止するために固定すること。
- (6) 気象・海象が悪化し、杭打作業が困難になった場合は、作業責任者は作業を中止すること。

安衛則189

安衛則194

10. 水中発破作業

- (1) 発破予定日、発破時間帯、及び危険水域などは、水路通報、航行警報、港長公示等により、事前に広報を行うこと。
- (2) 警戒船は、マスト等の見やすい位置に発破開始の警戒標識を掲げ、危険水域から潜水作業員、漁船、遊泳者及び船舶を早期に退去させること。
- (3) 火薬類積載船には、見やすい場所に昼間は赤旗、夜間は赤灯を掲げること。
- (4) 船舶への積載及び輸送においては、積荷場所は操船室、居住室等から離れた場所を選定し、消防設備を準備しておくとともに、他の貨物と同時に荷役しないこと。

危船則5の7

危船則22の11,30

11. コンクリート打設作業

- (1) コンクリートプラント船、モルタルプラント船等は、常に良好な状態に整備しておくこと。

- (2) ミキサー車を台船で運搬するときは、堅固な積載用足場を設置し、ミキサー車にはブレーキをかけ、歯止めを行うこと。
- (3) 運搬船は、積載量に余裕のあるものを用い、投入時の船体傾斜等による事故防止を図ること。
- (4) 打設中は気象・海象の変化の把握に努め、水中への打設方法の作業限界との対比を行い、安全性を確認すること。
- (5) 突風又は高波の発生により型わく支保工に異常が認められたときには、直ちに作業を中止すること。

安衛則24

第18章 ダム工事

第1節 一般事項

1. 工事内容

第5章1節1. 2. に準ずること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 地形、地質、河川・渓谷の流況、気象、動植物、水質等を調査すること。
- (2) 資材、人員などの輸送に関する現況、能力及び周辺環境等を調査すること。
- (3) 動力、電源などを調査すること。
- (4) 仮建物、仮設備などを設ける場所の地形、地質、気象条件等を調査すること。また仮建物、仮設備などを設ける場所の用地、用水の取得の難易度を調査すること。
- (5) 工事現場と隣接集落との位置関係、距離、交通、通信関係、騒音、振動等を調査すること。
- (6) 警察、医療、防災機関などの位置を確認すること。
- (7) 人家連担区域の通勤車や連絡車の通行は、独自の走行速度やその他ルールを定めるなどして、交通事故防止を図ること。
- (8) その他防災上に必要な事項を調査すること。

安衛則355

4. 施工計画における共通事項

第1章3節に準ずること。

5. 施工計画における一般的留意事項

- (1) 原石採取の計画は、盛土工程、アプローチ道路、運搬道路、ベンチ高、採取方向、周辺の保安距離などを十分検討したうえで、安全に施工できる工法及び機種を選定すること。
- (2) 現場内の施設間は、相互に確実な連絡体制を確保すること。特に緊急を要する連絡が発生しやすいところ及び現場

安衛則29の2

安衛則399, 400

安衛則642

が常に移動するところについては、トランシーバー等を用い、緊急連絡網を常時確保しておくこと。

- (3) 現場全体に周知徹底が図れるようにスピーカー、サイレン等の装置を常備すること。また、商用電源が切断された場合でも機能するように、補助電源を確保すること。
- (4) 一般道及び工事用道路等の必要な箇所には、監視員等を配置すること。
- (5) フィルタイプダムやRCD工法のダムなどの場合は、重機が輻輳することから、誘導員は適切に配置すること。

6. コンクリートダム工事の留意事項

- (1) 地形が極端に急峻な場所でコンクリート混合設備や運搬設備などを配置する際は、セメント、骨材の運搬距離、設備の組立て解体の難易度を総合的に考慮し、安全施工に配慮した配置とすること。
- (2) 型わくは、著しい損傷、変形等がないものを使用し、安全に組立・解体が可能な構造とすること。

安衛則239

7. フィルタイプダム工事の留意事項

- (1) フィルタイプダムの盛立材の運搬道路は、ダンプトラックの機種選定に併せて、一方通行方式か離合方式かを定めた上で、適切な曲線半径、縦断勾配、幅員、路面状態を決めること。
- (2) 道路幅員は、使用機種の車幅と運転者の離台時の感覚を参考として十分安全な幅員とすること。

安衛則151の3

第2節 基礎掘削工

1. 現場管理及び建設機械の運用

第2章10節及び第4章2節に準ずること。

2. 大型重機械に関する留意事項

- (1) 重機械の搬入、搬出については、道路管理者の了解のもとに、必要に応じて解体し、誘導員による先導のもとに搬入搬出を行うこと。
- (2) 重機械は、急傾斜地において作業することが多いので、誘導員の指示により運行し、滑動、転倒を防止すること。

安衛則151の12,161

安衛則157

- | | |
|--|--|
| <p>(3) 作業員と他の機械類とが競合して作業することが多いので、使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。</p> | <p>安衛則642の3</p> |
| <p>3. 上下作業</p> <p>車両の通行する上部で掘削を行う場合は、落石防止設備を設置し、必要に応じて監視員を配置すること。</p> | <p>安衛法21
安衛則537, 538</p> |
| <p>4. 発破作業</p> <p>(1) 第7章5節に準ずること。</p> <p>(2) 遅速爆発や静的破砕剤を採用する場合は、取扱説明書を熟知したうえで作業を行い、暴発、噴出事故のないように留意すること。</p> | <p>安衛則537, 538</p> |
| <p>5. のり面掘削時の留意事項</p> <p>(1) 掘削面は特に十分に勾配とすること。</p> <p>(2) 岩の上に崖錐等の破砕物が載っている場合には、あらかじめその処理を十分に行っておくこと。</p> <p>(3) 岩石が逆目の場合はオーバーハングに留意して掘削作業を行うこと。</p> <p>(4) のり肩上部の出水、のり面の湧水などは崩壊の原因となるので、排水処理を行ってから作業を進めること。</p> <p>(5) 浮石などはあらかじめ取除き、ゆるんだ岩などはロックボルトによる締付け、モルタル吹付け、金網を堅固に張る等の措置を行うこと。</p> <p>(6) 長大のり面の崩壊、滑りのおそれのあるのり面は、動態観測、立入禁止などの適切な措置を講じるとともに必要に応じて押え盛土等の処置を講じること。</p> | <p>安衛法29の2
安衛則356, 361

安衛則358

安衛則361

安衛則361</p> |
| <p>6. 仕上掘削</p> <p>人力による仕上掘削は、保護眼鏡や防じんマスクなどの保護具を着装して作業を行うこと。</p> | <p>安衛則593</p> |
| <p>7. 岩盤清掃</p> <p>高圧水やエアーを使用する岩盤清掃は、保護眼鏡や防塵マスクを着装して行い、作業周辺は立入禁止とすること。</p> | <p>安衛則593</p> |
| <p>8. 高圧管の設置</p> <p>給水管、給気管などの設置場所は、設置・撤去及び維持補修に適した地形のところを選び、設置後は標示するなどして</p> | <p>安衛則642の3</p> |

その所在を周知すること。

9. 運搬道路の形状

- (1) 場内運搬道路は、十分な幅員、勾配、曲線を確保すること。又、道路からの転落、転倒防止対策として、必要に応じて標識やガードレール設置、築堤等を行うこと。
- (2) 路面は常に安全な運行ができるように維持するとともに、特に強雨後は点検・補修を行ってから運行すること。

安衛則151の6

10. 土捨場の安全措置

- (1) 土捨場は、のり肩の標示や土堤の設置により、運搬車両の転落、転倒などによる事故防止処置を行うこと。
- (2) 土捨場や崩壊のおそれのあるのり面下で作業を行う場合は、背後や上部ののり面の安定を確認してから作業を行うこと。

安衛則151の6

第3節 基礎処理工

1. ボーリング作業

- (1) ウォータースイベルホースは固定して、巻き込まれ事故を防止すること。
- (2) ロッドの切替えは、スピンドルの回転が停止したことを確認してから行うこと。
- (3) ロッドは散乱させるようなことのないように、確実に収納すること。
- (4) 注入ホース、計器、ケーブル等は極力一ヶ所にまとめて配置し、作業員の転倒防止を図ること。

安衛則194の3

安衛則194の2

2. 注入作業

- (1) パイプやホースの取外しは、グラウトミルクの残圧がゼロになったことを確認した後に行うこと。
- (2) 注入範囲の掘削のり面に設置する大規模足場は、使用する資機材、作業員などの荷重に耐えうる構造とするとともに、最大積載荷重の標示を行うこと。
- (3) 足場上からの資材の落下防止措置を講じること。
- (4) 足場には安全な運路を設け、標示を行い、通路上には資機材を置かないこと。

安衛則561, 562

安衛則537

安衛則552

- (5) 足場上における機械の移動は、あらかじめ定めた作業手順や合図に基づいて行うこと。
- (6) 注入をコンクリートダム堤体上から行う場合には、あらかじめ定めた作業手順に基づいて行い、必要に応じて監視員を配置すること。
- (7) 監査廊内の急勾配の部分には、落下物の飛来防止設備を設けること。
- (8) 監査廊内の急勾配部におけるボーリングマシンの移動時は、下方の立入禁止措置をとること。

安衛則538

第4節 堤体コンクリート工事

1. コンクリート関連作業

- (1) 作業は作業指揮者の指揮に基づいて行うこと。
- (2) 足場、足場板、吊りチェーン、ワイヤロープなどの足場部材は適宜点検を行い、損傷のあるときは修理してから作業を行うこと。
- (3) 高所における不安定な姿勢による作業では、安全帯を用いること。
- (4) 材料の上げ下ろし時には、作業員を吊り荷の下に立入らせないようにし、危険な場所には監視員を配置して作業を行うこと。
- (5) 玉掛けワイヤは、使用前に点検を行い、規格品を使用すること。
- (6) 作業床に材料、工具などを置くときは、不用品は早く片付けること。
- (7) 梯子、棧橋などには、手摺、囲いを設け、床の端には落下物を止める幅木を付けること。
- (8) 足場、足場板、手摺、通路などには、凍結による転倒、滑落等の防止を図る措置を講じること。
- (9) 不要のボルト、釘、鉄線などの災害要因となるものは、常に取り除しておくこと。

安衛則567, 568

安衛則537

クレーン則220

安衛則537

安衛則552

安衛則537

2. コンクリート運搬設備

- (1) コンクリート運搬設備、用具は常に点検して、損傷した

ものは修理を行ってから使用すること。

- (2) コンクリートの積替え作業等において、付近に作業員の配置が必要な場合は、バケットが静止した後、作業を行うこと。
- (3) バンカー線における台車又はトランスファーカーの運行には、十分留意すること。

3. コンクリート打設作業

- (1) コンクリート面の清掃作業では、作業周辺への立入禁止措置を講じること。
- (2) 先行ブロックの壁面等、狭い作業場所でコンクリート打設作業を行う場合は、オペレーター、誘導員、作業員等の連携を保ち、挟まれ事故のないよう留意すること。

4. クレーン下の作業

ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を行う場合は、バケット及び吊り荷の直下に作業員を立入らせないこと。

クレーン則29

5. シュート、ロープの支持力

シュートの支持材、ロープ等は、コンクリート、作業員等の荷重に対して耐えうる強度のものとすること。

6. のり面下の作業

のり面下の作業は、必要に応じて地山の崩壊、土石の落下に対する防護措置を講じたうえで行うこと。

安衛則534

7. 材料の搬入・搬出

型わく、主材料などの現場搬入、搬出を行う場合は、荷くずれ、落下等を防止する運搬方法を採用し、荷積み、荷おろし時の安全にも留意すること。

8. 型わく作業

型わくの組立て、取りはずしなどの作業は、お互いに合図をよく確認したうえで行うこと。

9. 設備内への立入

第9章4節1に準ずること。

10. 設備等の修理

- (1) ミキサー、ベルトコンベヤなどの修理、整備などは、必

安衛則107

ず運転を停止してから行うこと。

- (2) 修理終了後の運転開始は、危険のないことを確認してから行うこと。

安衛則104

11. RCD工法での留意事項

- (1) 在来工法に比べて堤内の施工機械が多いことから、作業員と重機械との競合作業を極力避けること。

安衛法20, 21
安衛則158

- (2) 稼働していない重機械は、打設・清掃等の作業の死角とならないよう定められた場所に待避しておくこと。

- (3) 重機械にはバックブザー、後退灯等を装備し、特に夜間打設作業時の危害防止措置を講じること。

安衛則158

- (4) 型わく周辺、通廊等の特殊部分は人力施工との競合作業となるため、極力並行作業を避け、必要に応じて立入禁止措置を行うこと。

- (5) ダンプトラック等は運搬通路を指定し、立入禁止措置を講じること。

安衛則151の3

- (6) ダンプトラック等の後進運転時は、通路から荷卸し点までは誘導員を配置し、作業を行うこと。

安衛則151の6

- (7) 運転者と誘導員は定められた合図に基づき連絡を取り合うこと。特に夜間は灯火等による合図を行うこと。

安衛則151の8

第5節 ダム材料盛立工事 (フィルタイプダム)

1. 共通事項

第7章4節に準ずること。

2. ストックパイル作業

コア材のストックパイルでは、のり肩の標示を行い、重機械の転落を防止するとともに競合作業による接触事故を防止すること。

安衛則158

3. 運搬道路

- (1) 第6章2節に準ずること。

- (2) 運搬道路ののり肩には、必要に応じてガードレール、標識等を設置し、通行車両の転落防止措置を講じること。

- | | |
|--|-----------------|
| <p>4. 盛立面での輻輳作業</p> <p>ダム盛立面においては、多数の重機械が稼働し、同時に人力作業も行われているため、誘導員の配置、危険範囲への作業員の立入禁止措置を講じること。</p> | <p>安衛則151の7</p> |
| <p>5. 盛立面のり肩での作業</p> <p>盛立面のり肩での作業は、誘導員を配置して重機械の転落を防止すること。</p> | <p>安衛則151の6</p> |
| <p>6. コア着岩部</p> <p>(1) コア着岩部では多数の人力作業が行われているので、誘導員を配置し、重機械の誘導を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて上部地山のり面を監視する監視員を配置し、飛来落下による事故を防止すること。</p> | |
| <p>7. 盛立面での人力作業</p> <p>(1) 盛立面での品質管理試験を行う場合は、作業中である旨を明示すること。</p> <p>(2) 木根やオーバーサイズの除去作業を人力で行う場合には、監視員を配し、重機械と作業員との接触を防止すること。</p> | <p>安衛則151の7</p> |
| <p>8. チッピング</p> <p>(1) 監査廊頂部やその他コンクリート壁面のチッピング作業は、防じん眼鏡、マスク等を装着して行うこと。</p> <p>(2) 作業員に対する振動障害の予防に留意すること。</p> | <p>安衛則593</p> |
| <p>9. リップラップ</p> <p>(1) リップラップ作業中は、盛立面及びそののり面下部には立入禁止区域を設けること。</p> <p>(2) 重機械と人力との同時作業を行う場合には、監視員を配置すること。</p> | <p>安衛則158</p> |

第19章 構築物の取りこわし工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

- (1) 第5章1節1. 2. に準ずること。
- (2) 過去の類似工事について、施工方法・検討事項・問題点等を把握すること。

2. 事前調査における共通事項

第1章2節に準ずること。

3. 事前調査における留意事項

- (1) 構築物の構造強度、規模、形状、部材断面、内外装、設備機器等を調査すること。
- (2) 構造物又はその部材の破損、損耗、腐食、老朽の状態等を調査すること。
- (3) 取りこわし構造物の周辺環境（地形、地質、周辺の構造物、民家、鉄道、道路、地下埋設物等制約条件）について調査すること。
- (4) 溶接、溶断、火薬、その他の火気使用の可否の確認をすること。
- (5) 取りこわし中の構造変化による構築物自体への影響を考慮すること。
- (6) 建設副産物の受入れ場所、再利用のための再資源化施設の状況（コンクリート・アスファルトリサイクルプラント保有業者・プラント処理能力等）、運搬ルートの調査を行うこと。

経建発第3（H5）

4. 施工計画

- (1) 第1章3節に準ずること。
- (2) 周辺構造物、周辺環境に対する対策（粉じん、騒音、振動、飛石、地下埋設物、配電線、送電線、搬入出路等）を講じること。
- (3) 廃棄物の処理に対する計画を立案すること。

安衛則517の14

5. 取りこわし工事における現場管理

- (1) 第1章4節, 第2章10節に準ずること。
- (2) 器具, 工具等を上げ下ろしする際は, 吊り綱, 吊り袋等を使用させること。
- (3) 第三者への危害を防止するための以下の措置を講じること。

安衛則517の15

堅固な防護金網, 棚等の設置

安衛則517の16

倒壊制御のため, 引ワイヤ等の措置及び倒壊時の合図の確認

部材落下防止支保工及び防爆マット等の設置

危険箇所への立入禁止措置及び明示

- (4) 火気及びガス等を使用する場合には, 消火器等を準備したうえで, 付近に影響を及ぼさないような防護措置を講じること。また, 作業終了後の消火の点検をすること。

安衛則289

第2節 取りこわし工

1. 圧砕機, 鉄骨切断機, 大型ブレーカにおける必要な措置

- (1) 重機作業半径内への立入禁止措置を講じること。
- (2) 重機足元の安定を確認すること。
- (3) 騒音, 振動, 防じんに対する周辺への影響に配慮すること。
- (4) ブレーカの運転は, 有資格者によるものとし, 責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。

安衛則158

安衛則157

安衛令30
安衛則36

2. 転倒工法における必要な措置

- (1) 小規模スパン割のもとで施工すること。
- (2) 自立安定及び施工制御のため, 引ワイヤ等を設置すること。
- (3) 計画に合った足元縁切を行うこと。
- (4) 作業前に一定の合図を定め, 周知徹底を図ること。
- (5) 転倒作業は必ず一連の連続作業で実施し, その日中に終了させ, 縁切した状態で放置しないこと。

3. カッター工法における必要な措置

- (1) 回転部の養生及び冷却水の確保を行うこと。

(2) 切断部材が比較的大きくなるため、クレーン等による仮吊り、搬出が必要となるため、第4章5節、第6章の留意事項を確実に遵守すること。

4. ワイヤソーイング工法における必要な措置

- (1) ワイヤソーにゆれが生じないよう必要な張力を保持すること。
- (2) ワイヤソーの損耗に注意を払うこと。
- (3) 防護カバーを確実に設置すること。

5. アブレッシブウォータージェット工法における措置

- (1) 防護カバーを使用し、低騒音化を図ること。
- (2) スラリーを処理すること。

6. 爆薬等を使用した取りこわし作業における措置

- (1) 第7章5節に準ずること。
- (2) 発破作業に直接従事する者以外の作業区域内への立入禁止措置を講じること。 安衛則320
- (3) 発破終了後は、不発の有無などの安全の確認が行われるまで、発破作業範囲内を立入禁止にすること。 火取則53
- (4) 発破予定時刻、退避方法、退避場所、点火の合図等は、あらかじめ作業員に周知徹底しておくこと。 安衛則320
- (5) コンクリート破碎工法及び制御発破（ダイナマイト工法）においては、十分な効果を期待するため、込物は確実に充填を行うこと。
- (6) 飛石防護の措置を取ること。
- (7) 取りこわし条件に適した薬量を使用すること。 火取則53

7. 静的破碎剤工法における措置

- (1) 破碎剤充填後は、充填孔からの噴出に留意すること。
- (2) 膨張圧発現時間は気温と関連があるため、適切な破碎剤を使用すること。
- (3) 水中（海中）で使用する場合は、材料の流出・噴出に対する安定性、充填方法及び水中環境への影響に十分配慮すること。

11. 建設機械施工安全技術指針

建設省 經 機 発 第 180 号
平成 6 年 11 月 1 日
建設省 建設 經濟 局 建設 機械 課 長
(一部改正) 平成17年 3 月31日付国官技第303号
平成17年 3 月31日付国総施第190号

第 編 総 論

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 本技術指針は、建設機械施工に関連する事故・災害を防止するため、建設機械による施工計画の作成、施工の実施及び管理運用における一般的に必要な技術上の留意事項や措置を示し、建設機械施工の安全確保に寄与することを目的とする。

第 2 章 適用範囲

(適用範囲)

第 2 本技術指針は、建設工事における建設機械施工に関して、法令・基準等で規定される場合を除き、この指針を適用する。

2. 本技術指針でいう建設機械とは、建設工事に使用される全ての建設機械及び機械設備をいう。

第 3 章 安全対策の基本事項

(安全対策の着実な実施とその向上)

第 3 建設機械施工の安全対策には、工事関係者がそれぞれの立場における安全対策を自覚し、相互の連携を保ち、施工の安全確保に努めること。

2. 建設機械施工を安全に進めるために、現場条件を十分考慮した施工計画を作成し、それに基づいた施工現場における安全対策を確実に実施すること。なお、実施にあたっては、新たな問題点や留意すべき事項がないか、点検確認するとともに、より一層の安全対策の向上に努めること。

(事故発生時の措置と原因調査)

第 4 建設機械施工により事故・災害が発生した場合には、直ちに応急措置及び関係機関への報告を行うとともに、二次災害の防止措置を講じること。

2. 建設機械施工により発生した事故の再発防止を図るため、速やかにその原因を調査し、類似の事故が発生しないよう措置を講ずること。

(良好な作業環境の確保)

第 5 現場において作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場作業所等における良好な作業環境の確保に努める

こと。

(付近居住者等への周知)

第6 建設機械施工にあたっては、適時、付近の居住者、関係施設等にそれぞれの工種の概要等について事前に周知し、その協力を求めること。

第4章 安全関係法令

(関係法令等の遵守)

第7 建設機械施工の計画、実施に際しては、安全確保のため、関係する法令、安全基準等を遵守すること。

(法令、規格との適合)

第8 工事には、法令に定められた構造規格を満足し、かつ所定の点検整備がなされた建設機械を使用すること。

(法令に基づく手続き)

第9 法令に定める建設機械の設置、あるいは、工事の開始にあたっては、あらかじめ必要な計画等の届出を行うこと。

(有資格者の配置)

第10 工事及び作業の実施、建設機械の運転、点検整備等に関しては、法令に定める資格を有する者(以下「有資格者」という)を配置すること。

第 編 共 通 事 項

第5章 現地調査

(現地調査の内容)

第11 建設機械施工に係わる現地調査は、施工計画で予め検討した重要項目に関する重点的調査と全般的調査を、それぞれ計画し実施すること。

2. 重点的調査は、施工内容に応じて調査項目の重要度を考慮して実施すること。
3. 全般的調査は、必要な調査項目を遺漏なく選定して実施すること。

(現地調査上の留意点)

第12 現地調査は、工事目的物の出来進捗にともなう現場作業環境の変化及び特殊な条件等に留意して、実施すること。

2. 土木工事と建築工事等、工事の特性の相違に留意して、これに応じた調査を実施すること。

3. 地域の交通安全のために、現場周辺地域の交通事情の調査を行うこと。
4. 地下埋設物の調査は、台帳（図面）の確認、関係者の立会い、試掘等を十分にいき、公衆災害の確実な防止措置を講ずること。

第6章 施工計画

（施工計画作成の基本）

第13 建設機械を使用する工事の施工計画の作成にあたっては、設計図書や現地調査により施工条件を把握し、安全を考慮すること。

（施工計画での検討事項）

第14 施工法の選定にあたっては、施工条件、現場条件、工事目的物の種類及び規模に適合したものであること。

2. 建設機械の機種選定にあたっては、工事計画全体を展望し、各種の制約条件を満たす最適な機種、規格、組合せを選定すること。
3. 選定した建設機械については、相互の関係を検討し、適合性を確認すること。
4. 建設機械の配置計画にあたっては、使用形態を考慮して、施工の安全及び周辺の安全を確保すること。
5. 強風、降雨、降雪時における作業中止に関しては、地理的条件を考慮のうえ、観測方法や指示方法等の具体的な計画を検討し、安全確保を図ること。

（施工計画の変更）

第15 施工計画を変更する場合には、全体の状況を十分勘案して変更すること。

第7章 現場管理

（現場の維持管理）

第16 工事は、施工計画に基づき進めるとともに、現場の状況及び作業内容の状況をよく把握して、現場を適切に維持管理すること。

2. 現場に搬入される建設機械が、施工計画に基づいて選定された機種、規格、組合せであること及び適正な整備状況等であることを確認すること。

（施工管理体制、指導命令系統）

第17 現場管理にあたっては、施工管理体制、指揮命令系統を工事関係者に明確にすること。また、作業が輻輳する場合は、相互の作業内容に関して連絡調整を行い、関係作業員に周知すること。

2. 隣接工事をともなう場合は、隣接工事を含む関係機関との連絡体制を確立すること。

(工事関係者の安全教育)

第18 安全管理者等は、定期的又は随時に、建設機械、作業環境等について、新たな知識の習得と専門的能力の向上に努めること。

2. 就業前には、関係作業員に対し、現場の状況に関する情報を与えるとともに、従事する作業に関する安全について教育および指導すること。
3. 作業開始前には、関係作業員に対し、安全事項について教育および指導すること。また、建設機械の配置、作業場所、作業方法などに大幅な変更が生じた場合は、それについて教育および指導すること。

(現場管理に関する要員確保)

第19 建設機械施工にあたっては、施工計画に基づき必要な要員を確保し、作業内容、作業場所等に応じて、適切に配置すること。

2. 建設機械の取扱いにあたっては、当該機械等に関する知識、技術及び資格を有する要員を確保すること。

(安全巡視)

第20 工事期間中は安全巡視を行い、工事区域及びその周辺を監視すること。また、施工条件に変化が生じた場合は、速やかにその状況を調査し安全対策を見直すこと。

(臨機の措置)

第21 工事中に不測の事態が発生した場合は、緊急通報体制に基づき通報するとともに、避難、救助、事態の拡大防止及び二次災害防止等適切な措置を講ずること。

第8章 建設機械の一般管理

(機械の使用・取扱い)

第22 機械の使用にあたっては、機械の能力を超えて使用したり、機械の主たる用途以外の使用及び安全装置を解除して使用しないこと。

2. 建設機械の使用・取扱いにあたっては、定められた有資格者を選任し、これを表示すること。
3. 作業開始前に、作業内容、手順、機械の配置等を工事関係者に周知徹底すること。
4. 仮設電気設備の設置、撤去及び維持管理にあたっては、電気設備に関する関係法令を遵守すること。

(組立・分解又は解体の留意事項)

- 23 建設機械の組立・分解又は解体作業の開始に先立ち、作業指揮者を指名し、その日時、場所、作業手順、安全対策等について打合せを行い、関係作業員へも周知徹底すること。
2. 組立・分解又は解体作業中は、常に機械の安定性、安全性を確認すること。
 3. 作業は、指示された手順通り行われているか確認すること。
 4. 特殊な機械や新型の機械を扱う場合は、事前に指導員と十分な打合せを行い、必要に応じ立合いのうえ作業を進めること。

(休止時の取扱い)

- 第24 移動式の機械を休止させておく場合は、地盤の良い場所に水平に止め、作業装置を安定した状態に保持すること。
2. 原動機を止め、全ての安全装置をかけ、キーを所定の場所に保管すること。

(適正な維持管理)

- 第25 建設機械は、現場搬入時の点検、作業前点検、定期自主検査を行い、結果を記録しておくこと。また、不具合箇所は、速やかに措置を講ずること。
2. 建設機械の点検設備においては、作業の安全を確保するための必要な措置を講ずること。
 3. 建設機械に付随する工具、ロープ等の機材の点検整備を行い、常に正常な状態に保持すること。

第9章 建設機械の搬送

(搬入及び搬出経路等の事前調査)

- 第26 建設機械をトレーラ又はトラックに積載し、一般道路（公道）を移送する場合は、事前に現場の所在地、運搬経路、周辺の道路形状、交通量及び交通状況等を調査するとともに、必要に応じて関係機関への届け出等を行い、運搬に支障がないように措置を講ずること。

(積込み・積降ろしの安全確保)

- 第27 建設機械を運搬車両に積込み・積降ろしを行う場合は、作業手順、周辺状況等を事前に打合わせること。
2. 建設機械は、積込み時に確実に固定し、出発前に固定状況、高さ等について確認を行い、運搬中の荷くずれ・落下防止措置を講ずること。
 3. 積込み・積降ろし時には誘導員を適宜配置すること。

(自走の安全対策)

- 第28 建設機械が、一般道路（公道）を自走する場合、道路関係法令を遵守し、他の交通機関の支障にならないような措置を講ずること。
2. 現場内を移送する場合は、事前に下見を行い転倒、転落などの危険防止の措置を講ずること。

第10章 賃貸機械等の使用

(賃貸機械あるいは貸与機械の使用)

- 第29 賃貸機械あるいは貸与機械を使用する場合は、十分な点検整備がなされた機械であることを確認し、法定検査記録控え、取扱説明書、貸出時点検表等の書面を受け取り確認すること。
2. 使用にあたっては、機械の操作・取扱い方法等を関係者へ周知し、機械を使用する者は日常点検、定期点検整備を実施すること。

(運転者付き機械の使用)

- 第30 運転手付き機械の搬入にあたっては、運転者が有資格者であることを確認し、新規入場者教育を実施すること。
2. 運転者付き機械の使用にあたっては、事前に運転者と打合わせをし、運転者と関係作業員との意思の疎通を図るとともに、日常点検、定期点検を実施すること。

第 編 各 種 作 業

第11章 掘削工，積込工

(機械の適合性確認と制限の遵守)

- 第31 施工にあたっては、機械の機能、装備が施工内容に対して適切であることを確認し、負荷、安定性、速度等の制限を守り、主たる用途以外の目的に使用しないこと。

(作業方法と現場状況)

- 第32 掘削、積込みは、作業の進行にともない地形及び土質が変化していくので、その状況に応じて走行、旋回、登降坂等の作業動作を十分考慮した機械の安全な配置と運行に努めること。
2. 施工にあたっては、落石、土砂崩れ、建設機械等の転落及び気象による災害

を回避する措置を講ずること。

(安全確保と構造物損傷防止)

- 第33 施工にあたっては、施工に先立ち作成された施工計画に基づき、第3者及び工事関係者等の安全確保のための監視員、誘導員、合図員等を必要な場所に配置すること。また、工事目的物、周辺を含めた構造物、埋設物への損傷防止の措置を講ずること。
2. 崩落の危険がある路肩や法肩での作業では、立入り禁止措置や明示に加え監視員（誘導員）を配置すること。
 3. 埋設物が予想される場所では、設計図書の条件明示内容を確認し、試掘等で確認後施工を行う等損傷事故防止を図る。また、道路敷地内で掘削を行う場合は道路及び埋設物管理者等に照会し埋設物の有無の確認を行うこと。

第12章 運 搬 工

(走行式運搬機械の安全装備と制限)

- 第34 機械の装備機能を確認し、負荷、安定性、速度等の制限を遵守すること。また、機械の制動、照明、信号、警報等の安全に係わる装置については、定期的な点検整備を実施すること。
2. 現場内の交通規則を定め、工事関係者に周知徹底を図ること。特に運搬路の平坦性を保持し、地形・地質や天候等の環境に応じた制限速度等を定め、カーブ、路肩部等には適切な事故防止の措置を講ずること。
 3. 後退時には、誘導員を適宜配置すること。

(定置式運搬機械とその安全対策)

- 第35 定置式の運搬機械については、巻込まれ防止装置、非常停止装置、運搬物の落下防止対策、関係者以外の立入禁止などの安全措置を講ずること。

(現場出入付近の安全確保)

- 第36 工事現場から一般道路（公道）へ運搬車両が出入りする場合は、出入口付近における歩行者、あるいは一般車両との出会がしらの事故防止等の措置を講ずること。

(一般道路上の規制の遵守)

- 第37 運搬経路が一般道路（公道）を經由する場合は、関係法令を遵守し、運搬物の落下等公衆災害防止のための必要な措置を講ずること。

(周辺環境への対応)

- 第38 周辺環境からの制約がある場合は、十分な対策措置を講ずること。

第13章 締め固め工

(複合作業での接触防止)

第39 機械を複合して使用する場合は、機械相互及び人と機械の接触防止の措置を講ずること。

(法面作業、路肩部作業等の安全確保)

第40 法面の締め固め作業は、他の作業と上下作業にならないように制限した計画とし、また作業時には監視員を配置すること。

2. 盛土端部や路肩部など危険をとまなう作業では、誘導員を配置し作業を行うこと。

第14章 仮締切土、土留・支保工

(機械の安定性確保)

第41 やむを得ず機械を不安定な地盤上に設置するときは、常に適切な転倒防止の措置を講ずること。また、周辺の状況変化を予測し、どのような事態においても機械の安定限度内で使用すること。

(組立、分解又は解体、整備等の安全措置)

第41 資材等の高所取扱いにおいては、他の作業との上下作業を禁止すること。

なお、機械の組立・分解又は解体・整備・移動作業においても、機械の安定性確保に留意すること。

2. 機械の整備、段取替等にあたっては、ブレーキ、ロック等、安全装置の作動や、各部の歯止め、車輪止め、かいもの等の措置を確認してから実施すること。

(周辺環境への対応)

第43 振動、騒音、接触、転倒等による周辺への影響を考慮し、対策を講ずること。

2. 工事車両の現場への搬出入に際しては、交通事情を考慮した措置を講ずること。

3. 架線への接近・接触を防止すること。また、必要に応じて架線に防護措置を講ずること。

第15章 基礎工

(組立、分解又は解体、変更、整備等の安全措置)

第44 機械の組立、分解又は解体、変更、整備及び移動を行うときは、作業の管

理体制を明確にし、指揮命令系統及び作業手順を関係作業員に周知徹底すること。また、上下作業は禁止し、部材等のつり荷の下には絶対に立入らせないこと。

2. 杭打機、杭抜機、各種地盤改良機械を組立てたときには、各部の点検を行い、異常がないことを確認してから使用すること。

(作業地盤の確認と措置)

第45 機械の据付場所及び移動範囲の地盤は、常に平坦に整地し、地耐力の確認を行い、必要に応じて転倒防止の措置を講ずること。

2. 施工場所と、その周辺における架線や地下埋設物を含む構造物等を調査し、施工による影響のない作業方法、又は作業手順を検討して施工すること。

(点検及び維持管理)

第46 機械の点検や給油等を行うときは、作業員の挟まれ、巻込まれ等の災害を防止するため、動力機関を停止して行うこと。また、高所作業となる場合は、墜落防止用保護具を確実に使用すること。

2. 機械の安全装置は、常に正常に作動するように点検整備すること。

(運転および合図)

第47 機械の運転操作は確実にを行い、誤操作や機械の転倒等を防止するため、複合操作は行わないこと。また、機械の能力の範囲内で運転すること。

2. 機械の運転にあたっては、あらかじめ合図員と合図を定め、合図員の合図に従うこと。

(機械の休止)

第48 移動式等の機械を組立てた状態で作業を休止するときは、堅固で平坦な場所に置き、機械の逸走防止と強風等による機械の転倒防止措置を構ずること。

(環境保全)

第49 場所打杭工法や地盤改良工法に用いられる資材等のうち風等で飛散する物は、予防処置を講じて運搬、保管及び施工を行うこと。

2. 場所打杭工法や地盤改良工法では、処理水や廃棄物の処理、建設副産物の処理と再生利用等について適正に管理すること。

3. 施工に際しては、周辺環境の事前調査を十分に行うこと。

(圧気ケーソンの設置)

第50 空気圧縮機は算定された最大所要自由空気量に基づいて必要台数を設置するほか、緊急時に備えて保安上十分な空気量を保持できるよう予備の空気圧縮機を設置すること。

2. 空気圧縮機の基礎は、振動等により配管が破損しないよう十分堅固なものとすること。
3. 送気設備の異常、または有毒ガスの発生等に備えて、有毒ガス警報装置や電話等の通信連絡設備を設置するとともに、救護訓練の実施や救護に必要な機械等を設置すること。

(圧気ケーソンの維持管理)

- 第51 機械の維持管理にあたっては、点検責任者を指名し、各機械ごとの点検表に基づいて点検を行うこと。予備の機械については、定期的に試運転を行い、いつでも稼働できるように管理すること。
2. 機械の運転にあたっては、有資格者を指名し、連絡方法を定め、確実に連絡通報ができるようにすること。
 3. 送気設備の異常、または有毒ガスの発生等に備えて、救護に関する訓練を行うこと。

第16章 クレーン工，リフト工等

(クレーンの適合性確認と安全教育)

- 第52 クレーンの使用にあたっては、その機能と能力が当該クレーン作業に適切であることを確認し、つり上げ荷重、作業半径等の能力の制限を守り使用すること。
2. 新機種等に対応するため、安全技術に対する教育を適正に行うこと。

(クレーンの使用時の遵守事項)

- 第53 高所及び敷地周辺からのつり荷・つり具等の落下、飛散等に十分注意することとともに、これらによる危害を防止するための措置を講ずること。
2. クレーン作業は、原則として工事現場内とすること。工事現場外で使用する場合には作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講ずること。
 3. クレーン安全装置は、常に整備されていること。
 4. クレーンの組立及びクライミング、分解又は解体にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識、技能を有する者を指名し、定められた手順を厳守すること。
 5. 同一条件で繰り返し作業の多いクレーンのワイヤロープは、損耗が特に著しいので、定期的に点検を実施し、必要に応じて交換すること。
 6. 施工現場には風速の把握に必要な吹き流しや風速計を必要に応じて用意すること。

7. 玉掛け作業に用いるワイヤロープには、つり荷の重量及び使用状況を考慮したワイヤ径を選定すること。
8. 玉掛け作業には有資格者をあて、つり荷の重心位置、固縛状況を確認し、つり荷の落下防止に細心の注意をはらうこと。
9. クレーン操作時には、誘導員配置やクレーンと人との行動範囲の分離措置をとること。

(定置式クレーンの倒壊、転倒、逸走等の防止)

第54 定置式クレーンの設置にあたっては、倒壊、転倒による危害を防止するため、強度設計により確認された堅固な基礎、控えを設けること。

2. 作業終了後の強風、地震等による倒壊、転倒、逸走を防止する措置を講ずること。

(移動式クレーンの倒壊、転倒、逸走等の防止)

第55 移動式クレーンの使用にあたっては、つり荷による遠心力や衝撃荷重及び強風等による倒壊、転倒防止の措置を講ずること。

2. 作業中断時の移動式クレーンには、逸走防止の措置を講ずること。
3. 気象情報の収集に努めるとともに、クレーン安全規則に則り、強風等のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。
4. 移動式クレーンの作業にあたっては、作業地盤の耐力を確認し、耐力が十分でない場合、必要な措置を講ずること。

5. アウトリガまたはクローラは、最大限に張出して使用すること。

(クレーン機能付バックホウの倒壊、転倒、逸走等の防止)

第56 クレーン機能付バックホウの使用にあたっては、車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格を充足するものを用いるものとし、つり荷による遠心力や衝撃荷重及び強風等による倒壊、転倒、逸走防止の措置を講ずること。

(建設用リフト・工食用エレベータの機能、能力の周知と法令の遵守)

第57 建設用リフト・工食用エレベータ等の使用にあたっては、最大積載荷重、最大搭乗人員を現地に表示し、その機能と能力を十分に理解するとともに能力と使用上の制限事項等を厳守し、使用すること。

(建設用リフト・工食用エレベータ使用時の遵守事項)

第58 建設用リフト・工食用エレベータ等の使用にあたっては、荷台の落下、揚重物の落下・飛散等の防止措置を講ずること。また、搬器の昇降及びワイヤロープの走行により作業員の危険が生ずる恐れのある箇所は、囲いを設け立入り禁

止とすること。

2. ロングスパン工事中用エレベータ等に作業員を搭乗させる場合は、その搭乗範囲に堅固なヘッドガードと積載物との遮断設備を設け、接触事故の防止を行なうこと。
3. 建設用リフト・工事中用エレベータ等の安全装置が機能を発揮できるように、常に整備されているかを確認すること。
4. 建設用リフト・工事中用エレベータ等の組立及びクライミング、分解又は解体作業にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識と技能を有するものを指名し、定められた手順を遵守させること。

(ゴンドラの適合性確認と遵守事項)

第59 ゴンドラの使用にあたっては、ゴンドラの機能と能力が作業内容と現場の状況から、適切であることを確認すること。

2. ゴンドラの操作は、有資格者の中から指名したものが行うこと。また、操作にあたっては、合図員を指名し、定められた合図により操作すること。
3. ゴンドラを使用する場合には、ゴンドラの逸走、落下などを防止する措置を講ずること。
4. ゴンドラの安全装置が常に整備されているかを確認すること。

(高所作業車の適合性確認と遵守事項)

第60 高所作業車の使用にあたっては、高所作業車の機能と能力が作業内容と現場の状況から適切であることを確認すること。

2. 高所作業車の操作は、作業床の高さに応じた有資格者の中から指名したものが行うとともに、使用責任者名を本体に明示すること。
3. 高所作業車の使用にあたっては、施工条件、作業内容、機種の特徴及び使用にあたっての遵守事項等を考慮し、転倒、転落、挟まれ等を防止する措置を講ずること。

第17章 コンクリート工

(コンクリートプラントの運転、維持管理)

第61 コンクリートプラントの点検、整備にあたっては、作業員の安全確保のため、工事関係者との連絡、調整を行い、作業中には表示を行うこと。また、複数の作業員で行動すること。

2. 作業員は、コンクリートプラントの運転中の巡回に際しては、粉塵及び騒音等に対する保護具を着用すること。

(コンクリート運搬作業の留意事項)

第62 コンクリート工事が他の作業と輻輳する場合は、工事関係者と十分に連絡、調整し、車両走行通路等の表示および安全通路等を設けて、他の作業員などの安全確保の措置を講ずること。

2. 坑内運搬の場合、走行速度を定めて運転中に遵守させるとともに、運搬車両の走行を坑内作業員に注意喚起できる表示と誘導員の配置等の安全対策を講ずること。
3. トラックミキサから生コンクリートの排出のため、運転者が席を離れるときは、駐車ブレーキを完全に機能させ、車輪止めをセットすること。
4. ケーブルクレーン等で運搬する場合は、コンクリートバケット下方への立入禁止およびバケット移動時の警報等の注意喚起の措置を講ずること。

(コンクリート打設時の留意事項)

第63 コンクリートの打設は、定められた打設手順に従い、局所的な集中打設を避けること。

2. 作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めておき、合図を確実に行うこと。
3. コンクリートポンプ車の設置にあたっては、ポンプ車の転倒防止のため、地盤を確認するとともに、安定確保のための措置を講ずること。
4. 架空電線の付近でブームを伸ばして作業する場合は、架空電線への接触防止の措置を講ずること。
5. 圧送管の閉そく解除及び洗浄作業を行う場合は、作業箇所周辺への作業員以外の者の立入禁止の措置を講ずること。
6. コンクリートポンプ車のブームジョイント部周辺の始業前点検を確実に実施すること。

(作業員の保護対策)

第64 電動式コンクリートパイプレーターの使用にあたっては、感電を防止するための措置を講ずること。

2. コンクリート吹付作業では、作業員の安全のため、粉塵及び騒音等に対する保護具を着用すること。

第18章 構造物取壊し工

(事前調査と施工計画)

第65 構造物の取壊し作業にあたっては、十分な事前調査を行うこと。

2. 事前調査は、形状、構造、老朽状態、危険性等、取壊す構造物に対する調査だけでなく、周辺構造物、埋設物等にも注意を払うこと。
3. 事前調査結果を踏まえ、適切な施工計画を作成すること。
4. 取壊し作業中に、想定外の構造等が明らかになった場合は、作業を中断し、追加調査の実施、施工計画の再検討を行うこと。
5. ただし、小規模な構造物の取壊し作業にあたっては、施工計画の作成を省略できる。

(取壊し作業の安全留意事項)

第66 作業にあたっては施工計画と同時に、安全注意事項も事前に関係作業員に周知徹底すること。

2. 関係者以外の立入り禁止など各工種共通の安全措置のほか、取壊し作業固有の安全措置にも十分に配慮すること。

(周辺の安全・環境対策)

第67 振動・騒音、粉塵等周辺環境への影響については、事前調査結果に基づき、地元住民、関係機関と十分に協議し、適切な安全・環境対策を施すこと。

2. 事前調査により、周辺構造物の変状、埋設物の破損などのおそれがある場合には適切な防護措置等を行うこと。
3. 周辺道路を占有する場合は、関係機関の許可を得た上で、第三者の安全確保を行うこと。
4. 取壊し発生材搬出、資機材搬入出にあたっては、周辺住民の生活環境及び周辺交通を考慮に入れて運行経路を選定し、交通規則を厳守すること。
5. 取壊し発生材は、法令に準拠して適切に処理を行うこと。

第19章 舗 装 工

(交通規制と周辺生活環境への対応)

第68 舗装工は道路の交通規制を伴うことや住民の生活圏に接近して行われることが多いため、周辺生活環境の保全及び公衆災害の防止措置を講ずること。

2. 第三者から受ける交通事故（もらい事故）の防止措置を講ずること。

(舗装工の安全対策)

第69 路床・路盤工は、他の工事との並行作業となる場合があるので、工法についての綿密な、調整を行うこと。

2. 路面の段差や開口部の状況を考慮した安全対策を講ずること。
3. 舗装工では、作業員等が舗装機械に接近して作業するので、機械と作業員と

の接触事故の防止対策を講ずること。

4. コンクリート舗装は、施工機械の搬入から組立調整等、クレーンを使用する
場合が多いので、クレーン事故の防止対策を講ずること。

(法面舗装での転落防止)

- 第70 ダムや堤防等の法面舗装を行う場合は、機械や作業員の転落防止対策を講
ずること。

第20章 トンネル工

(安全な作業環境の保持)

- 第71 工事に従事する作業員の安全確保と良好な作業環境を保つため、関係法令
や技術基準等を遵守し、坑内の空気清浄度及び照度規定値を確保すること。

2. 呼吸用マスクその他防護具は、坑内においては常時着用すること。

(せん孔・装薬時の安全措置)

- 第72 せん孔作業に先だって、肌落ちや火薬事故等の危険を防止するため、浮石
の除去や残留火薬の確認等の切羽の点検を行うこと。

2. せん孔後に、せん孔作業で切羽地山がゆるむ可能性があるため、装薬前に再
度浮き石の除去及び安全の確認を行うこと。

3. せん孔・装薬中の切羽では、回転部での巻き込まれや摺動部での挟まれを防
止するため、関係者以外の立入禁止の措置を講ずること。

4. 装薬にあたっては有資格者をあて、火薬類取締法に則った作業を行うととも
に、漏電による暴発事故防止のため必要な措置を講ずること。

(掘削・積込み作業の安全確保)

- 第73 発破工法における発破・換気時・こそく・浮き石落とし・積込作業及び機
械掘削工法の掘削・積込作業が行われている周辺は、立入禁止の措置を講ずる
こと。

2. 湧水の状況、ガスの検知など各種計測器、警報装置類は常に整備されている
こと。危険箇所での補助工法等については、即時対応が可能なよう、各種機械
については常に整備されていること。

(坑内運行の安全措置)

- 第74 運搬路は、常に良好な路面、または軌道状態を維持すること。

2. ずり積みにあたっては、積載荷重を守るとともに、適正に積込むこと。

3. 車両、信号、標識等を正常な状態に維持管理し、衝突、暴走等の防止を図る
こと。また、車両運行管理規定を遵守し、運行の安全を確保すること。

(鋼製支保工の建込み作業の安全対策)

第75 鋼製支保工の建込みにあたっては高所作業をともなうため、墜落、転落防止の保護装置を設置した機械を使用すること。

2. 作業中は、落盤、肌落ちおよび挟まれ等による危険を防止するため、作業周辺への関係者以外の立入禁止の措置を講ずること。
3. 建込み前に一次吹付コンクリートや鏡吹付コンクリートを実施すること。

(コンクリート吹付け作業の安全対策)

第76 コンクリート吹付け関連機械は、良好に維持管理し、掘削後できるだけ速やかに吹付け作業を行うこと。

2. コンクリート吹付け作業中は、閉塞などによって内圧が一時的に高圧となるので、詰まった時の連結金具の破損やホースの振れによる工事防止に配慮した作業員の配置とすること。
3. コンクリート吹付け作業においては、粉じん対策を講ずるとともに、作業員は保護具を着用すること。

(ロックボルト打設作業の安全対策)

第77 ロックボルト打設の作業にあたっては、作業開始前に吹付けコンクリートの剥離に注意するとともに、コンクリートの硬化状況を十分に確認しておくこと。

2. 運転者と作業員の連携を常に保ち、運転者は無理な機械操作を行わないこと。
3. 高所作業となる場合は墜落防止措置を講ずるとともに、挟まれ及び転倒防止等に配慮した足場とすること。

(防水シート張り作業の安全対策)

第78 防水シート張り作業は高所作業となることから、墜落防止措置を講じた作業足場を使用すること。

(覆工コンクリート打設作業の安全対策)

第79 コンクリート打設配管は、脈動等の影響を受けるので、堅固に取付けること。

2. コンクリート打設作業及びケレン作業の足場は、堅固に設置し墜落及び転倒の防止を図ること。
3. コンクリートは、偏圧が作用しないように左右均等に打設すること。また、コンクリートの吹出しによる危険防止の措置を講ずること。

(換気上の安全対策)

第80 坑内の換気設備、照明設備、通信警報設備、消火設備等は常に点検整備し、

良好な作業環境を維持すること。

2. 換気に使用する風管は難燃性のものを使用し、換気機能維持のため、漏風等のないように良好な状態に維持管理すること。
3. 可燃性ガス、有毒ガス等の発生の恐れがあるところでは自動測定を行い、この記録を残すこと。また、坑内空気清浄度の測定を行うとともに、ガス等の滞留がないよう、換気機械には適正な能力を有した機種を選定すること。さらに、必要な場合は暴発防止対策型の機器を使用すること。
4. 緊急救急用具、消火器等の設置場所、使用方法を関係者全員に周知しておくこと。
5. 警報装置の維持とガス発生時の避難対策を講じておくこと。
6. 吸気口、換気口等は、周辺環境に騒音、振動、悪臭、汚染等がないように措置を講ずること。また、排水においては、pH・濁度管理を行い放流すること。

第21章 シールド掘進工，推進工

(密閉式シールド機と推進機の適正な運転操作)

第81 地表面への影響を避けるため地山及び地上の性状を把握し、切羽の安定を確保できるような機械の運転操作をおこなうこと。

2. 機械の始動、運転、停止時には、排土装置等、一連の装置が適正な状態であることを確認すること。
3. 掘進作業中に異常を認めたときは直ちに作業主任者・発注者に報告し、指示を受けること。
4. 機械装置等の点検・整備・清掃等の作業時は、電源を切り、他の作業員への周知を講ずること。
5. 作業主任者は各作業の方法及び作業員の配置を決め、その相互連絡調整を行うこと。

(セグメント組立上の留意事項)

第82 セグメント組立作業は、狭小スペース内での重複作業が多いので、作業手順を遵守すること。

2. エレクタの操作員とセグメント組立の作業員との連携を常に保ち、重量物の取扱いにともなう挟まれ事故等の危険防止措置を講ずること。

(裏込注入作業時の留意事項)

第83 裏込注入作業においては注入材の飛散による事故を防止するため、必ず防護具を着用するとともに、ポンプ、配管の異常に注意すること。

2. 裏込注入中は注入圧力，注入量，スキンプレートのはらみ等に対して常に注意すること。

(坑内の運搬作業，坑内の通行における留意事項)

第84 トンネル坑内に布設する軌道は適切なレール・枕木の選定を行い，軌道の安定を常時確保し，坑内の車両等は現場の状況に応じて設定された走行速度，運行管理規定を遵守すること。

2. 坑内で相互の作業位置の見通しがきかない場所では，合図員の配置等により車両との接触防止及び作業員の挟まれ，巻き込まれ等の防止措置を講ずること。

3. 入坑にあたっては，入坑標示板を設置し，入坑確認をするとともに，坑内には作業者の安全通路を確保すること。やむを得ず軌道内に入るときは，必ず指差呼称をして安全確認を行うこと。

4. 積荷は急停止時でも荷崩れをしないように固定すること。また，指定設備以外に人や荷物を乗せないこと。

5. 立坑上部からの飛来落下防止の対策を講ずること。

(地上の作業基地の安全対策と留意事項)

第85 立坑開口部付近には，資材等を置かないこと。また，重量物等は固い地盤に安定した状態で置くこと。

2. クレーン等の作業範囲内には，作業員および移動機械の立入禁止の措置を講ずること。

3. 玉掛け作業は指名された有資格者が作業すること。また，荷崩れがない確実な玉掛けを行い，地切り時には安定状態を確認すること。

4. 土砂等の搬出にあたっては，過積載，荷こぼれのないようにすること。

5. 機械の運転にあたっては，それぞれの機械の状況を確認し，定められた作業手順を遵守すること。

6. 機械は，騒音，振動，塵埃，臭気，照明等の公害防止に留意し設置すること。

7. クレーン作業は指名された有資格者が，統一された合図で作業すること。

(二次覆工の機械の安全対策)

第86 覆工型わくの分解又は解体，移動にあたっては，重量相当の足場を確保するとともに，動力線，通信線等の諸設備を破損しないよう措置を講ずること。

2. 型枠移動時には走行設備，牽引ワイヤ等の点検を入念に行い，型枠直近，ワイヤの内角には立入らないこと。

3. 剥離剤塗布時には保護具を着用すること。

4. コンクリート打設配管は，継手部の締め付け状態を常に点検するとともに，

脈動等の影響を受けないように堅固に固定すること。

5. コンクリート打設時には、事前に決めた統一された合図で行う。また、型枠内のコンクリートが左右均等になるように立上げること。

(シールド機の組立・分解又は解体における留意事項)

第87 シールド機組立・分解又は解体においては事前に詳細な作業手順を定め、これを遵守すること。

2. シールド組立・分解又は解体時には、油脂、電線類による火災発生に対し、防火要領を定めるとともに、消火体制を確立しておくこと。
3. シールド機分解又は解体時に発生する煤煙、粉塵に対し換気、保護具の着用等の措置を講ずること。

(掘進機の切羽作業の安全確保)

第88 切羽作業は、地山の安定を確保しつつ行うこと。

2. 掘削機械の操作は、周辺の作業員に十分注意するとともに、ジャッキ等の機器に損傷を起こさないように行うこと。

第22章 道路維持修繕工

(人力で取扱う機械による障害の防止)

第89 人力による小型機械等の重量物の取扱いや、振動機械の取扱いからくる障害を防止するための措置を講ずること。

(施工前、施工中及び施工後の措置)

第90 道路除草工等の法面作業では、事前に法面の勾配、障害物の有無等を調査し、作業機械の転倒防止の措置を講ずること。

2. 除草作業等で、回転する作業装置を持つ機械を使用するときは、事前に浮石や、瓶、缶等の異物を除去し、また、飛石による第三者及び作業員への災害防止の防護処置を講ずること。
3. 路面切削や道路打換え作業等の途中でやむを得ず発生する段差や、区画線の消滅する箇所には、一般交通の解放前に段差のすり付けや、仮区画線を設置すること。

(標識の表示および表示板の設置)

第91 施工にあたっては、工法に適合した方法で固定標識、表示板もしくは車載による移動標識や表示板を用いて、通行車両等に予知すること。

(誘導員または監視員の配置)

第92 大型機械が、移動するときには、誘導員を配置すること。

2. 機械との混在作業で、作業員に危険の生ずる恐れのあるときは、監視員を配置し、危険箇所へ作業員が立入らないように監視すること。
3. 一般車両を通しながら作業するときは、交通の円滑と安全確保を図るため交通誘導員を配置すること。また、誘導員の安全に配慮した安全施設の配置を行うこと。
4. 誘導員又は監視員に対し、現場状況、当該機械の特性、当日の作業内容等について十分周知を図ること。

(回転部等による巻き込み、飛石等の防止)

- 第93 作業員が、機械の回転部や積み込み用ベルトコンベヤ等に巻き込まれないよう、保護カバー等の保護措置を講ずると共に、緊急停止装置を設置すること。
2. 石塊やアスファルト塊等が、機械の回転部から飛散しないように適切な防護措置を講ずること。
 3. 回転部等の修理・点検は必ず、動力機関を停止し、保護カバー等の落下防止措置を講ずること。

(高温物、高圧物および火熱による災害の防止)

- 第94 加熱アスファルトを高圧で注入する作業等では、吹抜け、吹返し、ホースの破裂等による災害を防止するため、適切な措置を講ずること。
2. 直火熱によるアスファルトの溶解や道路の加熱作業では、火災や、熱風による作業員および第三者への災害を防止するため、適切な措置を講ずること。

(除雪準備)

- 第95 降雪期前に、除雪作業が予定される路線の調査を行い、作業の障害となるマンホールや公共設備等の位置を確認し、必要に応じて補修を行いスノーポール等でその位置を表示すること。
2. 除雪機械は、故障に備えて降雪期前に十分な整備を行うこと。

(凍結防止作業)

- 第96 融雪剤等の過剰散布によるスリップ事故を防止するため、現場状況に応じた散布量を検討しておくこと。

(道路除雪作業上の留意事項)

- 第97 除雪機械は、道路除雪作業時、必ず黄色回転灯を点灯すること。
2. 鉄道が隣接する箇所、高架橋や立体交差の箇所を除雪するときは、鉄道や道路通行の妨げとならないような除雪の方法および排雪や投雪の方向を選定すること。
 3. 大量の積雪や路肩の拡幅除雪でロータリ除雪車を使用するときは、路上に放

置された車両に注意すること。

4. 歩道除雪作業にあたっては、安全対策型の機械を使用するとともに、歩行者との接触、作業員の転倒に十分注意すること。

(運搬排雪の留意事項)

第98 通行車両の規制や雪の運搬車両の誘導に、交通誘導員を適宜配置すること。

2. 雪の運搬車両は、道路状況等により適切な台数とし、交通障害の要因とならないようにすること。
3. 積込み作業のときは、積みこぼれにより周囲に雪塊等を飛散しないようにすること。なお、積込み作業で路上に散乱した雪を除雪整正してから車両通行に解放すること。

第23章 橋 梁 工

(自走式クレーンによる橋梁架設)

第99 自走式クレーンを使用し主桁を架設するにあたり、正確な資料に基づいた架設作業計画を作成し作業前の確認を行うこと。

2. 主桁架設前の準備作業として使用機械、使用工具の点検及び作業環境が架設作業計画どおりに措置されていることを確認すること。
3. 架設作業にあたっては、作業区域への関係者以外の立入禁止の措置を講ずるとともに、クレーンの作業半径、定格荷重等の作業状況を確認する。また、桁の据付においては、桁及び作業床の転倒及び転落防止の措置を講ずること。

(片持架設、移動作業車組立・分解又は解体)

第100 移動作業車の組立にあたり、正確な資料に基づいた作業計画を作成し、作業前の確認を行うこと。

2. 移動作業車組立の準備作業として、使用機械、使用工具、保護具の点検及び作業環境が作業計画どおりに措置されていることを確認すること。
3. 組立にあたっては、アンカー鋼棒、レール及び機材の据付位置、機材の個別重量によりクレーンの作業半径等の能力を再度確認し、安全に組立作業を行うこと。また、組立中の機材の転倒防止の確保のため、レバブロック、トラワイヤ等の工具、玉掛け用具、ワイヤの準備も行うこと。

(移動作業車の移動)

第101 移動作業車の移動に際し、該当部材へのプレストレスの導入、型枠の脱枠、レールアンカーの接続がなされていることを確認すること。

2. 移動作業は、作業指揮者を定めて実施すること。

3. 移動作業車上の資機材，工具類の落下防止措置を行なうとともに，必要に応じて作業車下への警備員の配置等の安全措置を行なうこと。

12. 工程計画管理基準(案)

第1章 総 則	579
第2章 ネットワークの作図	579
第3章 時間見積	582
第4章 日程計画の表示	583
第5章 当初の工程計画関係の成果品	584
第6章 工 程 管 理	584

工程計画管理基準（案）

第1章 総 則

1 - 1 目 的

土木請負工事の工事計画および管理方式の合理的、かつ適正化を図るために実施するものである。

1 - 2 適用範囲

本工程計画管理基準（参考）は、福島県土木部において発注する土木請負工事で、ネットワークによる工程計画管理を実施する場合の基準を示すものである。

1 - 3 ネットワークの種類

ネットワークは矢線型（アロー型）を使用するものとする。

第2章 ネットワークの作図

2 - 1 一 般

本章ではネットワークの表現方法、合成連結の程度、図面の規格等を統一することを目的とした標準的作図の仕様を示したものである。

2 - 2 図面の規格

ネットワークを描く図面はA系列規格を用いるものとする。

2 - 3 施工計画の概略及び施工順序の表示

ネットワークの表示に先だち工程計画作成上必要とする工事区間の概略施工区割、施工順位等を図面の左側に表示して、ネットワークとあわせ工程計画の内容を描くものとする。

2 - 4 ネットワークの表示の基準

2 - 4 - 1 矢線図の流れは図面の左より右へと移るように表示するものとする。

2 - 4 - 2 アクティビティ（作業）は実線で表示し、頭の部分に矢印を記入するものとする。

なお作業相互間の関係は点線の疑似矢線（ダミー）で表示し、頭の部分に矢印を記入するものとする。

アクティビティ 尾→頭 ダミー 尾-->頭

2 - 4 - 3 矢線は出来るだけ縦と水平の線を連続させた線で示し、斜方向の表示は極力さけるものとする。

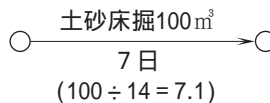


2 - 4 - 4 イベント

- (1) イベント (結合点) は円で表示し、円の直径は 6 ~ 10mmの範囲以内として、当該工事のネットワークに描く、イベントの直径は統一するものとする。
- (2) イベントの番号は円の内部に記入するものとし、必ず正整数を用いるものとする。又、矢線の尾の部分のイベント番号より頭の部分のイベント番号が大きくなるよう付けるものとする。
- (3) イベント番号は同じ番号が 2 つ以上あってはならない。

2 - 4 - 5 アクティビティの内容、数量、時間見積日数の表示

- (1) アクティビティの内容及び数量は矢線の上側に、また時間見積日数は下側に明確に記入するものとする。



- (2) 時間見積日数の見積計算は上図の如く、矢線の下側で計算した場合には計算書に整理する必要がない。
- (3) アクティビティの内容を簡略化、記号化することができる。

(例)

型枠組立 → 型組 第 1 種管渠工 → 管渠工

2 - 4 - 6 マスターネットワーク及びサブネットワーク

- (1) 当該工事のネットワークにおいて、アクティビティ群を集約表示した方が工程計画上便利なものについては、サブネットワークを図面の余白または別図で作成し、マスターネットワークでは一つのアクティビティで表示

する。

- (2) 当該工事でアクティビティ群が、くり返し表示されるものについては、凡例にサブネットワークを表示し、集約したアクティビティを用いてマスターネットワークで表示するものとする。

2 - 4 - 7 工種及び構造物のネットワークの配列

- (1) 図面の左側に表示する工事区間の概略で施工区分が分かれる工種及び構造物については、その工種及び構造物名の位置と関連づけたネットワークの配列とすることを標準とする。

なお、これによりがたい場合には、工種及び構造物の施工区分が明確に把握できるよう表示するものとする。

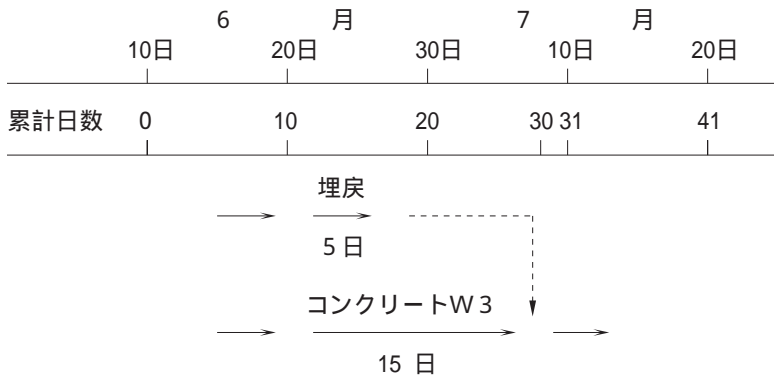
- (2) 設計図書の工種欄に基づいたバーチャート方式の配列は避けるものとする。

2 - 4 - 8 暦日との関連

- (1) 標準として、図面の横幅に暦日及び工期開始からの累加日数を表示するものとする。

- (2) 矢線の水平の線の長さをアクティビティの時間見積日数の長さとして表す。

(例)



2 - 4 - 9 図の様式は (様式 - 1) を標準とする。

(様式 - 1)

平成〇〇年度〇〇〇〇工事 Net work Planning

平成 年 月 日作製
会社

工 事 概 要	曆日	5月	6月	7月	8月
	工事着工日	1020311020301020311020			
	累加日数	0	102030405060708090		100 110

工区区分 (工区毎 工事計画)	測点	構造物の位置 (縦断又は は平面)	施工順序 (内容位 順位 施工法)
施工上の工区の区分を行い、工区毎の 工事計画を表示する。	0 10 20 30 40 50 60 70	フリーハンド等で概略の縦断又は平面 を描き構造物の配置を表示する。	構造毎に断面、延長等の主なる諸元の 外、施工順位の番号を表示する。

(タイムスケールは1日2.5mmとする)

工事概要で配列した工区、構造物の位置と関
連づけてネットワークを作図する。

第3章 時間見積

3 - 1 一般

3 - 1 - 1 時間見積とは、あるアクティビティを完成するのに必要な時間を見積により求めることをいう。

3 - 1 - 2 見積時間の単位は日とし、整数とすることとする。

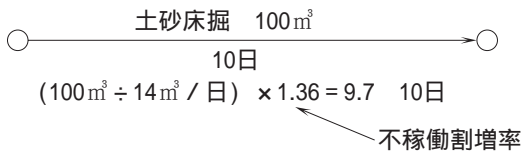
3 - 1 - 3 時間見積算出資料

- (1) 気象条件等による稼働率は明確にする。
- (2) 時間見積算出の結果は（様式 - 2）によるものを標準とする。

（様式 - 2）

イベント番号 ○	アクティビティ (名称)	数量	1日当り 仕事量	÷ = 作業日数	稼働率に よる補正 日数	+ 稼働見積 日数	摘要

- (3) 計算内容の単純なものは矢線の下側に計算結果を表示しても良い。

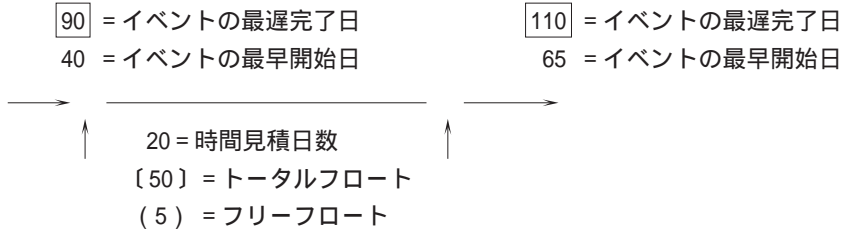


第4章 日程計画の表示

手順計画に基づいて作成する日程計算の結果は計算書または図面に表示するものとする。

- 4 - 1 アクティビティの開始日，完了日，フロートの計算書の様式は自由とする。
- 4 - 2 図面にイベントの開始日，完了日，フロートを表示する場合の凡例は下記によるものとする。

なお，図面に表示した場合には計算書は省略してよいものとする。



4 - 3 図面には必ずイベントの上段には最早開始日を記入するものとする。

第5章 当初の工程計画関係の成果品

当初の工程計画の成果品は、監督員の指示する日まで前4章までの各項に基づいて作成し、監督員に提出して承諾を得なければならない。

第6章 工程管理

6 - 1 一般

工程計画管理は常によりよく現場を反映している状態に保つために工程管理を行わなければならない。

6 - 2 進捗実績工程の記入

工程進捗に伴う進捗実績はつぎにより記入する。

- (1) 各月末日毎に作業を完了したアクティビティは色鉛筆で着色して消す。
- (2) 各月の色鉛筆の色は同一色として、各月毎に色は変えて使用するものとする。

6 - 3 フォローアップ

6 - 3 - 1 フォローアップ実施の時点

つぎに示す時点においてフォローアップを実施するものとする。

- (1) 各月毎の月末の時点で行う。
- (2) 予定工程に対して進捗実績工程に遅れを生じ、最終工期に影響をおよぼす予測を生じた場合 に行う。
- (3) クリテカルパスに大きく影響を与えるような施工内容等の変更を生じた場合に行う。
- (4) 契約変更を実施した場合に行う。

12. 工程計画管理基準（案）

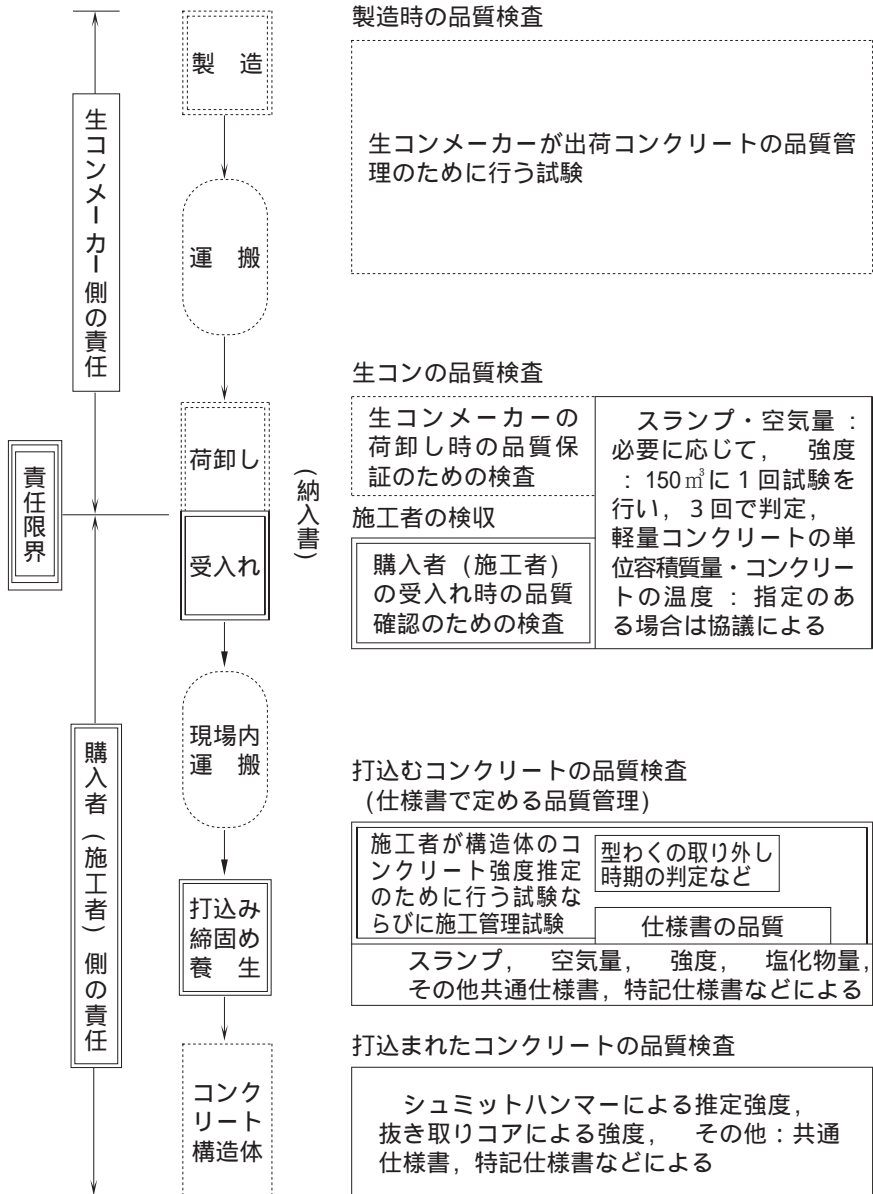
(5) その他日程計画を必要とするような工法の変更等を生じた場合に行う。

6 - 3 - 2 フォローアップの成果品

フォローアップを施工した時点から10日以内に、関係成果品を作成して、監督員に提出して承諾を得なければならない。

13. コンクリート工事工程における 品質検査と責任区分(参考)

コンクリート工事工程における品質検査と責任区分 (参考)



14. NATM計測要領(参考)

第1章 計測要領 (参考)

1. 計測の目的	595
2. 計測の種類	595
3. 計測の分類	595
4. 計測の計画	596
5. 計測 A	597
5 - 1 坑内観察調査	597
(1) 観察調査の目的	
(2) 観察調査の間隔	
(3) 観察調査の要領	
(4) 観察調査結果の報告	
5 - 2 天端沈下測定	598
(1) 天端沈下測定の目的	
(2) 天端沈下測定の間隔	
(3) 天端沈下測定の要領	
(4) 天端沈下測定結果の報告	
(5) 天端沈下測定結果の評価の目安	
5 - 3 内空変位測定	599
(1) 内空変位測定の目的	
(2) 内空変位測定の間隔	
(3) 内空変位測定の要領	
(4) 内空変位測定結果の報告	
(5) 内空変位測定結果の評価の目安	
6. 計測 B	602
6 - 1 地山試料試験	604
6 - 2 地中変位測定	605
(1) 地中変位測定の目的	
(2) 地中変位測定の要領	
(3) 地中変位測定結果の報告	
(4) 地中変位測定結果の評価の目安	
6 - 3 ロックボルトの軸力測定	606

(1) ロックボルトの軸力測定	の目的	
(2) ロックボルトの軸力測定	の本数	
(3) ロックボルトの軸力測定	の要領	
(4) ロックボルトの軸力測定	結果の報告	
(5) ロックボルトの軸力測定	結果の評価の目安	
イ.	ロックボルトの降伏の判定	
ロ.	ロックボルトの軸力分布の評価	
6 - 4	吹付コンクリート応力の測定608
(1)	吹付コンクリート応力測定	の目的
(2)	吹付コンクリート応力測定	の種類及び適用
(3)	吹付コンクリート応力測定	の要領
(4)	吹付コンクリート応力測定	結果の報告
6 - 5	鋼アーチ支保工応力測定610
(1)	鋼アーチ支保工応力測定	の目的
(2)	鋼アーチ支保工応力測定	の要領
(3)	鋼アーチ支保工応力測定	結果の報告
6 - 6	地表・地中沈下測定610
(1)	地表・地中沈下測定	の目的
(2)	地表・地中沈下測定	の実施の判断
(3)	地表・地中沈下測定	の要領
イ.	地表沈下測定	
(イ)	地表沈下測定	の方法
(ロ)	地表沈下測定	の縦断方向測定位置及び間隔
(ハ)	地表沈下測定	の横断方向測定範囲及び間隔
ロ.	地中沈下測定	
(イ)	地中沈下測定	の方法
(ロ)	地中沈下測定	の縦断方向測定位置及び間隔
(ハ)	地中沈下測定	の横断方向測定間隔
ハ.	地表・地中沈下測定	の期間
ニ.	地表・地中沈下測定	の頻度
(4)	地表・地中沈下測定	結果の報告
(5)	地表・地中沈下測定	結果の評価の目安
6 - 7	その他の計測615

1. 計測の目的

トンネル掘削に伴う周辺地山及び各支保部材の変位並びに応力の変化等を把握し工事の安全性及び経済性を確認することにある。

計測の目的は、具体的には次のとおりである。

周辺地山の挙動を把握する。

各支保部材の効果を知る。

トンネル工事の安全性を確認する。

工事の経済性を確認する。

周辺構造物などへの影響を把握する。

計測結果を将来の工事計画のための資料とする。

2. 計測の種類

計測の種類は次のとおりとする。

- (1) 坑内観察調査
- (2) 天端沈下測定
- (3) 内空変位測定
- (4) 地山試料試験
- (5) 地中変位測定
- (6) ロックボルト軸力測定
- (7) 吹付コンクリート応力測定
- (8) 鋼アーチ支保工応力測定
- (9) 地表・地中の沈下測定
- (10) その他の計測

3. 計測の分類

トンネルの施工中に行う計測は計測Aと計測Bに分類する。

- (1) 計測A計測Aは、日常の施工管理と類似した条件のトンネルの設計に使用するための資料の蓄積を目的とする。
この計測は知識と経験を有する技術者と、その補助員が駐在して行うものとする。
- (2) 計測B計測Bは当初設計の妥当性の検証と実施設計へのフィードバック及び類似した条件のトンネルの設計に使用するための資料の蓄積を目的とする。

この計測は専門の技術者に行わせるものとする。

4. 計測の計画

計測計画にあたっては、事前調査の結果にもとづき、計測の目的、トンネルの規模を十分考慮して設計・施工に適応した計測計画を立てなければならない。

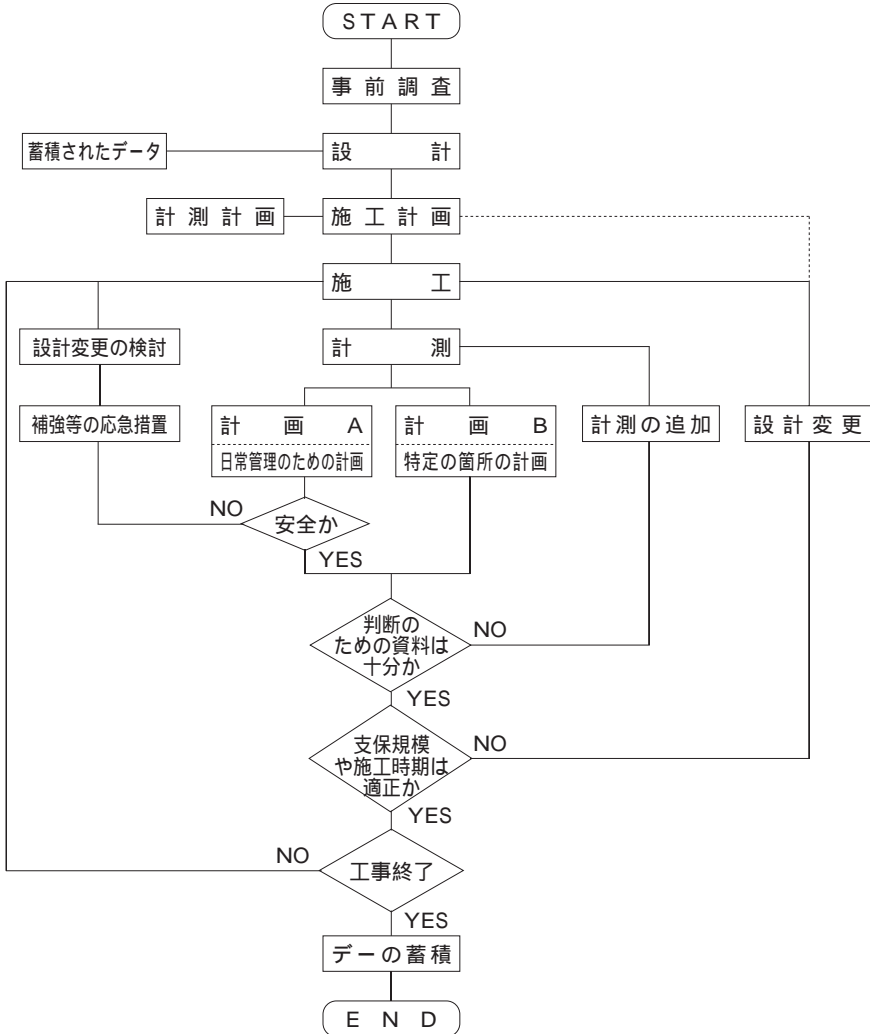


図 4 - 1 計測のフローチャート

5. 計測 A

計測Aは基本的に下記項目を実施するものとする。

- (1) 坑内観測調査
- (2) 天端沈下測定
- (3) 内空変位測定

5 - 1 坑内観察調査

(1) 観察調査の目的

坑内観察調査は、切羽の地質状況及び湧水の状態、施工済みの支保部材を目視によって観察調査し、当初設計時に想定した地山の状況と実際の地山状況が一致しているかどうかの確認を行い、その結果から切羽の前方の地質状態を推測すること、及び施工済みのロックボルト、吹付コンクリート等の支保部材の状態の確認を行うことを目的とする。

なお、坑口付近等の土被りの小さい箇所では、地表の観察を行いトンネル掘削の影響の有無について確認を行う。

(2) 観察調査の間隔

坑内の観察調査は、原則として各掘削毎に行うものとする。坑内観察記録については、掘削日毎に行うものとし、地質が急変する箇所、坑口附近、土被りの小さい箇所では適宜観察調査間隔を縮めるものとする。

又、施工済みの支保部材の観察調査は原則として掘削日毎に行うものとする。

(3) 観察調査の要領

- 1) 切羽の状況を観察し、切羽スケッチを作成する。図には次の事項を記入する。

地質 (岩石名) とその分布、性状及び切羽の自立性

地山の硬軟、割れ目の間隔とその卓越方向等の地山の状態

断層の分布、走行、傾斜、粘土化の程度

湧水箇所、湧水量とその状態

軟弱層の分布

その他

- 2) 切羽スケッチから地質縦断図及び地質平面図を作成する。
- 3) 施工済みの支保工部材の状況を観察し、次のような異常があれば報告する。

ロックボルト

- ・頭部の破断
 - ・ヘアリングプレートの地山への食い込み状況及び変状
- 鋼製支保工
- ・変状及び座屈の位置と状況
 - ・可縮支保工の可縮状態
 - ・底板及び支保工の地山への食い込み状況
- 吹付けコンクリート
- ・地山との密着状態
 - ・ひびわれの発生位置，種類，幅，長さ，発生時期
 - ・湧水箇所及び湧水量とその状態

(4) 観察調査結果の報告

観察調査結果は原則として毎日監督員に報告する。

5 - 2 天端沈下測定

(1) 天端沈下測定の目的

天端沈下測定は、掘削に伴うトンネル天端の同一位置における絶対高さ標高の変化を水準測量によって求め、トンネル天端の沈下量、沈下速度を把握することによってトンネルの安全性、支保工効果を判断する資料を得ることを目的とする。

(2) 天端沈下測定の間隔

天端沈下測定の間隔は、内空変位測定の間隔と同じにする。

(3) 天端沈下測定の要領

- 1) 天端沈下測定は天端の吹付けコンクリート計測用ピンを埋め込み、水準測量により行う。
- 2) 各測定点の測定は掘削後すみやかに行う。
- 3) 現行どおり

(4) 天端沈下測定結果の報告

測定結果は各断面ごとに、沈下と時間経過及び切羽との離れとの関係がわかるグラフを作成し、図5-1のクリープ領域判定図との関係を関連づけて整理し、計測の翌日までに監督員に報告する。

なお、天端沈下量の測定結果は内空変位の経時変位図と一緒に書き込むこと。

集積したデータは、地山区分、土被りごとに沈下量が分かるようにとりまとめ監督員に提出する。

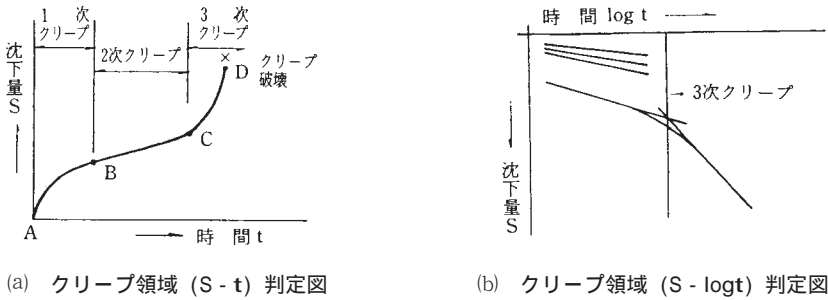


図5 - 1 天端沈下のクリープ領域判定図

(5) 天端沈下測定結果の評価の目安

内空変位測定結果と同様の管理図を作成し、図5 - 1の天端沈下のクリープ領域判定図の判定結果と合わせ、トンネル地山の安定の確認を行う。判定は2次グループに移行する場合は、時間経過とともに変位が収束するか3次クリープに移行するか、計測結果に十分な注意を払う。

3次クリープに移行した場合はクリープ破壊が迫っていると判定し直ちに沈下防止の対策を行う。なお、3次クリープに移行したかどうかの判定は図5 - 1(b)のクリープ領域 (S - logt) 判定図を用いる。

5 - 3 内空変位測定

(1) 内空変位測定の目的

内空変位測定は、トンネル地山の安定及び支保工効果の確認支保工の施工時期の判定、覆工の打設時期の判定等の資料を得ることを目的とする。

(2) 内空変位測定の間隔

内空変位測定は、原則として30mに1箇所 (1断面) 及び設計パターンを変更する箇所で行うものとする。

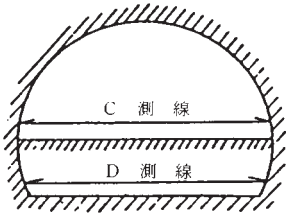
ただし、施工初期段階 (200m程度の施工が進むまでの段階) では20m間隔とする。

なお、地山等級D, Eについては、適宜測定間隔を狭めるものとする。坑口附近 (0 ~ 2D区間) 及び土被りの浅い (0 ~ 2D) の区間の測定間

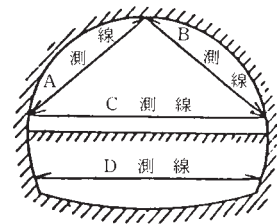
隔は10mを標準とする。

(3) 内空変位測定の要領

- 1) 測線の配置は、原則として図5 - 2を基本とする。
- 2) 下半掘削通過後の測定は上下半同時期に実施する。
- 3) 各測点の測定は掘削後すみやかに実施する。
- 4) 測定頻度は、表5 - 1を基本とする。ただし、上半と下半の変位速度が異なる場合は、変位速度の大きい方の測定頻度に合わせるものとする。
なお、変位速度が小さい場合でも坑口附近の測定頻度は1回 / 日以上とする。



パターンA, B, C, C, D



パターンD, E, 坑口附近, 土被りの浅い区間, 計測Bを実施する箇所

図5 - 2 内空変位の測線

表5 - 1 内空変位測定の計測頻度

頻 度	測定位置と切羽の離れ	変位速度 (内空変位)
2回 / 1日	0~0.5D未満	10mm / 日以上
1回 / 1日	0.5D~2.0D未満	5~10mm / 日
1回 / 2日	2.0D~5.0D未満	1~5mm / 日
1回 / 1週	5.0D以上	1mm / 日以下

(D ; トンネル掘削幅)

- (注) 1. 計測頻度については、内空変位の変位速度により定まる計測頻度と、切羽からの離れより定まる計測頻度のうち頻度の高い方を採用するものとする。
- (注) 2. 内空変位の変位速度が1mm / 週以下となったことを2回程度確認できたら監督員と協議の上、測定を終了してもよいものとする。ただし、天端沈下測定、内空変位測定については覆工前に最終変位測定を行い、監督員に承諾を得るものとする。
- (注) 3. 切羽とは、下半、インパートを含むものをいう。

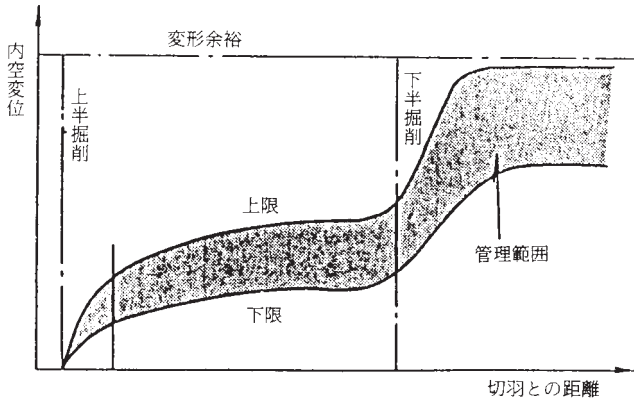


図5 - 4 内空変位管理図の例

6. 計測 B

計測Bには、下記の項目等があるが、設計へのフィードバックに必要な計測と位置づけ、その必要性により、実施項目や頻度は適宜、選定するものとする。

- (1) 地山試料試験
- (2) 地中変位測定
- (3) ロックボルト軸力測定
- (4) 吹付コンクリート応力測定
- (5) 鋼アーチ支保工応力測定
- (6) 地表、地中の沈下測定
- (7) その他の計測

計測Bの地山条件に応じた計測項目は、表6 - 1を標準とする。

実施頻度については、設計へのフィードバックに必要な計測と位置づけ、その必要性により適宜決定するものとする。

表 6 - 1 地山条件に応じた計測項目

地山条件	岩種と地山等級	計 測 B		施工時に問題となる現象 (計測の対象となる現象)
		必要な計測項目	地 山 条 件 等 に 応じて要・不要を 判断する計測項目	
硬岩地山	a, b, c岩種のA, B	—————	・ AE測定 (山ハネに対し)	・ 割れ目等の分離面から岩塊, 岩片の緩み, 肌落ち, 崩落 ・ 山ハネ
	a, b, c岩種のC, D	・ 地中変位測定 ・ ロックボルト軸力測定	—————	
軟岩地山 (膨脹性 地山を除く)	d1岩種のA, B, C, D d2岩種のC	・ 地中変位測定 ・ ロックボルト軸力測定	・ 地山試料試験 ・ 地表沈下測定 (土被りの浅い場合)	・ 岩塊, 岩片の緩み, 肌落ち, 崩落
膨 脹 性 地 山	d1岩種のE d2岩種のD, E	・ 地中変位測定 ・ ロックボルト軸力測定 ・ 吹付けコンクリート応力測定 ・ 鋼アーチ支保工応力測定	・ 断面測定 ・ 支保工沈下測定 ・ 盤膨れ測定 ・ 初期変位測定 ・ 地山試料試験 ・ 覆工コンクリート応力測定	・ 側盤の押出し ・ 盤膨れ ・ 鏡面の押出し
土砂地山	e岩種のD, E	・ 地表沈下測定 ・ 地中沈下測定	・ 地表 (地山, 構造物) 観察調査 ・ 地中変位測定 (傾斜計) ・ ロックボルト軸力測定 ・ 吹付けコンクリート応力測定 ・ 鋼アーチ支保工応力測定 ・ 地山試料試験	・ 地山の緩みとそれに伴う地表の沈下 ・ 切羽の流出 ・ 近隣構造物への影響

- (注) 1. この表は、問題となる現象を対象とした観察・計測項目の選定の考え方を示したもので個々のケースに応じた的確な項目の選定が肝要である。
2. すべての地山条件について、水が施工に与える影響は大きく、必要な場合には坑外からのボーリング、坑内からの先進ボーリング、さらにそれを利用した地下水位、湧水、湧水圧・透水係数等の測定を行う。
3. a, b, c岩種のEについては、地山の風化の程度や節理の粘土化の程度等によって、掘削等の挙動は大きく異なるので、本表には示さないが、ここに示したように施工時に問題となる現象を的確に予測し、適切な計測項目を選定する必要がある。

6 - 1 地山試料試験

地山試料試験は表 6 - 2 の項目を標準として実施する。

表 6 - 2 地山試料試験項目 (標準)

試験項目	試験によって得られる物性値	地山区分				試験の規格			
		硬岩	軟岩	土砂	膨脹性 地山	J I S	注 (1) KDK	注 (2) KODAN	土木学会
単位体積重量試験	単位体積重量					A 1202	S 0501	A 1202	
自然含水比	含水比					A 1203	S 0501	A 1203	
粒度試験	粒度分布					A 1204		A 1204	
土粒子の比重試験	土粒子の真比重					A 1202		A 1202	
コンシステンシー試験	液性限界, 塑性限界, 塑性指数					A 1205		A 1205	
一軸圧縮試験	一軸圧縮強度, 静弾性係数, 静ポアソン比					A 1216	S 0502 S 0503		
三軸圧縮試験	粘着力, 内部摩擦角						岩石の三軸圧縮試験方法 S 0913		軟岩の三軸圧縮試験
一軸引張圧裂試験	引張強度						引張試験方法		
動弾性係数測定	P波速度, S波速度, 動弾性係数, 動剛性率, 動ポアソン比					A 1127	S 0503		
スレーキング試験 (浸水崩壊度試験)								110 111	簡易スレーキング試験法
陽イオン交換容量試験	モンモリロナイト等の含有量の推定								陽イオン交換容量 (CEC) の測定
X線分析	粘土鉱物の種類								X線粉末回折による鉱物の推定方法

注(1) KDK : 建設省土木試験基準 (案)

注(2) KODAN : 日本道路公団土工事試験方法

注(3) よく実施する項目 場合によっては実施する項目

6 - 2 地中変位測定

(1) 地中変位測定の目的

地中変位測定は地中の相対変位を深度毎に測定することによって、トンネル周辺の地山のゆるみ領域を把握し、ロックボルトの適性長の判断や、地表や近接構造物への影響の判断に用いる資料を得ることを目的とする。

(2) 地中変位測定の要領

- 1) 1断面当たり5箇所の測線を標準とする。
- 2) 最深部が不動点となるようにし、計測深度は1mごと程度とする。
- 3) 測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行うものとする。

(3) 地中変位測定結果の報告

地中変位測定結果は、各測定断面ごとに、各測点ごとの経時変位及び切羽との離れの関係が分かるグラフと、各測点ごとの深度と地中変位及びひずみの関係が分かる図を作成し、他の計測結果と関連づけて整理し報告する。

(4) 地中変位測定結果の評価の目安

各測点ごとの深度と地中変位の関係図(図6-1)から変位量の変化が不連続な位置を知ることによって、トンネル地山内のゆるみ領域(塑性領域)と支保領域(弾性領域)の境界位置の判断を行い、各測点ごとの深度とひずみの分布図(図6-2)から地表や近接構造物への影響の判断を行う。

又、ロックボルトの適性長はゆるみ領域と支保領域の境界位置が、ロックボルトの埋込位置の中心からややトンネル壁面に寄った所にくる場合であるので、境界位置がトンネル壁面に近い場合はロックボルトを短くし、遠い場合は長くするなどロックボルトの適性長の判断を行う。

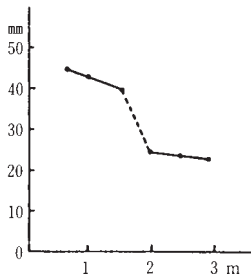


図6-1 深度～地中変位

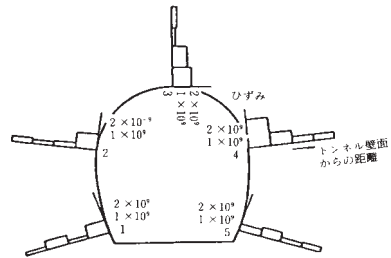


図6-2 地中ひずみ分布

6 - 3 ロックボルトの軸力測定

(1) ロックボルトの軸力測定の目的

ロックボルトの軸力測定はロックボルトに作用する軸力の大きさ及びその分布から、ロックボルトの耐力及び配置や適性長を判断するとともに、他の計測結果と合わせ、トンネル周辺地山のゆるみ領域を判断する資料を得ることを目的とする。

(2) ロックボルトの軸力測定の本数

1断面当たり5本を標準とする。

(3) ロックボルトの軸力測定の要領

測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行う。

(4) ロックボルトの軸力測定結果の報告

ロックボルトの軸力測定の測定結果は、各測定断面ごとに、各測点の深度ごとのロックボルトの軸力の経時変化と切羽との離れの関係が分かるグラフと各断面ごとのロックボルトの軸力の経時変化が分かる軸力分布図等を作成し報告する。

(5) ロックボルトの軸力測定結果の評価の目安

イ. ロックボルトの降伏の判定

ロックボルトの軸力がロックボルトの降伏荷重及び降伏荷重に近い状態の場合には、地中変位や内空変位の収束状態も加味したうえで増しボルトの打設や増し吹付などの補強を行う。

ロ. ロックボルトの軸力分布の評価

ロックボルトの軸力分布のピーク位置は、トンネル地山内の支保領域(弾性領域)とゆるみ領域(塑性領域)との境界位置と推定されるので、ロックボルトの軸力分布図(図6-3)からゆるみ領域の判断を行う。

又、理想的なロックボルトの軸力分布は、ピーク位置がロックボルトの中心からややトンネル壁面に寄った所にくる場合であるので、ピーク位置がトンネル壁面に近い場合はロックボルト長を短くし、遠い場合は長くするなど適正なロックボルト長の判断を行う(図6-4)。

14. NATM計測要領 (参考)

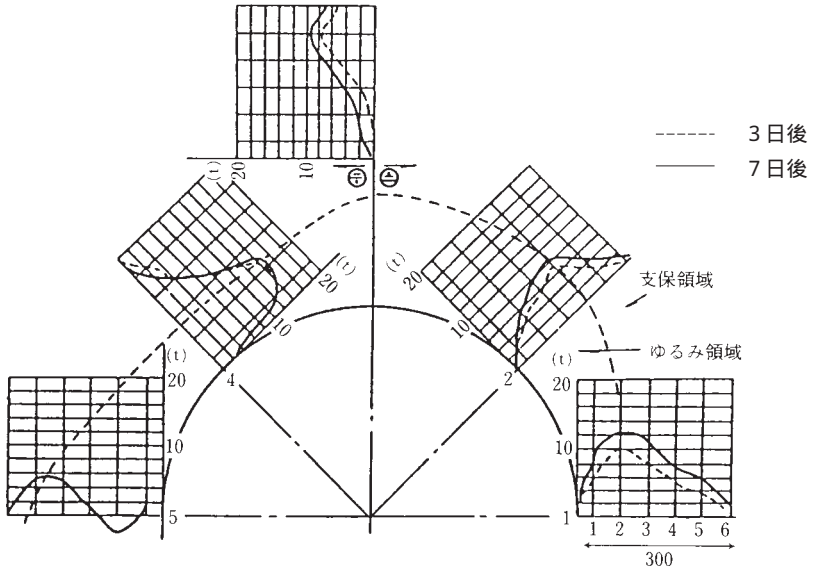


図6-3 ロックボルトの軸力分布

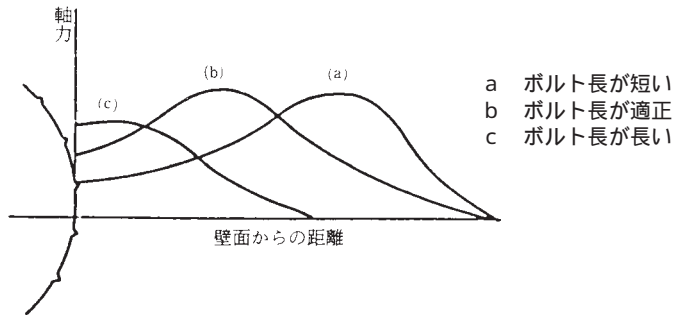


図6-4 ロックボルトの軸力分布

6 - 4 吹付コンクリート応力の測定

(1) 吹付コンクリート応力測定の方法

吹付コンクリート応力の測定は、吹付コンクリートに作用する背面土圧及び支保工部材に発生する応力を推定及び測定することによって、トンネルの安全性を判断する資料を得ることを目的とする。

(2) 吹付コンクリート応力測定の種類及び適用

吹付コンクリート応力測定は、吹付コンクリートに作用する背面土圧及び吹付コンクリート内に発生する応力を推定及び測定する応力測定とに分けられる。

(3) 吹付コンクリート応力測定の要領

(イ) 吹付コンクリート応力の測定方法は、吹付コンクリート施工時に応力計及び土圧計を埋設し測定する方法と、吹付コンクリート表面に測点を設けて表面変位から応力を算出する方法があるが、地質の状況及びトンネル断面の形状、大きさ等の検討を行い選定を行うこと。

(ロ) 吹付コンクリートの表面変位から覆工応力を算出する場合の覆工応力は、コパリーの図を用いて算出する。

$$N = \varepsilon EA$$

$$M = \chi EI$$

$$\varepsilon = \frac{L}{\ell} + \frac{8e}{L^2} f$$

$$\chi = \frac{8}{L^2} f$$

ℓ : L の変化量

f : F の変化量

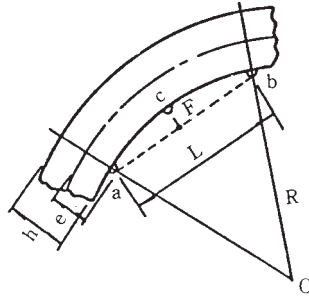


図 6 - 5 コパリーの図

(ハ) 測定箇所は下記を標準とする。

応力計を埋設する場合..... 1断面 箇所

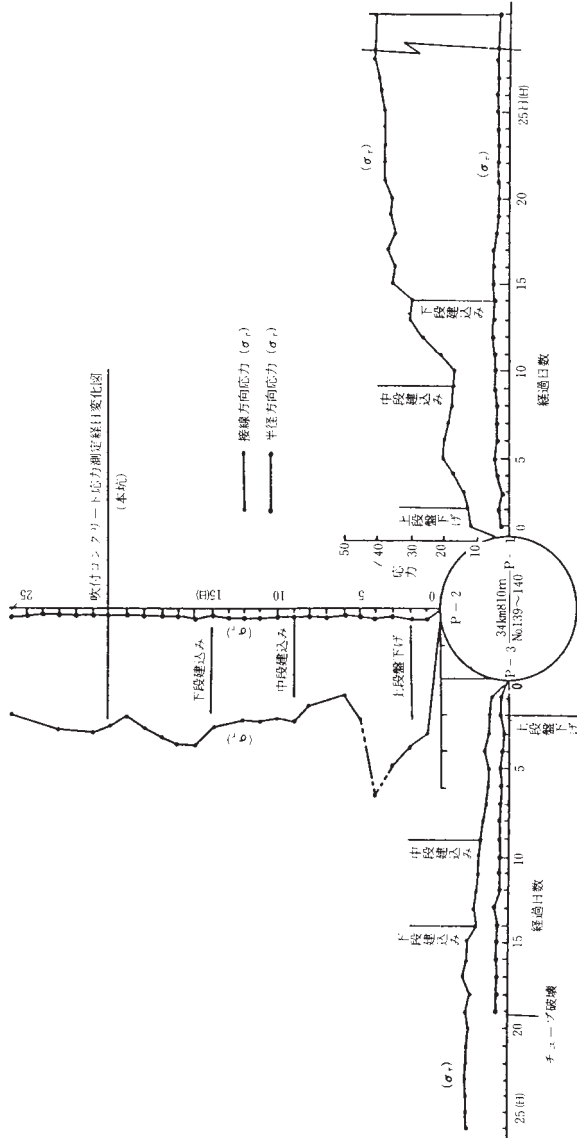
表面変位を測定する場合..... 適宜決定する。

(ニ) 測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時にを行う。

(4) 吹付コンクリート応力測定結果の報告

応力測定結果は、各断面、各測点ごとに経時変化及び切羽との離れ、支持保工の施工時期との関連性がわかるグラフにし他の計測結果と関連づけて整理し報告する。

図 6 - 6 吹付コンクリート応力分布図



6 - 5 鋼アーチ支保工応力測定

(1) 鋼アーチ支保工応力測定の目的

鋼アーチ支保工応力測定は、鋼アーチ支保工に生ずる応力の大きさ、分布状況等を測定することによって、鋼アーチ支保工の大きさや設置間隔等を判断し、他の支保機の応力測定とあわせてトンネルの安全性を判断する資料を得ることを目的とする。

(2) 鋼アーチ支保工応力測定の要領

- 1) 鋼アーチ支保工応力測定は、土圧の大きさ、方向、分布等により軸力、せん断力、曲げモーメント等の測定位置、方法が異なるため適宜状況を判断して実施するものとする。
- 2) 測定は、同じ位置で行われる天端沈下測定、内空変位測定と同時に行うものとする。

(3) 鋼アーチ支保工応力測定結果の報告

「吹付コンクリート応力測定結果の報告」と同様に整理し報告する。

6 - 6 地表・地中沈下測定

(1) 地表・地中沈下測定の目的

地表・地中沈下測定は、トンネル掘削に伴う地表及び地中の沈下を測定することによって、地表と地中における地山の挙動及び沈下による影響範囲を把握し、トンネル周辺地山の安定の確認と、地表及び近接構造物への影響の判断に用いる資料を得ることを目的とする。

(2) 地表・地中沈下測定の実施の判断

地表及び地中沈下測定の実施を行うに当たっては、沈下量が小さいと判断される場合及び沈下量が小さく地表及び近接構造物への影響が少ないと判断される場合は、地表沈下測定のみを実施するものとし、沈下量が大きく地表及び近接構造物への影響が大きいと判断される場合は、地表沈下測定及び地中沈下測定の両方を実施する。

なお、地表沈下測定及び地中沈下測定を実施する場合の判断基準は次のとおりとする。

土被りが掘削幅の3倍以下で、かつ地表沈下及び地中沈下が支障となる構造物等がある場合。

土被りが掘削幅の2倍以下

(3) 地表・地中沈下測定の要領

イ. 地表沈下測定

(イ) 地表沈下測定の方法

地表沈下測定は測定杭をコンクリートで固定し、水準測定で行う。

(ロ) 地表沈下測定の縦断方向測定位置及び間隔

地表沈下測定の縦断方向の測定間隔は、地質の状態、土被り、地下水、地表及び近接構造物の重要度等の条件と、トンネル掘削径、掘削方法を総合的に検討し決定すること。

又、測定位置は内空変位、天端沈下測定の位置と可能な限り合わせるものとする。

なお、トンネル土被りと掘削径との関係に対する測点の間隔は次表を標準とする。

表 6 - 4 地表沈下測定のトンネル縦断方向の測点間隔

土被り h とトンネル掘削幅 D の関係	測点の間隔
$2D < h$	20 ~ 50m
$D < h < 2D$	10 ~ 20m
$h < D$	5 ~ 10m

(注) 1. 施工初期の段階、あるいは地質変化の激しい場合、沈下量の大きい場合などは表中の間隔より狭くする。

(注) 2. 影響を受ける可能性のある構造物の周辺では間隔を狭くする。

(注) 3. ある程度施工が進み、地表が良好で変化が少なく、沈下量も小さい場合には地中の間隔より広くする。

(ハ) 地表沈下測定の横断方向測定範囲及び間隔

地表沈下測定の横断方向の測定範囲及び測定間隔は図 6 - 7 を標準とする。

なお、地表及び近接構造物の附近では測定間隔を適宜縮めるものとする。

14. NATM計測要領 (参考)

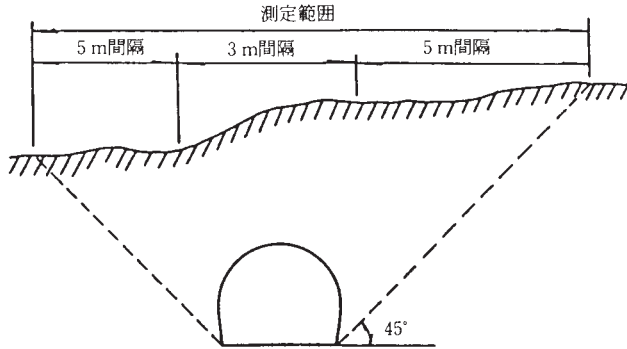


図 6 - 7 地表沈下の測定範囲及び間隔

□. 地中沈下測定

(イ) 地中沈下測定の方法

地中沈下測定の測定点の設置方法は次図を標準とし、測定は水準測量で行うものとする。

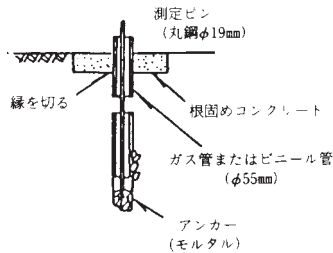


図 6 - 8 地中沈下測定点の設置例

(ロ) 地中沈下測定の縦断方向測定位置及び間隔

地中沈下測定の縦断方向の測定位置及び間隔は、地表沈下測定の測定位置及び間隔に合わせるものとする。

(ハ) 地中沈下測定の横断方向測定間隔

地中沈下測定の横断方向の測定間隔は、地表沈下測定結果との関連がわかるように配置すること。

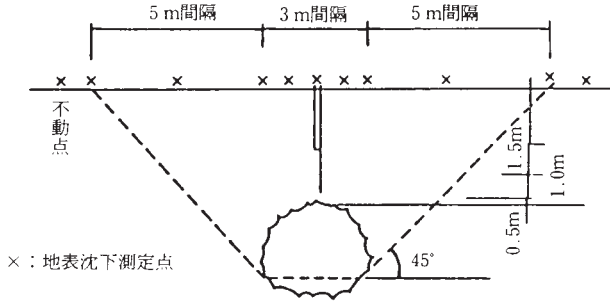


図 6 - 9 地中沈下測定点の配置例

八. 地表・地中沈下測定の期間

地表・地中の沈下測定は、トンネル掘削に伴う沈下の影響が表れる以前から測定を開始するものとし、地表及び地中の沈下が収れんするまで測定を行うものとする。

なお、トンネル切羽の進行に伴う地表沈下の影響範囲は一般的には次図のとおりである。

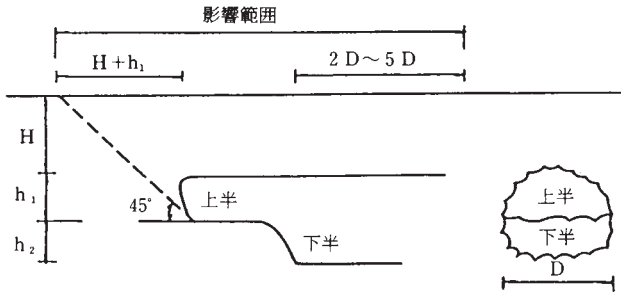


図 6 - 10 地表・地中沈下の影響範囲

二. 地表・地中沈下測定の頻度

地表・地中沈下測定は、同時に行われる天端沈下測定、内空変位測定とあわせて行うものとする。

(4) 地表・地中沈下測定結果の報告

地表・地中沈下測定の測定結果は、沈下量と経時変化及び切羽との離れ、上・下半掘削時期等がわかるグラフ (図 6 - 11, 6 - 12) と横断方向の上・下半掘削等の施工段階ごとの沈下分布図 (図 6 - 13) を作成し、天端沈下

測定結果等の計測結果と関連づけて整理し、測定の翌日までに報告する。

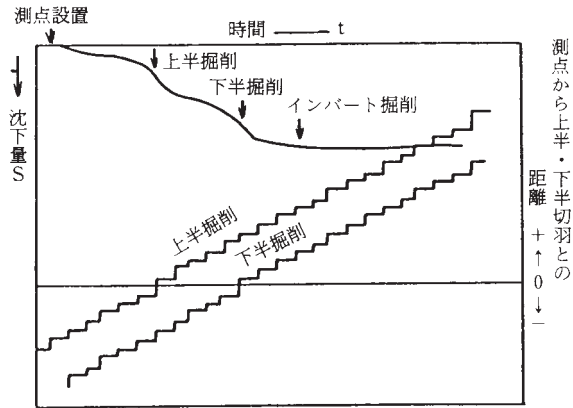


図 6 - 11 地表沈下量経時変化

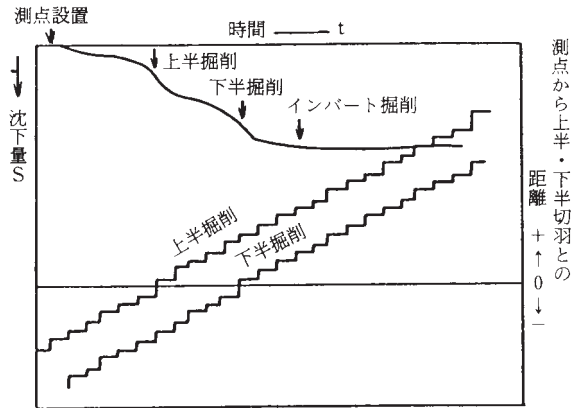


図 6 - 12 地中沈下量経時変化

14. NATM計測要領 (参考)

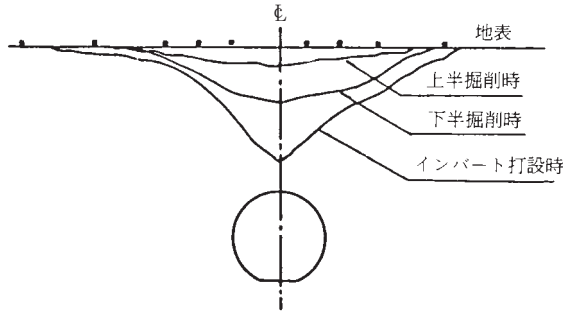


図 6 - 13 地表沈下分布 (横断方向)

(5) 地表・地中沈下測定結果の評価の目安

トンネル掘削に伴う地表及び地中沈下の許容値を定め、掘削に伴う沈下がこれを上まわると予想される場合は、直ちに対策工法の検討を行う。

なお、地表及び近接構造物への影響に対する許容値は構造物の種類、重要度等を勘案して適宜決定するものとする。

又、トンネル地山の安定の評価は、地表沈下については「天端沈下測定」の評価の目安に準じて行うものとし、地中沈下は「地中変位測定」の評価の目安に準じて行うものとする。

6 - 7 その他の計測

- (1) 覆工応力測定
- (2) ロックボルト引抜試験
- (3) 盤ぶくれ測定
- (4) AE測定
- (5) 覆工クラック測定

[参考資料]

ロックボルトの引抜試験

- (1) 計測の目的
ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。
- (2) 計測の要領
ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。
実施時期は施工後3日経過後とし、最大引抜荷重は80%程度とする。
- (3) 結果の報告
計測結果は図4 - 1の要領で整理して監督員に提出する。

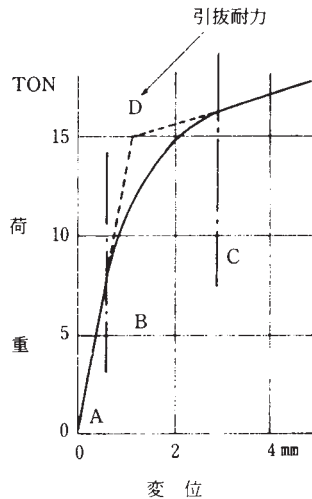


図4 - 1 ロックボルト引抜試験

- (4) 試験後のボルトの処置
引抜試験の結果が荷重変位曲線図4 - 1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。
図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘察して、ロックボルトの設計を修正する。

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No. 2.1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように、図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取り壊して岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

14. NATM計測要領 (参考)

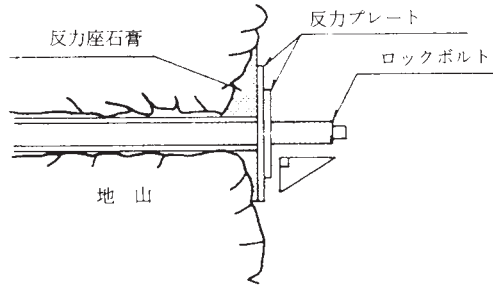


図4-2 反力座の設置

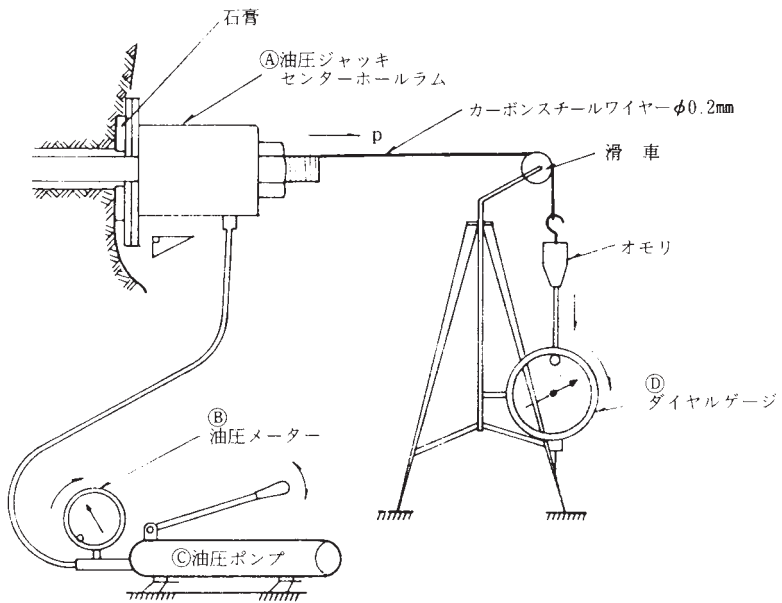


図4-3 引抜試験概要図

14. NATM計測要領 (参考)

工区	工種	種別	撮影項目	撮影時間	撮影頻度	
品質管理写真	ロックボルト	モルタルの圧縮試験	試験実施状況	試験実施中	試験毎に1回	
		トルクレンチによる定着確認試験	"	"	"	
		ロックボルトの引抜き試験	"	"	"	
	吹付けコンクリート	骨材ふるい分け試験	"	"	"	
		細骨材の表面水量試験	"	"	コンクリートの種類毎に1回	
		圧縮強度試験	"	"	試験毎に1回	
	覆工コンクリート	スランプ	"	"	コンクリートの種類毎に1回	
		空気量測定	"	"	"	
		圧縮強度試験	"	"	試験毎に1回	
		骨材ふるい分け試験	"	"	"	
細骨材の表面水量試験		"	"	コンクリートの種類毎に1回		
出来形写真	掘削		岩質	掘削中	岩質の変化毎に1回	
			湧水状況	"	適宜	
	ロックボルト工		打設前(ロックボルト寸法等)			施工パターン毎に1回 あるいは80mに1回
			穿孔状況	穿孔中	"	
			注入状況	注入中	"	
			打設後の状況		"	
	コンクリート吹付け工		吹付面の清掃状況	清掃後		40m毎に1回
			金網の重ね合わせ状況	2次吹付け前		"
			厚さ(検測孔)	吹付け後		"
	覆工		巻立空間	型枠組立後		1セントルに1回
		厚さ	型枠取り外し後		"	
インバート		厚さ	埋戻前		40m~50mに1回 又は1施工単位に1回	

15. アルカリ骨材反応抑制
対策要領(参考)

アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）

1 適用範囲

福島県が建設する構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくともよいものは除く。

2 抑制対策

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については(1)、(2)を優先する。

(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1 m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。

(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJIS R5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕（建築については、高炉セメントB種によること）もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

(3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）^(注)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

注) 試験方法は、

JIS A1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJISA5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」

JIS A1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」及びJIS A1804「コンクリート生産工程管理用試験方法—骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」による。

3 その他

別途実施要領（土木構造物）および実施要領（建築物）を定める。

アルカリ骨材反応抑制対策実施要領（土木構造物）

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

1 現場における対処の方法

(1) 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2の(1)～2の(3)のうちどの対策を用いるかを決めてから、コンクリートを製造すること。

(2) レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して2の(1)～2の(3)のうちどの対策によるものを納入するかを決め、それを指定する。

ただし、JIS規格品（JIS A5308）の場合は、「配合報告書」等により、2の(1)～2の(3)のうちどの対策によっているか、また対策が適しているかを確認する。

なお、いずれの場合も2の(1)、2の(2)を優先する。

(3) コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合製造業者に2の(1)～2の(3)のうちどの対策によっているのか、また対策が適しているかを確認する。

ただし、福島県土木部認定製品については、施工計画書に工場名を記載し、監督員に提出すれば上記確認行為を省略できる。

2 検査・確認の方法

(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値（ Na_2O 換算値％） $\div 100 \times$ 単位セメント量（配合表に示された値 kg / m^3 ） $+ 0.53 \times$ （骨材中の NaCl ％） $\div 100 \times$ （当該単位骨材量 kg / m^3 ） $+ 混和剤中のアルカリ量 kg / m^3 が $3.0 \text{kg} / \text{m}^3$ 以下であることを計算で確かめるものとする。$

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。

なお、AE剤、AE減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合

には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量 × 単位セメント量が $2.5\text{kg} / \text{m}^3$ 以下であることを確かめればよいものとする。

(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントB種（スラグ混合比40%以上）またはC種、もしくはフライアッシュセメントB種（フライアッシュ混合比15%以上）またはC種であることを試験成績表で確認する。

また、混和材をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

(3) 安全と認められる骨材の使用

JIS A1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）」による骨材試験は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に、請負者が公的試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取にも請負者が立ち会うことを原則とする。また、JIS A1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）」による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、請負者が公的試験機関において、JISA1804「コンクリート生産工程管理用試験方法—骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」を実施し、骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。

なお、2次製品で既に製造されたものについては、請負者が立会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材および石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

アルカリ骨材反応抑制対策実施要領（建築物）

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

1 現場における対処の方法

(1) 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2の(1)～2の(3)のうちどの対策を用いるかを決めてから、コンクリートを製造する。

(2) レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

2の(1)～2の(3)による。

(3) コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合、製造業者に2の(1)～2の(3)のうちどの対策によっているのかを報告させ、適した確認方法による。ただし、構造上主要な部分以外または少量の場合は試験成績表による確認に替えることができる。

ただし、福島県土木部認定製品については、施工計画書に工場名を記載し、監督員に提出することにより、上記確認行為を省略できる。

2 検査・確認の方法

(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

建築・設備工事共通仕様書（平成11年版）5.5.4塩化物量及びアルカリ総量(2)（5.5.1式）または下式を用いてアルカリ総量を計算し、その値が $3.0\text{kg}/\text{m}^3$ 以下であることを確認する。なお、算定式中のセメントのアルカリ量は、試験成績表に示されたセメントのアルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値を使用する。

セメントのアルカリ量（ Na_2O 換算値%） $\div 100 \times$ 単位セメント量（配合表に示された値 kg/m^3 ） $+ 0.53 \times$ （骨材中の NaCl %） $\div 100 \times$ （当該単位骨材量 kg/m^3 ） $+ 混和剤中のアルカリ量\text{kg}/\text{m}^3$（式）

(2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントB種であることを試験成績表で確認する。

なお、高炉セメントB種の使用にあたっては、建築・設備工事共通仕様書

（平成11年版）5章14節による。

また、混和材をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

(3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）^(注1)による骨材試験は、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に、請負者が公的試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取にも請負者が立ち会うことを原則とする。

また、骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）^(注1)による骨材試験の結果を用いる場合には、請負者がコンクリート生産工程管理用試験方法一骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）^(注1)を行い、骨材が無害であることを確認する。この場合も、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に公的試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取には請負者が立ち会うことを原則とする。

なお、2次製品で既に製造されたものについては、請負者が立会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。

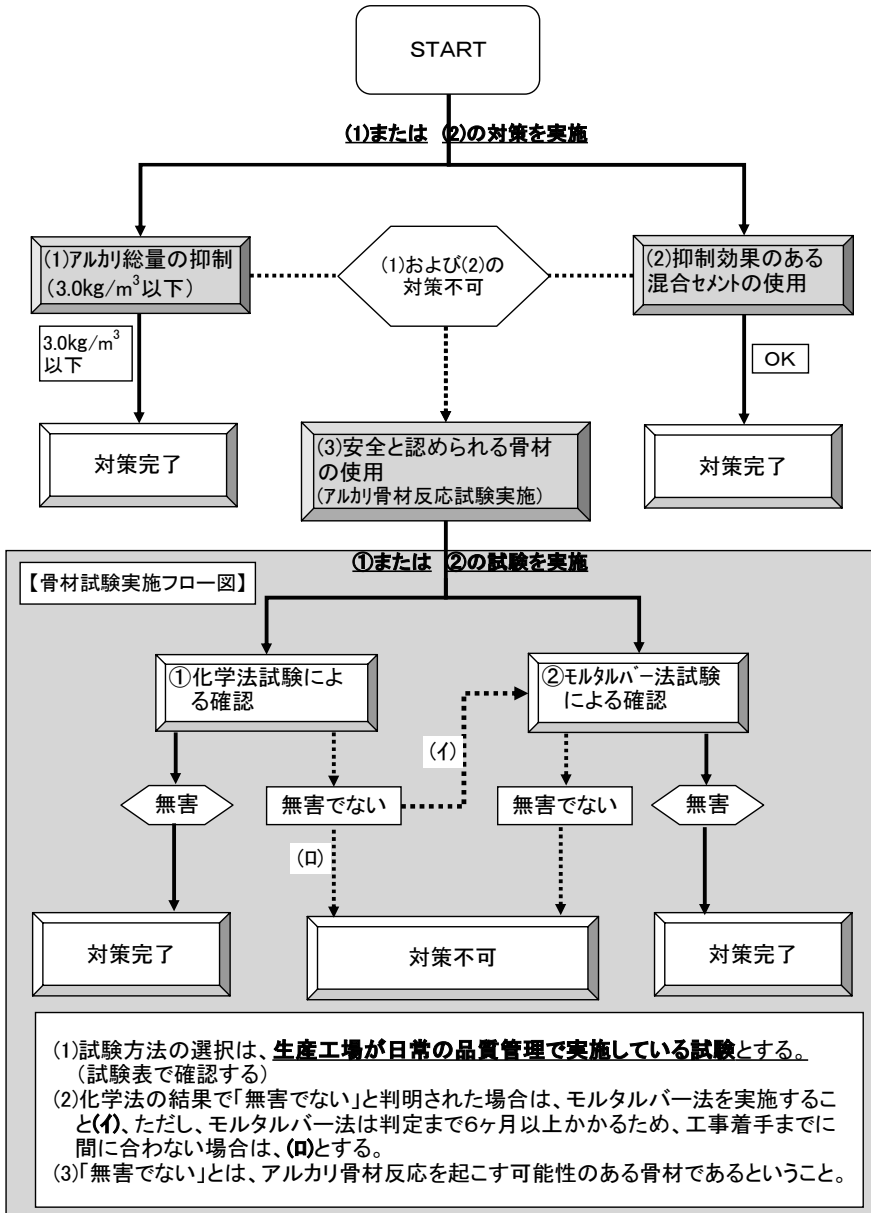
フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材および石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

(注1) 試験方法は、

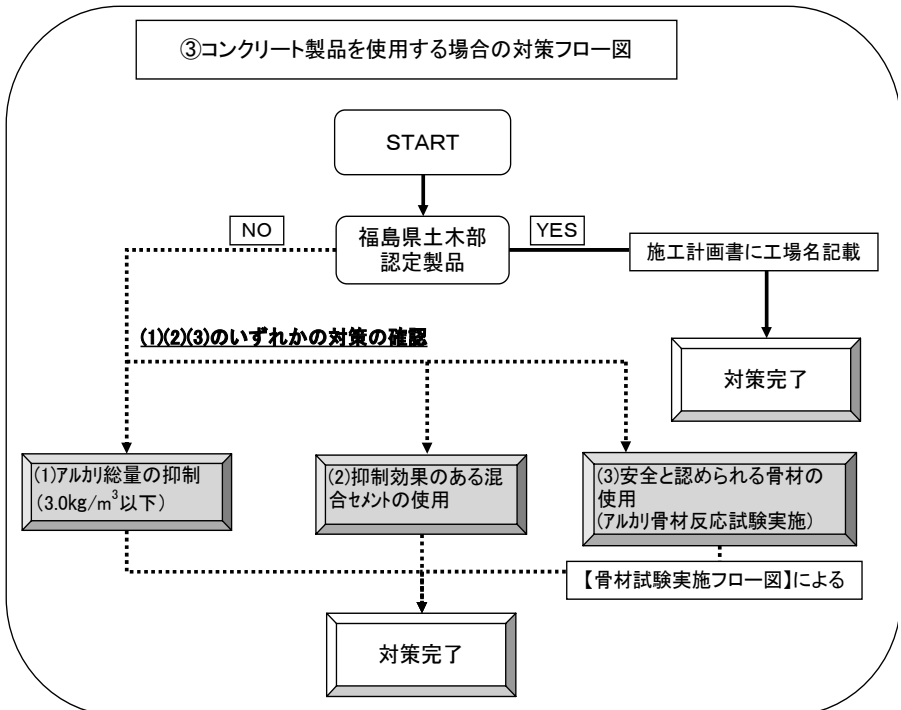
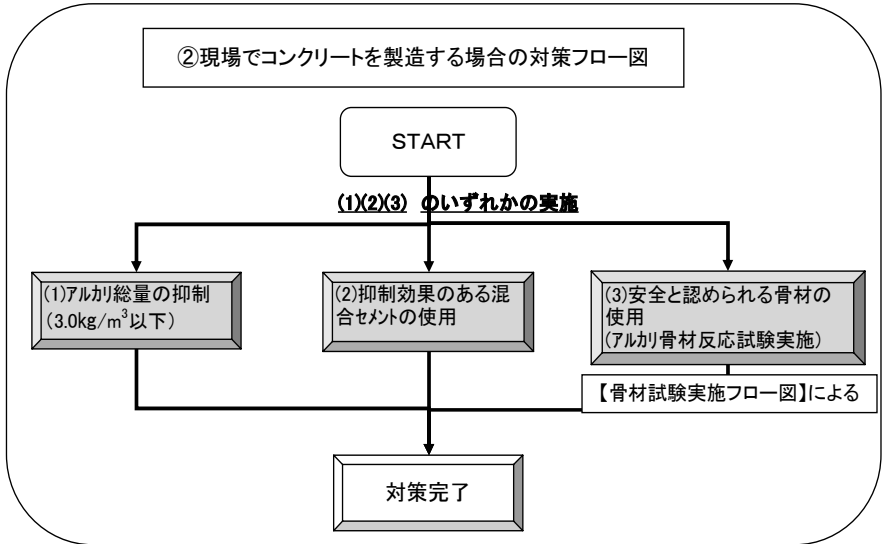
JIS A1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）」

JIS A1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）」による骨材試験の結果を用いる場合には、JIS A1804「コンクリート生産工程管理用試験方法一骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」による。

①レディミクストコンクリートを使用する場合の対策フロー図



15. アルカリ骨材反応抑制対策実施要領（参考）



監督員の確認方法について(1)

(1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制の確認方法

○監督員は、アルカリ総量を下記の式により計算し、**1. 0m³あたり3. 0kg以下**であることを確認する。(アルカリ総量計算書を提出させる)

$$\begin{aligned} \text{アルカリ総量} &= \text{セメントのアルカリ量 (A)} \\ &+ 0.53 \times \text{骨材の塩化物量 (B)} \\ &+ \text{混和剤中のアルカリ量 (C)} \\ &\leq 3.0 \text{ kg/m}^3 \end{aligned}$$

(A) = 【セメントの試験表に記された全アルカリ量 (Na₂O換算値: %) の最大値のうち直近6ヶ月の最大値】 / 100
× 【単位セメント量 (配合書に示された値: kg/m³)】

(B) = 【骨材中のNaCl値: % (骨材の塩化物量試験結果値)】 / 100
× 【当該単位骨材量: kg/m³】

(C) = 【混和剤の試験成績表に記されたアルカリ量: kg/m³】

※簡易的な方法として下式で確認しても良い。
(AE剤・AE減水材等、使用量が少ない混和剤使用の場合)

$$\begin{aligned} \text{アルカリ総量} &= \text{セメントのアルカリ量 (A)} \\ &\leq 2.5 \text{ kg/m}^3 \end{aligned}$$

(2)抑制効果のある混合セメント等の使用の確認方法

○監督員は、以下の3点について、配合書等により確認する。

- 高炉セメントB種(スラグ混合比40%以上)またはC種
- フライアッシュセメントB種(フライアッシュ混合比15%以上)またはC種
- 混和材をポルトランドセメントに混入して対策を取る場合は試験等により確認する。

監督員の確認方法について(2)

(3)安全と認められる骨材の使用の確認方法

○監督員は、骨材の安全性について、アルカリ骨材反応試験を下記の2試験法により、請負者に試験を実施させ、確認する。

①化学法により確認する場合

- ・確認時期：①工事開始前、②工事中1回／6ヶ月、③生産地が変わった場合に請負者に試験を実施させ、確認する。
- ・骨材採取：試験に使用する骨材は、生コン工場、コンクリート製品工場のストックヤードから、請負業者立会のもと採取させる。
- ・試験機関：公的試験機関
- ・結果判定：「無害」の場合→問題なし
「無害でない」の場合→モルタルパー法の実施、
またはコンクリート使用不可。

②モルタルパー法により確認する場合

- ・確認時期：①工事開始前に試験表により確認（提出）②「迅速法」による試験を請負者に実施させ、確認する。
- ・骨材採取：「迅速法」試験に使用する骨材は、生コン工場、コンクリート製品工場のストックヤードから、請負業者立会のもと採取させる。
- ・試験機関：公的試験機関
- ・結果判定：「無害」の場合→問題なし
「無害でない」の場合→コンクリート使用不可。

注意事項

- (1)試験方法の選択は、**生産工場が、日常の品質管理で実施している試験とする。（試験表で確認する）**
- (2)「無害でない」とは、アルカリ骨材反応を起こす可能性のある骨材であるということ。
- (3)骨材採取の状況については、写真を台紙に張り、監督員に提出させる。
- (4)モルタルパー法は、結果判明まで6ヶ月以上かかるため、工事開始前の確認は**日常の品質管理で実施した直近の試験表により行うこと**とし、速やかに「迅速法」を実施させ、結果が「無害」であることを確認すること。
- (5)JIS A5308（レディミクストコンクリート）附属書1により、化学法の結果で「無害でない」と判明された場合は、モルタルパー法を実施することとなっているが(4)のとおり、判明まで6ヶ月以上かかるため、施工前に結果が判明出来ない場合は**「コンクリート使用不可」とする。**

16. コンクリート中の塩化物 総量規制実施要領(参考)

コンクリート中の塩化物総量規制実施要領 (土木構造物)

1 適用範囲

福島県が建設する土木構造物で、鉄筋やPC鋼材を補強材として用いているコンクリート構造物、用心鉄筋を有する無筋コンクリート構造物に使用されるコンクリート、グラウト、およびコンクリート製品に適用する。

ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくともよいものは除く。

2 塩化物量規制値

フレッシュコンクリート中の許容塩化物量 (Cl^-) は、 $0.30\text{kg} / \text{m}^3$ 以下とする。

ただし、アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量は (Cl^-) は、 $0.30\text{kg} / \text{m}^3$ 以下とする。

3 現場における実施の方法（請負者）

- (1) 現場に搬入されたコンクリートについて、「5 測定方法」により測定、判定を行って使用する。
- (2) コンクリート工場製品を使用する場合は、製造業者から品質管理データの記録を提出させ確認するものとする。

4 検査及び頻度

コンクリート中の塩化物量の検査は工事請負者が実施し、コンクリートの品質は、工事請負者が責任を負うものである。

- (1) 検査は、原則としてコンクリート打設場所で行う。ただしやむを得ず検査をコンクリート製造工場で行う場合は、請負者の現場技術者が立会うものとする。
- (2) 検査は、コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、1日につき2回以上（午前、午後）、コンクリート打設前に行い、午前の試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）

小規模工種で1工種当たりの総使用量が 50m^3 未満の場合は、1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質管理証明書等のみとすることができる。

また、コンクリートの種類（材料及び配合等）や工場が変わる場合には、

その都度 1 回以上の検査を行うものとする。

なお、コンクリート工場製品を使用する場合は、製造業者から品質管理データの記録を提出させるものとするが、福島県土木部認定製品については、その提出行為は省略できるものとする。

- (3) 検査結果の判定は、検査ごとに行うものとし、それぞれの検査における 3 回の測定の前平均値が、「2 塩化物総量の規制値」に示している塩化物量以下で合格とする。

なお、検査結果が不合格になった場合は、その運搬車のコンクリートの受け取りを拒否するとともに次の運搬車から、毎回試験を行い、それぞれの結果が規制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。ただし、この場合塩分量が安定して規制値を下回ることが確認できれば、その後の試験は通常の頻度で行ってもよいものとする。

- (4) 検査結果の記録は、検査ごとに行うものとし、別紙様式（コンクリート中の塩化物量測定表）により提出する。また測定器の表示部等を検査ごとにカラー撮影して提出する。

5 測定方法

- (1) 塩化物量の測定はコンクリート打設前あるいは、ダラウト注入前に行うものとする。

特に、フレッシュコンクリートの運搬時間などについては、JIS A5308（レデーミクストコンクリート）において規定されている値を超えないよう工場の選定、運搬計画、打設計画に留意しなければならない。

- (2) 測定器具及び測定方法については以下による。

ア) 測定器具

測定器は、その性能について(財)国土開発技術研究センターの評価を受けたいずれかを用いるものとする。

イ) 容器、その他の器具

測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないよう洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。

ウ) 測定方法

(a) 試料の採取

試料は、JIS A1115（まだ固まらないコンクリートの試料搬方法）に

従い必要量を採取するものとする。

(b) 測定

採取した試料は、さじ等を用いて十分かくはんした後、それぞれ測定に必要量を採り分ける。（1回の検査に必要な測定個数は、3個とし、判定はその平均値で行う。）

(c) コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3個の測定値の平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$C_w = K \cdot W_w \cdot X / 100$$

C_w : フレッシュコンクリート単位体積当たりの塩化物含有量
(kg / m^3 , Cl^- 重量換算)

K : 測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数
(Cl^- では1.00, NaCl では0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量 (kg / m^3)

X : 3個の測定値の平均値（ブリージング水の Cl^- 又は NaCl 換算塩化物濃度 (%))

6 監督の方法

(1) コンクリート構造物、グラウトについては、測定記録を工事請負者より提出させ確認するものとする。

(2) コンクリート工場製品については、試験成績表を工事請負者より提出させ確認するものとする。

ただし、福島県土木部認定製品については、施工計画書に工場名を記載されていることを確認すればよい。

17. レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（参考）

レディーミクストコンクリート単位水量測定要領

1 適用範囲

本要領は、レディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定するものである。

なお、対象構造物は、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き以下のとおりとする。

- (1) 高さが5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く）。
- (2) 内空断面積25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類
- (3) 橋梁上・下部工（ただし、購入桁は除く）
- (4) トンネル
- (5) 高さが3 m以上の堰・水門・樋門
- (6) 砂防ダム
- (7) 建築関係工事については、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100 m³以上施工するコンクリート工

2 測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法またはこれと同程度、あるいは、それ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督員に提出するものとする。また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

3 品質の管理

受注者は、施工現場において、打込み直前のレディーミクストコンクリートの単位水量を本要領に基づき測定しなければならない。

4 単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録・保管（別添様式例参照）するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督員の請求があった場合は延滞なく提示するとともに、工事完成届提出時に提出しなければならない。

5 測定頻度

単位水量の測定頻度は、下記による。

- (1) 2回/日（午前1回、午後1回）。
- (2) 荷卸し時に品質の変化が認められたとき。

6 管理基準値及び測定結果との対応

(1) 管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとする。

区 分	単 位 水 量(kg / m ³)
管 理 値	配合設計 ± 15kg / m ³
指 示 値	配合設計 ± 20kg / m ³

(2) 測定結果と対応

a 管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。

b 管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合はそのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、全運搬車の測定を行う。

なお「管理値内に安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。

c 指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後、管理値内に安定するまで、全運搬車の測定を行う。

なお、管理値または指示値を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の小さい方の値で評価する。

7 附 則

平成16年7月1日以降起工決裁に係る全ての土木建築工事

平成17年7月1日以降起工決裁に係る全ての土木建築工事（改正）

レディーミクストコンクリートの単位水量測定結果様式例

(本様式は例でありその他必要事項があれば記載すること)

工事番号	
工事名	
工事箇所	
請負者	
製造者	

工種	
コンクリートの種類 (記号)	
単位水量の上限値	kg / m ³

【測定結果】 (測定機器によるプリント出力があるものは、写しを添付すること)

番号	月日・時間 (午前・午後)	測定者	1回目 (kg / m ³)	2回目 (kg / m ³)	結果	日打設量 (m ³)
1		印			a・b ・c	
2		印			a・b ・c	
3		印			a・b ・c	
4		印			a・b ・c	
5		印			a・b ・c	
6		印			a・b ・c	

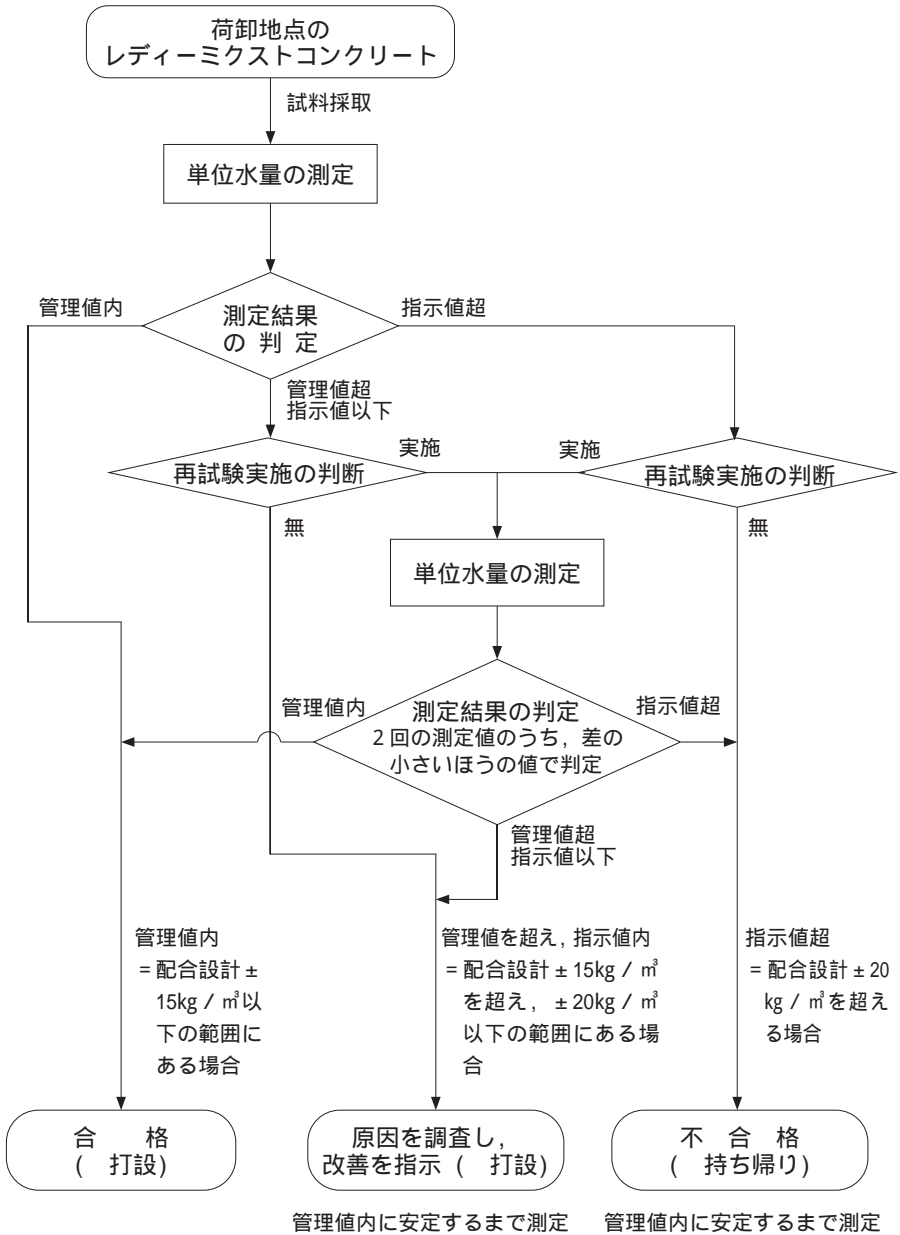
結果の欄は対応する記号に をつける。

- a : 管理値内
- b : 管理値を超え、指示値以内
- c : 指示値を超える

【対応報告】 (結果が「b」または「c」の場合はその後の対応について記載する。)

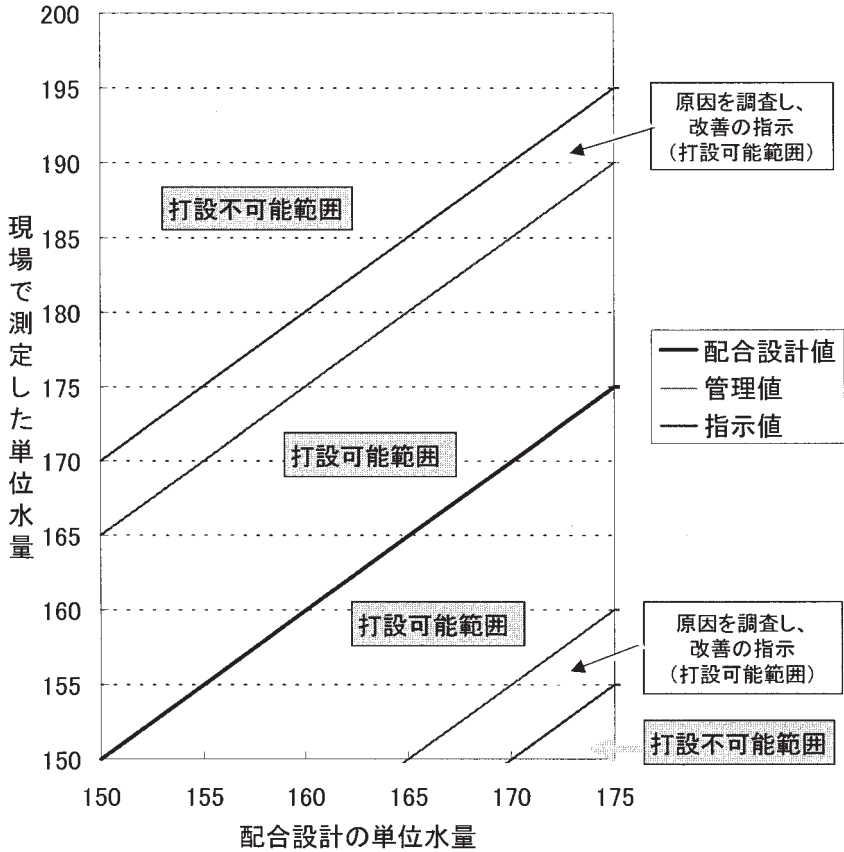
番号	
<ul style="list-style-type: none"> ・原因及び改善措置の状況について記載する。 ・安定するまでの追加測定結果は、上記測定結果に準拠し別途作成する。 	

17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)



レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー図

レディーミクストコンクリートの
単位水量測定の管理図 (kg / m³)



17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)

各種測定方法の概要

推定精度が $\pm 10\text{kg} / \text{m}^3$ 以下で測定が可能と考えられる測定方法を掲載 (2003.7現在)

名 称	エアメータ法 (土研法)	エアメータ法 生コンの単位水量計「W - Checker」
測定原理	単位水量が増加するとコンクリートの単位容積質量が小さくなる。この性質を利用し、単位容積質量の違いから単位水量を推定する。	生コンが計画した調査通りであるかを、単位容積質量と空気量の関係から求めるものである。空気量の測定値が理論値と異なる場合には、細骨材質量の計量値には骨材以外に水量が含まれたことになり、この水量から単位水量と水セメント比を算出する。
特 徴	長所：空気量測定時に質量を測定するだけで単位水量が推定できる。無注水法でも注水法と同等の精度で推定できる。 短所：骨材の密度を正しく求めておく必要がある。	長所：生コンクリートの受け入れ試験として行われる空気量測定試験と ほぼ同等の作業で測定が可能「W - Checker」(はかりが1g, 空気量が0.1%の測定が可能)を用いることで、高精度な単位水量測定が可能 短所：骨材の密度を正しく求めておく必要がある。
測定方法	事前にエアメータの容積、質量を測定しておく。 エアメータを用いてコンクリート試料の空気量を測定する。 エアメータごと試料の質量を秤に載せて測定する。	装置自体の容量と質量の測定を行い、JIS A 1128に準じて空気量のキャリブレーションを行う 骨材修正係数とセメント密度を測定し、配合計算書から材料密度、各種材料の配合を入力 コンクリート試料をエアメータに入れ質量を測定する エアメータの空間部分に水を注入し質量を測定する JIS A 1128に準じて空気量を測定する 測定値データを入力し、単位水量を算出する
測定時間	5分	5分
試料の量	7リットルのコンクリート	約6リットルのコンクリート
測定に必要な情報	計画配合	計画配合 セメントの湿潤密度 細骨材、粗骨材の表乾密度
そ の 他	・専用の計算システム (PDA) も市販されている (エアメータとセットで23万円)	コンクリート試料をそのまま使用するため、ウエットスクリーニングを行う場合のようなサンプリング誤差が生じない。

17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)

名 称	水 中 質 量 法	高周波加熱乾燥 (電子レンジ) 法
測定原理	コンクリートの気中 (空中) 質量と、水中質量および材料の密度から、コンクリートの体積を求め、単位水量を測定する。	高周波加熱乾燥法 コンクリートからふるい分けたモルタル分を、電子レンジで加熱乾燥させ、質量の減少量とコンクリートの単位水量の相関性が高いことを利用し、コンクリートの単位水量を測定測定する。
特 徴	長所：ウェットスクリーニングを行わず、コンクリートで測定可能である。事前に骨材の密度測定を行うことで、高精度での推定が可能。 短所：作業に熟練を要す 水道水が必要	長所：使用する機械が電子レンジ、はかり、パソコン(表計算ソフト)であり入手が容易である。 短所：モルタルで試験を行うためにウェットスクリーニングに伴う誤差を補正する必要がある。 長時間使用すると電子レンジが劣化する。 電源が必要
測定方法	事前に骨材の密度測定を行う コンクリートをサンプリングし空中質量を測定 コンクリート中の気泡を脱泡しつつ水中質量を測定 粗骨材のみを洗い出し、粗骨材料を測定 計算により単位水量を推定する	測定準備 測定に使用する紙皿の乾燥質量を事前に求めておく。 試料採取 ハンスコップ1杯分 (1kg ~ 1.5kg程度) の試料を、パイプレーターやサジを使ってウェットスクリーニングする。 乾燥前質量の測定 モルタル試料を紙皿の上に400 g程度で0.1 g 単位まで計り取る。 モルタル試料の乾燥 電子レンジにモルタル試料を設置し、4 ~ 5分間程度加熱乾燥させる。 乾燥後の質量測定 乾燥後のモルタル試料の質量を0.1 g 単位まで計る。 単位水量の計算 必要なデータを表計算ソフトに入力し単位水量を計算する。
測定時間	15分	15分程度
試料の量	約 2 kgのコンクリート	400 g 程度のモルタル
測定に必要な情報	基準コンクリートの調査 各材料の密度	細骨材中の水分量、セメント初期水和量
その他	測定手順として粗骨材を洗うため、測定終了後の装置の洗浄作業がなく、直ちに次の測定にかかれる。	竹中工務店の方法、全生連の方法などが提案されている。 特に必要な資格等はなし

17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)

名 称	W / C ミータ (MT - 200)	乾 燥 炉 法
測定原理	減圧式加熱乾燥法 水は減圧乾燥すると約50 で沸点に達するため、試料は低温化で乾燥される。	専用の乾燥炉によってコンクリートを加熱乾燥し、蒸発量から単位水量を推定する。
特 徴	長所：材料による影響が少ない、操作も計量・乾燥・計算をすべて自動で行うために測定者による試験誤差が発生しない。 ウェットスクリーニングに伴う誤差を骨材の種類ごとに自動的に補正する。 短所：測定時間が長い 電源が必要	長所：原理が単純で、信頼性が高い。 乾燥後の試料から粗骨材を洗い出すことで粗骨材量を測定・補正することで高精度の単位水量推定が可能。 短所：測定時間が長い。 事前に1時間の子熱が必要 電源が必要
測定方法	試料採取 フレッシュコンクリートからウェットスクリーニング作業をモルタル分離機で行い、モルタルを採取する。 乾燥前質量の測定 モルタルを約400g 試料受け皿に入れて測定器にセットし、乾燥前の質量を測定する。 減圧乾燥 調配合を選択後、測定開始。 配合値の入力 配合値を測定器に入力する。 結果表示 乾燥終了後、乾燥後の質量を測定し、自動的に演算され、プリントアウトする。	予熱 事前に乾燥炉内の温度を上昇させておく 試料採取 試料を1～2kg採取し、質量を測定する。 乾燥 試料を乾燥炉に入れ、乾燥させる。 質量測定 乾燥後の試料質量を測定する 洗い出し 乾燥後の試料を5mmフルイ上で水洗いし、粗骨材量を測定する。
測定時間	20分～25分	20分～25分
試料の量	400g ± 30g のモルタル	1～2kg のコンクリート
測定に必要な情報	調配合 (示方配合・現場配合)	配合表
その他	特に必要な資格等はなし	

17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)

名 称	静電容量法 生コン水分計:HI - 300, HI - 300J 生コン・砂水分計:HI - 330, HI - 330J	連続式RI(ラジオアイソトープ)法
測定原理	高周波容量式 物質の誘電率が水分量によって変化することを応用。モルタル中の静電容量と水分率の関係式をあらかじめ求めておき、機械でモルタル中の静電容量を測定することにより単位水量を推定する。	コンクリート中の水素原子（主に水として存在）と照射する中性子との衝突によって減衰する中性子の割合から単位水量を推定する。
特 徴	長所：2電源対応（AC電源、乾電池） 126点の測定データの記憶、 プリンター出力が可能 測定に際して特別な技術は不要 短所：高精度を保証するには事前に 検量線のチェック・見直しが必要	長所：配管を流れる生コン全量の単位水量を連続的に測定し、リアルタイムで結果が判明する。 試験結果のフィードバックが適切に行える。 短所：事前に校正試験が必要 装置が高額
測定方法	配合データの入力 生コンクリートの採取 ウェットスクリーニングでモルタルを抽出 試料容器にモルタルを充填 試料容器の質量を測定し器械に入力する 生コンの空気量を器械に入力する 試料容器を器械にセットし測定を行う（約7秒） ～ の手順を試料容器3個分繰り返し返し、平均値を計算する 試料容器3個のばらつきは約±1.0 kg / m ³	校正試験（基準コンクリートに対して実施）と現場測定（測定対象のコンクリートに対して実施）の2段階測定。 校正試験 何を基準コンクリートとするかによって以下の2つの方法がある。 1)試験室で試し練り時に実施。 2)特定の生コン車を基準とし、荷卸し時に実施。 現場測定 配管（例えば、ポンプ車のブーム配管）に中性子線水分計および線密度計を取りつけ、同配管内を流れるフレッシュコンクリートの単位水量および単位容積質量を測定する。
測定時間	10分	5分
試料の量	モルタル量 約2 kg	制限無し
測定に必要な情報	単位量（水、セメント、細骨材、粗骨材） 表乾密度（セメント、細骨材、粗骨材） 吸水率（細骨材、粗骨材） 試料質量 空気量	基準コンクリートの単位水量と単位容積質量
そ の 他	・ JR東日本「土木工事標準仕様書」をはじめ、JR東海、JR西日本などで現場測定を実施。 ・ 国土交通省東北地方整備局ではフィールド試験継続中	・ 管厚の補正が必要 ・ 通信手段を用いて測定値を随時送信し、結果をモニタリングできる。（遠隔モニタリング）

17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)

名称	水 濃 度 測 定 法	塩分濃度差法(電量滴定塩分濃度計方式)
測定原理	<p>本測定方法は、一定容積のフレッシュコンクリートに特殊アルコールを定量加え、コンクリート中の水量をアルコールに抽出させ、その水アルコール混合液の水濃度を測定することにより、採取したコンクリート中の水量を求め、体積換算により、コンクリート1㎡当りの単位水量を求める。この水濃度を測定する方法として、以下に示す水素化カルシウムが水と反応してガスを発生させる特性を利用している。発生したガス圧を高精度の精密圧力計を用いて計測し、発生ガス圧と測定試料中の水濃度との相関により、抽出液の水濃度を求めるものである。</p> <p>反応式：$\text{CaH}_2 + 2 \text{H}_2\text{O} \rightarrow \text{Ca}(\text{OH})_2 + 2\text{H}_2$</p>	<p>フレッシュコンクリートに濃度の判っている食塩水を添加・混合した際に食塩水添加前と食塩水を混合後の濾液の塩分濃度を測定し、食塩水がコンクリート中の水により薄められる原理を用いて単位水量を推定する。</p>
特 徴	<p>長所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート自体を試料とするため、試料調整が不要。 ・事前情報（コンクリートの調配合や骨材比重・吸水率等）を必要としない。 ・測定値から換算表により、単位水量を求める（パソコンを必要としない）。 ・外部電源を必要としない。 ・現場で簡易測定できる（測定器が、コンバクトで持ち運びできる）。 <p>短所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプリング時の試料のバラツキの影響。 	<p>長所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートのままで測定でき、測定原理がわかりやすい。 ・小型・高精度の電量滴定式塩分濃度計（蓄電池等3電源式）を用いるため電源のない現場でも測定でき、測定データを印字できる。 ・配合情報がない場合でも概略値が求められる。 ・空気量、単位セメント量、骨材量、骨材吸水率がわかれば推定精度が向上する。 <p>短所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試料量が1.5リットルであるため、サンプリングに注意が必要 ・少量の濾液により塩分測定するため注意深く測定する必要がある。
測定方法	<p>専用試料採取容器に、コンクリートを採取する。</p> <p>専用抽出容器に、特殊アルコールを500ml入れて試料採取容器をセットし、2分間振とうさせて、コンクリート試料中の水を特殊アルコールの中に抽出する。</p> <p>試料採取容器を外し、抽出容器にろ紙をセットし、抽出液をろ過させる。</p> <p>ろ過した抽出液を専用シリンジで採取し、反応管に入れ、反応管にゴム栓をする。</p> <p>反応管を折り曲げることにより、反応管中の試薬アンプルを割り、反応管を1分間振とうさせ、試薬と反応させる。</p> <p>反応後3分間静置し、精密圧力計で発生ガス圧力を測定する。その測定値から換算表により単位水量を求める。</p>	<p>事前に添加する食塩水の塩分濃度を測定しておく。</p> <p>食塩水濃度、配合情報をパソコンまたは本体(専用機)に入力しておく。</p> <p>容器にコンクリートを採取し、突き棒、ゴムハンマを用いて詰める。</p> <p>容器表面をストレートエッジで水平にならす。</p> <p>接続筒を取り付け、食塩水を計量・添加し、混合容器を閉じる。</p> <p>食塩水とコンクリートが混ざり流動状態になるよう振って攪拌・混合する。混合容器の上下逆転を繰り返すか、混合機により水平回転させて2分間程度攪拌・混合する。</p> <p>食塩水混合前・後のコンクリートより濾液採取器により濾液を採取し、塩分濃度を測定する。</p> <p>測定終了後測定値を入力し単位水量を算出する。(専用機：単位水量を表示し、測定データとともに印字する。)</p>
測定時間	15分	約15分
試料の量	0.5リットルのコンクリート	1.5リットルのコンクリート
測定に必要な情報	なし	計画配合（セメントの種類・量、細・粗骨材量）、細・粗骨材吸水率、空気量
その他		専用混合容器（アクリル製）：2万円（量産品を計画中）、濾液採取器：1万円

18. 福島県元請・下請関係適正化 指導要綱及び工事現場における 施工体制点検マニュアルについて

昭和57年3月31日	制定	
57農林第302号	農地林務部長	通知
57監 第252号	土木部長	
平成20年2月15日	最終改正	
19土 第8978号	土木部長	通知

福島県元請・下請関係適正化指導要綱

第1 趣 旨

公共工事の適正な施工を確保することは、社会資本の充実と公共の福祉の増進に寄与するばかりでなく、ひいては建設業の健全な発展を図るという社会的要請にもこたえるものである。

建設工事は、各種工事の組み合わせにより総合的に施工されるものであるから、工事の内容、規模等によっては下請による施工が不可避であることが少なくないが、元請及び下請は工事の適正かつ効率的な施工を確保するため、それぞれの分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすとともに、合理的な元請・下請関係を確立する必要がある。

さらに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）の施行により、公共工事については一括下請負が全面的に禁止され、また工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を行い、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応が求められている。

このため、元請及び下請は関係法令を遵守することはもちろん、それぞれ対等の協力者として、適正な契約を締結し、適正な施工体制を確立するとともに、建設労働者の雇用条件等の改善を図ることが肝要である。

この要綱は、以上のような趣旨から、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）、適正化法及び国土交通省で定めた「建設産業における生産システム合理化指針」を基本としながら、福島県が発注する建設工事を施工するにあたって、元請及び下請が講ずべき措置について必要な事項を定めるものである。

（法第1条）

第2 定 義

- 1 この要綱において「元請」とは、県から直接工事を請け負った者はもちろん、工事が数次の下請契約により行われる場合は、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- 2 この要綱において「下請」とは、下請契約における請負人をいい、工事が数次の下請契約により行われる場合は、県から直接工事を請け負った者からその工事の一部を請け負った者はもちろん、それに続くすべての下請契約に

おける請負人をいう。

(法第2条)

第3 一括下請負の禁止等

一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、これを禁止する。(適正化法第12条)

また、不必要な重層下請は同様に種々の弊害を有するので、避けるものとする。(法第22条)

第4 下請の選定

元請は、下請の選定にあたっては、その工事の施工に関し建設業法により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、あるいは停止されている者を除くとともに施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況、下請との取引状況等を総合的に勘案して、優良な者を選定するよう努めるものとする。

この場合、少なくとも次の各号に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

- (1) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (2) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している者においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (3) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

(法第3条、法第28条、法第29条の4)

第5 適正な下請契約の締結等

1 合理的な下請契約の締結

元請及び下請は、工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容に加えて「請負人は福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項を記載した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

(法第18条、法第19条)

2 見積期間

元請は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けなければならない。(法第20条)

3 不当に低い下請代金の禁止

元請は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならない。また、消費税相当分を計上すること。

(法第19条の3)

4 不当な使用資材等の購入強制の禁止

元請は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請に購入させてその利益を害してはならない。

(法第19条の4)

5 下請の意見の聴取

元請は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請の意見をきかなければならない。(法第24条の2)

6 施工条件の配慮

元請は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損うおそれのある条件を付けないよう配慮しなければならない。

7 完成検査の早期実施

元請は、下請からその請け負った工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

(法第24条の4第1項)

8 工事目的物の速やかな引受け

元請は、完成検査を終了した後、下請が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

(法第24条の4第2項)

第6 下請代金支払等の適正化

元請は、下請契約により定められた事項を適正に履行し、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

(1) 前払金の支払を受けたときは、下請に対して、資材の購入、労働者の募集、その他下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

この場合、担保措置を必要とするときは、損害保険会社による前払金保証制度が利用できるので当事者で措置すること。(法第24条の3第2項)

(2) 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に代金を支払うこと。(法第24条の3第1項)

(3) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。

(4) 下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由がない

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

のに、その工事の下請代金の支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
(法第19条の4)

- (5) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申し出の日（引渡しの日について第5の8ただし書による特約がなされている場合は、その一定の日。以下この号において同じ。）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めること。なお、この規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日が、下請代金の支払期日が定められなかったときは引渡しの申し出の日が、それぞれ支払期日として定められたものとみなすものとし、本項による支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、上記の日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払代金に年14.6%の率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

(法第24条の5第1項、第2項、第4項)

- (6) 下請代金の支払はできる限り現金払とするよう努めること。

現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は、現金払とすること。

(法第24条の3)

- (7) 手形期間は90日以内でできる限り短い期間とするよう努めること。なお、事情がある場合であっても120日を超えないようにすること。

(法第24条の5第3項)

- (8) 一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
(法第24条の5第3項)

- (9) 元請の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請がその割引に要する費用又は増加費用は元請が負担するようにすること。

第7 下請における建設労働者の雇用条件等の改善

下請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次の各号に定める事項について措置するようしなければならない。

雇用・労働条件の改善

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にとっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

安全・衛生の確保

- (6) 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに、職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- (7) 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請及び県から直接工事を請け負った元請に報告すること。
- (8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。

なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

- (9) 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- (10) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入に努めること。

なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

- (11) 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

福利厚生施設の整備

- (12) 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舍に関する規程を遵守すること。

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

- (13) 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

技術及び技能の向上

- (14) 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

適正な雇用管理

- (15) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

- (16) 建設労働者の募集は適正に行うこと。

- (17) 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

その他

- (18) 前各号に定める事項のほか、建設業関連法令を遵守すること。

第8 他の元請又は下請に対する指導等

- 1 県から直接工事を請け負った元請は、適正な工程管理の実施、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労災保険料の適正な納付等を行うとともに、その工事における全ての元請に対して第3から第6までに定める事項を遵守するよう指導し、かつ、その工事における全ての下請に対して第7に定める事項について措置するよう指導、援助等を行うものとする。
- 2 県から直接工事を請け負った元請以外の元請は、その下請に対して、第7に定める事項について措置するよう指導、援助等を行うとともに、県から直接工事を請け負った元請が行う指導、援助等に協力するものとする。
- 3 特定建設業者は、その責務を十分認識し、下請保護及び指導に努めるものとする。
(法第24条の6)

第9 元請の遵守事項

- 1 元請は、下請契約（変更契約を含む。以下この項において同じ。）を締結するときは下請工事契約時チェックリスト（様式第1号）を作成し、適正な契約締結がなされているか確認するものとする。なお、県から直接工事を請け負った元請以外の元請は、下請契約を締結したときは遅滞なく自らの元請を通じ県から直接工事を請け負った元請に対して契約書及び下請工事契約時

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

チェックリストの写しを提出するものとする。

2 元請は、工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等必要な措置を講じるものとする。

3 県から直接、請負金額500万円以上の工事を請け負った元請は、当該工事における各下請の施工の分担関係を表示した元請・下請関係者一覧表（様式第2号）を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。ただし、下請契約金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額をいう。以下同じ。）が3,000万円（建築一式工事にあつては4,500万円。以下同じ。）以上になる場合は、元請・下請関係者一覧表にかえて法第24条の7第4項に規定する施工体系図（参考様式第3号）を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

4 県から直接工事を請け負った元請は、工事現場に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における工事施工の技術上の総括的管理を行うものとする。この場合、下記の点に注意すること。

ア 現場代理人は工事現場に常駐すること。

イ 下請契約金額が3,000万円以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。（法第26条第1項、第2項）

ウ 請負金額が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者であること。

（法第26条第3項）

エ 監理技術者は監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

（法第26条第4項）

オ 主任技術者、監理技術者は現場代理人と兼ねることができること。

5 県から直接工事を請け負った元請以外の元請は、工事現場に主任技術者を置き、工事現場における工事施工の技術上の管理を行うものとする。なお、請負金額が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）以上になる場合の主任技術者は、工事現場に専任の者でなければならない。

（法第26条第3項）

6 元請は、下請工事完了後、検査、支払い等を行うときは、下請工事完了後チェックリスト（様式第3号）を作成し、適正な手続きがなされているか確認するものとする。なお、県から直接工事を請け負った元請以外の元請は、下請への支払手続きを完了したときは遅滞なく自らの元請を通じ県から直接

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

工事を請け負った元請に対して下請工事完了後チェックリストの写しを提出するものとする。

第10 下請通知書の提出

- 1 県から直接、請負金額500万円以上の工事を請け負った元請は、工事の一部を他の者に請け負わせようとする場合（下請契約金額が3,000万円以上となる場合を除く。）は、県との契約締結日から21日以内に、下請通知書（様式第4号）を当該工事を監督する監督員（以下「工事監督員」という。）を経由して、当該工事を所管する公所の長（本庁が契約を行い公所の長に工事監督の委任を行っていない場合には関係する予算を主管する課長。以下「所長等」という。）に提出するものとする。なお、下請通知書には、全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリストの写しを添付するものとする。
- 2 前項の下請通知書の提出期限から下請工事の着手までに相当の期間がある場合など、正当な理由があって前項の下請通知書の提出期限までに契約を締結することができない下請工事がある場合は、県から直接工事を請け負った元請は、所長等の了承を得て下請通知書のうち当該下請工事に係る部分について見込みで記載して提出することができるものとする。この場合、当該下請工事に関する添付書類は当該下請工事の契約締結後遅滞なく提出するものとする。（なお、下請工事着手前には下請契約を締結していなければならないので留意すること。）
- 3 県から直接工事を請け負った元請は、下請通知書の記載事項に変更があったときは、変更があった日から7日以内に、変更後の内容を記載した下請通知書及び変更部分に係る添付書類を工事監督員を経由して所長等に提出するものとする。
- 4 所長等は、必要に応じ請負金額500万円未満のものについても、県から直接工事を請け負った元請に対して下請通知書の提出を求めることができる。

第11 施工体制台帳の写しの提出

- 1 県から直接工事を請け負った元請は、下請契約金額が3,000万円以上になる場合は、施工体制台帳（参考様式第1号の1、2）を作成して工事現場ごとに備え置くものとする。なお、施工体制台帳には、全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリストの写し並びに工事担当技術者台帳（監

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

理技術者、主任技術者（全ての下請負を含む）及び元請の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載したもの。（参考様式第2号）を添付するものとする。

- 2 前項の場合において、県から直接工事を請け負った元請は、共通仕様書に規定する施工計画書の提出と同時に、施工体制台帳及びその添付書類の写しを工事監督員を経由して所長等に提出するものとする。
- 3 前項の施工計画書の提出期限から下請工事の着手までに相当の期間がある場合など、正当な理由があつて前項の施工計画書の提出期限までに契約を締結することができない下請工事がある場合は、県から直接工事を請け負った元請は、所長等の了承を得て施工体制台帳のうち当該下請工事に係る部分について見込みで記載して提出することができるものとする。この場合、当該下請工事に関する添付書類は当該下請工事の契約締結後遅滞なく提出するものとする。（なお、下請工事着手前には下請契約を締結していなければならないので留意すること。）
- 4 県から直接工事を請け負った元請は、施工体制台帳の記載事項に変更があつたときは遅滞なく第1項の施工体制台帳及び添付書類を修正するとともに、変更があつた日から7日以内に、変更後の施工体制台帳及び変更部分に係る添付書類の写しを工事監督員を経由して所長等に提出するものとする。

（法第24条の7、適正化法第13条）

第12 下請負報告書の提出

- 1 県から直接、請負金額500万円以上の工事を請け負った元請は、工事の一部を他の者に請け負わせた場合は、工事完成検査完了後2か月以内に下請負報告書（様式第5号）を工事監督員を経由して所長等に提出しなければならない。なお、下請負報告書には全ての下請契約に係る下請工事完了後チェックリストの写しを添付するものとする。
- 2 正当な理由があつて前項の提出期限までに支払手続きが完了しない下請契約がある場合は、県から直接工事を請け負った元請は、所長等の了承を得て下請負報告書のうち当該契約に係る部分について見込みで記載して提出することができるものとする。この場合、全ての支払手続き完了後遅滞なく当該下請契約に係る添付書類とともに下請負報告書を再提出するものとする。（なお、下請への支払いは法令及び本要綱の規定に従い適正に行われる必要があるため留意すること。）

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

- 3 所長等は、工事の施工又は管理について著しく不相当と認められる下請がなされていると認めるときは、随時、県から直接工事を請け負った元請に対し、下請負報告書の提出を求めることができる。この場合、県から直接工事を請け負った元請は、所長等が提出を求めた日から14日以内に下請負報告書を提出しなければならない。

第13 実態調査及び調査結果による措置等

所長等は、500万円以上の工事について、別に定める「工事現場における施工体制点検マニュアル」に基づき施工技術者の設置の状況や工事現場の施工体制等について調査し、建設業法、適正化法及び要綱等に違反する事項があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第14 県の指導・助言等

県は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底をはかるため、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) この要綱の遵守に関し、元請又は下請に対する必要な指導又は助言。
- (2) 前号のほか、元請又は下請がこの要綱に定める事項に違反した場合において、必要があると認められるときにおける元請又は下請に対する調査及び是正その他の必要な措置に関する指示。
- (3) 元請又は下請が前号の指示に従わない場合又は指示に対する措置の結果が適切でない場合における入札参加資格制限措置基準に照らした措置。

(法第41条、法第42条、法第42条の2)

第15 入札における要綱の呈示

工事の請負契約の入札に当たっては、入札条件に次の一項を加え、要綱を呈示するものとする。

「福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。」

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、同日以降福島県が発注する建設工事に適用する。ただし、第10から第12に関する部分は昭和57年5月1日から適用する。

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月15日から施行し、平成20年3月1日以降入札公告又は見積徴取通知を行う工事に適用する。

福島県元請・下請関係適正化指導要綱提出書類等一覧

書類名	提出等を要する場合	提出時期等	添付書類等
元請・下請関係者一覧表 (様式第2号) 要綱第9第2号	県から500万円以上の工事を請け負った場合(3に該当する場合を除く。)	県との契約締結後、速やかに現場の見やすい場所に掲示する。	
下請通知書(様式第4号) 要綱第10第1項	県から500万円以上の工事を請け負った場合(下記3に該当する場合を除く。) 請負代金500万円未満の工事であっても県から特に指示を受けた場合は提出要。	県との契約締結後21日以内に県から直接工事を請け負った元請が監督員経田で所長等へ提出する。 提出後に変更が生じた場合は、変更があった日から7日以内に、変更後の内容で再提出	全ての下請契約(2次下請以降も含む。以下同じ。)に係る契約書及び下請契約時チェックリスト(様式第1号)の写し
施工体系図(参考様式第3号) 要綱第9第2号	下請契約金額の総額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合	県との契約締結後、速やかに現場の見やすい場所に掲示する。	
施工体制台帳(写し) (参考様式第1号の1,第1号の2) 原本は現場に備え置く。 要綱第11第2項	下請契約金額の総額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合	施工計画書の提出時に県から直接工事を請け負った元請が監督員経田で所長等へ提出する。 提出後に変更が生じた場合は、変更があった日から7日以内に、変更後の内容で再提出	全ての下請契約に係る契約書及び下請契約時チェックリスト(様式第1号)の写し 工事担当技術者台帳(参考様式第2号)の写し
下請負報告書(様式第5号) 要綱第12	県から500万円以上の工事を請け負った場合 その他、特に指示を受けた場合	工事成績検査完了後2か月以内に県から直接工事を請け負った元請が監督員経田で所長等へ提出する。 指示を受けた日から14日以内に県から直接工事を請け負った元請が監督員経田で所長等へ提出する。	全ての下請契約に係る下請工事完了後チェックリスト(様式第3号)

1～5については、県から直接工事を請け負った元請が全ての下請契約(2次下請以降も含む)について取りまとめを作成する。各チェックリスト(様式第1号、第3号)は、各下請契約におけるそれぞれの元請が作成する。

工事現場における施工体制点検マニュアル

1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備を的確に行うためには、適正な施工体制を確保することが重要である。

本マニュアルは、福島県が発注する工事について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものである。

2 対象工事

請負金額が500万円以上の請負工事

3 点検実施者

監督員（必要に応じて担当課長等）

4 点検項目

「工事現場における施工体制点検チェックリスト」（別紙 - ~ ）の点検項目

施工体制一般

現場施工体制， 施工体制台帳， 施工体系図， 建設業許可標識，
建設業退職金共済制度等

一括下請負

元請負人の実質関与

配置技術者

現場代理人の常駐等， 主任技術者（監理技術者）の専任制， 専門
技術者の配置， 作業主任者の選任

5 点検結果

(1) 処分事項（チェックリストの 処分事項 が の項目）

判定結果が「不備があった」と判定された場合は、様式1にチェックリストの写しを添えて速やかに技術管理課長（農林水産部においては農林技術課長）に報告する。

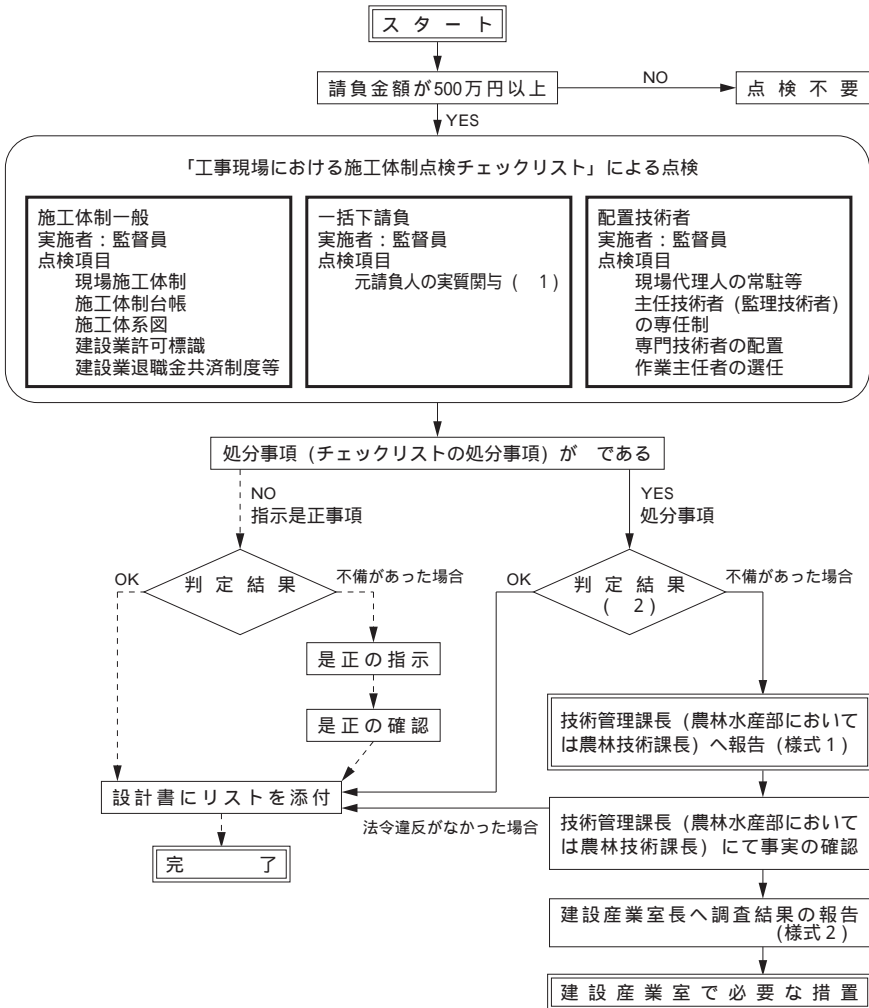
18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

報告を受けた技術管理課長（農林水産部においては農林技術課長）は、事実の確認を行い、その結果を様式2により速やかに土木部建設産業室長に報告するものとする。

(2) 指示是正事項（チェックリストの 処分事項 が空欄の項目）

判定結果が「不備があった」と判定された場合は、是正の指示を行い、是正状況を確認する。

6 点検フロー



- 元請負人の実質関与について
 - 元請負人の実質関与は、10項目のうちひとつでもOKでないものがある場合は不備があると判断する。
 - 元請負人の実質関与の点検は、主任技術者 (監理技術者) からの聞き取りにて行い、工事日報、打ち合わせ記録簿、野帳等により確認すること。
 - 元請負人の実質関与の点検のうち、8. 住民への説明、9. 施工計画、10. 出来形・品質管理の各項目については、下請会社が補助として行っている場合もOKとする。
- 処分事項の判定結果について
 - 監督員による点検の結果、不備がある、または不備の疑いがある場合は、速やかに当該工事の担当課長等へ報告し、必要に応じて担当課長等が確認を行い判定結果を出すこと。
 - 主任技術者 (監理技術者) 専任の点検については、2回目の不在が確認された段階で当該工事の担当課長等に報告し、必要に応じて担当課長等が確認を行い判定結果を出すこと。

「施工プロセス」のチェックリスト
(工事現場における施工体制チェックリスト)

- 1. 工事番号 _____
- 2. 工事名 _____
- 3. 施工業者 _____

事務所名: _____
監督員名: _____

「工事現場における施工体制チェックリスト」は、共通仕様書、契約約款に基づき、施工体制が適正であるかを監督員等が点検する。
 該項目は現場等で確認した日、及びその内容がOKであれば、不備がある場合は×マークを記入し、不備がある場合は備考欄に指示
 事項や不正状況等を記入する。点検結果に不備がある場合は、監督処分の対象となるので、不備が確認された段階で必要な措置を行う。ただし、主任技術者（監理技術者）専任
 の点検項目については、2回数の「施工時の変更時」とは、下請業者の変更等による体制の変更時であり契約変更時ではない。

検査項目	細別	確認項目	確認内容	当該項目	チェック欄						備考 (指示事項及びその是正状況等)	法令 遵守 該事 項
					着手前	施工時	完成時	着手前	施工時	完成時		
1	施工体制	現場施工体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書の記載内容(現場組織表等)と現場施工体制が一致している。 ・ 施工体制台帳の写し【下請通知書】を福島県元請・下請関係内提出した。 ・ 施工台帳【下請通知書】に、工事項目が別添チェックリストに必要制台帳で確認 		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		施工体制台帳等 <small>下請総額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の場合【】内は下請総額3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)の場合。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付し、必要事項が記入して確認 ・ 提出された施工体制台帳と同一のものを現場に備え付けられている。 ・ 施工台帳【元請・下請関係者及び公衆の見やすい場所に掲げておく。施工時の当初、変更時】 ・ 施工台帳【元請・下請関係者及び公衆の見やすい場所に掲げておく。施工時の当初、変更時】 		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		施工体系図等 <small>下請総額が3,000万円以上(建築一式工事の場合は4,500万円以上)の場合【】内は下請総額3,000万円未満(建築一式工事の場合は4,500万円未満)の場合。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体系図【元請・下請関係者及び公衆の見やすい場所に掲げておく。施工時の当初、変更時】 ・ 施工体系図【元請・下請関係者及び公衆の見やすい場所に掲げておく。施工時の当初、変更時】 		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		建設業許可 標識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置している。 		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

(1 / 7)

「施工プロセス」のチェックリスト
(工事現場における施工体制制点チェックリスト)

検査項目	細別	点検項目	点検内容 (チェックの時期・回数)	当該項目	チェック欄							備考 (指示事項及びその是正状況等)	法令遵守 該事項				
					着手前	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			完成時			
1 施工体制	施工体制一般	建設業退職金等	「建設業退職金共済制度適用事業主している。」「建設現場」の標識が現場に掲示されている。(施工時1回程度)		(/)												
		工事カルテ	工事カルテの登録及び主任技術者(監理技術者)の専任業務は請負金額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上)	建設業退職金共済証紙の配布を受け、建設業退職金共済証紙の配布を管理している。(施工時1回程度)		(/)											
		人員・機械の配置	工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。(施工時適宜)		(/)												
		現場代理業務の常駐緩和の条件	現場代理人の常駐緩和により不在となる場合は、現場の取締り他、在工に責任者を指定して配置している。(施工時適宜)		(/)												
		元請負人の実質関係	現場代理人が現場を離れる時は、監督員と必ず連絡が取れる体制となっている。(施工時適宜)		(/)												
		元請負人の実質関係	元請負人は下請工事の施工に実質的に関与している。(一括下請け)		(/)												
		元請負人の実質関係	元請負人は協議等の打ち合わせを主体的に実施している。		(/)												
		元請負人の実質関係	元請負人は工事施工に伴う道路管理者等の協議を行っている。		(/)												
		元請負人の実質関係	元請負人は近隣工事との工程等の調整を行っている。		(/)												
		元請負人の実質関係	元請負人は工事全体を把握し、工事の進捗を適正に調整・指揮している。		(/)												
元請負人の実質関係	元請負人は下請工事分の完成検査を実施している。		(/)														
元請負人の実質関係	元請負人は労働者の安全教育、下請業者の安全指導を実施している。		(/)														
元請負人の実質関係	元請負人は施工等について調整指導を行っている。		(/)														
元請負人の実質関係	元請負人は工事施工に伴う住民苦情に対応している。		(/)														
元請負人の実質関係	元請負人は契約図書の内容を適正に把握し、設計図書の内容を適正に把握し、施工計画(工程計画)を完全に全している。		(/)														
元請負人の実質関係	元請負人は所定の検査・試験を実施している。		(/)														

(2/7)

「施工プロセス」のチェックリスト
(工事現場における施工体制チェックリスト)

検査項目	細別	点検項目	点検内容 (チェックの時期・回数)	当該項目	チェック欄										備考 (指示事項及びその是正状況等)	法令遵守 該事項
					着手前	施工時					完成時					
						(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		(/)	(/)			
施工体制	現場代理人及び配技術者	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> 現場代理人は実質的に現場に常駐している。 (施工時適宜) 現場代理人は、工事全体の把握が出来ている。 (施工時1回/2ヶ月程度) 施工計画書は、必要な事項について具体的な内容で記載している。 (着手前、変更時) 現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜) 		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		主任技術者 監理技術者の専任	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者(監理技術者)の専任義務は請負金額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上)の場合、資格者証の交付日が平成16年3月1日以降の場合、資格者証及び講習修了証を確認 		(/)											
		配技術者 配施工管理 の能力	<ul style="list-style-type: none"> 技術者及び配技術者は、関係建設会社との恒常的な申し送り(専任)の日以前に3ヶ月以上(着手前)にある。 書類整理、資料整理が適切に処理されている。 (施工時適宜) 施工に先立ち、創意工夫または提案をもつて工事を進めている。 (着手前、施工時適宜) 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 (施工時適宜) 設計図書の照査が十分に現場との相違がある。 (着手前、施工時適宜) 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。 (着手前、施工時適宜) 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共に指導している。 (施工時適宜) 主任技術者又は、配技術者と十分に技術的に協力している。 (着手前、施工時適宜) 		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			
		専門技術者の配置 作業主任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 専門技術者の必要のない工事は対象外 (施工計画時、施工時適宜) 労働安全衛生法に基づき作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜) 		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

別 添

施工体制台帳チェックリスト

平成20年4月1日改正

- 1. 工事番号 _____
- 2. 工事名 _____
- 3. 施工業者 _____

・ 確認結果欄 では、記載事項及び添付書類を確認した月日、及びその内容がOKあれば、マークを、不備がある場合は×マークを記入する。

施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか。(建設業法施行規則第14条の2)	確認結果欄			備考
	確	認	結 果	
・ 作成特定建設業者が許可を受けた建設業の種類	/	/	/	
・ 建設工事の名称、内容及び工期				
・ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地。				
・ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成特定建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し）				
・ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別				
・ 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成特定建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）				
・ 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格				
・ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類				
・ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期				
・ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日				

	手	エ	ツ	ク	ク	項	目	確 認 結 果 欄			備 考	
								/	/	/		
<ul style="list-style-type: none"> 作成特定建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成特定建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請人に対する通知書の写し） 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成特定建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成特定建設業者への通知書の写し） 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別 下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格 1次下請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地 								/	/	/		
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか。(建設業法施行規則第14条の2第2項)												
<ul style="list-style-type: none"> 1) 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。） 												
<ul style="list-style-type: none"> 下請契約書に法第19条にある全ての事項がふくまれているか 												
工事内容												
請負代金の額												
工事着手の時期及び工事完成の時期												
請負代金の全部又は一部の前払又は出来形部分に対する支払の定めをすときは、その支払の時期及び方法												
当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め												
天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め												

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否か 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格 		
	<p>3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し（監理技術者資格者証の写し）</p>		
	<p>4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）</p>		
	<p>5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し</p>		

様式 1

第 号
年 月 日

技術管理課長 様
(農林技術課長)

発注機関の長

施工体制点検結果の報告について (報告)

このことについて、下記点検項目の点検結果に不備がありましたので報告します。

記

工 事 番 号	
工 事 場 所	
工 事 名	
請 負 金 額	
工 期	
請 負 業 者	
点 検 項 目 及 び 不 備 内 容	

様式 2

第 号
年 月 日

建設産業室長様

技術管理課長
(農林技術課長)

施工体制点検結果の報告について (報告)

このことについて、下記の事実が確認されましたので報告します。

記

発注機関	
工事番号	
工事場所	
工事名	
請負金額	
工期	
請負業者	
違反内容	
確認者名	


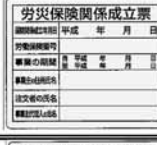
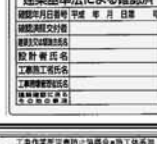

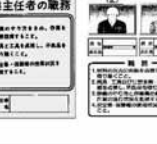



18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

工事標識・看板の掲示根拠法令等

名称	法令名	条文
建設業許可票	建設業法	(標識の掲示) 第40条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業のその他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 【掲示違反には罰則規定あり 第49条】
労災保険関係成立票	労働者災害補償保険法施行規則	(法令の要旨等の周知) 第49条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によって、労働者に周知させなければならない。
施工体系図	建設業法	(施工体制台帳及び施工体系図の作成等) 第24条の7第4項 第1項の特定特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(施工体制台帳の提出等) 第13条第3項 第1項の公共工事の受注者についての建設業法第24条の7第4項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。
建設業退職金共済制度適用事業主現場(標識)	「建設業退職金共済制度適用事業主現場(標識)」H11.3.18	(現場事務所や工事現場の出入口など見易い場所)
安全衛生推進者(衛生推進者)	労働安全衛生規則	(安全衛生推進者等の氏名の周知) 第12条の4 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。
作業主任者	労働安全衛生規則	(作業主任者の氏名等の周知) 第18条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。
工事名標識板	・福島県土木部保安施設設置基準(道路) ・16農総第6169号H16.8.27「工事名標識板の標示方法について」	(一般住民誰もが分かりやすい標識)
緊急時連絡表	土木工事安全施工技術指針(建設大臣官房技術審議官 通達H13.3.29)	第4節 工事現場管理 5. 緊急通報体制の確立 (3)緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等見やすい場所に標示しておくこと。
	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(H13.3.9閣議決定)	4 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項 (3)施工体制の把握の徹底等に関すること ハ その他元請負業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示の確認を行うこと。(以下省略)

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

公共土木工事の主な工事標識・看板の掲示整理表

種別	名称	掲示の根拠	掲示の対象者		掲示上の注意事項	標識・看板の例 (二重枠は様式が定められている)	
			工事関係者	公衆			
法律規則等で掲示が定められている標識看板	①建設業の許可票	・建設業法第40条 ・適正化指針		○	・店舗用とは別様式 ・下請も施工中は掲示する ・監理、主任の区分を標示する 250万円以上は専任(下請も同じ) ・500万円以上の工事施工には建設業許可が必要(下請も同じ) ・許可業種には該当業種を標示 ・許可有効期間は5年		
	②労災保険関係成立票	・労働者災害補償保険法施行規則第49条 ・適正化指針		○			
	③建設基準法による確認済	・建築基準法第89条			○	・該当工事で掲示	
	④施工体系図	・建設業法第24条の7-4 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第3項 ・適正化指針		○	○	・下請3000万円未満は元請下請関係者一覧表でも可	
	⑤・作業主任者 ・安全衛生推進者等	・労働安全衛生規則第18条 ・労働安全衛生規則第12条の4			○	・氏名、職務及び複数を選任する場合はその分担を標示する ・有資格者表とは区分する ・作業指揮者に該当する場合は、そのように掲示する。 ・数が多い場合は職務を併記した一覧表でも可 ・安全衛生推進者(衛生推進者)を選任している場合は、掲示する(事業規模10~50人)	
準ずる標識看板	⑥建設業退職金共済制度適用事業主工事現場(標識)	・建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部)H11.3.18 ・適正化指針		○			
	⑦工事名標示板	・福島県土木部保安施設設置基準(道路) ・16企技第1150号(H16.7.5)			○	・H16.10より工事名等をより公衆に分かりやすい表示に変更 ・木材は県産材を使用する	
	⑧・道路占用工事許可標示 ・(河川占用)許可標識 ・保安林(保安施設地区)内作業許可済標識 他	・50道維第166号S50.8.14道路占用工事許可標示板について 他			○	・該当工事で掲示 ・国県市町村の各道路、河川管理者等が許可条件で定めている様式による	

18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱及び工事現場における施工体制点検マニュアルについて

種別	名称	掲示の根拠	掲示の対象者		掲示上の注意事項	標識・看板の例 (二重枠は様式が定められている)
			工事関係者	公衆		
安全標識	⑨有資格者一覧表		○		・就業制限業務及び特別教育を必要とする業務に従事する者を表示する ・当該工事のなかの該当作業に対する資格者を掲示する	
	⑩緊急時連絡表	・土木工事安全施工技術指針(建設大臣官房技術審議官通達・H13.3.29)	○			
その他の安全標識	⑪安全スローガン		○			
	⑫無災害記録表		○			
	⑬作業予定表(お知らせ)		○			
	⑭危険予知活動表		○			
	⑮その他労働安全に関する事項		○		・ワイヤーロープの使用禁止基準 ・玉掛ワイヤーの点検 ・その他	

- ・原則的に⑩までについては全ての工事現場で掲示する。(③⑧は該当工事) その他労働安全に有効と思われる掲示をする。
- ・工事関係者に対しては常時確認できる現場事務所前広場等の「安全掲示板」に掲示し、公衆に対しては実際の施工場所近くの公衆の見易い場所に、掲示することを基本とする。
ただし、現場条件等により、これにより難しい場合はその限りではない。
- ・その他交通障害となる道路工事などでは、公衆の安全を確保する保安施設標識を保安施設設置基準(道路)などにより設置する。
- ・景観に配慮した標識、看板を心がける。破損、不鮮明なものはすみやかに交換する。
- ・適正化指針：公共工事の入札及び契約の適正化を図るため処置に関する指針(H13.13閣議決定)

19. 産業廃棄物管理票交付等 状況報告制度について

産業廃棄物管理票交付等状況報告制度について

1 対象者

廃棄物処理法の改正に基づき、平成20年度から前年度（平成19年度）に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した全ての排出業者は、交付状況等の報告が必要となります。

このため、産業廃棄物処理票（マニフェスト）を交付した全ての排出業者（中間処理業者を含む）は交付枚数及び排出量の多少に関わらず、全て報告制度の対象となります。

ただし、電子マニフェストにより交付したものについては、電子マニフェスト制度を管理している財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが集計及び報告を行うため、事業者が報告する必要はありません。

2 報告内容

- (1) 排出事業場の名称・所在地・電話番号
- (2) 排出事業場で行われる事業の業種
- (3) マニフェストを交付した産業廃棄物の種類、排出量（t）、交付枚数
- (4) 運搬受託者（収集運搬業者）の許可番号、氏名又は名称
- (5) 運搬先の住所
- (6) 処分受託者（中間処分業者又は最終処分業者）の許可番号、氏名又は名称
- (7) 処分場所の住所

3 報告書作成上の留意事項

- (1) 報告書（様式第三号）は事業場ごとに作成してください。
- (2) 設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1にまとめた上で提出してください。
- (3) 業種は、「日本標準産業分類中分類」により記入願います。なお、複数の事業を行っている場合には、主たる事業に該当する業種を記入してください。
- (4) 産業廃棄物の種類は廃棄物処理法の区分によりますが、複数の種類の産業廃棄物が一体不可分の状態で混合しているような場合（シュレツダークラスト等）には、これを一つの種類として扱うことも可能です。
- (5) 石綿含有産業廃棄物が含まれる産業廃棄物については、「産業廃棄物の種類」欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにしてください。

19. 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度について

- (6) 区間を区切って運搬を委託した場合（積み替え保管等を行う場合）又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についても全て記入してください。
- (7) 産業廃棄物の排出量は重量（トン）で報告することになります。重量の把握が困難な場合には、「換算係数」に基づき、体積を重量（トン）に直して記入してください。

なお、「報告書様式」「日本標準産業分類中分類」、「換算係数」、「報告書の作成例」など、詳しい内容については、県のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.fukushima.jp/recycle/kanrihyouhoukokuseido.htm>

4 報告書の提出先及び留意点

- (1) 報告書は産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する地方振興局環境課に平成20年6月30日までに前年度の実績を提出してください。（いわき市又は郡山市に事業場がある場合は、それぞれの市に提出してください。）

例えば、平成20年度の場合は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに交付したマニフェストについて平成20年6月30日までに報告することとなる。

- (2) 同じ法人でも、複数の事業場が、それぞれ異なる地方振興局にある場合には、事業場ごとに作成した報告書を、それぞれ管轄する地方振興局に提出してください。
- (3) 報告書（様式第三号）は事業場ごとに作成することになりますので、複数の事業場がある場合には、その事業場の数に応じた報告書（様式第三号）の提出が必要になります。
- (4) 3(2)により、1つの事業場にまとめた場合には、まとめた先の事業場の所在地を管轄する地方振興局に提出してください。
- (5) 提出部数は報告書（様式第三号）を1部提出してください。
- (6) 提出方法は地方振興局環境課あて、郵送又は持参により提出してください。
- (7) 提出にあたっての留意事項

提出いただいた書類はお返しできませんので、控えが必要な方は、必ず、事前に控えをとった上で提出してください。

報告書の副本を提出いただいても、受付（押印）してお返しすることはできませんのでご了承ください。

5 報告書様式

様式は県ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.pref.fukushima.jp/recycle/kanrihyohoukokuseido.htm>)

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

福島県知事

殿

報告者 所 名
住 氏 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

廃棄物処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種		電話番号					
事業場の所在地		電話番号							
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめ委託先に記入すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 産業廃棄物の種類は産業分類の中心類を記入すること。
- 運搬名目には処分委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載すること。
- 処分場所の住所は運搬先の住所と同一の場合に記入する必要があること。
- 区間を区切った運搬を委託した場合は、区間ごとの運搬受託者又は再受託者については再受託者について必ずすべて記入すること。（日本工業規格 A列4番）

6 各地方振興局連絡先

福島県県北地方振興局環境課 (管轄地域：福島市，二本松市，伊達市，本宮市，伊達郡，安達郡)	〒960 - 8065 福島市杉妻町 5 - 75 024 - 521 - 7539
福島県県中地方振興局環境課 (管轄地域：須賀川市，田村市，岩瀬郡，石川郡，田村郡)	〒963 - 8540 郡山市麓山 1 - 1 - 1 024 - 935 - 1502
福島県県南地方振興局環境課 (管轄地域：白河市，西白河郡，東白川郡)	〒961 - 0971 白河市字昭和町269 0248 - 23 - 1420
福島県会津地方振興局環境課 (管轄地域：会津若松市，喜多方市，耶麻郡，河沼郡，大沼郡)	〒965 - 8501 会津若松市追手町 7 - 5 0242 - 29 - 3908
福島県南会津地方振興局県民環境課 (管轄地域：南会津郡)	〒967 - 0004 南会津郡南会津町田島字 根小屋甲4277 - 1 0241 - 62 - 2062
福島県相双地方振興局環境課 (管轄地域：南相馬市，相馬市，相馬郡，双葉郡)	〒975 - 0031 南相馬市原町区西町 1 - 30 0244 - 26 - 1237

- 問合わせ -

福島県生活環境部環境保全総室不法投棄対策室

〒960 - 8670 福島市杉妻町 2 - 16 電話：024 - 521 - 7259